

マッセ  OSAKA

地方分権ゼミナール

# 政策形成基礎調査研究 報告書

～アンケート手法と実践：総合計画を通して～



平成 15 年 1 月

財団法人 大阪府市町村振興協会  
おおさか市町村職員研修研究センター

# 刊行にあたって

大阪府市町村振興協会では、平成14年6月から9月にかけて、6日間の日程で、政策立案において必要な、アンケート調査の作成や結果分析方法等について講義と実践により学ぶ地方分権ゼミナール「政策形成基礎調査研究」を開催しました。

本ゼミナールでは、参加者が具体的なアンケート調査手法について身に付ける機会を設けるとともに、その一環として近畿及び関東の市町村の中から無作為抽出した自治体を対象に、総合計画に関するアンケート調査を実施しました。

今回の調査については、各市町村の総合計画の策定状況、総合計画と行政評価や予算編成との連携等について把握することで、実効性のある総合計画の策定・執行・評価のあり方について検討するための基礎資料とすることを目的に実施しました。

本報告書は、第1部において、講師の拾井雅人先生（日本システム開発研究所調査役）のアンケート手法の講義録を掲載しており、第2部ではアンケート調査結果を、第3部では参加者のコメントをとりまとめております。今後、府内市町村行政における政策形成の参考としていただければと考えております。

最後に、アンケート調査に回答いただきました自治体の皆様にあらためてお礼申し上げますとともに、本ゼミナールで講師を務めていただきますとともに、アンケート調査結果報告書の作成にご尽力いただきました拾井先生に厚くお礼申し上げます。

平成15年1月

財団法人大阪府市町村振興協会  
おおさか市町村職員研修研究センター  
所長 米原 淳七郎



政策形成基礎調査研究  
報告書目次

1 部	アンケート調査手法講義録 .....	1
2 部	アンケート調査結果 .....	49
	調査テーマ：総合計画	
3 部	ゼミナールを終えて .....	157





# 1部

# アンケート調査手法 講義録

(講師)

財団法人 日本システム開発研究所

拾井 雅人 さん

本ゼミナールは、講師の拾井さんからアンケート手法の講義をしていただき、そこで学んだものをもとに、アンケート作成やアンケート調査の実施、結果の分析を議論するなどの形式で行いました。

1部は、本ゼミナールで実施したアンケート手法の講義内容を講義録として整理したものです。





## 1. アンケート調査とは・・・

アンケート調査を定義したものはなかなか少ないのですが、「アンケート調査の方法－実践ノウハウとパソコン支援－」（辻 新六、有馬 昌宏）の中では、次のように定義されています。

「社会のさまざまな分野で生じている問題を解決するために、問題に関係している人々あるいは組織に対して、同じ質問を行い、質問に対する回答としてデータを収集し、そのデータを解析することによって、問題解決に役立つ情報を引き出していくという一連のプロセスである。」

そこで、問題解決のプロセスについてみてみますと、「問題（現象）」の裏には「要因」があり、もっと遠くに「背景」があります。逆に、その「問題（現象）」から出てきた「解決策」と、それによる影響、効果などの「予測」があります。アンケート調査は、これらの問題解決のプロセスのどこに焦点をあてるかで、いくつかに分類することができます。例えば、今どのような問題（現象）があるのかを発見するための調査。原因や構造を解明する調査。解決策を探ったり、選択したりする調査。効果を確認したり、今後を予測するための調査などです。

通常は1つの調査票の中には、こういったいくつかの調査を合わせて作成します。ただ、ある程度何を調査するかを意図しておかないと分析するときに、何が多い・少ないだけのアンケートに終わってしまいます。

## 2. データマイニングという考え方

ここで、皆さんにお尋ねします。「データマイニング」という言葉を聞かれたことがありますか。データマイニングとは、データベースなどに蓄積されたデータをマイニングして、つまり採掘して、宝物である情報、仮説、知見、課題等を見つけだすことを言います。そして、それをもとにして、法則性を発見したり、効果を測定・予測したりして、様々な対策を戦略的に展開することが可能となるわけです。

民間企業などでは、このようなデータマイニングの考え方をもとに、アンケート調査を行い、客観的・定量的な分析を行い、様々な意思決定を行っているわけですが、市町村など行政の場合は、アンケート調査を行っても、その分析は未熟で、政策形成などには活かしきれていない場合がほとんどではないでしょうか。しかし、今後は、住民ニーズが多様化・個別化していく中で、住民の意見や要望等を的確に把握していくために、或いは、住民と行政とのパートナーシップのもと、住民とともに新しい政策、施策、事業を形成（共創）していくために、データマイニングの考え方に立って、アンケート調査を行い、分析していくことも重要になってくると考えます。

## 3. リサーチャーの関心事

まず、アンケート調査をしようとする人はどういうことに関心があるかということです。普通、調査をする人の一番の関心事は、全体の傾向を知りたいということです。それから、もう1つの関心事として、全体の傾向からはずれた特異なデータを発見し、そこから問題の兆候を読みとり、重大な問題を把握したいということです。

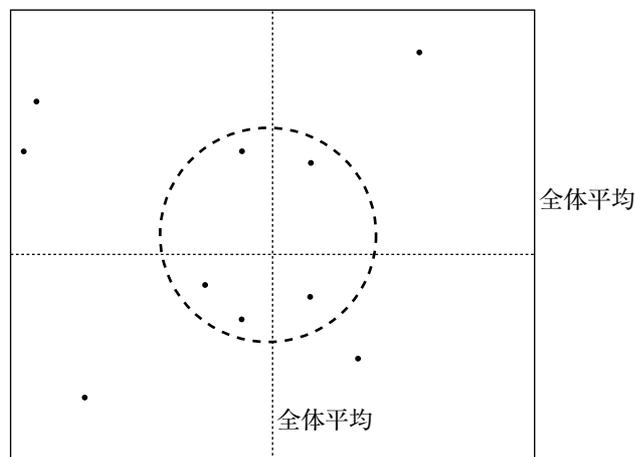
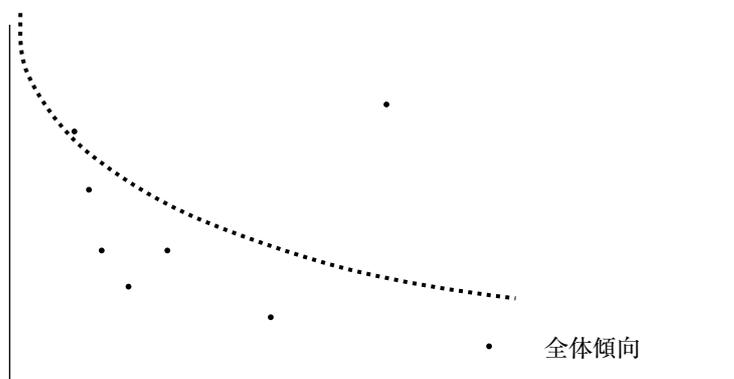


特異なデータを見つけ出すには、ちょっとした工夫がいるかもしれません。例えば、テーマパークの敷地面積（横軸）と面積あたりの売上高（縦軸）との関係をグラフで表すと、下図に書いてあるような図になると言われています。回帰式を求めると、2次曲線がだいたいこのようなかたちになり、これがいわば全体の傾向です。

これをもとに、敷地面積が大きいほど効率性は低下するので、規模を拡張しようと思うなら、効率性を上げるための何らかの対策も必要ということになります。また、図には、1個だけ線からはずれた点があるのがわかると思います。これが特異なデータです。こういうものを見つけ出すことも大切になります。テーマパークでいえば、ディズニーランドやディズニーシーといったところになります。

行政の場合で考えると、総合計画での住民参加度を何らかのかたちで数字に出せるとした場合、人口規模と住民参加度の関係をみると、人口規模が大きくなればなるほど住民参加度は減っていくといった傾向が得られるかもしれません。また、その中には人口規模が大きくても住民参加が進んだ自治体、つまり特異なデータが含まれているかもしれません。そこで、なぜこの自治体は特異なデータを示すことができたのか、どんな取り組みをしているのか等について研究することが大切です。これは、ただ単に先進事例というかたちでの研究よりも有効であると思います。

特異なデータを見つけ出すためのグラフの工夫として、下の図のように、全体平均（例えば、〇〇市全体の平均値）と〇〇市内の地区別平均値とを比較することで、おもしろい傾向が見えてくることがあります。





## 4. アンケート調査にのぞむ姿勢

次に視点を変えて、アンケート調査にのぞむ姿勢を考えます。アンケート調査をするとき、ある程度答えを持った状態で調査設計をする場合が多いと思います。俗に言う「仮説」ですね。統計の世界では、統計的仮説という別の概念もありますが、ここでは一般的にいう仮説と思ってください。

仮説を立てて、その仮説を調査して検証しようとしています。その仮説に沿った結果が出てくると「やはり思ったとおりだった」ということになり、それで満足してしまいます。しかし、仮説は仮説であり、見えないところがありますから、さらに探索的な態度が重要になってきます。1つの答えが出たからといってそれに満足せず、探索的な姿勢をもたなければなりません。

例えば男女共同参画の意識調査で、「今の社会は男性優遇だと思いますか」と聞くと、「そうだ」という意見は男性よりも女性に多いということは考えられます。

では、女性の方が男女差別に対して意識が高いと単純に結論付けてしまうところもあるでしょうが、地域間で差があることに気づく人もいます。たまたま都市部と農村部が混在するまちの場合、都市部と農村部で年齢別の構成に非常に差があるとします。また、農村部ですから高齢化率が高いこととなります。そうすると、高齢者層の女性では、意外にも男性に比べて男性優遇という意識が低いという傾向がよく出てくることがあります。

ですから、短絡的に最初の段階で、一般的に女性の方が男女差別の意識は高いと結論づけるのではなく、その中で、特に高齢者の女性にはそういう傾向は少ないということまで考えないと、同じような施策を打っても意味がありません。「とらわれない態度」と「探索的な態度」がアンケート調査にのぞむ時には大切です。

## 5. アンケート調査の分類

アンケート調査にはいろいろな分類のしかたがありますが、整理すると下表のようになります。

分類基準	アンケート調査の分類 (呼称)
調査地域	全国調査、特定地域調査 等
調査地域の特性	都市調査、農村調査 等
調査対象	個人調査、世帯調査、学校調査、企業調査
対象の社会層	住民調査、消費者調査、学生調査、主婦調査 等
回答者の選び方	全数(悉皆)調査、標本調査
結果の利用目的	世論調査、学術調査、市場調査
調査目的	実態調査、意識調査、構造調査 等
調査内容	福祉調査、労働調査、教育調査 等
調査の継続性	時系列調査(継続調査、パネル調査、モニター調査) 等
調査のプロセス	予備調査、本調査 等

参考資料：辻 新六、有馬 昌宏「アンケート調査の方法－実践ノウハウとパソコン支援－」(朝倉書房)



この表の中で「回答者の選び方」をみますと、全数調査、標本調査とあります。全数調査とは、俗に悉皆調査といわれているものです。全数調査にするか標本調査にするかは、当然いろいろな基準によって決めていかなければいけません。標本調査にした場合の標本抽出の考え方や進め方等についてはあとで詳しくふれます。

表の中の「調査の継続性」では時系列調査がありますが、その中には、継続調査、パネル調査、モニター調査があります。

1人の人が一定の間隔をおいて、例えば1年ごとに、今年の4月に調査を受けて回答した人が、来年の4月にまた同じ内容の調査に答えます。そして、1年間でどう変わったかを見ていく調査が「パネル調査」です。「モニター調査」とは調査対象者は同じ人ですが、異なるテーマについても聞くことができる調査です。今年はこのを聞いたけれども、来年は同じ人に違うことを聞くということです。「継続調査」とは調査対象者は限定せず、同じテーマで聞いていくものです。例えば毎年1000人を無作為抽出し、同じテーマ、同じ内容の質問を聞いていくみたいな感じです。これら3つの調査の違いは概ねこんな感じですが、モニターとパネルの言葉は一般には曖昧に使われています。ただ、正しくは今申し上げたような内容です。

表の「調査のプロセス」では、予備調査と本調査が書いてあります。皆さんは予備調査をしてアンケート調査をすることはあまりないと思いますが、実際に調査の正確性を高めようと思えば、こういう予備調査をした方がいいでしょう。そういうときに、例えばインターネット、電子メールなどを活用したネットアンケートの手法を確立してあれば、非常に低価格で短期間である程度の予備的調査ができます。特に調査票の設問文が回答者に理解しづらい、選択肢が誤解を招く、選択肢の順番を変えなければ1つの選択肢に回答が集中してしまうなど、本調査を前にして把握しておくべきことがわかる可能性があります。そういう意味からも、電子自治体の時代ですから、ネットアンケート的なものも少し考えていくといいのではないのでしょうか。

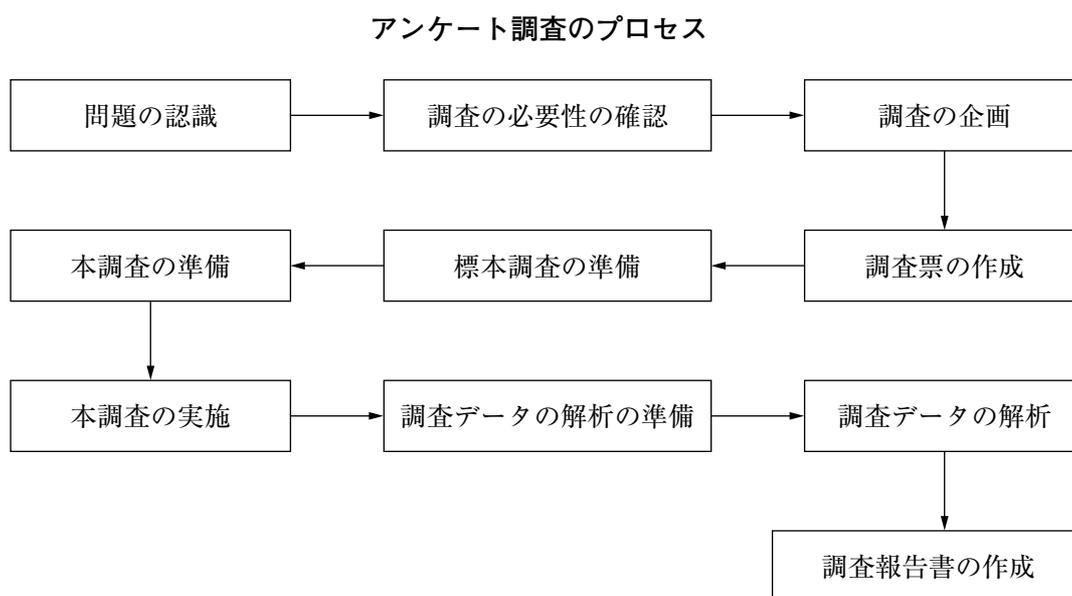
表の中には書いていませんが、もう一つ大事な分類として「調査の実施方法」からみた分類があります。調査員が訪問して回収する方法(配票調査法)、訪問して郵送により回収する方法、両方とも郵送による方法、先に郵送してあとで訪問する方法、自治会などを利用する託送調査法があります。その他、1か所に集まってもらう方法として、ある会場に集まっていただいてその場で回答してもらうやり方と、会場に集まっていただき、調査票を持ち帰っていただき、回答後にまた集まってもらうという宿題みたいな方法もあります。学校などを利用して配る場合は、学校で配ってその日のうちに書いてもらう場合と、「持って帰って保護者と相談して書いてください」という場合があります。また、面接調査法といって、訪問員が実際に会って調査票を見せたり、あるいは話をしながら実際に書き取る方法や、電話調査法などもあります。最近では先にお話したようなITを活用したネットアンケートなどもあります。ネットアンケートには先程お話したような魅力がある反面、調査対象が母集団をきちんと代表した標本となっているかどうかという代表性の点でやや問題もあります。ネットアンケートについてはまた後ほどお話しします。



いずれの配布・回収方法にも、それぞれメリット・デメリットが当然あります。費用、回収率、期間などいろいろな特徴があります。したがって、実際の調査をするにあたって、自分たちの調査期間や調査費用とつきあわせて最もいい方法を選ぶしかありません。ここではこういう選択肢がたくさんあることだけを知っておいていただければと思います。

## 6. アンケート調査のプロセス

アンケート調査をする場合に、どのようなプロセスを経て最終の報告書作成を行うかを整理します。



参考資料：辻 新六、有馬 昌宏「アンケート調査の方法－実践ノウハウとパソコン支援－」（朝倉書房）

まず問題をどう認識するかということです。

次に「調査の必要性の確認」ですが、これについては、後ほど詳しくお話したいと思います。調査の必要性を確認した結果、やはり調査が必要ということになれば、「調査の企画」段階に入っていきます。この部分については後述する「調査対象を定義するときの留意点」「調査方法を決定するときの留意点」「日程計画、費用計画のポイント」及び「調査票の作成」のところでお話したいと思います。

最終的に企画が固まれば、「調査票の作成」になります。大抵の場合は標本調査になると思いますので、「標本調査の準備」として、だれに配るのかという抽出作業が入ります。対象が住民ならば、住民基本台帳（外国人の方は外国人登録台帳）などからリストアップすることになります。

「本調査の準備」とは、実際に配る段階の封入作業なども含めた準備段階です。そして、最終的に「本調査の実施」ということになります。

本調査の準備までの段階はやり直しはききますが、本調査は通常はやり直しはききません。ですから、本調査という実際に配る段階までに十分な精査をしておかなければなりません。

「調査データの解析の準備」とは、回収した調査票のチェック作業とパソコン等に入力するための



コーディング作業のことです。

まず、回収した調査票のチェック作業ですが、無効か有効かの判断をしなければなりません。最初の1ページだけ書いて、あとは全然回答しないという調査票もあります。回収期間の初期に回収したものは積極的に書いてあるのですが、投函期限ぎりぎりに送られてくるものには結構そういうものがあります。景品などをつけると、その率はさらに高まります。そういった有効か無効かのチェック作業です。

もう1つのコーディング作業は、例えば問1はこういう内容で、選択肢はいくつあって、1つだけ選ぶのか・いくつでも選んでいいのかなどの情報を、入力・集計作業を行おうと考えているパソコンソフトで設定しておく作業です。これには少し時間がかかります。そういった作業をしたうえで実際にデータを入力することになります。

「調査データの解析」とは、俗にいう単純集計、クロス集計のほかに、色々な複雑な調査をしながら解析を進めていく作業です。そして、最後は報告書としてまとめます。これが一連の調査のプロセスです。

ここからは、先ほど説明を省略しました「調査の必要性の確認」についてお話したいと思います。必要性を確認するためのチェックポイントとしては、問題意識の再確認、調査目的の明確化、調査項目の検討、調査可能性の確認、既存調査資料の活用、調査期限の明確化、調査費用の制約の明確化などが挙げられます。実際に調査をする前段階で、ある程度こういったものを考えておかなければいけません。

問題意識の再確認とは、本当に問題があるのかどうかということです。例えば自分の地域では路上駐車がある場合、それが問題になっているのかどうかをまず確認します。

実際にそれが問題になっている場合には、今度はそれが何で問題なのか、どういう影響が生じているのかといったかたちでブレイクダウンしていきます。そのプロセスの中で、調査目的は明らかになっていきますし、調査目的に基づいて調査項目の検討が進められます。

調査項目を検討する場合、仮説検証型と事実発見型の2通りの方法があると思います。因果関係などが大体わかっていて、それを統計的に確認したいという場合と、何が原因なのかよくわからない状態で調査をする場合です。前者の場合は、それにふさわしい設問を設ければ基本的には事足りますが、後者の場合には、必ずしも思ったとおりの結果が出るとは限りませんので、色々な可能性も含めて、かなり幅をもって調査をしなければなりません。

調査可能性の確認ですが、問題意識の再確認で取り上げた問題の中には、アンケート調査で本当に答えが出てくるものもあれば、アンケート調査をしても答えが出てきにくいものもあります。それを見極めるのがこの段階の作業になります。具体的には、アンケート調査よりもヒアリングをしたほうがいいのか、現地調査をしたほうがいいのかといったことになるとと思います。ただ、普通はこういうことはあまり気にせずにアンケート調査を行っている場合が多いのではないのでしょうか。本当はそういうところまで考えなければいけません。



既存調査資料の活用ですが、既存資料については、たとえあってはかなり古いデータしかなかったり、思っているような調査項目や選択肢では聞いていなかったり、今一つということがよくあります。しかしながら、一応どのような調査があるかは確認し、時系列的な比較が可能かどうか等について、すりあわせはしておく必要があります。また、国、都道府県、民間企業などで行った調査も結構ありますので、それも調べておくといいかもしれません。

そういう場合、内閣府から出ている『世論調査年鑑』という本は役に立つかもしれません。これには、国、都道府県、市町村関係及び民間企業等が、広く世論調査を、いつ、どういうテーマで、どんな内容で行ったのかなどが載っています。名前だけで中身が載っていないところもありますが、中身が載っているところは、単純集計の結果まで載っています。ですから、それまであまり取り上げていなかったテーマで調査をしなければならぬときなどには、参考になる質問、選択肢を調べるときにも役に立つと思います。

そして、調査期限と費用の問題です。これは当然、予算はどれくらいあって、いつまでに成果をあげなければいけないかということです。基本的にそのあたりの制約条件は明確にしておく必要があります。

## 7. 調査対象を定義するときの留意点

ここでは、「調査の企画」を行う際に重要なポイントである調査対象を定義するときの留意点についてお話しします。アンケート調査を実施する場合、まず調査票をだれに配布するのかをきちんと定義しなければいけません。その基準がいい加減では困りますというのが1番目の留意点です。例えば「〇〇市内に住むサラリーマン」と定義したとします。ご存知のとおり、サラリーマンという言葉は世間ではかなりいい加減に使われています。まず、この調査におけるサラリーマンとは何かというサラリーマンの定義づけの問題をクリアしなければなりません。例えば「本調査では、個人所得のうち主たるものが給与所得である人をサラリーマンと定義し、〇〇市内に住むサラリーマンを調査対象とします。」というように、調査対象は全ての人が誤解することなく、共有できるようなものにしなければなりません。

調査対象を定義する基準が明確になったところで、次は、その調査対象を抽出するリスト（又は台帳など）を再定義する必要があります。ここでは、先ほどの調査対象の「定義」と区別するために「再定義」という表現を使うことにします。先ほどの例でいくと「〇〇市内に住むサラリーマン」のリストということになりますが、おそらく、このようなリストは容易には入手できないのではないのでしょうか。リストが入手できなくなれば、調査対象の定義を見直さなければなりません。つまり、調査対象を定義する際には、それを抽出するためのリストの入手可能性や容易さを考慮した上で、決定しなければならないということです。市町村が住民を対象にアンケート調査する場合、性別、年齢別、居住地別等で対象を絞り込む程度であれば、言い替えれば先ほどの例のように“給与所得を主な所得とする住民”といった複雑な絞り込みでなければ、住民基本台帳を抽出リストとして再定義すれば十分であるということです。



3番目の留意点ですが、アンケート調査では調査対象として個人を特定する場合もあれば、組織や集団を特定する場合もありますが、後者の場合、その組織や集団の中のだれに回答してもらうのかを明確にしておかなければならないということです。企業対象の調査であれば、回答してもらうのは課長さんなのか、若手社員なのか、あるいはもっと上の人なのか。それぞれの立場によって、回答内容は違ってくることがあります。事実や実態に関する質問であれば、立場によって回答内容の違いは少ないのですが、問題点や課題、今後の方針や考え方などに関する質問では、意思決定をできる立場の人は決まったことであればきちんと書いてくれますが、検討中のことなどはあまり書いてくれません。逆に若い人が回答した場合は、回答内容が企業としてオーソライズされたことなのかどうか、その信憑性に疑問が残ったりしますが、本音の意見、忌憚のない意見などは把握しやすいと思います。したがって、その調査でどういうことを把握したいのかによって、回答してもらう人を特定する必要があります。

また、家族（又は世帯）を特定した調査でも同じようなことはあります。このような調査の場合、世帯主が回答するケースが多く、実態として世帯主は男性の場合が多いため、回収した意見の多くは男性の意見ということになります。もし女性の意見や若い世代の意見も聞きたいという目的があるのなら、回答してもらう人を特定するなどの措置が必要になってきます。さらに、障害者の調査、特に知的障害者等に対する調査の場合、本人による回答が難しい場合も予想されますので、本人が回答するのか、介助者等が本人の意思を確認しながら回答するのか、介助者自身の判断で回答するのか、そのあたりについてもきちんと決めておく必要があります。

続いて4番目の留意点ですが、調査結果は母集団を超えて普遍化できないということです。これは当たり前前のことですが、例えばA市の住民を対象とした調査で得られた結果は、近隣のB市についても同じ結果であるとは言えないということです。B市はA市と比べて、人口や面積、社会経済的条件等がよく似ているので、多分、同じような結果が得られるだろうなという推測はできるかもしれませんが、統計的にはそのようなことは言えません。A市とB市を比較したのであれば、B市の住民にも同じ質問をしなければならないということです。

## 8. 調査方法を決定するときの留意点

ここからは、「調査の企画」を行う際のもう一つの重要なポイントである調査方法を決定するための留意点についてお話しします。まず、全数調査（悉皆調査）にするのか、標本調査にするのかを決定する視点ですが、それには調査目的、費用と時間の制約、情報の精度、調査対象者などがあります。「調査目的」については、一つの例外も見逃さずに把握することが目的であったり、国勢調査のように実態を正確に把握すること自体が目的であったりする場合には全数調査にしなければなりません。次の「費用と時間の制約」についてですが、これによって、全数調査か標本調査かが決定されるということは、ほぼご理解いただけると思います。次に述べるように、情報の精度から考えると全数調査にこしたことはありませんが、その分、調査費用は高くなり、調査期間は長くなります。大抵の場合、調査費用や調査期間は与件であり、どうすることもできないものですから、与えられた費用と期間の範囲



内で、最もパフォーマンスの高い調査方法を選択するということになります。3つ目の「情報の精度」という視点から言えば、当然、全数調査のほうがいいです。ただ、標本調査であっても、統計学における標本理論によって情報の精度は担保されているため、標本理論に則った方法で標本調査を行えば、特に問題はありません。4つ目の「調査対象者」についてですが、例えば市町村が知的障害者を対象に調査する場合のように、対象者が少ない場合には、必然的に全数調査にならざるをえない場合があります。

調査方法を決定するための留意点として、もう1つ、郵送によるのか、訪問によるのかを決定する視点についてお話しします。それには回答の信頼性、質問の内容、質問の量、回収率、費用と時間の制約などがあります。「回答の信頼性」については、一般的には、調査員が訪問して調査票をもとに聞き取り調査を行うほうが、質問の意図を取り違えたり、回答方法を間違ったりすることがなく、微妙なニュアンスを把握できたりするため、有効であると考えられます。調査票に回答するにあたって、回答者のほうで文献等を調べたり、意見調整等を図る必要がある場合には、郵送による調査のほうが有効です。「質問の内容」については、一般的には、複雑な質問は訪問や電話等による聞き取り調査が有効であり、プライバシー等に関わる質問では郵送による調査のほうが有効であると考えられます。「質問の量」については、一般的には、訪問や電話等による聞き取り調査は長時間にわたると調査協力が得にくいと言われており、質問の量が多い場合は郵送による調査のほうが有効であると考えられます。「回収率」については、当たり前のことですが、一般的には、訪問による聞き取り調査のほうが郵送による調査よりも高い回収率を得ることができます。「費用と時間の制約」についても、当たり前のことですが、訪問調査で訪問する調査員を外部で調達する場合には、1票あたりの人件費は1票あたりの郵送費よりも高くなりますし、調査期間は訪問調査のほうが長く必要になります。

余談になりますが、「質問の量」に関してどの程度が適量であるのか、少しだけお話しします。常識的に考えて、30~40枚のアンケート調査票に対してはまず答える気にはならないと思います。質問内容や難易度にもよりますが、A4片面を1ページと考えた場合、一般的には16ページぐらいが限界で、できるかぎり12ページを超えない程度で設計するほうがいいと思います。ただ、市町村の場合、1~2年という短い間に、同じような調査対象に、異なるテーマの調査を何度も行わなければならない場合があります。例えば、高齢者に対して、介護保険のテーマで、交通バリアフリーのテーマで、地域福祉のテーマで、といった感じです。そういう場合には、テーマごとに何回も分けて調査をするよりも、質問の量は多くなるが、1回で聞いたほうがいいという考え方もあります。一概にどちらがいいとは言えませんが、母集団が大きくて、何回かに分けて調査をしても同じ人にあたる確率が低い場合には、分けて実施したほうがいいですし、回答する人の体力や時間的なゆとりなどの視点から、一度に大量の質問をすることが難しい場合にも、分けて実施したほうがいいと思います。ただし、いずれにしても分けて実施した場合には、予算の無駄遣い等の批判が寄せられる可能性があることは覚悟しておかなければいけないでしょう。



## 9. 日程計画、費用計画のポイント

「調査の企画」を進めるにあたっては、その調査にどれぐらいの日数、費用がかかるのかを事前に把握しておくことも重要ですので、ここではこの点について少しお話します。調査のやり方によっても変わってきますが、ここでは、通常の郵送による配布・回収を前提にお話しします。

コンサルティング会社が行う場合、調査の企画までなら、だいたい4～5日で何となくかたまるという感じです。調査テーマが過去に経験のあるものであれば、あの項目は絶対に外してはいけないとか、国でも類似調査をやっているから、あの項目については比較する価値があるとか、そのあたりの感触がつかめていますので、そういう場合に2～3日もあれば十分かもしれません。

調査票の作成についても、調査の企画と同時進行で進めていきますので、プラス2～3日もあれば調査票の原案はできます。

標本調査の準備では、台帳から拾ってくるかたちになりますが、市町村が住民基本台帳で抽出を行う場合はほとんど電算処理になります。抽出する台帳が決まっていない場合や、台帳から標本を一つひとつ抽出しなければならない場合は、かなりの時間と費用（人件費など）を要すると思ってください。

本調査の準備は、調査票ができあがった後、封入したり、切手を貼ったりする作業も含めています。これは実際に体験していただければわかりますが、1人あたり、2日間で3,000票ぐらいを処理できる感じでしょうか。ただ、途中で大概いやになってきます。特に糊付け作業は面倒です。だから、多少値段は高くなりますが、糊付き封筒を使うと便利です。

本調査の実施で一番問題になるのは、調査票を配布してから何日目を締切にしたらいいか、ということ。これについては特にルールはありませんが、住民を対象とした調査では、休みの日に回答する人が多くなる傾向がありますので、配布後、土・日曜日を2回はさんだ月曜日を投函メ切日にするのが一般的ではないでしょうか。ただし、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始は回収率が非常に下がるので、配布そのものを避けたほうがいいと思います。

投函締切日のあとは、本来的には受け付けないのですが、実際はかなり過ぎてから送ってくる人がいます。ひどい場合には半年後ぐらいに送ってくる人もいます。データチェック及びデータ入力の作業は調査票を回収し次第、順次進めていきますが、入力作業が終了するまでは締切後の調査票も受け付けて構わないでしょう。とは言っても、せいぜい投函締切後10日から2週間程度が限界だと思います。

調査データの解析準備というのは、回収したデータの有効・無効をチェックしたり、うそを見抜いたり、通常はエクセル上でコーディングをし、それが全部終わった段階で入力作業をします。回答のデータチェック、コーディング、入力の3つが基本になります。

チェックはその内容によりけりで、限定質問と呼ぶのですが、親設問があって「はい」「いいえ」とあり、「『はい』と答えた人だけお答えください。『いいえ』と答えた人は○番へとんでください」というものがあります。とばされた方の限定質問は、「子どもの設問」「副問」という言い方をしますが、これが多くなってくるとまちがいが多くなります。本来回答してはいけない人が回答している場合が



あります。そういう面を全部そのまま信じて入力していくとトータルで合わなくなりますから、一個一個チェックをし、論理的におかしいところは直したりします。そういう限定質問が多いと、一票一票見ていくので、データチェックだけで軽く日数が経ってしまいます。本当に単純な質問だけであれば日数はかかりません。この辺の日数はそれによりけりだと思ってください。

調査データの解析では、単純集計、属性とのクロス集計、設問間のクロス集計、その他の分析などを行い、意味のありそうな結果を見つけだしながら進めていきます。最終的には、図表化、文章化、要約化などを行います。質問ごとにこうした作業を行っていきますので、1質問あたりでみると、1～2時間程度でできる場合もあれば、1日を要しても答えが出ない場合もあります。また、とりあえず全質問について解析を行った後、もう一度見直して、やり直すということもあります。ですから、調査データの解析にどれぐらいの日数がかかるかは一概には言えません。ただ感覚的には、データ入力が終わってから単純集計が出るまでは2～3日でできます。また、最終のレポートまでは少なくとも1か月ぐらいいただかないとなかなか厳しいのが実情です。本当に何がが多いか少ないかだけの世論調査的なまとめでいいのであれば業者は喜ぶと思います。

調査報告書の作成については、パターンが大体決まっています。それまでの作業の中で出てきたものを報告書の体裁でまとめていって調査概要を書きます。まとめを書いてくれという場合には、分析チェックなことを書くのに2～3日かかりますが、調査報告書の作成はそれまでの過程の蓄積のとりまとめという意識でとらえています。

費用が必要となるところは、直接経費的に発生するのが、本調査の実施の郵送費です。それから、調査票の印刷費と調査報告書の印刷費です。いろいろな見積を書く業者がありますが、あとは「もうけ」、すなわち「人件費等々」ということになります。

自治体の内部でされる場合、あまり費用感覚はないと思いますが、今言った印刷費と郵送配布の費用だけは絶対にかかる費用ですので、それはみておかなければいけません。これから何か調査を業者に委託するときに仕様書を書く場合は、配布回収の費用をどちらが負担するかをきちんと明確にしておく必要があります。

日程計画や費用計画については、どう考えても郵送の調査の場合、早くても2～3か月の期間が必要です。

## 10. アンケート調査の新展開

アンケート調査の新展開として、視覚障害者へのアンケート調査の方法とインターネットや電子メールなどのIT手法を使ったアンケート調査についてお話しします。

視覚障害者へのアンケート調査では、点字の調査票と墨字の調査票（一般的な調査票のこと）の両方を用意します。通常、調査対象となっている視覚障害者の障害の程度等は事前にはわからないため、調査票は点字と墨字の両方を配布したほうがいいと思います。

点字の調査票は、原則として、墨字の調査票をそのまま点字に翻訳すればいいのですが、墨字の調



査票と違うところは、回答の仕方に関する記述を、点字による回答を想定した内容に変更する必要であるということです。具体的には「回答は、別紙の点字シートをお願いします。」と点字で書き、何も打っていない、点字シートを回答用として同封します。また、単一回答形式（SA）の質問であれば、例えば「問1の回答が1であれば、点字シートに『問1 1』と点字で回答してください。」という内容を点字で書きます。複数回答形式（MA）の質問であれば、例えば「問2の回答が1と2であれば、点字シートに『問2 1, 2』と、点字で、カンマで区切って回答してください。」という内容を点字で書きます。自由回答形式（FA）の場合は、「問3と書いた上で、自由にお書きください。」という内容を点字で書きます。点字の調査票にはこのような回答の仕方に関する説明文を書く必要があることを覚えておいてください。また、視覚障害者へのアンケート調査では、点字・墨字の2種類の調査票と、回答用の点字シートの3点セットで送る必要があることも覚えておいてください。

点字の郵便物を郵送する場合には、料金割引サービスがありますので、それを知っておくと便利です。封書の一部をカットして、中に点字の用紙が入っていることがわかるようにし、封筒に「点字シート在中」と書いておけば郵送料金が安くなります。詳しくは、郵便局等で確認してください。

また、回収した点字シートの扱い方についてですが、ボランティア等で点字翻訳してくれる人に委託するという方法もありますが、点字を視覚的に読む（触って読むのではなく）ことはそれほど難しいことではありませんので、自分で翻訳してもいいのではないかと思います。

ここまでは、調査対象者の中に視覚障害者が含まれていて、その人がだれなのか特定できる場合のお話でした。しかし現実には、調査対象となっている視覚障害者を事前に特定することは難しい場合がほとんどであると思います。そういう場合は、墨字の調査票の中に、「もし点字用の調査票をご入用でしたら役所までご連絡ください」と書いておきましょう。そして、問い合わせがあれば、点字の調査票と回答用の点字シートをすぐに渡せるよう、用意しておきましょう。

次にIT手法を使ったアンケート調査についてお話します。大きくいえば、Eメールを使う方法とウェブサイトを使う方法との2つがあります。

Eメールを使う場合、事前にメールアドレスを登録してもらわなければなりません。調査票は普通の調査票とあまり変わりませんが、調査票を送信する際に、回答方法についての説明も送信しなければなりません。その内容は、例えば「回答欄に『問1は3』、『問2は1、3』というように入力して、回答欄の部分のみ返信してください。」といった感じです。そして、返信されてきた回答欄の内容を、通常の調査票のように、エクセル等の集計ソフトに“手動で”入力します。ただし、最近少し状況が変わってきて、回答欄を自動的に読みとってエクセル入力するようなソフトも出てきているらしいです。

ウェブサイトを使う場合、基本的にはHTMLなどで画面上に同じ調査票を表示し、選択肢番号の代わりにボタン等を設けて、そこをチェックすることで回答してもらうかたちになります。そして、回答者が最後に送信ボタンを押すと、サーバにデータが蓄積されます。サーバのデータをエクセル等の集計ソフトへ自動入力するためには、何らかのプログラミングが必要になります。ただ、Eメール



を使うアンケート調査とは異なり、メールアドレスの登録などの必要はありません。

ただし、ウェブサイトをオープンなサイトにすると、だれでも、何回でもアクセスできるため、例えば景品マニアみたいな人が謝礼を目当てにアンケートに答えたり、一人の人が何回もアンケートに答えたりするおそれがあります。その対策として、ウェブサイトをクローズド（会員制）にして、会員の条件としてメールアドレスを登録していただき、それをキーにして、重複回答かどうかをチェックすることはできます。ただそれでも、同一人物が複数の名前と複数のメールアドレスで登録した場合にはどうしようもありません。

また、Eメールを使う場合でも、ウェブサイトを使う場合でも、先ほどお話しした代表性の問題は残ります。Eメールを使う場合ではメールアドレスを有している人が前提であり、ウェブサイトを使う場合でも回答できるのはインターネットの利用者に限られるため、例えば広く住民を対象としたアンケート調査をIT手法を使って行った場合、回答者が広く住民を代表している人であるかどうか、逆に言えば特定の人に偏っていないかどうか、大いに疑問が残るところです。

こうした代表性の問題等を考慮しますと、IT手法を使ったアンケート調査の活用方法としては、1つは予備的な調査で活用するという場合がありますし、有識者等へのアンケート調査で活用する場合なども考えられます。住民のITリテラシーが飛躍的に向上すると、もっと広い活用方法があるかもしれませんが、それまではこういった活用が中心になるのではないかと思います。

## 11. 標本調査の進め方

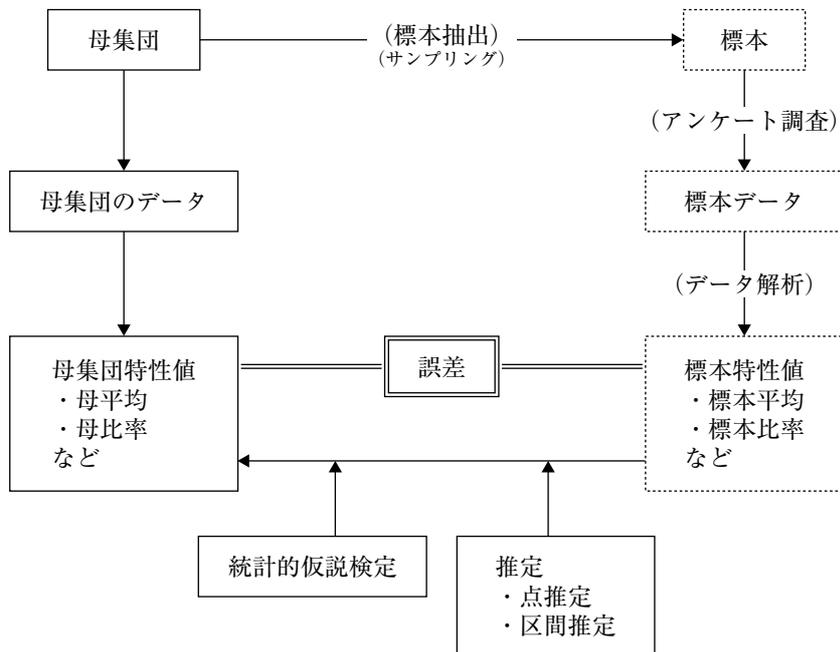
標本調査の進め方ですが、基本的なところは次のページの図から理解していただきたいと思います。

次のページの図左上にある母集団とは、これから調査をする集団のことです。例えば、「〇〇市に住んでいる20歳以上の男女」ということであれば、市の規模にもよりますが、何万人とか何十万人が母集団になると思います。全数調査というのは、その全員に調査をしていくわけですが、標本調査の場合は、標本抽出（サンプリング）という作業を行います。サンプリングの仕方については、後ほど説明します。標本はアンケート調査の対象です。標本に対してアンケート調査を行うことで標本データを得ることができます。そして、標本データを（データ）解析することで標本特性値を得ることができます。標本特性値というのは難しい言い方ですが、数字を回答してもらう質問の場合なら得られた標本データの平均値（標本平均）、選択肢を選んでもらう質問の場合ならその選択肢を何%の人が回答したかという比率（標本比率）などが標本特性値になります。平均値や比率以外にも分散、標準偏差なども標本特性値ですが、通常のアンケート調査では平均値と比率だけでほぼ十分です。アンケート調査では、標本特性値から母集団特性値、つまり母平均や母比率などを推計していくことになります。しかしながら、標本特性値には、調査対象が標本である以上、母集団特性値との間で誤差が生じます。そのため、この誤差を明確にする作業をしなければなりません。

その作業が、図の中で下に書いてある「推定」と「統計的仮説検定」です。このあたりの話は少し複雑になりますので、後ほどふれることにします。



## 標本調査の進め方



## 12. 標本抽出方法

標本抽出法は大きく分けて二つあります。有意抽出法と無作為抽出法です。有意抽出法というのは無作為の逆で、主観的に選び出すという方法です。つまり、「母集団を代表すると思われる標本を調査実施者の主観に基づいて選び出す方法」です。無作為抽出法は「特別の意図を持たずに抽出する方法」です。

有意抽出法は、抽出作業が容易であり、費用もあまりかからないという面があります。また、特定分野や複雑な分野に関する調査のときには、広く住民に意見を聞くよりも、その分野に興味や関心のある人の意見等を把握し、分析したほうが良いということがよくありますが、そうした場合、有意抽出法では調査に協力的な人や組織を標本にできるというメリットがあります。しかし、当たり前のことですが、標本特性値が統計的に意味あるものかどうかという評価はできないというデメリットがあります。

そのようなことを踏まえて、有意抽出法にはどのような活用方法があるかといいますと、本調査の前の予備的な調査で活用したり、学識経験者や専門家等の有識者に対する調査で活用したりすることができます。また、クローズドな（例えば、会員制の）ネットアンケート調査のようなかたちでも利用価値はあります。

有意抽出法にはいろいろなやり方がありますが、ここでは、アウトラインだけを覚えていただければ十分だと思います。

「機縁法」は、協力してくれそうな人を標本にするという方法です。「応募法」は、読者カードとかモニターなど、調査協力に応募してきた人に対してアンケートを行う方法です。3つ目は「デルファイ法」といわれているものです。これは、有識者や専門家を標本にし、将来予測や複雑な問題につい



ての意見、考え方を把握するために用いる方法です。これは政策形成等の手法として時々登場する言葉です。例えば数人から10人程度の有識者にアンケート調査をします。大抵は無記名で行います。調査票を配布・回収し、集計した結果をまた返して意見をもらいます。それを何度か繰り返し、意見を積み上げて、共通解を求めていくという方法です。「典型法」は、母集団を最もよく代表する典型的だと考えられる人や組織を標本にします。組織の代表者に対してアンケートを行う場合などもこれにあたります。「割当法（クォータ法）」は、例えばこの地域の男女比はどれぐらい、年齢比はどれぐらいということが事前にわかっている場合、それに見合ったように標本を選んでくるという方法です。

次に無作為抽出法ですが、次のようにいろいろな方法があります。

標本抽出法	サンプリングの方法
①単純無作為抽出法	標本抽出台帳から、乱数を用いて、必要な数の標本を抽出する。
②系統抽出法	第1番目の標本のみを乱数によって決定し、第2番目以降の標本は、一定の間隔（抽出間隔）ごとに選んでいく。
③集落抽出法	母集団を、全体の縮図となっているようないくつかのグループ（集落）と分けランダムに抽出された集落の要素すべてを標本とする。
④多段抽出法	母集団を地域（国勢調査区、投票区、市町村、都道府県など）によって第1次抽出単位、第2次抽出単位、……と分けておき、それぞれの抽出単位から段階的に標本を抽出していく。
	副次抽出 第1次抽出単位は等確率で抽出し、抽出された第1次抽出単位の大きさに比例した数の第2次抽出単位をランダムに抽出していく。
	確率比例抽出 その大きさに比例した確率で第1次抽出単位を抽出し、抽出された第1次抽出単位からは同数の第2次抽出単位をランダムに抽出していく。
⑤層別抽出法	母集団を予備知識（性別、職業別など）に基づいていくつかの等質なグループ（層）に分け、各層からランダムに標本を抽出する。
	比例割当 各層から、層の大きさに比例した数の標本をランダムに抽出する。
	同数割当 各層から、層の大きさに関係なく、同数の標本をランダムに抽出する。
	ネイマン割当 標本数が一定のとき、精度が最もよくなるように各層の標本数を決める。
デミング割当 与えられた費用のもとで精度が最もよくなるように各層の標本数を決める。	
⑥層別多段抽出法	母集団をいくつかの等質な層に分けておき、各層で多段抽出法を適用して標本を抽出していく。
⑦二相抽出法	最初に多数の標本（マスターサンプリング）をランダムに抽出して調査を行なう。次に、この調査結果からマスターサンプルを層化し、層別抽出法で標本を抽出する。標本層別抽出法と呼ばれることもある。

参考資料：辻 新六、有馬 昌宏「アンケート調査の方法－実践ノウハウとパソコン支援－」（朝倉書房）



「単純無作為抽出法」は住民基本台帳などから乱数表を用いて必要な標本を抽出するという方法です。「系統抽出法」は一番初めの標本を乱数表を用いて決めて、その後はそこから一定の間隔ごとに〇〇番目の標本を順番に抽出するという方法です。したがって「等間隔抽出法」という言い方もします。「集落抽出法」というものもあります。それから「多段抽出法」についてはあとで「層別2段無作為抽出法の実際」を説明するなかで詳しくお話します。

「層別（層化）抽出法」は、その地域の年齢構成、職業構成、男女比などの特徴がわかっている場合、あらかじめ同じような特徴を有するいくつかのグループ（これを層と言います。）に分けておきます。例えば〇〇県という地域を想定すると、市のグループと町村のグループに分けたり、市の中でも規模の大小に大きな差があるときは、人口10万人以上の市のグループと人口10万人未満の市のグループに分けたりするなどして、グループ化つまり層化しておきます。その上で、各層の中から順番に必要な標本数を抽出する方法が層別（層化）抽出法です。その各層の中からの選び方としては「比例割当」「同数割当」、そして「ネイマン割当」「デミング割当」があります。一般には比例割当か同数割当です。

また、多段抽出法と層別抽出法を合わせた「層別多段抽出法」というものもあります。調査対象地域が全国とか全県といった広範囲になってきますと、この方法での抽出が一般的になりますが、市町村が住民を対象に調査を行う場合には、多段抽出をする必要はあまりないと思いますので、単純無作為抽出法、系統抽出法、層別（層化）抽出法で十分だと思います。

それから、表の一番下にあるように「二相抽出法」というものもあります。

以上、七つの方法を紹介しましたが、一般的には単純無作為抽出法と系統抽出法（等間隔抽出法）、層別（層化）2段抽出法の三つがよく用いられています。

単純無作為抽出法や系統抽出法等で用いる乱数表について、その使い方を少しだけお話します。今はコンピュータ上の乱数機能を用いて抽出しますので、手作業としてはあまり必要はないかもしれませんが、例えば隣の市町村の住民を標本とする場合、或いは、住民基本台帳以外の台帳から抽出する場合などでは乱数表を用いることもあると思います。乱数表の使い方ですが、例えば無作為抽出法で1,000票を抽出しなければいけないとします。この場合、まず乱数表のどこかの数字を指定します。その数字の決め方は意図的でなければ何でも結構です。目隠しして、鉛筆の先が当たった数字でも構いません。それが決まれば、台帳からその番号の人を抽出します。その後は乱数表の縦方向、横方向、或いは斜め方向に数字を読んでいき、その番号の人を順に台帳から抽出していきます。

## 12. 世論調査のやり方

内閣府が実施している世論調査の報告書の中に「世論調査のやり方」というページがあります。次ページに同じものを掲載しています。その表は後ほど「区間推定」のところでお話しますので、上の文章のところを見てください。面接聴取（質問票）法のやり方、無作為抽出法についての記述があります。世論調査は層化2段抽出法で抽出していますが、無作為抽出とはこういうもの、2段抽出とはこういうもの、層化というのはこういうものという説明文が書いてあります。これも参考



にしてください。

#### A-4. 「世論調査（内閣府）のやり方」（コピー）

##### 世論調査のやり方

世論調査のやり方には、いろいろな方法があるが、調査対象者を無作為に抽出し、質問票に基づいて面接聴取を行う方法が最も一般的であり、科学的な方法とされている。

##### ○面接聴取（質問票）法

調査員が調査対象者の一人一人に面接し、あらかじめ作成された質問票に基づいて、口頭で質問を行い、その回答を記入する方法。

##### ○無作為抽出法

調査対象者を選定する場合、一切の主観的な判断や作為をまじえず、確率的に抽出を行う方法。

実際には、まず市町村あるいは国勢調査の調査区など（調査地点）を無作為に抽出し次に住民基本台帳や選挙人名簿などから個人を抽出する方法が広くとられている。この場合抽出の手続きが2段またはそれ以上になるのでこれを「2段抽出」または「多段抽出」とよぶ。

また、調査地点を選定する際、誤差を少なくするために、類似の性格をもった地点をあらかじめグループに分け、その中から抽出を行うことが多いが、このグループに分けることを「層化」という。

##### ○世論調査の誤差

世論調査には、標本を確率抽出したことから生ずる標本誤差と、無回答、誤回答、調査員のミスなどによる非標本誤差とがある。

無作為抽出法をとった場合は、数学的に標本誤差を計算することが可能であり、誤差の幅はサンプル数と得られた結果の比率などによって異なる。次に参考として単純無作為抽出法の場合の誤差を例示する。この表は、95%は信頼できる誤差の範囲を示したものであり、同じサンプル数でも結果の比率が50%に近いほど誤差が大きくなる。

結果の% サンプル数	10% (または90%)	20% (または80%)	30% (または70%)	40% (または60%)	50%
10,000	± 0.6	± 0.8	± 0.9	± 1.0	± 1.0
5,000	± 0.8	± 1.1	± 1.3	± 1.4	± 1.4
3,000	± 1.1	± 1.4	± 1.6	± 1.8	± 1.8
2,000	± 1.3	± 1.8	± 2.0	± 2.1	± 2.2
1,000	± 1.9	± 2.5	± 2.8	± 3.0	± 3.1
500	± 2.6	± 3.5	± 4.0	± 4.3	± 4.4
100	± 5.9	± 7.8	± 9.0	± 9.6	± 9.8

(注) 層化2段抽出による場合は標本誤差が若干増減する。

### 13. 層別2段無作為抽出法の実際

層別2段無作為抽出法の例として、A県を対象とした住民アンケート調査のパターンで考えてみましょう。A県は人口規模の地域格差が大きく、全県を単位とした抽出では精度が低く、層別抽出をしなければいけないという前提です。



仮に県内を4地域、即ち県北、県央、県東、県南に分けます。しかし、それだけではまだまだ等質なグループに分けられないということで、さらに市部と郡部でも分けることにします。A県の場合は市部の中でも県庁所在地だけが特に人口規模が多いので、さらに県庁所在地だけを別枠にします。その結果、4地域×3区分の合計12個の層に分けることができます。ただ、A県の場合、層の中には実際に市町村が存在しないものもありますので、最終的には表のとおり、①から⑧の合計8つの層に分けることにします。層別2段階抽出法の場合は、まずこの層を決定することから始まります。

	県庁所在地	その他の市	町 村	合 計
県 北	①	②	③	
県 央	——	④	⑤	
県 東	——	——	⑥	
県 南	——	⑦	⑧	
合 計				

次に、各層でどれだけの標本数を持ってくるのかを決めなければいけません。次の表の下に、「ただし、標本数（全体）は4,000人とする。」と書いていますが、トータルで4,000人となるように、各層から標本数を抽出しなければなりません。その標本数を決めるために、まず各層の母集団を集計します。例えば、左上の県北の県庁所在地は対象人口が25万人、その横のその他の市が18万人、町村が6万人、以下同様に25万人、15万人といったかたちで、全体として100万人であると仮定してください。あとはもう単純です。標本総数が全体で4,000人ですから、県庁所在地ならば4,000人×(25万人÷100万人)という計算をすれば、県北の県庁所在地という層の標本数は1,000人であると決まります。以下同様に計算をすると各層の標本数は表のとおりであり、例えば県南の市では80人を抽出すれば十分であることがわかります。ここまでが、いわゆる「層化抽出」ということになります。

		県庁所在地	その他の市	町 村	合 計
県 北	母集団	250,000	180,000	60,000	490,000
	標本数	1,000	720	240	1,960
県 央	母集団	——	250,000	150,000	400,000
	標本数	——	1,000	600	1,600
県 東	母集団	——	——	40,000	40,000
	標本数	——	——	160	160
県 南	母集団	——	20,000	50,000	70,000
	標本数	——	80	200	280
合 計	母集団	250,000	450,000	300,000	1,000,000
	標本数	1,000	1,800	1,200	4,000

ただし、標本数（全体）は4,000人とする。

次が、「層化2段階抽出法」における「2段階抽出」の仕方になります。「2段階」という意味は、まず「第1段階」として調査地区というものを選び、「第2段階」として選ばれた調査地区の中から住民を選ぶということです。では、第1段階の調査地区をどうやって選ぶのかということですが、各調査地区の母集団の数はだいたい一定であるのが望ましいとされています。よく使われる調査地区は、国勢調



査における国勢調査区です。これは1区あたり50世帯程度で大体均等になっていますので、どの国勢調査区を選んでも母集団はほぼ一定になります。次に、国勢調査地区あたり何人の標本を抽出するかを決めます。訪問調査の場合では、1人の調査員さんが担当地区の標本を訪問できる数は20人ぐらいが限界であると考えられます。そこで、今回のA県のケースでも調査地区を国勢調査区とし、その一つの区あたりで20人を標本とすることにしましょう。ここまで決めるとあとは簡単です。例えば県北の県庁所在地の層では、標本数が1,000ですので1地区あたり20人であれば、調査地区の数は1,000人を20人で割った50地区を選ばばいいということになります。以下同様に計算をすると各層の調査地区数は次の表のとおり決まります。

		県庁所在地	その他の市	町 村	合 計
県北	母集団	250,000	180,000	60,000	490,000
	標本数	1,000	720	240	1,960
	地点数	50	36	12	98
県央	母集団	—	250,000	150,000	400,000
	標本数	—	1,000	600	1,600
	地点数	—	50	30	80
県東	母集団	—	—	40,000	40,000
	標本数	—	—	160	160
	地点数	—	—	8	8
県南	母集団	—	20,000	50,000	70,000
	標本数	—	80	200	280
	地点数	—	4	10	14
合 計	母集団	250,000	450,000	300,000	1,000,000
	標本数	1,000	1,800	1,200	4,000
	地点数	50	90	60	200

ただし、調査地区は国勢調査区とし、1区あたり20とする。

調査地区の数が決まったところで、ここからは本当のサンプリング、抽出という作業に入ります。ここはそんなに難しくはありません。まず、第1段目の調査地区の抽出ですが、国勢調査地区が一覧できるリスト（台帳）を用意して、各層ごとに必要な調査地区の数だけ、先程説明した乱数表を用いた単純無作為抽出法又は系統抽出法で選んでいきます。

第1段目の抽出が終わったところで、第2段目の抽出を行います。少しだけ難しい話をしますが、第2段目の抽出を行うとき、第1段目の抽出単位（今回は国勢調査区）のそれぞれで第2段目の抽出単位（今回は住民）の数に大きな差が見られる場合は、第2段目の抽出単位の重みづけに配慮する必要があります。このやり方の説明にはかなり時間を要しますので、ここでは省略します。いずれにせよ、国勢調査区はどこも大体50世帯ぐらいと均一なので、今回のケースでは気にする必要はありません。そこで、県北の県庁所在地の層では、選ばれた50の国勢調査区ごとに、住民基本台帳やそれに変わる住民リスト等をもとに単純無作為抽出法又は系統抽出法により20人を抽出します。この作業をすべての層で行えば、全体の標本数である4,000人の層化2段無作為抽出が完了するわけです。



## 14. 「点推定」と「区間推定」

「点推定」や「区間推定」というのは、標本特性値に付随する誤差と母集団特性値との関係をどう考えるのかを明らかにするためにあります。点推計は標本特性値＝母集団特性値ということです。例えば、アンケート調査をして、行政運営に対して満足している人が全体で65.5%を占めたとします。そうしますと母集団も65.5%の人が満足していると推定するのが点推定です。つまり、誤差は発生していないという考え方ですね。調査報告書の中の調査結果の部分では、基本的に点推定に沿った書き方をします。言い替えれば、次に述べるような区間推定に則って、いちいち“標本では〇〇%でしたが、母集団は〇〇%±□□%であると推定されます”とは書きません。ただ、点推定はあくまでも誤差を無視したものであり現実的ではないので、報告書のどこかには区間推定に関する記述がうたわれているほうがベターと言えるでしょう。

区間推定というのは、標本特性値に±の一定の幅（誤差）をつけて、母集団特性値を推定する方法です。先程の例であれば、行政運営に対する満足度が65.5%としますと、それに対する誤差は±5.0%であったとすれば、母集団の中で行政運営に満足している人の比率は60.5%から70.5%の範囲内であると推定することです。この区間推定の考え方は少し難しいのですが、公式を用いてなるべく簡単に説明してみたいと思います。

区間推定は、「信頼度」と「信頼区間」という大きく2つの指標で表すことができます。信頼度と信頼区間を合わせて「精度」という言い方をする場合もあります。アンケートを何度か経験された方は、“信頼度90%の信頼区間”だとか“95%信頼区間”といった表現を目にされたことがあるかもしれません。信頼度とは、「行われる可能性のある調査のうち、信頼できる調査の確率」ということです。「信頼区間とは、信頼度に応じて決まる±の幅を標本特性値につけて作られる区間」ということです。先程言いました65.5%の±5%がこの信頼区間の幅になります。

「信頼度」という概念は少し分かりづらいと思いますので、少しお話はそれますが、信頼度とはどんなものかについて、表を使って説明します。

次のページの表は、ある本に載っていたデータ表です。これを使わせていただきます。この表にはAさんからTさんまで20人の健康データが載っています。この20人が母集団だと思ってください。健康状態の欄をみてください。優良可の3区分で表しています。まず標本を抽出します。標本数はいくらでもいいのですが、わかりやすいので4人にします。どう選ぶかは自由ですが、仮にNo.1からNo.4の標本として抽出したとします。すると、優が2人、良が1人、可が1人ですから、それぞれ50.0%、25.0%、25.0%ということになります。例えば、「良」に注目してみると、No.1からNo.4を抽出した場合の「良」の標本比率は25.0%だったと言えます。しかし、母集団20人の「良」の母比率は30.0%です。仮に、標本比率の信頼区間を±7.5%だとしますと、標本比率25.0%±7.5%の中に、母比率の30.0%は入っていますので、今回は“母比率を正しく推定できた（間違った推定はしなかった）”ということになります。今回の調査を第1回調査としましょう。

続いて、第2調査をしたとしましょう。今度はNo.4からNo.7の標本を抽出したとします。すると、



4人のうち優が3人、良が1人で、それぞれ75.0%、25.0%、0.0%ということになります。「良」の標本比率は、第1回調査と同じ25.0%であり、信頼区間が±7.5%の場合、今回の抽出も“母比率を正しく推定できた（間違っただ推定はしなかった）”ということになります。

同じように、調査を何回も繰り返していきますと、この信頼区間の幅に入っていない場合も出てきます。仮にこのような調査を100回行ったとして、“母比率を正しく推定できた（間違っただ推定はしなかった）”という結果が95回得られたとします。この場合を「信頼度95%」と言います。実際のアンケート調査では、同じ調査を繰り返し何度も行うことはできません。通常は1回限りでしょう。そこで、アンケート調査では、1回限りの調査の精度を明らかにするため、統計学における「信頼度」概念を導入しています。

上の例では、信頼区間は±7.5%としましたが、幅を±5.0に縮めると、信頼度は95%よりも低くなることは容易に想像できると思います。逆に±10.0%に広げると、信頼度は95%よりも高くなります。このように、信頼度と信頼区間は二律背反（トレード・オフ）の関係にあります。

参考表. 20人の健康データ

No.	氏名	体重	身長	ウエスト	健康状態	性別	血液型
1	A	60	165	80	優	男	A
2	B	58	160	70	良	男	A
3	C	58	173	75	可	男	B
4	D	63	175	80	優	男	A
5	E	70	180	85	優	男	B
6	F	51	160	60	優	女	O
7	G	48	158	55	良	女	O
8	H	51	163	63	良	女	AB
9	I	52	169	60	優	女	A
10	J	45	155	55	優	女	A
11	K	66	177	73	可	男	A
12	L	71	180	82	優	男	B
13	M	80	181	85	優	男	B
14	N	75	175	78	可	男	B
15	O	72	173	75	優	男	O
16	P	52	168	65	優	女	O
17	Q	46	159	59	良	女	AB
18	R	51	163	57	良	女	B
19	S	54	166	61	良	女	A
20	T	50	159	60	優	女	A
算術平均		58.7	168.0	68.9			
比率					優：55% 良：30% 可：15%	男：50% 女：50%	A：40% B：30% O：20% AB：10%

参考にしたデータ：内田 治「すぐわかるEXCELによる多変量解析」（東京図書）



## 15. 区間推定（母比率）の公式

### 区間推定（母比率）の公式

$$p \pm K(\alpha) \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{p(100-p)}{n}}$$

ただし、 $\alpha$  = 母集団特性値の推定を誤る確率 (%)  
 $100 - \alpha$  = 信頼度 (%)  
 $K(\alpha)$  = 正規分布の性質から与えられる値 (下表)  
 $N$  = 母集団の大きさ  
 $n$  = 調査での標本数  
 $p$  = 標本比率 (%)

(100 - $\alpha$ )	68.3	<u>90.0</u>	95.0	95.4	<u>99.0</u>	99.7
$\alpha$	31.7	10.0	5.0	4.6	1.0	0.3
$K(\alpha)$	<u>1.000</u>	1.645	1.960	<u>2.000</u>	2.576	<u>3.000</u>

※ 通常の調査では、信頼度は95.0%がとられることが多い。

区間推定（母比率）の公式は丸覚えするか、必要なときにはいつでも使えるようにしておいてください。逆に言えば、公式を理解する必要はないということです。（統計学を勉強したい人は別です。）

では、この公式の意味を説明します。先ほどの健康データの第1回調査を例にしてお話ししましょう。「ただし」と書いてあるところの一番下に「 $p$  = 標本比率」とありますが、これに相当するのが、「良」の標本比率25.0%です。一つ上に「 $n$  = 調査での標本数」とありますが、例では4人でしたね。「 $N$  = 母集団の大きさ」は20人でした。次は「 $K(\alpha)$  = 正規分布の性質から与えられる値」ですが、正規分布を説明すると話がややこしくなりますので、信頼度が決まれば、公式の下にある表から自動的に決まってくる値だと理解しておいてください。「 $100 - \alpha$  = 信頼度」ですが、信頼度は“正しかった（間違っていないかった）”確率でしたので、逆に $\alpha$ は誤ってしまう確率、つまり、母集団特性値の推定を誤る確率ということになります。普通は95.0%の信頼度で計算しますから、 $\alpha$ は5.0%となります。

このときの「正規分布の性質から与えられる値」は、表から、 $K(\alpha) = 1.960$ ということになります。それを上の公式に当てはめていきます。 $p = 25.0\%$ 、 $K(\alpha) = 1.960$ ですから  $p \pm K(\alpha) = 25.0 \pm 1.960$ 、ルートの中の前項  $(N - n) \div (N - 1)$  は、 $(20 - 4) \div (20 - 1)$  で、 $16/19$ 。ルートの中の後項  $p(100 - p) \div n$  は、 $25 \times (100 - 25) \div 4$  で、 $1,875/4$ 。前項と後項目を乗じ、その平方根（ルート）に、 $1.960$ を乗じると、信頼区間は $\pm 39.8\%$ ということになります。

母集団が20人で、標本が4人という特殊なケースですので、このように、信頼区間の幅は広がってしまいましたが、母集団が1万人で、標本が2,000人といった調査であれば、信頼区間はもっと狭くなります。先程の「世論調査のやり方」の下表をみてください。サンプル数、つまり標本数が2,000の場合、比率が10%（又は90%）であれば信頼区間は $\pm 1.3\%$ となります。同様に比率が50%であれば信頼区間は $\pm 2.2\%$ となります。この表をみていただいても、また公式をみていただいてもわかりますが、信頼度は95%で一定とした場合、標本数が多くなれば信頼区間は狭くなります。また、同じサンプル数の場合、比率50%の信頼区間が最も広がります。もし時間があるようでしたら、公式を使って、



「世論調査のやり方」の下表が正しいかどうか、計算してみてください。

最近では、区間推定のことをきちんと書いてある報告書も出てきました。これからは、「世論調査のやり方」の下表のような表も掲載するようにしてください。

## 16. 区間推定の公式からわかること

先ほど健康データの例で、標本数が一定のとき、信頼度と信頼区間には二律背反（トレードオフ）の関係があることを、感覚的につかんでいただきましたが、区間推定の公式からもそのことが言えることを確認しておいてください。この二律背反の関係があるため、信頼度の高い調査をしたい、且つ、信頼区間の幅を縮めたいということはできません。信頼度を上げれば信頼区間は広がり、信頼区間を狭めれば信頼度は下がります。しかし、これはあくまでも標本数が一定のときです。信頼度を95.0%で一定にしたときに、信頼区間の幅を縮めるためには標本数を大きくするという方法があります。ただし、信頼区間の幅±10%を±5.0%に半分狭めようと思えば、標本数は、公式においてルートがかかっているとおり、4倍にしなければなりません。4倍ですからそれだけ調査費用もかかります。こういったことを全部含めて、標本調査では、信頼度を設定し、信頼区間の幅を設定し、必要な標本数を決定していくことになります。

## 17. 標本数を決定するための公式

では、標本数を決定するにはどうすればいいのでしょうか。これにも公式があります。

$$n = \frac{N}{\left[ \frac{\varepsilon}{K(\alpha)} \right]^2 \times \frac{N-1}{P(100-p)} + 1}$$

ただし、 $\alpha$  = 母集団特性値の推定を誤る確率 (%)

$100 - \alpha$  = 信頼度 (%)

$K(\alpha)$  = 正規分布の性質から与えられる値 (下表)

$N$  = 母集団の大きさ

$n$  = 必要とされる標本数

$P$  = 母比率 (%)

$\varepsilon$  = 区間推定で標本特性値につける±の幅

※ 通常の調査では、±3%とすることが多い。

$(100 - \alpha)$	68.3	<u>90.0</u>	95.0	95.4	<u>99.0</u>	99.7
$\alpha$	31.7	10.0	5.0	4.6	1.0	0.3
$K(\alpha)$	<u>1.000</u>	1.645	1.960	<u>2.000</u>	2.576	<u>3.000</u>

※ 通常の調査では、信頼度は95.0%がとられることが多い。

先ほどの公式はなんとなく似ています。上から $\alpha$ 、 $100 - \alpha$ 、 $K(\alpha)$ 、 $N$ 、 $n$ までは同じです。「 $p$  = 母比率」と書いてあります。先程は標本比率でしたが、あまり気にしないでください。母集団の分析では55.5%だったということです。その下はギリシャ文字の $\varepsilon$ （イプシロン）ですが、「 $\varepsilon$  = 区間推定で標本特性値につける±の幅」、つまり信頼区間の幅です。これも通常の世論調査では±3%を使



いますが、 $\pm 5\%$ とする場合もあります。

では、内閣府の世論調査を想定して、この公式を使って必要標本数を求めてみましょう。 $\alpha$ は先ほどから登場していますが、母集団特性値を誤って推定する確率で5.0%とします。つまり、 $100 - \alpha = 95.0\%$ 。「N = 母集団の大きさ」は全国対象の世論調査ですので8,000万人としましょう。「p = 母比率」ですが、標本抽出する場合は、一番危うい状況を想定し、標本数を多めに取るようにするのが基本ですから、P（母比率）の値は、必要標本数が最も大きくなるような値、つまり50%とします。公式をじっくり見てもらえば50%のとき、必要標本数が最大になることはご理解いただけると思います。そして、 $\varepsilon$ は先ほど述べたように3%とします。こういう条件で、「n = 必要とされる標本数」を求めていきます。

実際に計算しますと、分母全体が74969.76という数字になり、すべて計算すると  $n = 1,067$  になります。つまり、8,000万人を対象とした世論調査であっても、1,067人の標本が得られればOKだということです。ただし、郵送による調査の場合、回収率を考慮しなければならないので、想定される回収率が50%であれば、1,067人の倍の2,134人を抽出しておく必要があるということになります。

もう少し付け加えれば、集計の段階で、性別や年齢別などの属性別クロス集計などを行う場合を想定して、例えば男性の合計（或いは、女性の合計）が少なくとも100以上になるように標本数を設定することが望ましい、というのがアンケート調査の常識です。とはいっても、調査費用などを考えると、単に標本数を増やすということも難しいと思いますので、“なるべく100以上”とだけ思っていればと思います。

母集団の大きさであるNの値と必要標本数nの値との関係を見ると、8,000万人では1,067人ですが、Nが4,000万人、3,000万ぐらいでも、nは変わりません。しかし、Nが500人とか400人という数字になってくると、nも500人や400人に近い数字になってきます。厳密に計算すると、Nが1,860,558人を超えるとnは1,067人で落ち着きますが、それよりNが小さくなればなるほどnはNに近づいていきます。この公式も先ほど同様、特に理解する必要はないと思いますが、必要なときには使えるようにしておいてください。

必要標本数を決定するための留意点としていくつか指摘しておきたい項目があります。まず第一に、この公式は単純無作為抽出法による標本抽出を行う場合の公式であり、厳密に言えば、層別2段抽出法、多段抽出法など他の方法により抽出を行う場合は別の公式を用いなければならないということです。しかし、他の抽出方法における公式は、もっと複雑で、事前に入手しなければならない情報を用いているなど、あまり実用的ではありません。そういうことで、通常はこの公式を使って必要標本数を決定しています。

2つ目の留意点は、先ほども少し触れましたが、標本数は少なくとも100は欲しいということです。前掲の「世論調査のやり方」をご覧ください。下のほうに区間推定の幅を示した表が書いてあります。その中で、誤差の幅が最も大きくなる比率50%のところをみてください。表の右下では誤差が $\pm 9.8\%$ と、ギリギリ $\pm 10\%$ 未満になっていますが、そのときのサンプル（n）の値が実は100なんです。ということで、なんとか誤差の $\pm$ を10%未満にしたいという理由から、少なくとも標本数は少なくとも100



は欲しいということになっています。

3つ目の留意点は、これも既に述べたところですが、 $n$ はあくまでも必要標本数であって、実際の配布数とは違う。実際の配布数は回収率を考慮して、もう少し増やさなければいけないということです。だから、回収率が前回調査では50%だった場合、今回の調査ではもう少なくとも50%以上を想定して抽出しなければ、必要標本数にいかない可能性があるということです。

そして、濾過的質問（ある質問があって、その質問に該当した方のみお答えくださいという質問）の場合、一定の人だけが答えることとなりますから、当然、標本数も少なくなります。そういう場合でも100になるぐらいの標本数にしておかないと分析は難しいということです。もしあまりにも小さくなるのが予想される場合には、自由回答形式の質問にするなどの対応が必要だと思います。例えば「デジタルテレビを利用している人がお答えください。デジタルテレビに満足していますか？」みたいな質問では、調査対象1,000人の場合でも、答えるべき対象者はごく限られているのではないのでしょうか。そうすると、「デジタルテレビを利用した感想を自由にお書きください」ぐらいにしておかないと、限られた人の中での“満足度何%”といってもあまり意味がありません。そういったことも考えてほしいということです。

## 18. 統計的仮説検定とは

標本誤差と母集団特性値との関係のところ、点推定と区間推定という推定のお話とともに、検定という方法があるとお話しました。この統計的仮説検定とは統計学の知識等も必要とするので、ここではそういう方法もあるということぐらいを覚えておいてください。

## 19. 調査票の作成

ここからは、実際に調査票を作成するとき、どう取り組んでいけばいいのかについてお話します。繰り返し申しあげているとおり、アンケート調査をするときには必ず何らかの問題意識があるはずであり、それがなかったら調査をする必要はないと思います。

まず、アンケート調査をやるかどうかを検討して、別の方法がなければ調査を開始します。そして、仮説を設定します。前に述べたように、実際に起こっている問題（現象）には、それが生じる要因があり、その要因を生み出す背景があります。また、問題（現象）に対してはそれを解決するための対策（解決策）が必要であり、その解決策を講じることによって生じる効果や影響についても考慮しなければなりません。アンケート調査も、問題（現象）に関わるこのようなフローに応じて、問題（現象）を発見するタイプと、背景や要因を明らかにするタイプと、解決策や予測を明らかにするタイプがあります。通常のアンケート調査はこのようなタイプがごちゃ混ぜになってできあがっています。

そこで、調査票を作成するためには、まず何が問題（現象）であるかを明らかにします。問題（現象）が今一つ明らかでない場合は、それを明らかにするための質問を作成しなければなりません。問題（現象）がすでに明らかな場合は、その問題（現象）をブレイクダウン（分解）して、要因や背景は明らかにしていかなければなりません。そして、その結果（仮説）を質問として設定していきます。



一方、問題（現象）が明らかであれば、その対処療法的な解決策は何かについて、要因や背景が明らかかな場合には問題（現象）の根本的な解決策は何かについて、さらに、解決策によって生じる効果や影響は何かについて検討し、その結果（仮説）を質問として設定していきます。

ですから、一つの調査テーマを与えられたときには、問題（現象）は何かということと、問題（現象）から背景へ向かうベクトル、問題（現象）から予測に向かうベクトルで、十分に検討し、調査を担当するみんながそれを共有しなければなりません。

今申しあげたような、調査票を作成するための作業は、調査をする人の能力や知識によって大きく左右されます。逆に言えば、こういう能力や知識がないと、たとえアンケート調査を行っても答えが得られるとは限りません。つまり、コンサルティング会社などの専門のリサーチャーも含めて、現象を分解したり、様々な情報を統合したり、ものごとの関係性を見つけたり、重なり合いや絡み合いを分割したり、原因を発見したり、将来を予測したりといった知識や能力があれば、いいアンケート調査ができると思います。アンケート調査は、テクニックにプラスして、こういう知識や能力が必要であるということを意識しておいてほしいと思います。

## 20. 回答の取り方

アンケート調査の回答の取り方は、大きく分けて、プリコード回答法と自由回答法の2つがあります。プリコード回答法というのは、統計的に処理しやすくするため、予想される回答内容を事前に選択肢として用意しておく形式です。自由回答法は数値で書いてもらう場合もありますし、文字で書いてもらう場合もあります。回答者の中には絵で回答してくる人もいます。

また、プリコード回答法は3つに分けることができます。1つ目はシングルアンサー（SA）と言われる単一回答形式。その中には「はい」か「いいえ」といったように2つの中から1つを選ぶ場合もあれば、たくさんの選択肢の中から一つを選ぶ場合もあります。2つ目は、マルチプルアンサー（MA）と言われる複数回答形式。この場合は、制限複数回答形式と無制限複数回答形式があります。よくMA形式の質問をSA形式の質問に置き換えて、集計・分析するということがあります。例えば「あなたはどんな食べ物が好きですか。あてはまるものをすべてあげてください。」という無制限複数回答形式の質問があったとします。選択肢には、カレーライス、チャーハン、スパゲッティ、ラーメン、お好み焼きなどを並べておきます。この質問を、例えば、「あなたは、カレーライスは好きですか。「はい」か「いいえ」かのどちらかを選んでください。」とか、「あなたは、チャーハンは好きですか。「はい」か「いいえ」かのどちらかを選んでください。」といった複数のSA形式の質問に分解することができます。しかし、最初の質問が同じMA形式でも「あなたはどんな食べ物が好きですか。主なものを2つまであげてください。」という制限複数回答形式で聞くと、先程のようなSA形式の質問への分解は理論的にはできません。なぜなら、カレーライスとチャーハンとラーメンの3つが好きな人は「2つまで」という回答制限があるため、どれか一つの食べ物を「好きではない」と判断しなければならないからです。したがって、MA形式の質問を設ける場合には、SA形式の質問に分解する可能性があるかどうかも含めて検討し、制限複数回答形式にするのか、無制限複数回答形式にするのか



を判断しなければなりません。

プリコード回答形式の3つ目は順位回答形式。これには一部順位回答形式と完全順位回答形式があります。10個ぐらい選択肢があって、「上位3つを書いてください」とするのが一部順位で、「1から10までとにかく全部順位をつけてください」というのが完全順位です。集計の仕方としては、順位ごとに集計する場合もあれば、上位〇位までを順位を無視して集計する場合もあります。

回答の取り方を自由回答法かプリコード回答法にするかは、実際に質問を作っていく段階でよく悩むことですが、多くの場合、プリコード回答法を選択することになります。質問の作りやすさから言えば自由回答のほうが楽ですが、質問の意図の伝わりやすさは当然プリコードのほうがいいでしょう。選択肢が書いてあるので、難しい質問でも選択肢を見れば何を聞いているのかがわかるからです。回答のしやすさもプリコードのほうがいいでしょう。解析のしやすさもプリコードのほうがいいでしょう。しかし、自由回答には意外性のある回答を得ることができるというメリットがあります。私は、これは結構重要であると思っています。意外だと思えるような回答内容は決して多くはありませんが、その少ないものの中にすごいアイデアが入っていたりします。行政において政策形成を図っていくときも、こうしたアイデアや意外性のある意見が役に立つことがあります。そういう意味で、自由回答も重要だと私は考えています。

## 21. 調査データについての基礎知識

調査データには次のようなものがあります。まず、測定尺度による分類ですが、定性的データと定量的データがあります。質的データと量的データと言い替えることもできます。よく勘違いされるのは、例えば「性別をお答えください。」という質問で、選択肢1が男性、選択肢2が女性というとき、1（つまり、男性）が45%、2（つまり、女性）が55%という場合です。これらのデータは質的データで、量的データではないということです。定性的データの中には、名義尺度と順序尺度があります。データの大小の関係や順序関係が存在しないのが名義尺度です。先程の男性が1で、女性が2というのも名義尺度です。順序尺度というのは、例えば満足度を聞く場合に、「1. 大いに満足」、「2. どちらかと言えば満足」、「3. どちらかとも言えない」、「4. どちらかと言えば不満」、「5. 大いに不満」といった選択肢を設けることです。データの大小関係や順序関係には意味がありますが、だからといって、「1. 大いに満足」と「2. どちらかと言えば満足」の間にどの程度の差があるのかは、何らかの説明がないかぎり、これだけでは明らかではなく、一般的には意味をなしません。

定量的データには、間隔尺度と比例尺度があります。間隔尺度はデータの大小関係や順序関係の差には意味がありますが、データ間の比をとっても意味をなしません。例えば年収などがそうです。一方、その差や比率関係のすべてに意味をもつのが比例尺度です。

次に、目的変数と説明変数についてです。目的変数とは結果を表す変数（予測したい変数）で、説明変数は目的変数の違いや結果を説明するための変数（予測をするのに使う変数）です。数学のグラフ（ $Y = AX + B$ ）を思い出していただくと、目的変数はYであり、説明変数はXということになります。



## 22. 質問文のチェックポイント

それでは質問の具体的な内容について考えていきます。「どういう聞き方をすればいいのだろうか」というのは、アンケート調査の基本的な課題でしょう。ここでは、実際の調査票を作成するときに陥りやすい問題について触れておきます。

まず回答数を明確にする必要があります。SA形式の場合もあれば、MA形式の場合もありますし、順序をつけて回答してもらう場合もあります。この部分の説明文の書き方ですが、これは基本的には好みの問題だと思います。文章の中に「〇〇について、あてはまるものを1つお答えください。」というように紛れ込ませる方法もあれば、「〇〇についてお答えください」と書いた後に、括弧書きで「(1つだけ)」とか「(いくつでも)」などを書く方法もあります。私の経験でいきますと、最後に括弧書きで書いた方がわかりやすいと思います。

2つ目は、選択肢の前につけるのは、記号か、番号か、つけないかということです。これも決まったルールはないと思いますが、私の場合は「1 〇〇」「2 〇〇」とします。イロハにしている人も、アイウを使っている人も、a b c の人もいます。また、ある調査では「番号を書くと、選択肢間での序列を表していると誤解されないか」と言われたことがあります。そのときは、仕方なく、番号をやめにして、番号の部分全て□にして調査しましたが、このやり方ではデータを入力する場合にミスが発生しやすくなります。

3つ目は別枠で、回答記入欄を設けるのは是か非かということです。別枠でというのは、別紙や用紙の下の方に回答記入欄のようなものを設けて書いてもらう場合のことです。確かに別紙を作って、それに回答してもらおうと集計の段階で楽は楽です。しかし、数字が羅列したものを入力すると、やはり入力ミスが多くなります。また回答欄の数も、SAの場合は欄は1つだけあればいいのですが、MAの場合は選択肢の数だけ欄を空けておかなければいけないので、回答欄だけでもかなりの量になります。

4つ目に選択肢の重複・漏れ、特に離散型データ、連続型データには注意しなければいけないということです。例えば、未満、以内・以外、以上・以下、～を超えてなどの言葉を使う場合には要注意ということです。年齢を尋ねる質問の選択肢で「1 65歳未満の人」と「2 65歳を超える人」の2つを設けた場合、65歳の人はこちらにも答えられないということになります。逆に「1 65歳以下」と「2 65歳以上」とした場合、こちらにも該当するということになります。

5つ目のポイントとして、選択肢の漏れを防止するために「その他」を設けることがよくありますが、調査をした結果、「その他」が一番多かったということがないように、「その他」以外の選択肢を十分に練っておく必要があります。

6つ目に、選択肢「特になし」が必要な場合は忘れずに入れておくということです。これもよくやるミスです。例えば「あなたは、今、どのような悩みを抱えていますか。」という質問をして、色々な悩みの内容を選択肢として掲げ、最後に「その他」も設けたとします。ところが、調査結果を集計してみると、無回答 (No Answer=NA) の人が非常に多かったということがあります。この原因としては、特に悩みを抱えていない人が選べる選択肢がなかったことが挙げられますが、ひょっとしたら、



頭から書く気がなかった人が多かったのかもしれませんが。こういうことを避けるために、「特に悩みはない」という選択肢を必ず設けておく必要があります。また、紙面に余裕があるのであれば、まず「悩みはありますか。」という質問をして、悩みがあるという人に対して「悩みの内容は何ですか。」という濾過的質問を設けるほうがベターと言えるでしょう。

7つ目には、判断や意見を求める質問、回答者にとってあまり関わりのない（少ない）内容を聞く質問では、「わからない（=I don't know.（DKと略します。）」の選択肢を設けておかないと、無回答の人が多くなる危険性があります。そのとき、回答する気がないので無回答なのか、よくわからないから無回答なのか、判断できません。「わからない」というのも意見の一つですから、このような質問をするときはDKの選択肢を設けるようにしてください。同様に、遠い過去のことを尋ねたり、はるか先のことを尋ねたりする質問でも、「覚えていない」とか、「わからない」といった選択肢を設けておくことも大切です。

それから、8つ目に選択肢の数についてですが、選択肢が15個とか20個とかあった場合、回答者は選択肢を全て読んだ回答するとは限りません。こうした場合、最初のほうの選択肢だけを読んで回答したり、最初のほうと最後のほうだけを読んで回答したりするなど、回答結果が選択肢の順番で大きく左右される危険性があります。したがって、多すぎる選択肢は十分に注意して、あまりに多くなりすぎる場合には、少数意見と考えられる選択肢は、「その他」で記入してもらうことを前提に、あえて設けないようにすることも大切です。

チェックポイントの最後に、順序尺度の選択肢では『修飾語』と『間隔尺度との違い』に注意する必要があります。「ときどき」とか「大いに」などの表現は、人によって受け止め方にかなり差があると考えられます。したがって、このような主観によって左右されやすい修飾語は可能かぎり避けて、例えば「月に何回程度」とか、具体性をもった表現にしていくほうが望ましいでしょう。ただ、具体性を持たせた表現が難しかったり、調査票のスペースがなかったりした場合には、「ときどき」とか「大いに」とかそのまま、いかざるを得ないのですが…。

それから、「大いに満足」を4、「どちらかと言えば満足」を3、「どちらかと言えば不満」を2、「大いに不満」を1としたとき、この1、2、3、4というのは間隔尺度であり、順番をつけただけで、意味のある数字ではありませんが、順序尺度のように、「大いに満足」と「どちらかと言えば満足」の差は1であり、「どちらかと言えば満足」と「どちらかといえば不満」の差は1であるように見なして、平均値などを算出したりする場合があります。しかし、すべての回答者が「大いに満足」、「どちらかと言えば満足」、「どちらかと言えば不満」、「大いに不満」を等差（=1）で並んでいると判断しているとは限らないため、厳密に言えば、このような間隔尺度を順序尺度のように扱うことは正しいとは言えません。もしそのようにしたいのであれば、それぞれが等差であることを明確にした上で、回答してもらわなければいけません。

## 23. プリコード回答法のチェックポイント

プリコード回答法におけるチェックポイントとして、まずダブルバーレル質問をとりあげます。例



例えば「あなたは、カレーを食べたり、コーヒーを飲んだりすることが好きですか。」という質問を想定してください。この質問に「はい」と答えた人は「カレーを食べたり、コーヒーを飲んだりすることが好きなんだな」ということはわかりますが、「カレーが好き」なのか、「コーヒーが好き」かはわかりません。この質問は大変わかりやすい例ですが、一つの設問で二つ以上のことを聞いている場合、こういう質問をダブルバーレル質問といいます。もちろん、こういう質問をしてはだめだということです。

次に略語、専門用語、定義が曖昧な用語等を使用するときの留意点です。行政職員の方は行政では通じる用語とか略語を案外平気で使われることがあります。失礼な言い方かもしれませんが、少し感覚がまひしているようにも思えます。十分に注意してください。また、定義が曖昧な用語を使ってしまふことがあります。例えば、音楽で言えば、ニューミュージックとか、フォークソングとか。大抵の人はよく知っている言葉だと思いますが、その定義は人によって、かなり差があるように思えます。こういう言葉を使う場合は、きちんと定義した上で使わないと、間違った結果を得てしまう危険性があります。

3番目は、否定表現の多用は質問意図を伝わりにくくしてしまうということです。「○○しなければならぬことはないとは思いません」といった表現です。アンケート調査では様々な人々が回答するので、「二重否定は肯定」というような表現ではなく、「否定は否定、肯定は肯定」という方向で、はっきりわかるようにしたほうが良いと思います。

4番目は、敬語等は混同しかねないということです。例えば「○○される」という表現は、敬語的な意味合いと受身的な意味合いの両方があります。主語がはっきりしていれば受身かどうかわかりますが、質問文や選択肢では、短くまとめるため、主語を省略する 경우가よくあります。ですから、なるべく敬語等は使わずに表現をしたほうが良いと思います。1つの調査票の中で、敬語表現を使ったり使わなかったりするよりは、挨拶文等を除いて調査票全般を通じて敬語表現を使わないほうが良いと思います。

5番目は、時期・期間・頻度等に関する表現は、最近とかときどきという書き方ではなく、なるべく具体的に、はっきりと書いたほうが良いと思います。これは先程も述べたとおりです。

6番目は、状況に応じて質問文の主語を明確にしてください。主語を書いておかないと、だれのことを回答すればいいのかがわからなくなる場合があります。通常は、封筒の宛名の人が自分自身のことについて答えることが多いので、「あなたは」という主語は省略したりしますが、例えば、世帯にお願いする場合は「世帯主の方は」とか「世帯主の配偶者は」とか主語を明確にすることを忘れないようにしてください。

7番目は、視点や観点を明確にしないと答えにくい場合があります。

8番目は、特定の選択肢へ誘導してしまっていることがないかです。アンケート調査の世界では、回答者にはイエス・テンデンシー、ノー・テンデンシーという傾向があることが証明されています。具体例をあげますと、「行政改革は進めたほうが良いと思いますか。」という質問の次に、「行政職員の態度は適切だと思いますか。」という質問など、似たような設問を並べておくと、最初の質問でイエス



に○をつけてしまったら、これに沿った方向で、続く質問にも回答してしまいがちであるということです。ですから、こういう場合は、途中で、うまくクッションとなる質問を挿入することも大切になってきます。

また、威光効果ということもよく言われます。質問文等の中で、人気のある有名人の名前を出したりすると、有名人のイメージに近いほうに回答が集まったり、逆にマイナスイメージの強いものを出したりすると、これを避ける方向に回答が集まったりします。できれば、そういうプラスやマイナスのイメージの強いものは文章等からはずした方がいいと思います。

そして、特別なイメージや価値判断を伴った言葉、例えば役人とか官僚とかといった言葉は批判的な立場で捉えている人が多く、役人や官僚に対する質問をすると、役人、官僚=悪いというイメージのフィルターがかかってしまうことがよくあります。特別なイメージが与えられるような用語は、使う必要がなければ、なるべく使わないようにしてください。

「○○のために、□□することについて、あなたはどのように思いますか。」といった質問文に出会うことがあります。特に行政では、新たな施策・事業に関する住民意向を把握するときに、こういう聞き方をよくします。しかし、最初の「○○のために」という部分が「どう思いますか。」に対する回答に、大きな影響を与えるおそれがあります。つまり、「○○のために」について同意（賛同）する場合、「□□すること」の是非が評価ができない場合、「○○のために」に影響されて、「□□すること」についても同意（賛同）してしまうおそれがあります。こういう場合には、思いきって「○○のために」を省略したり、或いは「○○のために」に対して「どう思うか。」を聞いて、さらに「○○のために、□□することについて、どう思うか。」を聞いたりして、「○○のために」の影響をできるかぎり少なくすることが大切です。

9番目、それを聞くことで、回答者の本音が知りたいのか、建前が知りたいのかということです。趣味や嗜好に関する質問では多くの人が本音で回答しますが、価値観や評価につながる質問では本音ではなく、建前で回答する場合があります。そういう場合には、建前（理想的には…、といった聞き方）と本音（現実には…、といった聞き方）の両方について質問してみるなどの工夫が必要です。特に記名式の調査の場合には、優等生の答えに集中する可能性がありますので、本音と建前をきちんと区別できるような質問構成にする必要があります。

また、遠い過去の記憶に関することや、逆にズーッと先の未来のことに関する質問は、回答する人も覚えていないとか、よくわからないというのが本音だと思います。したがって、こういったことをアンケート調査で聞くのは、あまり意味がないかもしれません。むしろ、ヒアリングとか、作文を書いてもらったり、絵にしてもらったりといった手法のほうがいいかもしれません。ただ、それをわかったうえで、敢えてアンケート調査で聞く場合もあるとは思いますが。

濾過的質問の活用についてのポイントです。アンケート調査ではよく、「問5は、問4で○○を選んだ人がお答えください。」といった質問を設けることがあります。こういう質問を濾過的質問と言いますが、この例で言えば問4は親元質問であり、問5は子の質問（限定質問とも言います。）です。こういう濾過的質問は、回答する必要のない人の負担を軽減するとともに、調査結果の信憑性を高めるこ



ともつながるからです。前者の負担軽減についてはすぐに理解していただけると思いますが、後者については少し例を挙げて説明します。例えば「あなたが抱えている悩みは何ですか。」という質問があったとします。選択肢には、様々な悩みの内容が列挙されて、最後のほうに「特に悩みはない」というNA (No-Answer) の選択肢（排他的選択肢）を設けることとなります。この場合では、本来、それほど悩みはない人でも「特に悩みはない」という選択肢に到達するまでに、いくつかの悩みに○を付けてしまいがちです。そして、最後のほうにある「特に悩みはない」に至って、これにも○を付けてしまいます。しかし、濾過的質問を活用して、例えば「あなたは悩みを抱えていますか。」という親元質問を設け、「はい」と答えた人に対して「その悩みは何ですか。」という子の質問を設けると、本当に悩みを抱えている人の悩みの内容が明らかにできます。そういう意味で、濾過的質問を活用すると回答の信憑性が高まると考えられます。ただ、濾過的質問を設けると、子の質問に回答する・しないにかかわらず、次に回答する質問の場所を矢印等で指示しなければならず、ゴチャゴチャとした感じになりがちです。だから、レイアウトを上手く構成する努力が必要になります。

## 24. 質問の並べ方のチェックポイント

では、質問を調査票にどのように並べていくかについて、原則的なこととお話します。

まず、ストーリー性を持たせるため、関連質問をまとめます。回答しやすさという点では、初めはやさしく、後にいくほど難しくします。これは回答率を考えてのことです。質問の内容という点では、一般的な質問から入って、特殊な質問へと持っていくます。また、自分が体験した「事実」を先に尋ねて、それに関する「意見」を尋ねていきます。

回答する人の傾向として、最初のほうは皆さんよく回答してくれます。大抵の人はそのまま最後まで回答してくれますが、中には中だるみをする人、最後のほうで飽きてしまう人がいます。また、ページ数が多いと後半を回答しない人が多くなります。ですから、重要な質問を設ける場合は、こういったことも考慮して、質問の順番を検討しなければなりません。

また、回答する側の負担を少しでも軽減するための工夫もしてください。ウエスト・クエスチョンという、捨てるの質問を設けるという方法があります。つまり、回答者の気分転換になるような質問をわざと入れる場合があります。また、濾過的質問を活用することも負担軽減には重要です。

次に、フェースシートですが、最初に聞いたほうがいいのか、それとも最後に聞いたほうがいいのか。答えはケースバイケースですが、私の経験では、郵送による調査の場合は最初に聞いたほうが良いと思います。ほとんどの調査は単純集計だけでは終わらず、少なくとも属性とのクロス集計は行います。したがって、フェースシートに無回答が多いと、たとえ他の質問にきちんと回答していても、その調査票は無効票としなければならない場合があります。ですから、質問数が多い場合、質問の最後のほうは無回答の割合が多くなりますので、フェースシートは最初に設けたほうが良いと思います。また、年収とか離婚歴とかプライバシーに大きく踏み込んだ項目を聞かなければいけない場合は判断が難しいと思います。例えばフェースシートを最初に設けると、その時点で回答を拒否されてしまうおそれもあります。しかし、私の経験では、このように回答を拒否する人はフェースシートを最初に



設けても、最後に設けても、結果は同じであるように思いますので、やはり最初に設けたほうが良いと思います。ただ、こうした方針はあくまでも郵送による調査の場合であって、訪問調査の場合は、逆に最後にフェースシートに関する質問をすることを原則としながら、臨機応変に対応していくべきだと思います。

それから、自由回答の質問ですが、やはり最後に設けたほうが良いと思います。例えば、「〇〇市総合計画策定に関する意識調査」などの場合、通常は、フェースシートから始まって、定住意向とかまちの魅力みたいな質問をした後で、福祉、教育、環境、産業、行財政といった具合に分野ごとの質問群を並べていき、最後に自由回答を設けます。私の失敗談をお話しますと、ある自治体の調査で、各分野の質問群の終わりに、その分野に関する自由回答を設けたことがありました。論点が整理できて回答しやすいし、集計もしやすいと思ったからでしたが、結果はそう上手くはいきませんでした。最初の福祉に関する自由回答で、教育や産業や行財政やその他に関する意見や要望を一気に書いている人がたくさんいました。しかも、その後の教育や行財政等に関する自由回答でも、同じような意見をもう一度書いている人がいました。回答者からみると、次にどういう質問が来るのかわからないので、最初に出会った自由回答欄に思いの全てぶつける傾向があるのでしょうか。やはり、自由回答は一括して最後に設けたほうが良いと思います。

次に、質問の並べ方の留意点として、「キャリーオーバー効果」と「ウエスト・クエスチョン」についてお話します。キャリーオーバー効果というのは、前の質問が後の質問の回答に影響を与えるということです。例えば「あなたは無駄遣いをするほうですか。」という質問を設けた後に、「今度ボーナスが出たら、貯金しますか。」という質問を設けた場合、「貯金する」という回答が多くなると言われています。こういう場合には、質問と質問の間に、クッションとなる質問を入れるなど、一工夫が必要だということです。そういうクッションとなる質問の一つが「ウエスト・クエスチョン」です。ウエスト・クエスチョンとは、先程もお話しましたように、ホッと休んでもらうような質問のことです。

## 25. アンケート調査票に盛り込む基本事項

質問はこれで固まりました。でも、調査票はまだ完成していません。つまり、調査票の表紙になる部分を作成しなければなりません。もちろん、この部分は調査票とは切り離して、別紙で設けても構いません。

表紙にあたる部分では、まず、アンケート調査の「名称」を決めなければなりません。名称は、そのものズバリである必要はありません。例えば、地域情報化に関する意識調査であれば、「〇〇市地域情報化計画策定にかかる住民意識調査」という名称でもいいですし、「〇〇市のまちづくりと情報化に関する意識調査」でも良いと思います。ただ、私の経験では、ITや情報化、男女共同参画社会づくりなどをテーマとした調査では、テーマ自体に馴染みが薄い人も多く、回収率があまり期待できないので、そのものズバリのタイトルよりも少し柔らかい表現のほうが良いと思います。

名称の次は「挨拶」です。その中には、調査の目的、標本抽出の理由と方法を書きます。難しく書



く必要はありません。それから、“協力をお願いします”という依頼文、年月日、そして、だれが調査を実施するのかという調査実施主体を明確にしておきます。

挨拶の次は「回答・回収に関する注意事項など」です。回答の仕方として、番号に○を付けてもらうのか、回答欄に記入してもらうのか、自由記述欄には具体的な内容を記入してもらうとか、そういった内容を書いておきます。また、質問によって回答する人が大きく異なる場合には、どこからどこまではだれで、どこからどこまではだれということを明らかにしておきます。さらに、回収票の集計方法として、回収したデータをどのように集計するのか（具体的には、機械的・統計的に処理すること）、何に使うのか（具体的には、今回の調査目的以外には使用しないということ）、個人データの取扱いに関する事項（具体的には、回答内容の秘密厳守とプライバシーの保護）などを明らかにします。そして、郵送調査の場合は投函期限を、訪問調査の場合は回収日時を指定し、問い合わせ先も明確にします。それから、必要に応じて、調査地点や調査員の氏名なども書いておきます。

表紙にあたる部分はだいたいそんな感じですが、調査票本体にも少し留意点がありまして、最後の質問のその後には「ありがとうございました」というお礼の言葉を忘れないでください。また、記名式の場合は記名欄を設けることも忘れないでください。

アンケート調査票に盛り込む事項で、もう1点、検討しておきたい項目があります。それは、サンプル番号の是非についてです。調査票に通し番号を打って、配布・回収状況を管理したりすることですが、やったほうがいいのかという人もいれば、やらないほうがいいのかという人もいます。仮に、通し番号と回答者個人とは全くリンクしていなくても、回答者の中には、リンクさせているのではないかと疑ってしまう人もいます。こうなると、やはり回収率は下がってしまいます。また、人によっては、番号の部分破って返送してくる人もいます。調査する側の都合だけでサンプル番号を付けるのであれば、私は付けるべきではないと思います。

## 26. アンケート調査票の体裁などの留意点

これで、ほぼ調査票は完成したといっていいいでしょう。でも、印刷する前に、もう一度体裁などについてチェックしてください。

まず、強調したいところは回答者にちゃんと伝わりそうか、誤解・誤読されそうところはないか、という点です。必要に応じて、アンダーラインを引いたり、太字にしたりするなど対応してください。

次に、質問文は質問文、選択肢は選択肢、ということがはっきりわかるようになっているか、という点です。回答者は、じっくり質問文を読んで回答する人ばかりではありません。選択肢を見て、質問文は適当に読み飛ばして回答する人もいます。ですから、質問文又は選択肢を罫線で囲んだり、網掛けや濃淡を付けたりして、質問文と選択肢を視覚的に区別する工夫も大切です。

濾過的質問を設けた場合には、質問から質問への移動が間違いなく指示されているか、また、質問



間の“交通整理”のために矢印を使うことがよくありますが、その矢印どうしが交差したりしてわかりにくくなっていないかをチェックしてください。また、親元質問から子の質問への指示はきちんと指示されていても、子の質問の回答対象でない人への指示がなされていない場合がよくみられます。こういう点にも注意が必要です。

1つの質問で選択肢が複数ページにわたってしまう場合があります。原則的には、このようなことは起こらないようにしたほうがいいのですが、例えば20～30個ぐらいの項目（指標）について、5段階で満足度を評価してもらうような質問があった場合、1ページに収めることはほぼ不可能です。ただ、こういう場合でも回答者がページをめくったり戻ったりすることなく回答できるような工夫や配慮は必要です。

アンケート調査を行うと、質問は異なるが、選択肢は同じという場合がよくあります。例えば「現在、地域の中でどのような活動に参加していますか。」という質問と「今後、地域の中でどのような活動に参加したいですか。」という質問があったとします。前者では「現在、地域活動には参加していない」を、後者では「今後、参加したい地域活動はない」という選択肢を設けることになり、この点では両者の選択肢は異なるものの、これ以外の選択肢は同じになると思います。こういう場合は、表形式にするなどして、同じ選択肢を重複して記述するのを回避したりします。ただ、こうした場合、通常「番号 選択肢」というスタイルの番号部分に○を付けるのに対し、「番号（選択肢なし）」というスタイルの番号部分に○を付けるため、違和感を覚える人もいます。その結果、番号部分に○を付けるのではなく、選択肢部分に○を付けてしまう人も多く、データ入力するときどちらの質問に対する回答なのか、判断できなくなる場合があります。こういう場合には、回答例などを設けておくと、間違った回答も少なくなります。

字の大きさ、ふりがな、横文字等にも配慮してください。特にふりがな付きの調査票は便利な反面、見た感じで非常にゴチャゴチャした印象を与えますので、行間等に余裕を持って作成するようにしてください。

調査票の大きさと、調査票と返信用封筒との関係にも配慮してください。調査票はA4サイズが圧倒的に多いと思います。ただ、高齢者等を対象とした調査票ではB4サイズで行う場合もあります。返信用封筒の大きさは、調査票を折って封入してもらうのか、折らずにそのまま封入してもらうのかで決まってきます。ページ数の多い調査票を折るのは意外に面倒な作業になります。B4サイズの調査票の場合はなおさらです。このあたりも考慮して、調査票のサイズ、封筒の大きさを決める必要があります。

紙の厚さと色合いについても留意してください。郵送費用のことなどを考慮すると、紙の厚さは薄いほうがいいと思いますが、裏ページの内容が透けてはっきり見えるようでは回答しにくいので、やはり適度な厚さは必要です。紙の色合いについては、文字の色と回答する人のペンの色を考慮して、決める必要があります。文字の色やペンの色と同系色の場合には、見えにくいことがあります。

最後に調査票のとじ方ですが、大きく分けると「中とじ」と「平とじ」があります。中とじは背表紙部分をホッチキス等とじる方法で、平とじは紙面の左寄りにホッチキス等とじる方法です。中



とじのほうが調査票を全開できるため記入しやすいと思いますが、中とじの場合、ページ数を合わせる必要がありますので、ページ数を合わせて中とじにするのか、ページはそのままで平とじでいくのか、検討する必要があります。

## 27. データチェック

調査票を回収してから報告書を作成するまでにしなければならない作業として、データチェック、データ入力、集計・分析というものがあります。

まず、「データチェック」ですが、この言葉はあまり聞き慣れないと思います。調査票が返ってきたら、そのままデータ入力をしているのではないかと思われる方が多いと思いますが、そうではなく、データを入力する前に回答にミス等がないかをチェックします。つまり、基本的な姿勢として、回答者にミスがあるのはあたりまえという考え方です。また、データチェックには、データを入力する人が機械的に入力できるようにするため、という目的もあります。

チェック項目とその対応ですが、1つ目が調査対象者と回答者が一致していないということです。例えば女性を対象にした調査であれば、当然、回答者は女性です。しかし回答の中で、同居人欄に「妻」と書いてある場合、この回答者は男性であるおそれがあります。このように、本来の調査対象と違う人が回答していることが、時々見受けられます。そういう場合は、その回答自体を無効にしなければなりません。

2つ目は排他的選択肢（例：特にない、わからない）との重複回答ということです。1つの設問の中で、選択肢の終わりのほうに「特にない」や「わからない」などを設ける場合があります。回答者の中には、そこに○を付けておきながら、その他の選択肢にも○を付けている人がいます。こういう重複回答の場合は、原則的には「特にない」や「わからない」という意見を優先し、それ以外の回答は無効にします。

3つ目は判読できない回答の場合です。実際にチェックするとよくわかるのですが、「1. ○○」、「2. ○○」と選択肢があったときに、1と2の両方に掛かるように○を付けている人がいます。そういう場合は、その部分は無回答にしてしまいます。また、時には字が薄くて読めない場合があります。こういう場合もその部分については無回答にします。また、回答者自身が選択肢を微妙に変えてしまい、二重線を引いて「○○と考える」を「○○と考えたい」と変えて回答しているときもあります。こういう場合も、基本的に無回答とすべきです。

4つ目は論理的に（又は、調査票の構成上）矛盾のある回答です。親元設問で「○○に答えた人だけ答えてください。」と書いているのに、それ以外の方が答えている場合があります。こういう場合も無回答とします。

5つ目は確信的無回答の取扱いです。同じような趣旨の選択肢が複数の質問で登場する場合、最初の質問ではその選択肢に回答していながら、後で出てくる質問では回答していないという場合があります。例えば、「計画書を作成していますか。」という質問で「していない」を選んでいる場合、後で出てくる「計画書には満足していますか。」という質問では「作成していないので、わからない」に回答しな



なければならないのに、回答していないという場合です。本来は回答しなければならないのに、人間の心理として回答しないで次の設問に移ってしまうことがよくあります。しかし、こういうデータをそのままにしておくと集計を行ったときに整合性が取れなくなります。ですから、こういう場合は、回答者が回答していなくても当該選択肢を回答したものとみなして処理しなければなりません。

6つ目は数値記入回答形式の質問に記入された数値の妥当性です。数値を記入してもらった場合、単位をまちがえて書く人が多いです。「cm」を「mm」で記載する場合や、お金では「千円」と書いているのにゼロが3つ多い場合があります。一般常識で考えられる範囲であればそのとおり修正すればいいと思いますが、たとえゼロが3つ多いのではないかと思っても、そういうこともありそうだとするときには困ってしまいます。記名式の調査であれば、回答者本人に確認することができますが、それができない場合は、一般常識から考えて推測できる範囲は修正し、それが難しい場合は無回答とします。ただし、無回答とせず、そのままにしておいて、報告書にその旨を記述する場合があります。

7つ目は「その他（ ）」の（ ）に記述された内容の仕分け方法です。その内容を見ると、ほかの選択肢に当てはまる場合があります。他の選択肢と大きく異なる場合は「その他」のままでいいのですが、ほぼ同じではないかという場合は、なるべく他の選択肢に振り分け、少しでも「その他」を少なくする努力をすることが大事です。

データのチェックが終わると、回収票（調査票）には有効票と無効票が出てきます。中には全く何も回答せずに、返してくるだけの調査票もあります。そういうものは、当然、無効票にしなければいけません。有効・無効をどこで区別するのが重要になります。

特に決まったルールはありません。感覚的に判断しています。ただ、いくつかの文献によると、基準についての記述があります。次の基準に従って判断してはいかがでしょうか。まず、質問のうち、答えなければいけない質問全体の3分の1以上が無回答の場合は無効とします。また、もう1つ厳しい基準では、属性または属性に類似する質問の多くが無回答の場合は無効とします。なぜなら、集計・分析の多くは属性別のクロス集計で成り立っているため、この属性がわからなければ、その調査票の大事な意見は属性別のクロス集計に何ら反映されないからです。

## 28. 自由回答の取扱い

自由回答の取扱いについては、2段構えの対応を心掛けてはいかがでしょうか。

1段目はキーワードでのアフターコーディングによる定量的把握です。回答内容を読んで、一つひとつの意見をキーワード化していきます。そのキーワードを選択肢のように見なして（アフターコーディングして）、どのキーワードに何人の人が意見を述べているのかを定量的に把握していきます。ただ、自由回答は1票を読むだけでも時間がかかります。短く書いている人もいれば、長く書いている人もいます。それを1個ずつ読んでキーワードを探していくのはかなり大変な作業です。市町村で実施するアンケート調査では、「〇〇計画の策定（或いは改訂）のための基礎資料を得るため」といった目的で実施する人が多いので、キーワードの選び方として、〇〇計画の施策体系などを参考にする



のも一つの方法でしょう。全く何もないところでキーワードを探していくとなれば、キーワードにも大・中・小の区別があつたりしますので、振り分けが難しくなります。

次に、自由回答の取扱いの2段目ですが、これは、実際にマーケティングをやっている人（リサーチャー）の取扱い方法といえるかも知れません。リサーチャーの中には、プリコード形式の質問よりもむしろ自由回答の中にこそ、様々なアイデア等が詰まっていると考えている人が多いです。だから、自由回答のまとめ方も、単に定量的に把握するというだけでなく、そこに書いてある貴重なアイデア等を活かしたまとめ方が必要ではないでしょうか。

自由回答のまとめ方の一例を示していますが、例えば「今後のまちづくりに、必要だと思うことは何ですか。」という質問に対して、「学校教育を充実してほしい」とだけ書いている人もいますし、その内容を事細かく、アイデアも含めて書いている人もいます。定量的に把握してしまうといずれも1票になってしまうのですが、そうすると、詳しく書いてあるほうの1票が色褪せてしまいます。そこで、そういう意見も残しておく努力として、次に示したようなまとめ方も参考にしながら、一工夫していただければと思います。

問40	今後のまちづくりについて（自由回答）	
1	学校教育を充実してほしい。 ○新入教員に民間企業での職場体験をさせることで、社会人としての基礎を身につけさせたいので、学校教育にあたってほしい。	(25件)
2	地元商業の活性化を図ってほしい。 ○・・・・・・・・	(22件)

さて、その自由回答の結果ですが、報告書にはどこまで載せればいいのでしょうか。報告書本編の中に、回答内容をそのまま載せているものもよく見られますが、自由回答はボリュームがありますので、その分だけで報告書の半分のスペースを使っている場合があります。それはあまりよくないと思います。やはり、定量的に整理した内容を報告書に載せ、自由回答で得られた生の意見は別冊形式で公開できる状況にしておくのがベターではないでしょうか。

自由回答で得られた生の意見の整理についてですが、回答内容をみると、書き方や表現はバラバラですし、とても丁寧に書いてくれる人もあれば、文章が通じない場合もあります。文章にしている人もあれば、箇条書き、体言止めで終わっている人もいます。原則として、原文尊重が自由回答のまとめ方のルールであり、書いてある内容をそのまま転記するのが基本ですが、いくつかの点で、多少、事務局側が修正してもいいといわれています。

まず、「です・ます調」、「である調」のどちらかに統一することです。どちらでもいいのですが、あくまで読み手側に立って表現を変えていくということです。次に、文章として読める程度の修正も必要で、主語・述語が正しくない場合などは、わかる範囲で修正します。ただし、どうしても憶測が入る場合は、その旨「(注)事務局で判断しました」などと書いておかなければいけません。

よく、絵、図表、写真、パンフレットなどを入れている人もいますが、それらはそのまま活かします。また、回答内容に対して返事を求める人がいます。「町長さんに申し上げます。」などと書いてい



たり、住所や氏名を明らかに「ご返答願います」と書いている場合もあります。それらについては何らかの対応が必要になりますが、調査を外部委託で行う場合にはこれらの情報が入りにくくなりますので、その点、十分な注意が必要です。

それから、誹謗中傷、公序良俗、固有名詞にかかわるものなど、表現上の不備な点が含まれている場合もありますので、自由回答をまとめるときには、十分すぎるくらいチェックしたほうがいいと思います。

## 29. データ入力

データチェックのあとは、いよいよデータ入力になります。データ入力は、基本的には、何らかのアンケート集計ソフトウェアを使って作業を行うことになると思います。したがって、機械的な単純作業です。専用のソフトウェアでなくても、エクセル等の表計算ソフトでも、多少面倒ですが、最低限度のことはできます。また、入力後の分析作業を外部委託する場合でもエクセルに入力してさえおれば、処理できると思います。ただ、エクセルに入力する場合、いくつかの注意点があります。アンケート集計用ソフトウェアの種類によって、特に複数回答形式の質問の回答内容を入力する方法が微妙に異なります。ある人が、1と2と4を選択したとしてください。その場合の入力パターンとしては、エクセルの1つのセルに「1, 2, 4」と入力する場合、「" 1, 2, 4,"」と4の後ろにもう1つコンマを入れて、文字データとして入力する場合、そして、もう1つはそれぞれに1個ずつセルを設けて、「1」「2」「4」と入力する場合があります。ですから、入力後の集計・分析を外部委託する場合は、相手のソフトウェアの入力パターンを確認しておくことをおすすめします。

## 30. 集計・分析

入力が終われば、いよいよ集計・分析をしますが、そのときの注意点をいくつか確認しておきます。

まず、データの種類と標本特性値（母集団特性値）です。標本特性値は、質問が選択肢形式の場合は比率（%）で表します。また、「年齢は何歳ですか。」「年収はいくらですか。」といった定量的なデータになると、平均や分散などの特性値で特徴を示すことができます。定量的なデータでも、例えば1～1000人はAランク、1001～2000人はBランクというように階級を設け、階級を選択肢として扱うことで、比率（%）で表すことができます。

2つ目は、集計の“次元”別にみた集計分析手法とデータの種類との関係についてです。次元という言葉は私が勝手に使っている言葉です。次元ですので、1次元、2次元、3次元と見ていくのですが、1次元の集計は、回答者全体でどうだったかという単純集計です。定性データでも定量データでも扱うことができます。

2次元の集計には、クロス集計といわれているものがあります。厳密には、2重クロス集計という呼び方をします。説明したい質問と、それを説明するであろう質問の2つを掛け合わせてみるというものです。これは定量的なデータでも定性的なデータでも処理できます。

2次元の集計では、定量的なデータしか扱えない回帰分析というやり方もあります。散布図という



言葉を聞かれたことがあるかもしれませんが、回帰分析では散布図を描いて、そのX軸とY軸の関係を示す回帰式という曲線又は直線を求めます。

3次元の集計には3重クロス集計があります。当然、理論的には4重クロス、5重クロスも可能なわけですが、複雑になりすぎたり、基数(n)が小さくなりすぎたりするため、現実的には3重クロス集計が限界だと思います。

3次元以上の集計では多変量解析というちょっと難しい手法があります。ただ、調査結果を住民に公開する場合にはこういう難しい解析手法はむしろ避けたほうがいいと思います。

データを集計する段階ではよく、基数(比率を求めるときの分母:n)の取扱いが問題になります。

まず、基数に無回答を含めるか否かということですが、そもそも無回答がなぜ起こるのかを考えますと、1つには、その質問に対する「回答したくない」、「回答できない」という意思表示の場合があります。また、もう1つには、回答するのが面倒くさいとか、質問を見落としてしまったという場合があります。前者の場合は意味ある数字として無回答も含めたほうがいいと思われませんが、後者のほうはあまり意味がないので、含めても含めなくてもどちらでもかまいません。私としては、無回答を含めて集計することをおすすめします。その理由は無回答を含めない場合、設問ごとに基数がばらつき、読んでいる人に誤解を招くおそれがあるからです。「基数=対象となる人の数」がすぐわかるほうがいいと思います。

基数にはもう一つ難しい問題があります。単一回答形式の質問は問題ないのですが、複数回答形式の質問の中では、どれを基数にするのかという問題があります。基本的には回答者数を基数にします。ただし、全体の内訳や構成比を見たい場合は、全体で100%になるように回答総数を基数にする場合があります。これは、どちらかといえば、希なケースだと思っていただいた方がいいでしょう。

濾過的質問(親元質問に対する子の質問)における基数の考え方ですが、親元質問の回答者数を基数とする場合と、子の質問の回答者数を基数とする場合があります。後者を原則としながら、臨機応変に対応してください。

さらに、クロス集計における基数の考え方ですが、クロス集計表では横計、縦計、総計という3つの合計欄があります。通常は横計を基数にします。縦計では、代表性を確認する必要がありますので、基本的には縦計は使いません。総計は、回答者全体の中で何%を占めるのかをみる時に使います。その比率を母集団に乗じて、母集団における実人数を求めたりする時に使ったりします。

以上の基数の取扱いについては、特に決まったルールはないので、私の経験にもとづいて参考までにお話しました。

次に集計・分析時の留意点として、「100%調整」と「選択肢の統合」についてお話しします。まず「100%調整」についてですが、通常、比率は四捨五入して小数点以下第1位までを求めます。この四捨五入によって、比率の合計が100%にならない場合が生じます。通常、個々の比率は、合計が100%になってもならなくてもそのまま表記します。つまり、合計が99.9%とか100.1%であっても、個々の



比率はそのままにしておきます。もし100%に調整する場合には、「無回答」、「その他」、「わからない」等の比率を調整し、合計が100%になるようにします。

次の「選択肢の統合」についてですが、例えば比率が非常に少ない選択肢がいくつか並んだ場合、それらが類似する選択肢であれば統合した上で、比率を出すことがあります。こういう選択肢の統合は単一回答形式の質問でも複数回答形式の質問でも行いますが、前者では統合する選択肢の回答者数を単純に足せばいいのですが、後者では統合する選択肢のうちいくつか選んでいる人（集合で言えば、集合と集合の交わり部分）もいますので、and条件で統合するのか、or条件で統合するのかを考慮して統合する必要があります。アンケート集計ソフトウェアを使えば、大抵自動的に処理してくれます。

図表化について少しお話します。グラフ作成ソフトウェアをみると、多種多様なグラフが紹介されていますが、多くの人を読んだり見たりする報告書を作成するという視点に立つと、使えないグラフ、わかりにくいグラフも含まれています。単一回答形式の質問に対しては、円グラフ、ドーナツグラフ、帯グラフなどをよく使います。また、多重円グラフ、多重ドーナツグラフなどもありますが、私見ですが、見る人にはわかりにくいのではないかと思っています。帯グラフは普通は横帯グラフを用いますが、選択肢が長い場合には、縦帯グラフのほうがわかりやすいかもしれません。

高校野球の戦力分析などでは、打撃、守備力、走力、チームワークなどの指標に関する各チームの戦力データを、レーザーチャートというグラフで紹介したりしています。アンケート調査でも、複数の指標に対する順序尺度や間隔尺度での評価結果などはレーザーチャートで表現することができますが、こういう場合以外では、あまり使い勝手のいいグラフではないでしょう。

単一回答形式の質問に使えるグラフはバリエーションが多く、楽しくなりますが、複数回答形式の質問に使えるグラフは限られています。見やすさなどを考慮すると、棒グラフぐらいです。ただ、棒グラフでも単純集計の結果を表すのであればいいのですが、例えば1つの市を5つのブロックに分けて、ブロック別の結果を示そうすると、選択肢ごとに5本の棒が並んだグラフになります。これはかなり複雑怪奇なグラフになってしまいます。ですから、複数回答形式の質問で、クロス集計結果を図表化する場合には限界があると思ってください。こういう場合には、基本的には図より表で表現するほうがいいと思います。

もう1つ使えるのは折れ線グラフです。棒グラフに重ねて折れ線グラフを書く場合もあります。ただし、折れ線グラフを使う場合は注意しなければならない点があります。それは、折れ線グラフの横軸には「人口規模」や「満足度」など、ある程度定量的に表せるものであるほうが望ましいということです。つまり、折れ線グラフには並んだ2点をつなぐことで、その変化を見るという意味がありますので、横軸の目盛りの並び方に意味がない折れ線グラフはあまりいい使い方とは言えません。「人口規模」や「満足度」のように、横軸の隣り合った目盛りと目盛りとの間に意味がある場合にのみ、有効なグラフであると覚えておいてください。

また、散布図というグラフがあります。通常は、2種類の定量的データをそれぞれX軸とY軸にして、すべての標本の座標（ $x$ ,  $y$ ）をプロットすることで作成します。プロットした位置が近いグル



ープを線で囲んだりして標本のタイプ分けを行ったり、回帰式を求めて傾向を分析したりすることができます。また、定量的データではなく、比率（％）で同様な図を描いて、分析することもできます。散布図は色々工夫することで、“格好良く”見せることができます。

それから、できるだけ使わないでほしいのは、3D図（3次元の図）です。X・Y・Zの3つの軸を使って立体的に表現するものです。グラフ作成者が思っているほど、見やすいグラフではないと思います。それから、積層図というグラフがあります。棒グラフの上に棒グラフを積み上げたグラフで、順位回答形式の質問等でときどき使われます。積み上げた全体の棒グラフは比較しやすいですが、積み上げた個々の棒グラフは比較するのが難しく、私としてはあまりおすすめできないグラフです。

グラフのお話が終わったところで、「集計・分析のポイント」について、これまでの私の経験から得た内容を少しだけお話しします。

まず、集計・分析は調査票の設計時に考えた仮説を検証することにあるということです。ですから、くどいようですが、調査票の設計時に仮説をしっかりと考えなければいけないということです。

それから、属性やそれに近い質問項目から、それぞれが持っている特徴をしっかりと整理しておくということです。例えば、ある質問に関して男女別のクロス集計を行ったところ、男女間で顕著な差がみられたとします。当然、“何故かな”と考える訳ですが、そのとき、〇〇市の男性にはこういう特徴があり、女性にはこういう特徴があるということが、きちんと整理されていれば、それだけ分析が容易になります。

また、最初のほうでお話したと思いますが、全体傾向とイレギュラーな値に注目するということです。市町村を調査対象としたアンケート調査の場合ですと、多くの市町村に共通する問題があったとき、それは全体傾向として捉えることができます。同時に、イレギュラーな値を示す少数の市町村が見つかったとき、その市町村はその問題とは無縁の自治体か、或いはその問題を克服した自治体かもしれません。そういう自治体を抽出し、その自治体についてももう少し詳しく分析することで問題解決の手がかりが得られるかもしれません。

また、回答者のタイプ分けを行うのも大切な要素です。単に属性項目で分けるのではなく、回答者の行動パターン、思考パターンなどで、類似性の高い回答者をグループ化していきます。こうしてタイプ分けしたグループ別にクロス集計などを行ってみると、属性のクロス集計では見えてこなかった特徴などが見えてくることがあります。そういう意味で、回答者をタイプ分けするのも大切になってきます。

最後のポイントは、共通項を見つけるということです。何らかのテーマで調査をした場合、多くの質問で説明力のある項目（属性とか、特定の質問とか）が見つかることがあります。それが見つかれば、報告書全体が1本筋の通ったものになりますし、調査のまとめも書きやすくなります。だから、キーになるものは何かを早く見つけるようにしてください。



### 31. 調査報告書の基本構成

アンケート調査報告書の構成要素としては、次の10項目ぐらいが考えられますが、これら全てが必要というわけではありません。

- (1) 表紙
- (2) はしがき（はじめに、序文）
- (3) 報告書の見方・読み方
- (4) 目次
- (5) 調査の概要
- (6) 調査結果のサマリー
- (7) 調査結果
- (8) 調査結果の考察と結論
- (9) 参考資料
- (10) 奥付

順に見ていきますと、まず表紙です。表紙には表題（タイトル）を書きますが、タイトルの付け方は様々です。アンケート調査名を表題として、「〇〇市青少年アンケート調査報告書」のようなかたちにする場合もあります。また、調査目的をタイトルにしている場合もあります。「〇〇市の青少年の生活と行動に関する調査報告書」などがそのタイプです。また、調査目的の部分サブタイトルにして、「〇〇市青少年アンケート調査報告書－生活と行動の実態報告－」などというタイトルをつける場合もあります。タイトルには決まったルールがありませんので、自由に付けていただければと思います。表紙には報告書の発刊年月日も書きますが、これは調査年月日ではないのでご注意ください。さらに、表紙には発刊者の名前を書きます。発刊者は、通常は調査の実施主体ですが、外部委託した場合は委託先を掲載するかどうか問題になることがあります。市町村では「調査実施主体 〇〇市」という表記をする場合が多いです。国関係では、委託機関名だけを書く場合が多いようですが、両方を併記する場合もあります。外部の委託機関、例えば大学などに委託した場合は、権威づけの意味もあり、両方を併記することもあります。

2番目は「はしがき」です。「はじめに」とか「序文」といわれることもあります。これは特に設ける必要はありませんが、回答者以外に調査協力がある場合、そういう方々への感謝の気持ちを伝えるところが調査報告書にはないので、この「はしがき」の紙面を借りて謝意を表すことがあります。はしがきの執筆者は市町村でしたら首長さん、教育委員会だったら教育長さんです。

3番目は「報告書の見方・読み方」です。これはなるべく設けたほうがいいと思います。「報告書の見方・読み方」の中身ですが、まず、基数（ $n$ ）とは何か、100%調整をしているのか・していないのかなどについても説明しておかなければなりません。 $n$ が少ないときの扱いとして、商業



統計等でも見られるように、回答者が特定されたりすることのないよう、データを掲載しないなどの措置についても記述しておきます。また、nが少ない場合には、比率（%）の誤差の幅が大きくなりすぎるため、%表示ではなく、回答者数表示にすることなどについても、ここで記述しておきます。さらに、前にもふれましたが、区間推定に関する表も、ここで記述しておくほうがいいと思います。

この「報告書の見方・読み方」の実際例として、内閣府の世論調査で使われている「本書を読む際の注意」を紹介しておきます。

#### [本書を読む際の注意]

- 1 Nは質問に対する回答者数で、100%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数である
  - 2 結果数値（%）は表章単位未満を四捨五入してあるので、内訳の合計が計に一致しないこともある。
  - 3 統計表等に用いた符号は次のとおりである。
    - 0.0 : 表章単位に満たないが、回答者がいるもの
    - : 回答者がいないもの
    - ※ : 調査をしていない項目
    - \* : 回答の選択肢が長いので、その一部を省略して表章してあるもの
  - 4 質問の種類を示す記号は次のとおりである。
    - Q : 質問（Questionの略）
    - F : 分析に必要な回答者の基本属性（性、年齢、職業等）についての質問（Face Sheetの略）
    - S.Q. : 前問で特定の回答をした一部の回答者のみに対して続けて行った質問（Sub-Questionの略）
    - M.A. : 1回答者が2以上の回答をすることができる質問（Multiple Answersの略）。  
このときM.T.（Multiple Totalの略）は回答数の合計を回答者数（N）で割った比率であり、通常その値は100%を超える。
    - F.A. : 回答者に対して回答の選択肢を示さず、自由に答えさせる質問（Free Answerの略）
- 回答票：回答の選択肢を列記した「回答票」を示して、その中から回答を選ばせる質問。

さて、調査報告書の構成要素の4番目は「目次」です。そして、5番目は「調査の概要」です。「調査の概要」のポイントは概ね次の7つです。順に説明します。

- ① 調査の目的
- ② 調査の対象（母集団と標本数）と、その抽出方法
- ③ 調査方法
- ④ 調査時期
- ⑤ 調査実施委託機関
- ⑥ 調査項目
- ⑦ 回収結果

①「調査の目的」ですが、学術的な調査の報告になりますと、「背景」とか「我が国においては」というところから入っていきませんが、通常の行政による意識調査では、そこまでは必要ではなく、むしろ



る簡潔でわかりやすい方がいいと思います。

例えば「調査の目的」の一般的な書き方ですが、「本調査は、～～（①調査対象）～～の、（②主な調査項目－大項目－）～～を把握し、③目的－調査結果を何に活かすか－」～～とするために、実施したものである。」といった感じです。

②「調査の対象（母集団と標本数）と、その抽出方法」ですが、このところをそのまま書いてしまうと、正確ではあるものの、専門用語が飛び交う、かたい文章になってしまいます。専門用語を使ったままで表現するのか、一般住民向けに噛み砕いた表現にするのかということですが、私は後者のほうがいいと思います。

例えば、専門用語を使った場合ですと、「母集団〇〇市の10歳から18歳の市民、標本数は1,500人、抽出方法は性別と小学校区別の10個の層に分けて、住民基本台帳をもとに、層別単純無作為抽出法により抽出した」という表現になるわけです。アンケート調査に詳しくない人が読んだら、かなりわかりにくいと思います。そこで、「本市の10歳から18歳の市民の中から、性別および小学校区別の分布状況を考慮して、くじ引きのような方法で1,500人を選びました」というように、わかりやすい表現にします。言い回しは特に決まったものではないので、アレンジして使ってもらえればと思います。

③「調査方法」ですが、調査票の配布方法・回収方法と、記入方法についての説明です。郵送か、訪問か。自分で書いていただいたのか、面接して聞き取りを行ったのかを明記しておきます。

④「調査時期」です。特に郵送の場合、どの時点からどの時点までなのかがやや曖昧になります。つまり、スタートは配布した時点なのか、相手先に到着した時点なのか。また、たいていの場合は締切日以降も多少は受け付けていますので、投函メ切日にするのか、実質的なメ切日にするのか。私の勉強不足かもしれませんが、統一した見解はないように思いますので、投函日から投函締切日までというかたちでいいのではないのでしょうか。

⑤「調査実施委託機関」は設ける場合もあれば、設けない場合もあると思います。個々で判断すればいいと思います。

⑥「調査項目」は質問群ごとの大きなくくりで表現している場合がありますが、なるべくなら質問項目全体を見渡せるものの方がいいと思います。また、表形式やツリー形式で表現したほうが全体像はつかみやすいと思います。

⑦「回収結果」を必ず書かなければなりません。回収結果とは、配布数、回収数、回収数の中の有効票と無効票の内訳、有効回収率（有効票÷配布数×100）のことです。このほかに、郵送の場合に宛先不明等で返ってきた数を未達数として書く場合もあります。

調査報告書の構成要素の6番目は「調査結果のサマリー」です。サマリーを設けるかどうかは、その時々で判断してください。ただ、よく誤解されるのが、「考察結果」と「サマリー」との違いです。サマリーはあくまでも調査結果（客観的データ）をコンパクトにまとめたものです。一方、考察結果というのは、客観的データに主観的な分析を加えたものです。よく、「考察しなさい」と言ったとき、サマリーを書いてくる人がいます。注意してください。こういう風に考えると、サマリーとは、個々



の質問に関する調査結果を箇条書き風のコメントで簡潔に表現し、それを全質問について集めたもの  
って感じですね。個人的には、「調査結果のサマリー」は設けず、個々の質問に関する調査結果の記載  
ページに、箇条書き風にコメントを書いていったほうが見やすいし、読む人もわかりやすいと思います。

7番目の構成要素は「調査結果」です。つまり、調査報告書の中心部分ですね。でも、この部分に  
ついては個々に対応しなければいけないことが多く、一般論としてお話できることはあまりありませ  
ん。書き方のスタイルだけ簡単にお話しておきますと、私の経験では、まずページの頭に質問文を載  
せたほうが良いと思います。そして、その下に先に述べた箇条書き風のコメント（サマリー）を記述  
し、その下に結果の説明文と図表があるというスタイルがわかりやすいのではないかと思います。

8番目の構成要素は「調査結果の考察と結論」です。この部分が必要かどうかは、調査の性格によ  
ると思います。例えば、市政世論調査のように、ほぼ毎年調査を行い、その時々データを収集する  
ことに大きな意味がある調査がありますが、こういう調査では、その調査データを必要としている人  
が必要に応じて報告書を閲覧し、データを収集・活用するということになります。こういう調査では、  
報告書の中に考察や結論などを設けると、かえってそれがバイアスになりかねないので、むしろ設け  
ないほうが良いと思います。一方、特定の目的を持った調査、例えば、〇〇プラン策定の基礎資料を  
得ることを目的としたり、〇〇事業を検討する基礎資料を得ることを目的としたりする調査では、設  
ける方向で検討したほうが良いと思います。

「調査結果の考察と結論」とは、「客観的な結果（調査データ）に、仮説や経験・知見などを加え、  
考察した成果（結論、提言）」です。そのため、主観的要素もかなり含まれてきます。したがって、こ  
れを設けるかどうかは、第三者の主観を含めた解釈が必要かどうかで判断していただき、もし設ける  
のであれば、学識経験者など、その人の主観を含めた解釈に対して広く納得してもらえような立場  
の人に書いてもらったほうが良いと思います。

9番目は「参考資料」です。ここには、調査票を載せます。また、集計表を載せる場合もありますが、  
これはかなりページ数をとりますので、載せるにしても単純集計表と基本属性とのクロス集計表  
ぐらいにとどめておくべきでしょう。なお、調査票はよく掲載を忘れてしまいますので、十分に注意  
してください。

調査報告書の最後は「奥付」です。アンケート調査報告書に関して言えば、別になくてもいいかも  
しれません。体裁は、四角で囲って、その中に、タイトルや発行年月日、発行所、住所などを記して  
おくのが一般的です。

これで、調査報告書のとりまとめは終わりです。後は、これを製本・印刷して完成ということにな  
ります。



# 2部

## アンケート調査結果 ～調査テーマ：総合計画～

アンケート調査の実践テーマとして、  
総合計画を取り上げました。  
2部では、その調査結果をまとめます。



# < 調査概要 >

## ■ 標本誤差について

本調査の標本誤差は、信頼度95%とした場合、おおよそ下表のとおりである。

下表により、例えば、ある質問に回答した自治体数が181（全体数）であった場合、ある選択肢の回答比率が70.0%のとき、標本誤差は±5.8%と考えられる。つまり、母集団比率は64.2%～75.8%であると推定される。

表. 本調査における標本誤差

回答比率 基数(n)	母集団	10%又は90%	20%又は80%	30%又は70%	40%又は60%	50%
181(回答者全体の場合)	795自治体	± 3.8%	± 5.1%	± 5.8%	± 6.2%	± 6.4%
91(首都圏内全体の場合)	472自治体	± 5.5%	± 7.4%	± 8.5%	± 9.1%	± 9.2%
52(大阪府を除く近畿圏内全体の場合)	279自治体	± 7.4%	± 9.8%	± 11.3%	± 12.0%	± 12.3%
38(大阪府内全体の場合)	44自治体	± 3.6%	± 4.8%	± 5.4%	± 5.8%	± 5.9%

## (1) 調査の目的

マッセOSAKAでは、アンケート調査の進め方や分析方法等について、講義と実習によるゼミナールを行い、その一環として、近畿及び関東の市町村の中から無作為抽出した自治体を対象にアンケート調査を行った。

本調査は、アンケート調査の実際を体験するという目的とともに、対象自治体における総合計画の策定状況、総合計画と行政評価や予算編成との連携等を把握することで、実効性のある総合計画の策定・執行・評価のあり方について検討する基礎資料とするために実施したものである。

## (2) 調査の対象、抽出の方法

近畿圏（2府4県）、首都圏（1都6県）の市区町村（250自治体）の総合計画策定部署。

- ▶ 大阪府内の自治体については、44自治体のすべてを対象とした。
- ▶ 大阪府以外の近畿圏（滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県）の自治体、首都圏（茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の自治体については、大阪府以外の近畿圏、首都圏のそれぞれについて、政令市、中核市、特例市、市、特別区（首都圏の場合のみ）、町、村でグループ分け（層化）を行ったうえ、各グループ（各層）の自治体数に応じた対象数を、自治体コードをもとに無作為に抽出した。（層化無作為抽出法）

## (3) 調査の方法

郵送による調査票の配布及び回収。

## (4) 調査の期間

平成14（2002）年7月10日（発送日）～7月31日（〆切日）

## (5) 回収結果

回収結果は、下表のとおりである。

表. 回収結果

配布自治体		回収数	回収数		有効回収率
			有効回収数	無効回収数	
大阪府内	44自治体	38票	38票	0票	86.4%
その他	206自治体	143票	143票	0票	69.4%

## (6) 調査項目

調査項目は、以下の5つの視点から構成している。

- A. 現行の総合計画の概要について
- B. 総合計画の広報、PR等について
- C. 総合計画の策定段階での取り組み等について
- D. 総合計画と、行政評価や予算編成との連携について
- E. 今後の総合計画・実施計画のあり方について

---

## < 結果概要 >

---

ここでは、後述する「調査結果」の概要をテーマごとに整理する。

なお、後述する「調査結果」のうち、自由記入欄については、自治体が特定される場合等があることから質問のみ掲載とする。

## A. 現行の総合計画の概要について

---

- ★基本計画はほとんどの市区町村で策定しているが、奈良県の市町村では策定しない自治体が3分の1を占める。また、地域別計画は全体の1割程度の自治体で策定しているが、大阪府の市町村では約4分の1を占める。
- ★基本構想、基本計画の期間をみると、基本構想の期間は近畿圏でも首都圏でも大きな差はみられないが、基本計画の期間は近畿圏のほうが首都圏よりもやや長い。また、総合計画の策定期間は人口20,000人未満では近畿圏と首都圏であまり差は見られないが、人口20,000人以上では近畿圏のほうが首都圏よりも長い。

## B. 総合計画の広報、PR等について

---

- ★計画書の本編、概要版の配布状況をみると、本編は「希望者に配布」が最も多く、概要版は「役場・役所から一斉配布」が最も多いが、人口100,000人以上では、概要版も「希望者に配布」が最も多い。また、本編を「希望者に配布」している自治体では、約4分の3が有料配布である。
- ★総合計画の内容をホームページに掲載したことのある自治体は、本編を有料配布した自治体では約4分の3、本編を配布していない自治体でも半数強を占めるが、役場・役所から一斉配布の自治体、或いは、希望者に無料配布の自治体では3分の1である。
- ★総合計画の内容の住民周知率に関する自己評価結果をみると、概要版を一斉配布している自治体が最も高いが、概要版を希望者に配布している自治体の自己評価は、概要版を配布（又は作成）していない自治体の自己評価よりも低い。
- ★総合計画の基本理念や将来像等の職員周知率に関する自己評価結果をみると、「職員一人ひとりに計画書を配布」し、且つ、「新人職員又は既存職員への研修等を開催」している自治体が高い。

## C. 総合計画の策定段階での取り組み等について

---

- ★住民意見等の把握方法をみると、「住民アンケート調査」は9割以上の自治体で実施している。また、全体平均値と比較すると、一般職員数が1,000人以上の自治体では、「委員会等への住民公募」、「地域別懇談会」、「まちづくりに関するセミナー・勉強会」、「シンポジウム」などが多い。
- ★住民意見等の総合計画への反映に関する自己評価結果をみると、「まちづくりに関するセミナー・勉強会」、「ワークショップ」、「シンポジウム」などを組み合わせて展開している自治体ほど高い。

- ★総合計画策定時の方針とその重要度をみると、平均的な自治体では「住民の参画」や「全庁的な取り組み」の重要度が「有識者の参画」や「自前の計画づくり」の重要度を2倍程度上回る。また、こうした平均的な自治体は全体の半数強を占め、その他に、特に「住民の参加」を重視する自治体は16%、特に「全庁的な取り組み」を重視する自治体は9%、特に「有識者の参画」を重視する自治体は6%、特に「自前の計画づくり」を重視する自治体は10%などである。
- ★総合計画を策定する上での問題点や課題をみると、「住民への働きかけ（住民ニーズの把握、住民参加（参画）、関心の高揚等）」や「地域らしさの反映」などが上位を占める。また、全体平均値と比較すると、「住民の参加」を重視する自治体では「住民ニーズの把握とその施策反映」が多く、特に「全庁的な取り組み」を重視する自治体では「職員のノウハウ蓄積」や「外部委託機関の選定」が多く、特に「自前の計画づくり」を重視する自治体では「職員の意識高揚」が多い。

#### D. 総合計画と、行政評価や予算編成との連携について

---

- ★行政評価のうち、政策評価、施策評価を実施している自治体は数%にすぎない。事務事業評価を実施している自治体は約4分の1であるが、市・特別区では約3分の1、特例市・中核市・政令市では半数を超える。また、実施計画の毎年ローリングを実施している自治体は、全体の約56%である。
- ★「事務事業評価」と「実施計画の毎年ローリング」の実施状況をみると、全体値と比較して、村ではどちらも実施している自治体は少なく、町では村よりも「実施計画の毎年ローリング」の割合が多くなり、市・特別区では町よりも「事務事業評価」の割合が多くなる。一方、「特例市・中核市・政令市」では「実施計画の毎年ローリング」は村とほぼ同水準であるが、「事務事業評価」の割合は最も多い。
- ★実施計画の内容の予算編成への反映状況をみると、「事務事業評価」と「実施計画の毎年ローリング」の両方を実施している自治体の評価が最も高く、次いで「事務事業評価」のみ行っている自治体が高い。

#### E. 今後の総合計画・実施計画のあり方について

---

- ★総合計画と行財政計画との関係では、「総合計画が最も中心となる計画」という自治体が7割を占めるが、自治体規模が小さいほど、或いは、財政力指数が低い（財政力が弱い）ほど、「総合計画と行財政計画はともに最も中心となる計画」という自治体が多い。
- ★基本構想の期間は、「現行程度が望ましい」という自治体が半数弱を占めるが、「現行より短いほうが望ましい」という自治体も37%を占める。



---

# < 調査結果 >

---

## A . 貴自治体における現行の総合計画の概要について

問1 現行の総合計画の名称（例：第 次 市総合計画など）は何ですか。（自由に）

問2 現行の総合計画には、サブタイトル、愛称、キャッチコピーなどを設けていますか。（どちらかに）

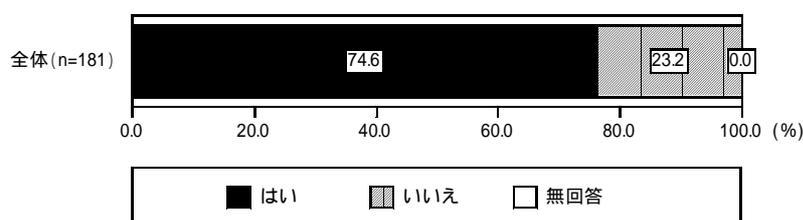
< 全体 >

「はい」が74.6%と4分の3弱を占め、「いいえ」(23.2%)を大きく上回る。

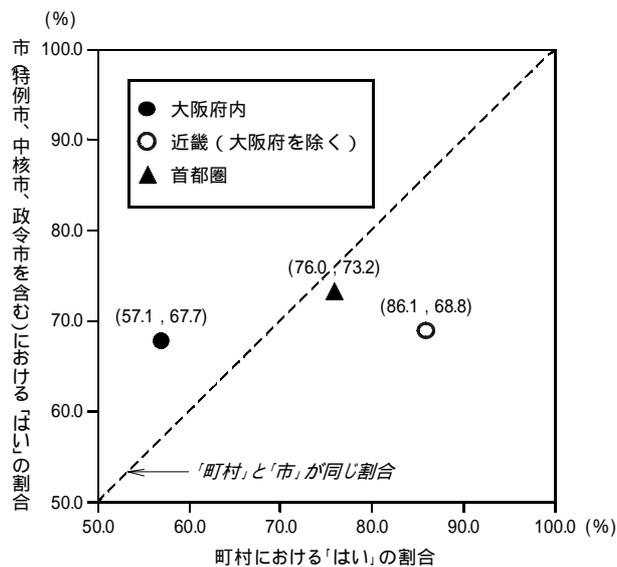
< 「地域3区分」×「町村・市」別 >

「はい」をみると、大阪府内では「町村」が57.1%に対し「市」では67.7%と「市」のほうが多く、逆に、大阪府を除く近畿圏では「町村」が86.1%で「市」の68.8%をやや上回る。一方、首都圏では「町村」の76.0%に対し「市」では73.2%と、「町村」と「市」ではあまり差はみられない。

図A-1 . サブタイトル等の有無<全体>



図A-2 . サブタイトル等の有無（「はい」の割合）< 「地域3区分」×「町村・市」別 >



『問2』で「はい」を選んだ人  
問2-1 それは、どのようなものですか。(自由に)

『問2』で「はい」を選んだ人  
問2-2 問2-1は、だれからの提案によるものですか。(1つだけ)

<全体>

「事務局内部からの提案」が30.4%で最も多く、次いで「シンクタンクやコンサルタントからの提案」と「その他」がそれぞれ19.3%で続く。以下、「職員からの提案」(12.6%)、「住民からの提案」(8.9%)の順である。

<「地域3区分」×「町村・市」別>

大阪府内をみると、「町村」では「事務局内部からの提案」と「シンクタンクやコンサルタントからの提案」がそれぞれ50.0%を占めるが、「市」では「その他」が33.3%を占めて最も多く、「事務局内部からの提案」は28.6%、「シンクタンクやコンサルタントからの提案」は14.3%とそれぞれ「町村」を下回る。

大阪府を除く近畿圏をみると、「町村」では「その他」が25.8%を占めて最も多く、次いで「事務局内部からの提案」と「シンクタンクやコンサルタントからの提案」がそれぞれ19.4%が続くが、「市」では「事務局内部からの提案」が54.5%と過半数を占める。

一方、首都圏をみると、「町村」では「事務局内部からの提案」(28.9%)、「職員からの提案」及び「シンクタンクやコンサルタントからの提案」(それぞれ23.7%)などの順である。「市」では「事務局内部からの提案」(33.3%)、「その他」(23.3%)などの順であり、「事務局内部からの提案」は「町村」と「市」であまり差は見られないが、「職員からの提案」及び「シンクタンクやコンサルタントからの提案」は「町村」がやや上回り、「その他」は「市」が「町村」をやや上回る。

図A-3. サブタイトル、愛称、キャッチコピー等の提案者<全体>

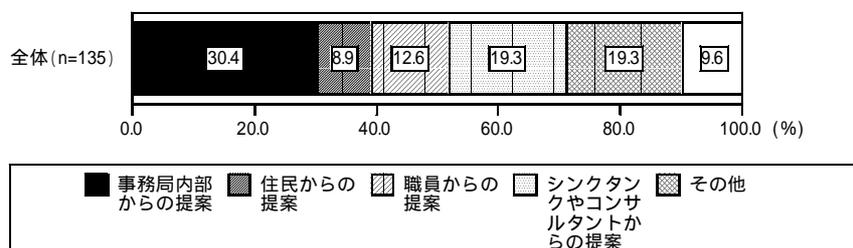
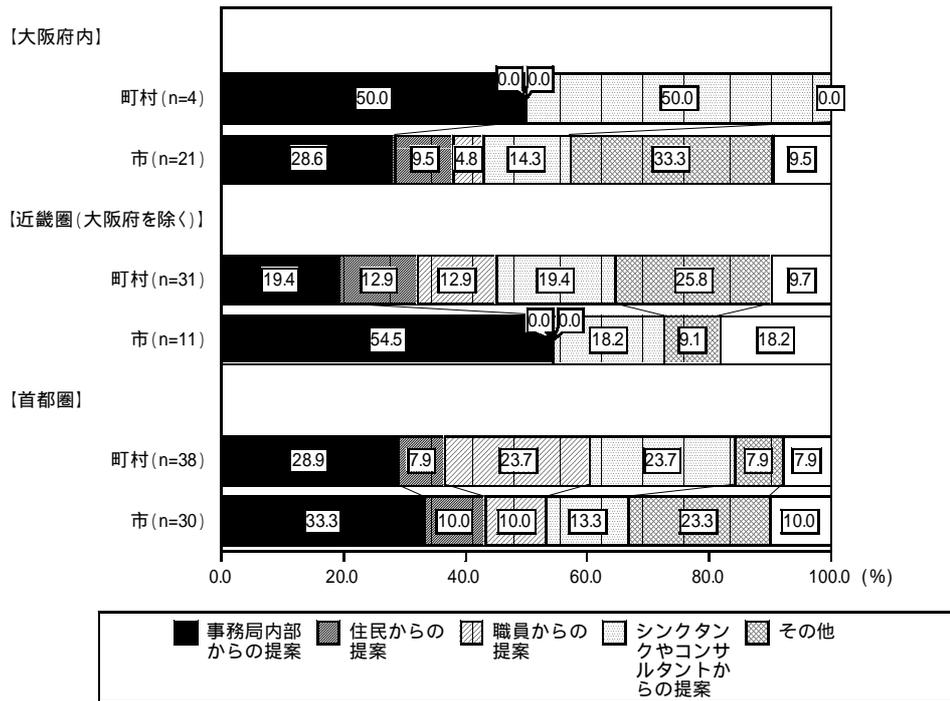


図 A-4 . サブタイトル、愛称、キャッチコピー等の提案者 < 「地域3区分」 × 「町村・市」 別 >



問3 現行の基本構想の期間は、いつからいつまでですか。(数字で)

<全体>

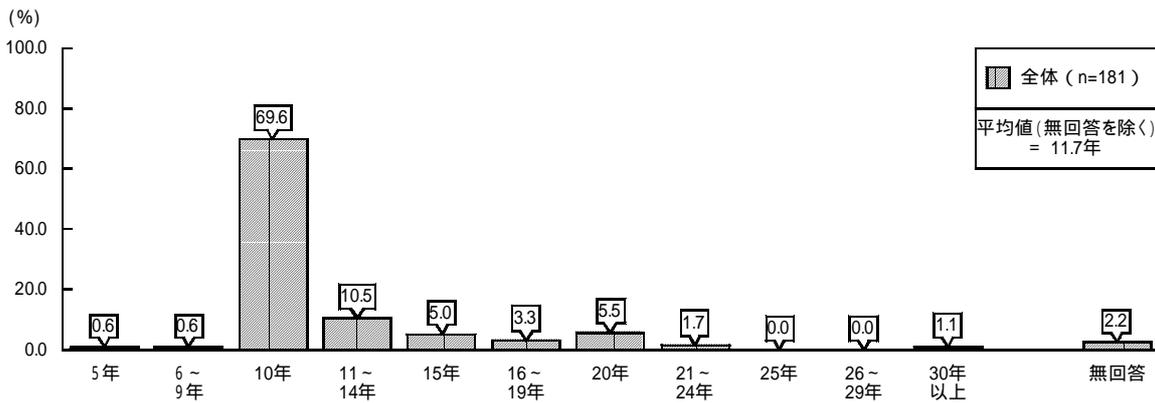
「10年」が69.6%と7割弱を占める。最も短いのは「5年」で、最も長い期間は「33年」である。また、無回答を除いた平均値を求めると、「11.7年」である。

<「人口規模」×「近畿圏・首都圏」別>

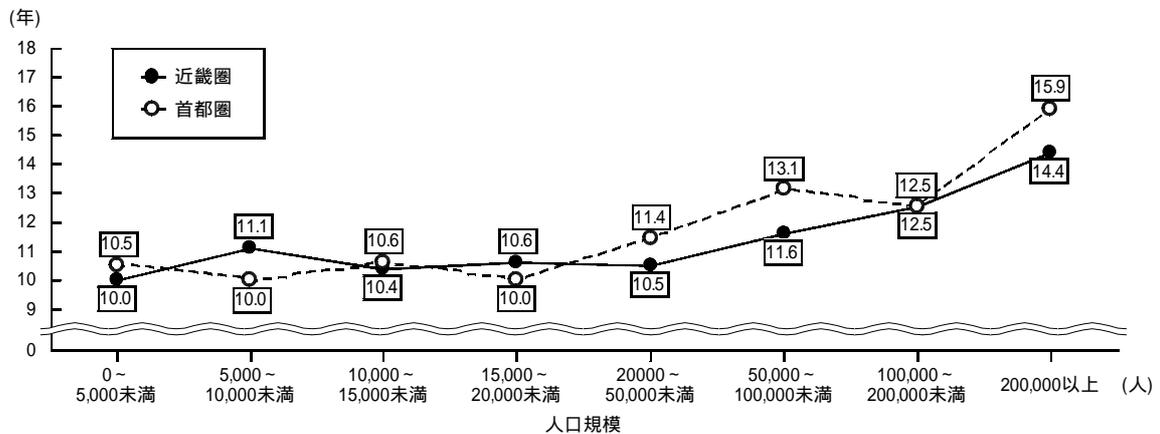
無回答を除いた平均値をみると、近畿圏では100,000人未満では「10～12年未満」の水準であるが、100,000～200,000人未満では「12.5年」、200,000人以上では「14.4年」と、100,000人以上では人口規模が大きくなるにしたがって基本構想の期間(平均値)も長くなる。

一方、首都圏では、50,000人未満では「10～12年未満」の水準であるが、50,000～100,000人未満では「13.1年」、100,000～200,000人未満では「12.5年」、200,000人以上では「15.9年」と、特に200,000人以上で基本構想の期間(平均値)が長くなる。

図A-5. 基本構想の期間<全体>



図A-6. 基本構想の期間<「人口規模」×「近畿圏・首都圏」別>



問4 貴自治体では、基本計画を策定していますか。(どちらかに)

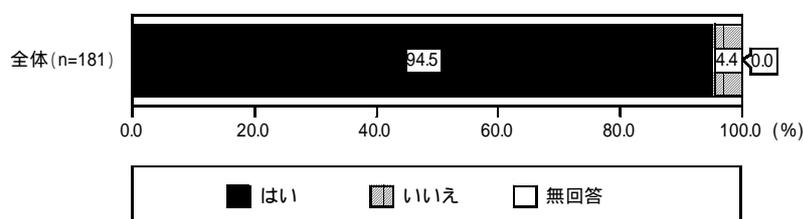
<全体>

「はい」が94.5%を占める。「いいえ」は4.4% (8自治体)である。

<大阪府・近畿圏・首都圏別>

「はい」についてみると、大阪府内では100.0%で、首都圏でも97.8%と100%に近いが、大阪府を除く近畿圏では84.6%とやや下回る。都府県別にみると、奈良県では9自治体のうち、「はい」は4自治体(44.4%)で、「いいえ」は3自治体(33.3%)、「無回答」は2自治体(22.2%)と、他の都府県よりも「はい」の割合が少ない。

図A-7. 基本計画の策定<全体>



表A-8. 基本計画の策定<大阪府・近畿圏・首都圏別>

単位：自治体数 (%)	問4			合計
	はい	いいえ	無回答	
大阪府内 (n=38)	38(100.0)	0( 0.0)	0( 0.0)	38(100.0)
近畿圏(大阪府を除く) (n=52)	44( 84.6)	6( 11.5)	2( 3.8)	52(100.0)
滋賀県 (n= 9)	8( 88.9)	1( 11.1)	0( 0.0)	9(100.0)
京都府 (n= 9)	8( 88.9)	1( 11.1)	0( 0.0)	9(100.0)
兵庫県 (n=18)	18(100.0)	0( 0.0)	0( 0.0)	18(100.0)
奈良県 (n= 9)	4( 44.4)	3( 33.3)	2( 22.2)	9(100.0)
和歌山県 (n= 7)	6( 85.7)	1( 14.3)	0( 0.0)	7(100.0)
首都圏 (n=91)	89( 97.8)	2( 2.2)	0( 0.0)	91(100.0)
茨城県 (n=14)	14(100.0)	0( 0.0)	0( 0.0)	14(100.0)
栃木県 (n= 8)	8(100.0)	0( 0.0)	0( 0.0)	8(100.0)
群馬県 (n=11)	10( 90.9)	1( 9.1)	0( 0.0)	11(100.0)
埼玉県 (n=22)	22(100.0)	0( 0.0)	0( 0.0)	22(100.0)
千葉県 (n=11)	11(100.0)	0( 0.0)	0( 0.0)	11(100.0)
東京都 (n=16)	15( 93.8)	1( 6.3)	0( 0.0)	16(100.0)
神奈川県 (n= 9)	9(100.0)	0( 0.0)	0( 0.0)	9(100.0)

『問4』で「はい」を選んだ人  
 問4-1 現行の基本計画の期間は、いつからいつまでですか。(数字で)

<全体>

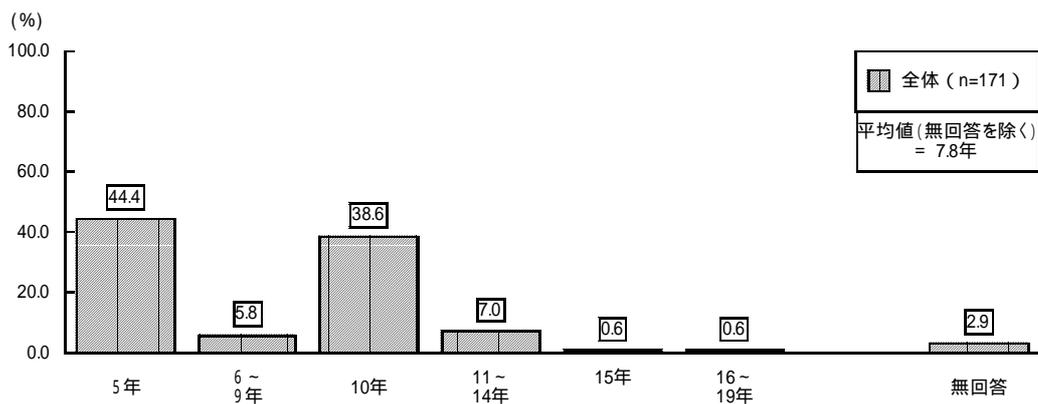
「5年」が44.4%で最も多いが、「10年」も38.6%と4割弱を占める。また、無回答を除いた平均値を求めると、「7.8年」である。

<「人口規模」×「近畿圏・首都圏」別>

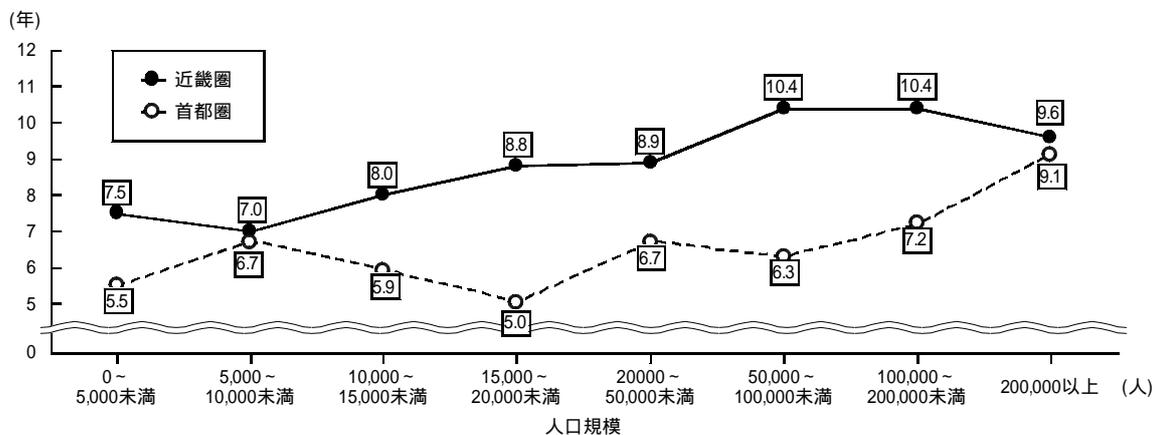
無回答を除いた平均値をみると、近畿圏では人口規模が大きくなるほど、概ね計画期間も長くなる傾向がみられ、50,000～200,000人規模では10年あまりである。

一方、首都圏では、100,000人未満では「5～7年未満」の水準であるが、100,000～200,000人未満では「7.2年」、200,000人以上では「9.1年」である。いずれの人口規模においても、近畿圏のほうが首都圏よりも計画期間は長い。

図A-9. 基本計画の期間<全体>



図A-10. 基本計画の期間<「人口規模」×「近畿圏・首都圏」別>



問5 総合計画の策定に要した期間は、どれくらいですか。(1つだけ)

<全体>

「2年」が33.7%と3分の1強を占めて最も多く、以下、「1年半」(23.2%)、「3年」(14.4%)、「2年半」(11.6%)などの順である。「1年」及び「1年半」を合わせた『1～1年半』は30.9%で、「2年半」、「3年」及び「3年を超える」を合わせた『2年半以上』も31.0%を占める。また、無回答を除いた平均値を求めると、「2.12年」である。

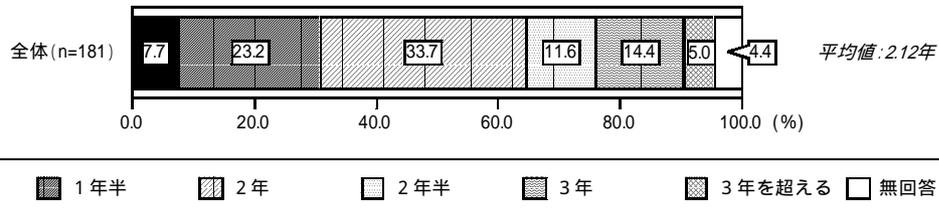
<近畿圏・首都圏別>

近畿圏では、「2年」が28.9%を占めて最も多く、以下、「3年」(21.1%)、「1年半」(18.9%)などの順である。『1～1年半』は23.3%で、『2年半以上』も41.1%を占める。また、無回答を除いた平均値を求めると、「2.37年」である。

一方、首都圏では、「2年」が38.5%と4割弱を占めて最も多く、次いで「1年半」が27.5%と、4分の1強を占める。『1～1年半』は38.5%で、近畿圏を約15ポイント上回り、逆に『2年半以上』は20.9%で、近畿圏を約20ポイント下回る。また、無回答を除いた平均値は「1.89年」で、近畿圏よりも「0.48年」短い。

無回答を除いた平均値について、人口規模別に比較すると、近畿圏では15,000人未満では「1.50～1.81年」の間であるが、15,000人以上では人口規模が大きくなるにしたがって策定期間も長くなり、200,000以上では「3.00年」である。一方、首都圏では人口規模にかかわらず、「1.70～2.00年」の間である。

図A-11. 総合計画の策定に要した期間<全体>



図A-12. 総合計画の策定に要した期間<近畿圏・首都圏別>

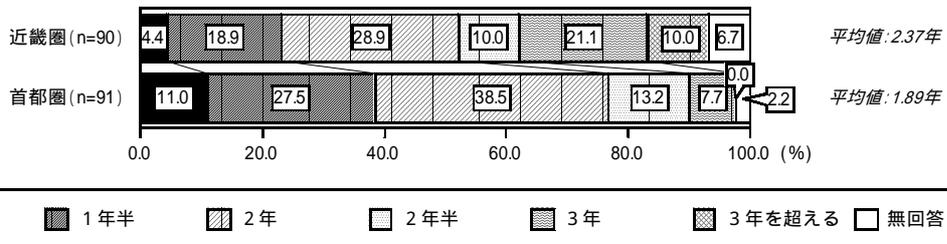
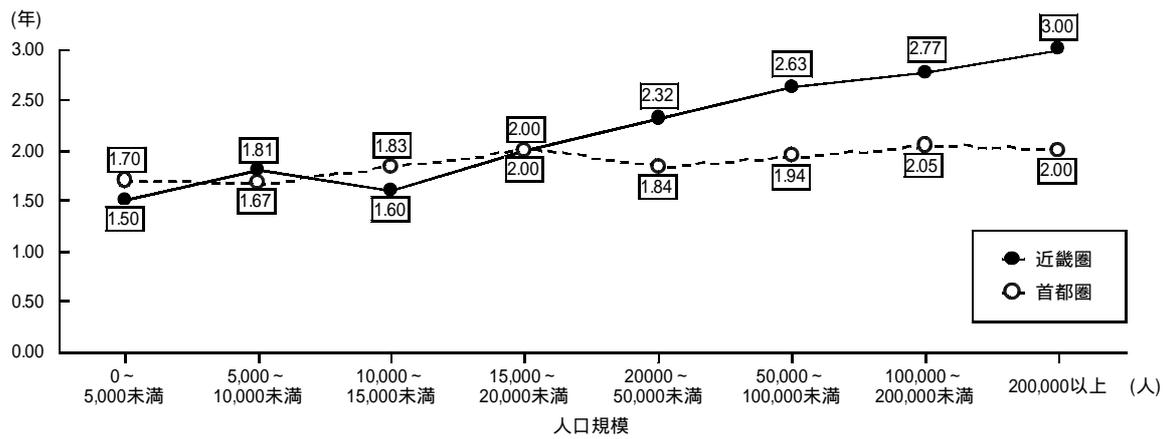


図 A -13 . 総合計画の策定に要した期間（平均値）＜「人口規模」×「近畿圏・首都圏」別＞



問6 現行の総合計画には、地域（地区）別計画を策定していますか。（1つだけ）

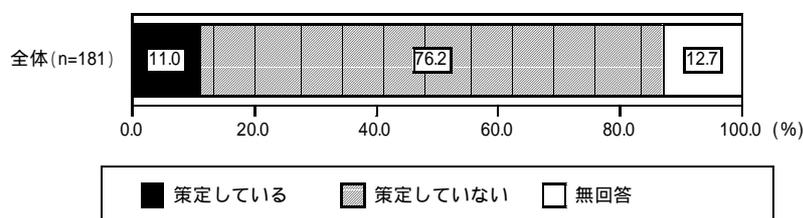
<全体>

「策定していない」が76.2%と4分の3強を占める。「策定している」は11.0%と1割強である。

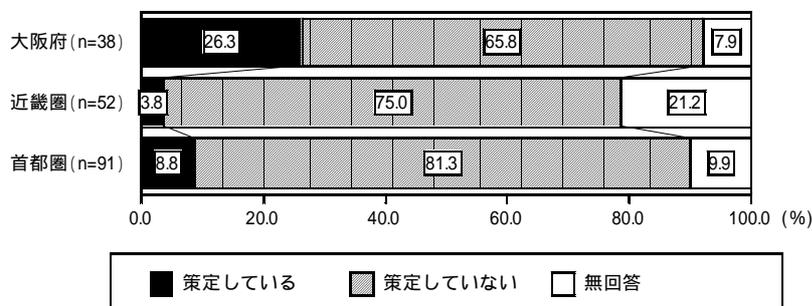
<大阪府・近畿圏・首都圏別>

「策定している」についてみると、大阪府では26.3%と4分の1強を占めるが、大阪府を除いた近畿圏では3.8%、首都圏では8.8%と、いずれも1割未満である。

図A-14．地域別計画の策定<全体>



図A-15．地域別計画の策定<大阪府・近畿圏・首都圏別>



『問6』で「策定している」を選んだ人

問6-1 それは、どのような内容（例：地域・地区の単位、計画期間、全体計画との整合性、など）ですか。（自由に）

『問6』で「策定している」を選んだ人

問6-2 地域（地区）別計画の策定に際して、住民の参加（参画）をどのように進めましたか。（自由に）

## B. 貴自治体における総合計画の広報、PR等について

問7 製本印刷された計画書〔本編〕(概要版ではない)の規格はどのようになっていますか。  
大きさ(1つだけ) 本文の色(1つだけ)

### 大きさ

#### <全体>

「A4版」が96.7%を占める。「B5版」は1自治体のみである。

### 本文の色

#### <全体>

「二色刷り(一部フルカラーも含む)」が52.5%と過半数を占める。以下、「フルカラー、4色刷り」(28.2%)、「一色刷り(一部多色刷りも含む)」(11.6%)、「三色刷り(一部フルカラーも含む)」(5.0%)の順である。

#### <市区・町・村別>

「村」では「二色刷り(一部フルカラーも含む)」が50.0%と半数を占め、次いで多い「フルカラー、4色刷り」の14.3%を約36ポイント上回り、「町」でも「二色刷り(一部フルカラーも含む)」が60.8%と6割強を占め、次いで多い「フルカラー、4色刷り」及び「一色刷り(一部多色刷りも含む)」(それぞれ13.9%)を約47ポイント上回る。また、「市、行政区」でも「二色刷り(一部フルカラーも含む)」が49.3%を占めるが、「フルカラー、4色刷り」も37.0%を占める。一方、「特例市、中核市、政令市」では「フルカラー、4色刷り」が73.3%と4分の3弱を占め、次いで多い「二色刷り(一部フルカラーも含む)」の26.7%を約47ポイント上回る。

図B-1. 本編の大きさ<全体>

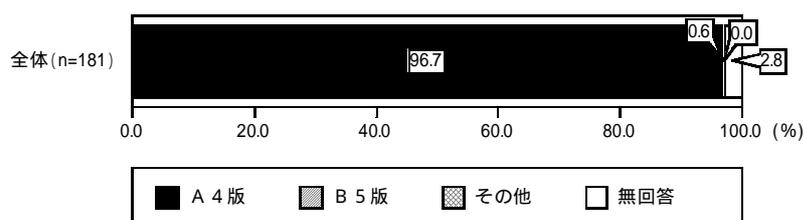


図 B - 2 . 本編の本文の色 < 全体 >

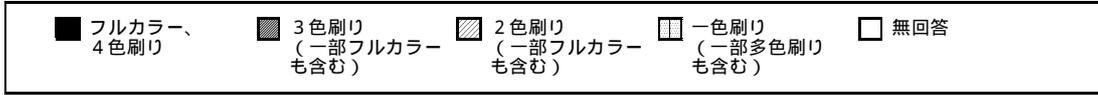
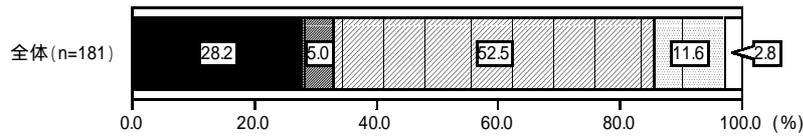
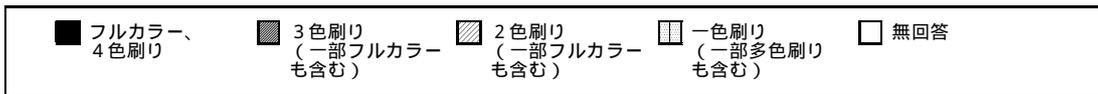
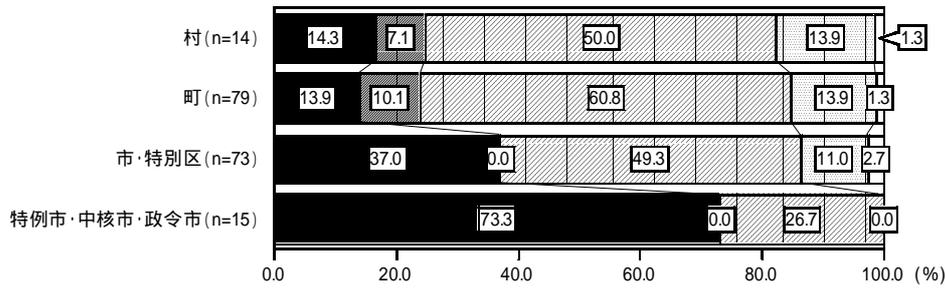


図 B - 3 . 本編の本文の色 < 市区・町・村別 >



問8 貴自治体では、計画書〔本編〕のほかに、概要版を作成していますか。(どちらかに)

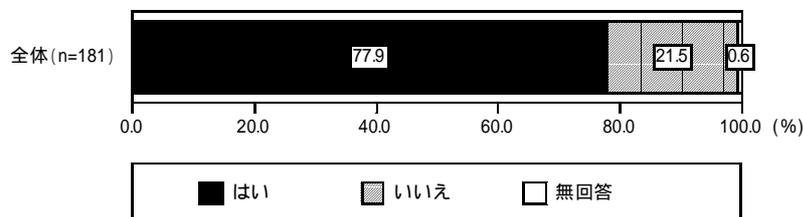
<全体>

「はい」が77.9%を占め、「いいえ」は21.5%と2割強である。

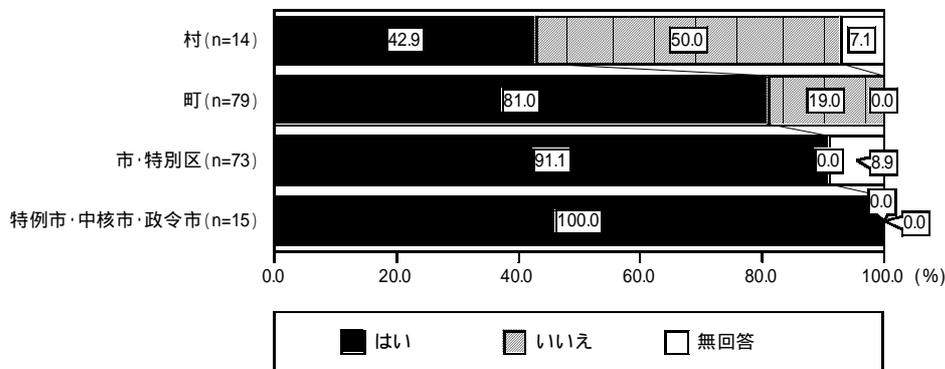
<市区・町・村別>

「はい」をみると、「村」では42.9%と4割強であるが、「町」では81.0%、「市、特別区」では91.1%、「特例市、中核市、政令市」では100.0%と、規模が大きくなるほど多くなる。「村」では「いいえ」が50.0%と半数を占め、「はい」(42.9%)をやや上回る。

図B-4. 概要版の作成<全体>



図B-5. 概要版の作成<市区・町・村別>



『問8』で「はい」を選んだ人

問8-1 概要版の規格はどのようになっていますか。

大きさ(1つだけ) 本文の色(1つだけ) 総ページ数(数字で)

大きさ

<全体>

「A4版」が92.9%を占める。「その他」は10自治体で、「B5版」を回答した自治体はない。

<市区・町・村別>

「A4版」をみると、「村」では83.3%と8割台であり、「町」や「市、特別区」ではそれぞれ93.8%、91.1%と9割台を占め、「特例市、中核市、政令市」では100.0%である。「村」では「その他」が16.7%を占める。

本文の色

<全体>

「フルカラー、4色刷り」が78.0%を占める。次いで多い「二色刷り(一部フルカラーも含む)」の17.0%を大きく上回る。

<市区・町・村別>

「フルカラー、4色刷り」をみると、「村」では50.0%、「町」では70.3%、「市、特別区」では85.7%、「特例市、中核市、政令市」では93.3%と規模が大きくなるほど多くなる。逆に「二色刷り(一部フルカラーも含む)」は、「村」では50.0%、「町」では23.43%、「市、特別区」では10.7%、「特例市、中核市、政令市」では回答した自治体はないと、規模が大きくなるほど少なくなる。

図B-6. 概要版の大きさ<全体>

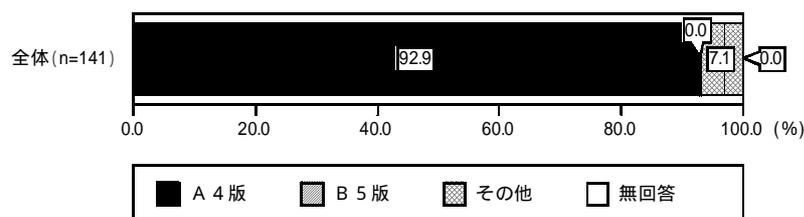


図 B - 7 . 概要版の大きさ < 市区・町・村別 >

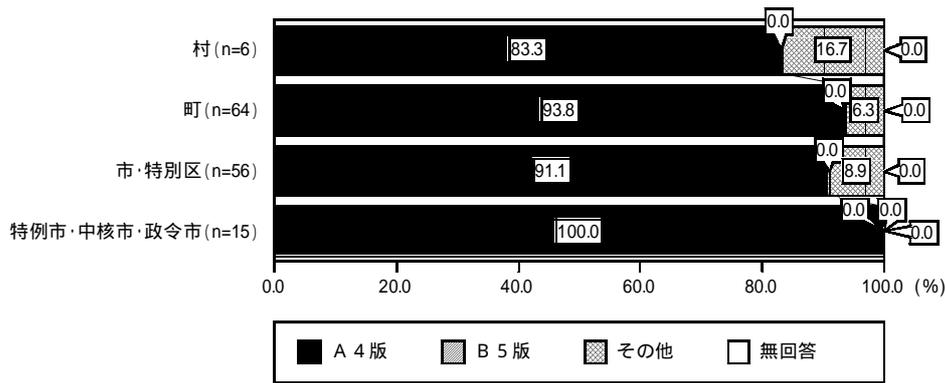
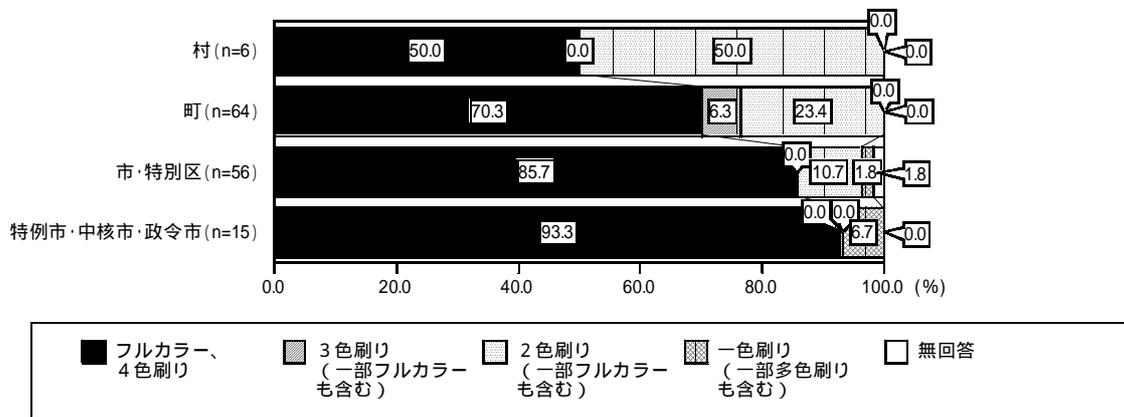


図 B - 8 . 概要版の本文の色 < 全体 >



図 B - 9 . 概要版の本文の色 < 市区・町・村別 >



問9 貴自治体では、製本印刷した計画書〔本編、概要版〕を住民に配布していますか。  
計画書〔本編〕(いくつでも)

<全体>

「入手したい」という住民に配布した」が53.0%と半数を超えて最も多い。また、「原則として、計画書〔本編〕は配布していない」は34.3%と3分の1強を占め、「役所・役場のほうから一斉に配布した」、「入手したい」という住民に配布した」、「窓口等に置いて、自由に持ち帰りできるようにした」又は「その他」に回答した『計画書〔本編〕は配布した』という自治体は117自治体（64.6%）である。

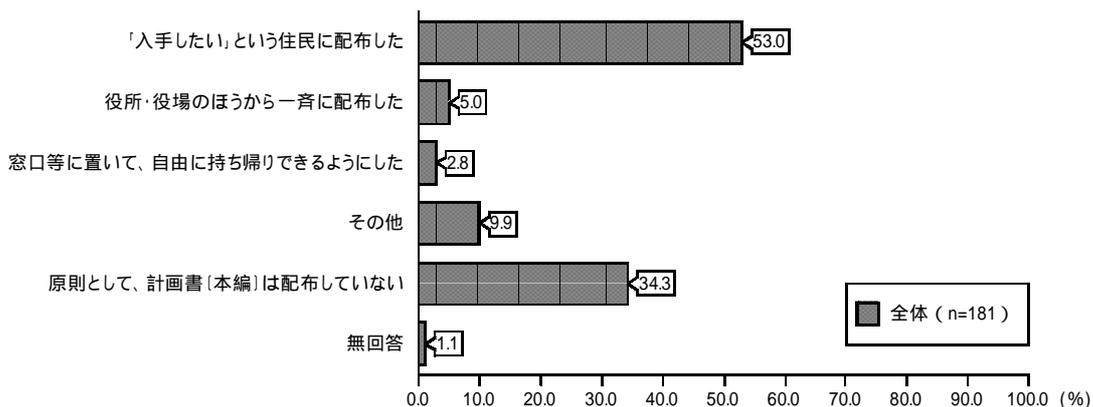
なお、『計画書〔本編〕は配布した』という117自治体の中では、「入手したい」という住民に配布した」は82.1%、「役所・役場のほうから一斉に配布した」は7.7%、「窓口等に置いて、自由に持ち帰りできるようにした」は4.3%である。

<人口規模別>

「原則として、計画書〔本編〕は配布していない」は10,000～20,000人未満の60.0%をピークにしており、0～10,000人未満では37.5%、20,000人以上では、20,000～100,000人未満が31.3%、100,000人以上では13.3%である。

『計画書〔本編〕は配布した』という自治体の中では、「入手したい」という住民に配布した」は人口規模が大きくなるほど多くなり、0～10,000人未満では57.9%であるが、100,000人以上では94.1%である。また、「役所・役場のほうから一斉に配布した」は0～10,000人未満（21.1%）、10,000～20,000人未満（20.0%）と約2割であるが、20,000～100,000人未満（2.3%）、100,000人以上（2.6%）では2%強である。

図B-10. 本編の住民への配布<全体>



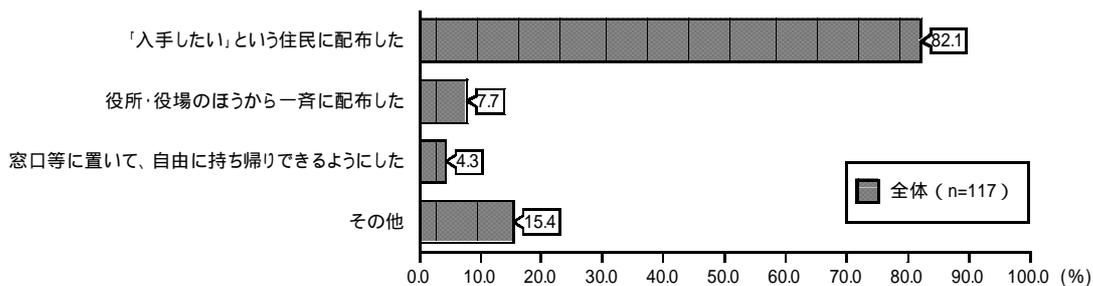
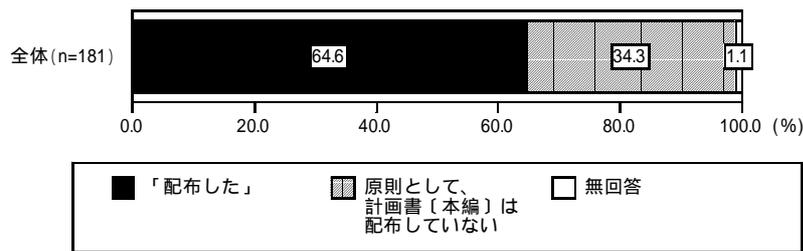
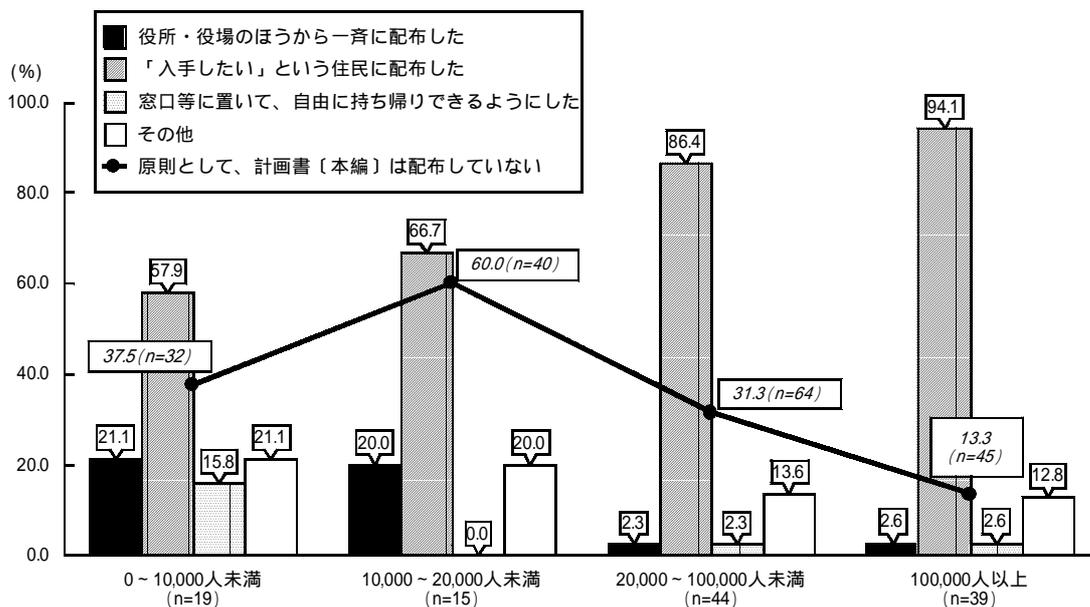


図 B - 11 . 本編の住民への配布 < 人口規模別 >

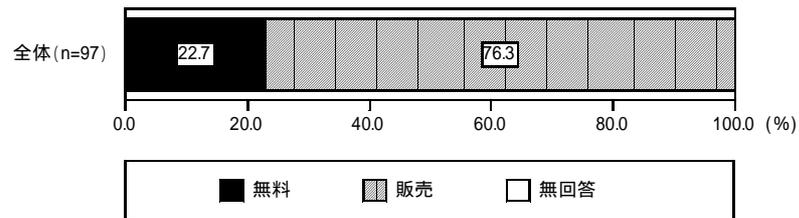


『問9』で「入手したい」という住民に配布した」を選んだ人  
問9 -1 無料ですか、販売ですか。(どちらかに)

<全体>

「販売」が76.3%と分の3強を占め、「無料」は22.7%である。

図B-12. 本編の販売<全体>



問9 貴自治体では、製本印刷した計画書〔本編、概要版〕を住民に配布していますか。  
計画書〔概要版〕(いくつでも)

<全体>

「役所・役場のほうから一斉に配布した」が49.7%で最も多く、次いで「「入手したい」という住民に配布した」が27.6%である。また、「原則として、計画書〔概要版〕は配布していない」は1.7%である。一方、「概要版は作成していない」は21.5%と2割強を占める。

「役所・役場のほうから一斉に配布した」、「「入手したい」という住民に配布した」、「窓口等に置いて、自由に持ち帰りできるようにした」又は「その他」に回答した『計画書〔概要版〕は配布した』という自治体は136自治体（75.1%）である。

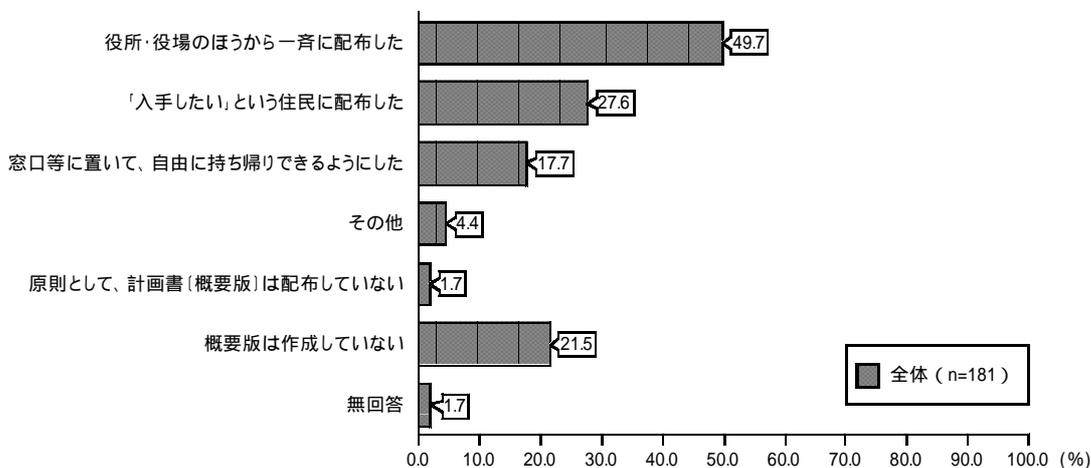
なお、『計画書〔概要版〕は配布した』という136の自治体の中では、「役所・役場のほうから一斉に配布した」は66.2%、「「入手したい」という住民に配布した」は36.8%、「窓口等に置いて、自由に持ち帰りできるようにした」は23.5%である。

<人口規模別>

「原則として、計画書〔概要版〕は配布していない」又は「概要版は作成していない」は20,000～100,000人未満の14.1%を谷にしており、20,000人未満では、0～10,000人未満が34.4%、10,000～20,000人未満が22.5%であり、100,000人以上では28.8%である。

『計画書〔概要版〕は配布した』という自治体の中では、「役所・役場のほうから一斉に配布した」は0～10,000人未満（95.0%）、10,000～20,000人未満（96.7%）と9割台であるが、20,000～100,000人未満では56.4%、100,000人以上では34.4%と規模が大きくなるほど少なくなる。一方、「「入手したい」という住民に配布した」は0～10,000人未満（15.0%）、10,000～20,000人未満（13.3%）と1割台であるが、20,000～100,000人未満では38.2%、100,000人以上では68.8%と規模が大きくなるほど多くなる。同様に、「窓口等に置いて、自由に持ち帰りできるようにした」も0～10,000人未満（10.0%）、10,000～20,000人未満（13.3%）と1割台であるが、20,000～100,000人未満では25.5%、100,000人以上では37.5%と規模が大きくなるほど多くなる。

図 B - 13 . 概要版の住民への配布 <全体>



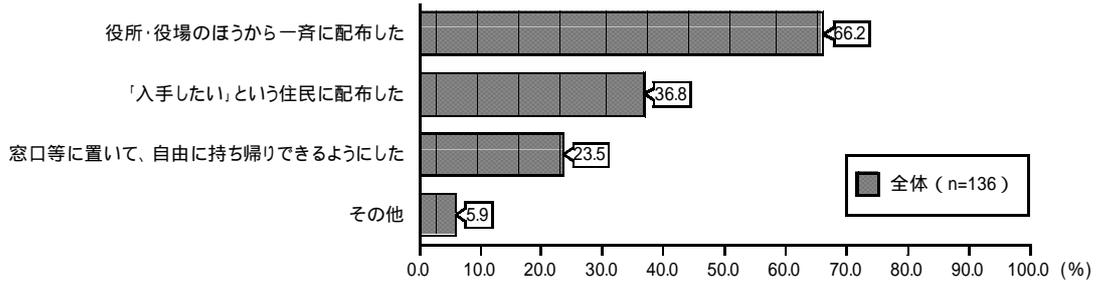
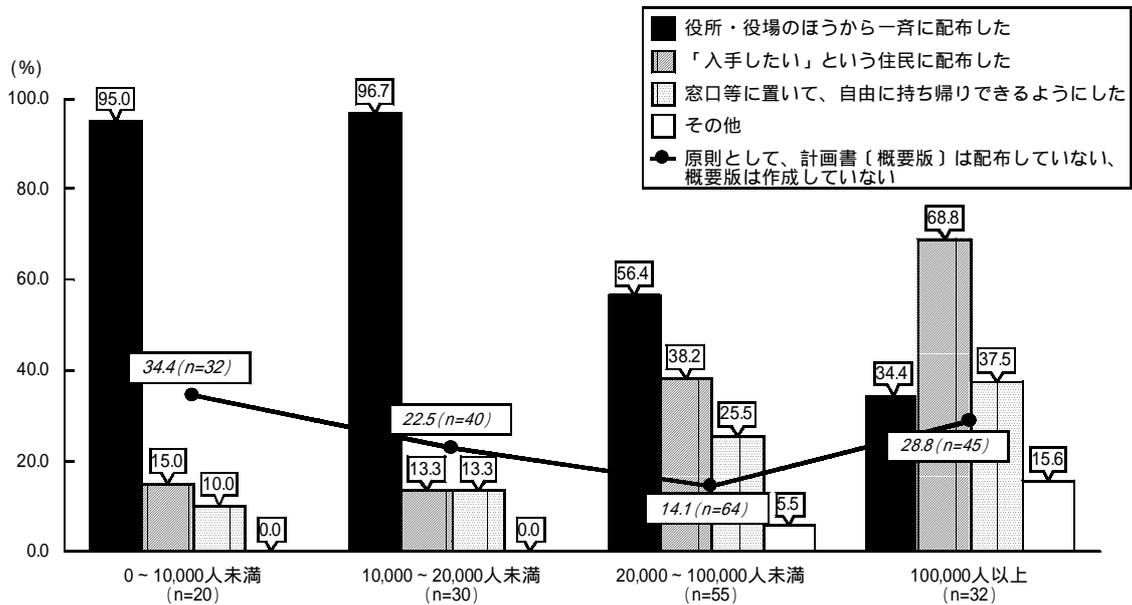


図 B - 14 . 概要版の住民への配布 <人口規模別 >

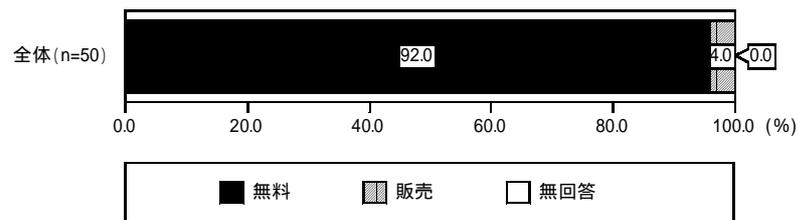


『問9』で「入手したい」という住民に配布した」を選んだ人  
問9 -1 無料ですか、販売ですか。(どちらかに)

<全体>

「無料」が92.0%を占める。「販売」は2自治体(4.0%)である。

図B-15. 概要版の販売<全体>



問10 貴自治体では、インターネットのホームページに、総合計画の内容を掲載していますか。  
(1つだけ)

<全体>

「掲載している」が55.2%と過半数を占め、「以前、掲載していたが、現在は掲載していない」(1.1%)を合わせた『掲載した』は56.3%を占める。一方、「掲載していない」は39.8%と4割弱である。また、「ホームページを開設していない」は1.1%である。

<計画書(本編)の住民への配布状況(問9、同-1)別>

「役所・役場のほうから一斉に配布した」という自治体では「掲載していない」が66.7%と3分の2を占め、「“無料で”“入手したい」という住民に配布した」又は「窓口等に置いて、自由に持ち帰りできるようにした」という自治体でも62.5%と6割強を占める。また、「“有料で”“入手したい」という住民に配布した」という自治体では「掲載している」が73.0%と4分の3弱を占める。一方、「原則として、計画書〔本編〕は配布していない」という自治体では「掲載している」が50.0%と半数を占めるが、「掲載していない」も41.9%と4割強を占める。

図 B - 16 . ホームページへの掲載<全体>

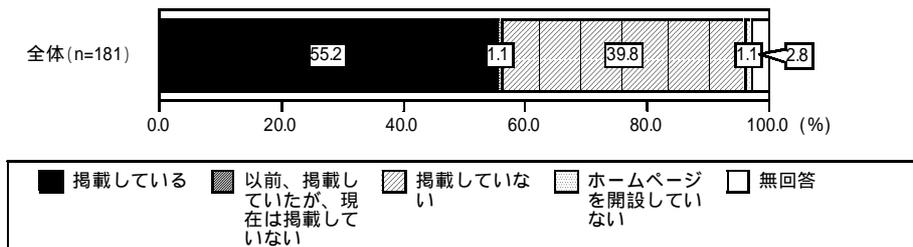
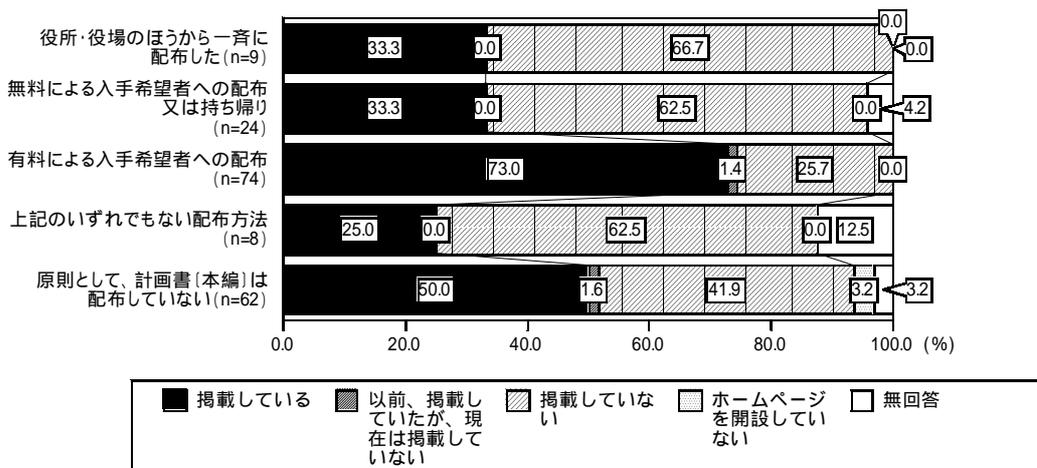


図 B - 17 . ホームページへの掲載<計画書(本編)の住民への配布状況(問9、同-1)別>



『問10』で「掲載している」、「以前、掲載していたが、現在は掲載していない」を選んだ人  
 問10-1 ホームページでは、どの程度の内容を掲載していますか。(掲載していましたか。)  
 (1つだけ)

<全体>

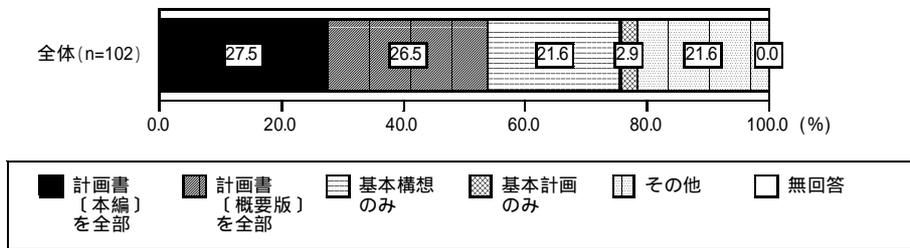
「計画書〔本編〕を全部」が27.5%で最も多いが、「計画書〔概要版〕を全部」も26.5%と4分の1強を占める。以下、「基本構想のみ」及び「その他」(それぞれ21.6%)、「基本計画のみ」2.9%)の順である。

<概要版の作成の有無(問8) 本編の住民への配布の有無(問9)別>

「概要版を作成していない」という自治体では「計画書〔本編〕を全部」が42.1%を占めて最も多い。また、「概要版を作成していない」にもかかわらず、「計画書〔概要版〕を全部」が5.3%を占めるが、これはホームページ掲載用に概要版を作成したものと考えられる。

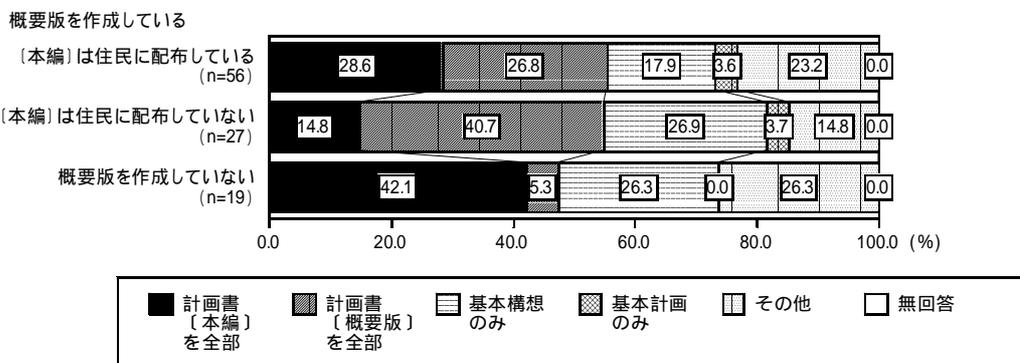
一方、「概要版を作成している」という自治体の中では、「計画書〔本編〕を住民に配布している」という自治体では「計画書〔本編〕を全部」(28.6%)と「計画書〔概要版〕を全部」(26.8%)はほぼ拮抗しているが、「計画書〔本編〕を住民に配布していない」という自治体では「計画書〔概要版〕を全部」が40.7%と、「計画書〔本編〕を全部」(14.8%)を上回る。

図B-18. ホームページでの掲載内容<全体>



図B-19. ホームページでの掲載内容

<概要版の作成の有無(問8) 本編の住民への配布の有無(問9)別>



問11 その他、総合計画の周知を図るために、取り組んでいること（取り組んだこと）がありましたら、ご記入ください。（自由に）

問12 貴自治体では、総合計画が策定されていることを知っている住民は、全住民（概ね20歳以上）の何%くらいだと思いますか。また、そう思うのはなぜですか。あなたの主観に基づく意見で結構です。（1つだけ）

<全体>

「20～40%未満」が30.9%で最も多く、以下「40～60%未満」(22.7%)、「0～20%未満」(17.1%)、「60～80%未満」(11.6%)、「80～100%未満」(8.8%)の順である。「100%」と回答した自治体はない。また、無回答を除いて、各選択肢の中間値をもとに平均値を求めると、42.1%である。

<本編、概要版の住民への配布の有無(問9)、ホームページでの掲載の有無(問10)別>

本編については「配布か・非配布か」の2通り、概要版については「一斉配布か・希望者配布か・非作成又は非配布か」の3通りで、本編と概要版の配布状況の組み合わせ(2×3=6パターン)で平均値を比較すると、最も高いのは「本編(配布)・概要版(一斉配布)」の49.2%で、次いで「本編(非配布)・概要版(一斉配布)」(45.3%)が多く、「概要版の一斉配布」が住民周知率に貢献していると考えられる。以下、「本編(配布)・概要版(非作成・非配布)」(42.5%)、「本編(非配布)・概要版(非作成・非配布)」(39.2%)などの順であるが、「本編(配布)・概要版(希望者等へ配布)」(32.1%)や「本編(非配布)・概要版(希望者等へ配布)」(28.2%)といった「概要版の希望者配布」は、本編も概要版も配布していない自治体(39.2%)よりも、住民周知率は低い。

また、ホームページを開設している自治体の中で、計画内容の掲載の有無別に平均値を比較すると、「掲載している」又は「以前、掲載していたが、現在はしていない」という自治体が41.0%で、「掲載していない」という自治体が43.9%と、ほとんど差はみられない。

<人口規模別>

平均値を比較すると、最も高いのが「10,000～20,000人未満」の51.1%で、それをピークにして人口規模が小さくなるほど(又は、人口規模が大きくなるほど)低くなり、「0～10,000人未満」では45.0%で、最も低いのは「100,000人以上」の35.5%である。

図 B -20 . 総合計画の住民の周知率<全体>

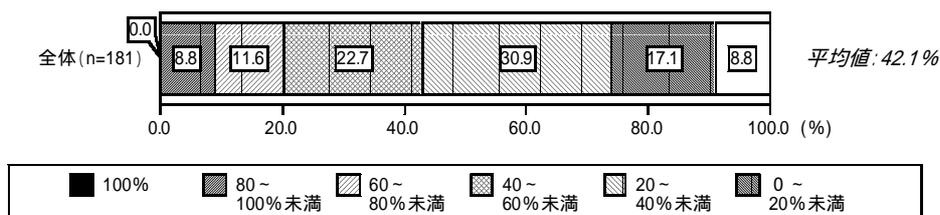


図 B -21 . 総合計画の住民の周知率 ( 平均値 )

< 本編、概要版の住民への配布の有無(問9、 )別、ホームページでの掲載の有無(問10)別 >

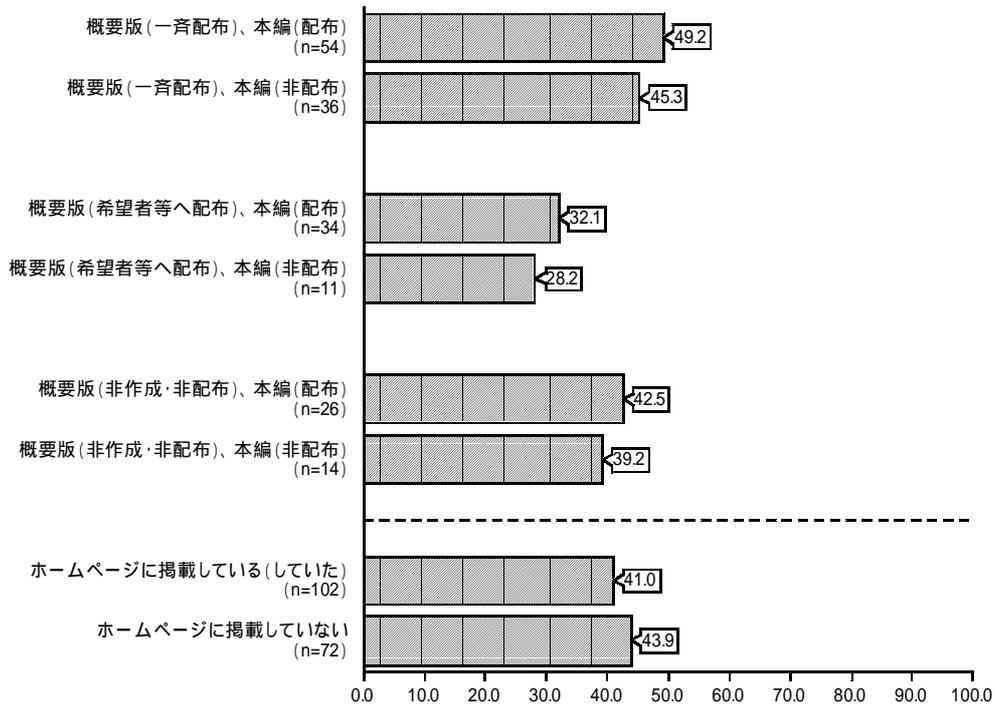
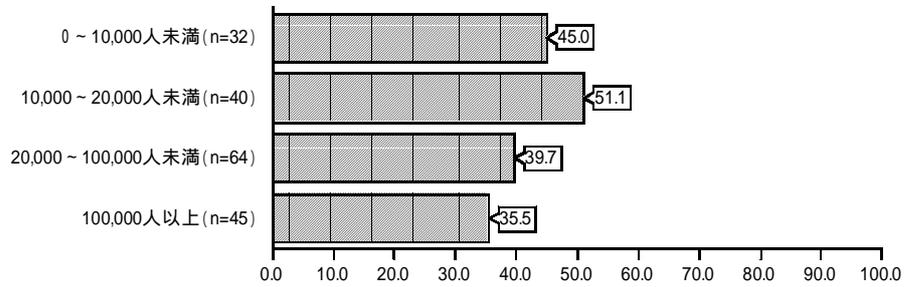


図 B -22 . 総合計画の住民の周知率 ( 平均値 ) < 人口規模別 >



問12-1 そう思う理由は。(自由に)

問13 貴自治体では、職員に向けて、総合計画への理解と周知を徹底するため、何らかの取り組みを行っていますか。(いくつでも)

<全体>

「部署ごとに計画書を配布した」が61.9%で最も多く、次いで「新人職員を対象にした研修の中で、総合計画を取り上げている」が53.6%で多い。以下、「資料室などに閲覧用として計画書を置いた」(37.0%)、「職員一人ひとりに計画書を配布した」(33.7%)、「既存職員を対象に、総合計画の講習会、研修・セミナーなどを開催した」及び「その他」(それぞれ15.5%)などの順である。

職員研修等という取り組みである「新人職員を対象にした研修の中で、総合計画を取り上げている」と「既存職員を対象に、総合計画の講習会、研修・セミナーなどを開催した」では、前者が後者を約38ポイント上回り、計画書の配布という取り組みである「職員一人ひとりに計画書を配布した」と「部署ごとに計画書を配布した」では後者が前者を約28ポイント上回る。

なお、「特に何もしていない」は2自治体(1.1%)である。

<一般行政職員数別>

職員研修等という取り組みでは、「新人職員を対象にした研修の中で、総合計画を取り上げている」は概ね職員規模が大きくなるほど多くなり、100人未満では5.3%であるが、500～1,000人未満では83.3%、1,000人以上では80.0%である。同様に、「既存職員を対象に、総合計画の講習会、研修・セミナーなどを開催した」も概ね職員規模が大きくなるほど多くなり、100人未満では2.6%であるが、1,000人以上では36.0%である。

また、計画書の配布という取り組みでは、「部署ごとに計画書を配布した」は概ね職員規模が大きくなるほど多くなり、100人未満では42.1%であるが、1,000人以上では84.0%である。「職員一人ひとりに計画書を配布した」は100人未満では52.6%であり、100～250人未満では39.1%であるが、250人以上ではいずれも2割台である。

さらに、「資料室などに閲覧用として計画書を置いた」は職員規模が大きくなるほど多くなり、100人未満では7.9%であるが、1,000人以上では64.0%である。

図B-23. 職員に向けた総合計画の理解と周知を徹底するための取り組み<全体>

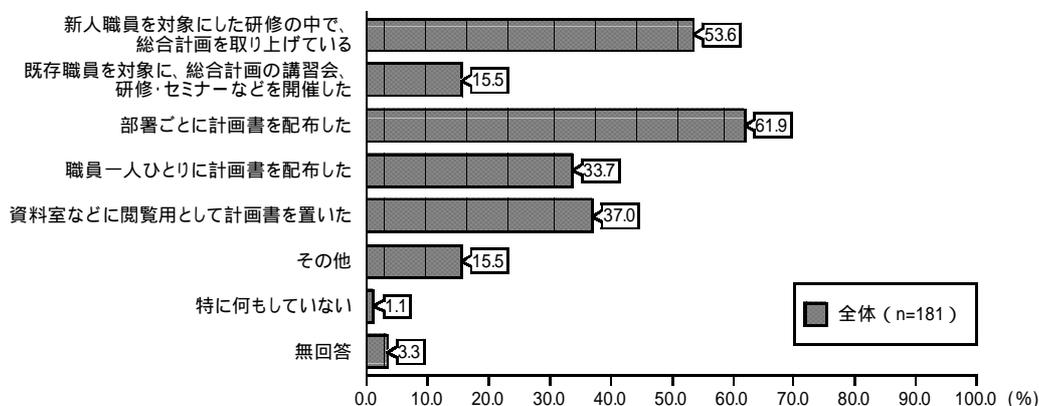
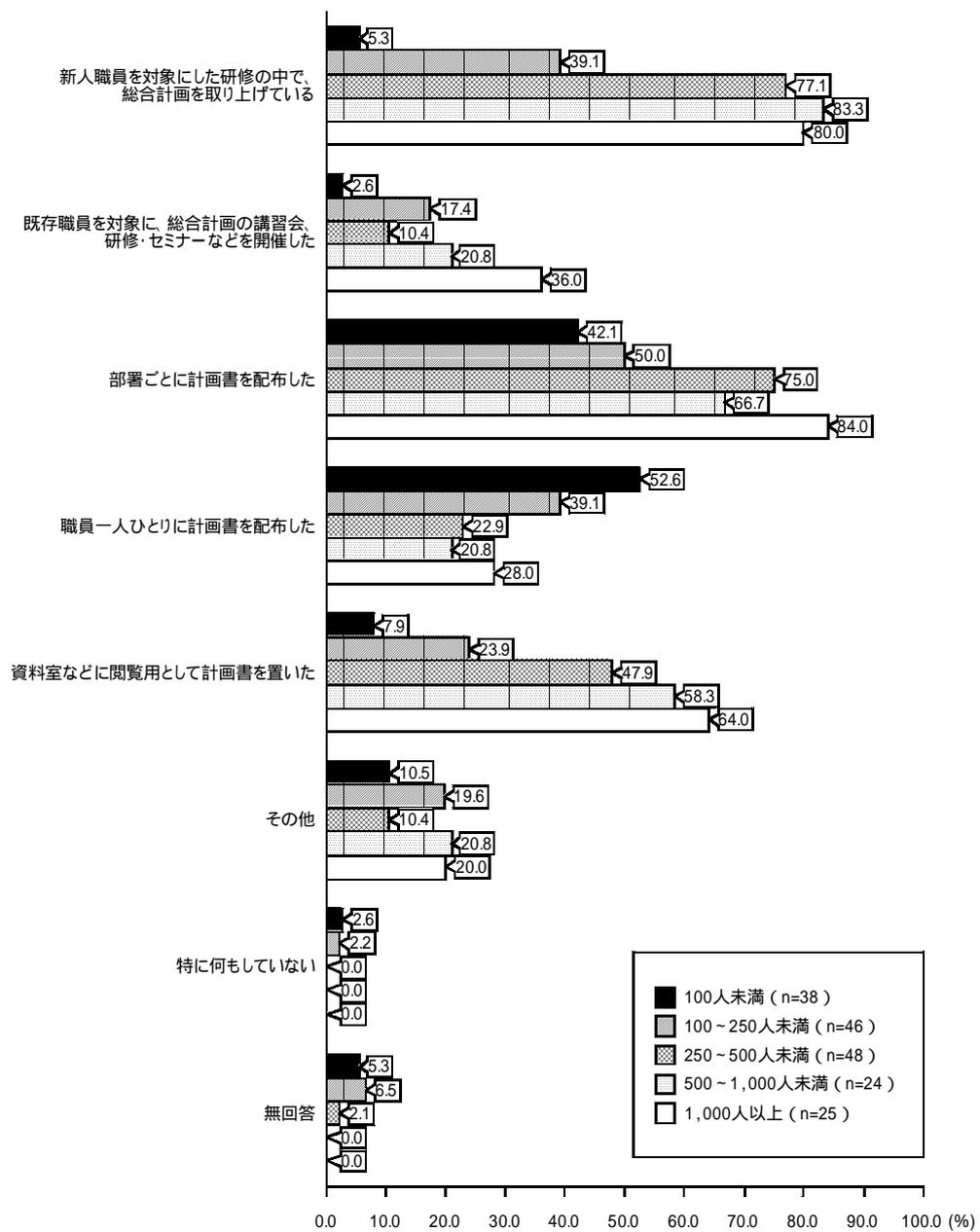


図 B -24 . 職員に向けた総合計画の理解と周知を徹底するための取り組み < 一般行政職員数別 >



問14 貴自治体では、総合計画の基本構想に掲げた基本理念や将来像を知っている職員は、全職員のうち何%ぐらいだと思いますか。また、そう思うのはなぜですか。あなたの主観に基づく意見で結構です。(1つだけ)

<全体>

「80～100%未満」が30.9%で最も多く、以下、「60～80%未満」(22.7%)、「40～60%未満」(19.9%)などの順である。各選択肢の中間値(「100%」はそのまま100%とする。)を基準に平均値(無回答は除く)を求めると、67.9%である。

<職員の理解と周知を徹底するための取り組み状況(問13)別>

基本理念や将来像を知っている職員の割合の平均値について、まず、職員の理解と周知を徹底するための取り組みを「行っている」という自治体と「行っていない」という自治体で比較すると、前者は67.7%で、後者は50.0%と、「行ってる」という自治体が約18ポイント上回る。

次に、個々の取り組みごとに「行っている」という自治体と「行っていない」という自治体で比較すると、「新人職員を対象にした研修の中で、総合計画を取り上げている」は「行っている」という自治体が71.1%で「行っていない」という自治体の63.2%を約8ポイント上回り、「既存職員を対象に、総合計画の講習会、研修・セミナーなどを開催した」は「行っている」という自治体が72.7%で「行っていない」という自治体の66.5%を約6ポイント上回り、「職員一人ひとりに計画書を配布した」は「行っている」という自治体が71.6%で「行っていない」という自治体の65.3%を約6ポイント上回る。これら以外の取り組みでは両者の差は5ポイント以内である。

さらに、上記の結果、「行っている」という自治体と「行っていない」という自治体の差が5ポイントを超えた3つの取り組みについて、行っている・いないの組み合わせごとに平均値を求めると、3つの取り組みの全てを「行っている」という自治体が84.3%で最も高い。また、2つの取り組みを「行っている」という自治体では、「新人職員を対象にした研修の中で、総合計画を取り上げている」を「行っていない」という自治体が80.0%、「既存職員を対象に、総合計画の講習会、研修・セミナーなどを開催した」を「行っていない」という自治体が74.3%、「職員一人ひとりに計画書を配布した」を「行っていない」という自治体が67.8%である。

図B-25. 基本理念や将来像を知っている職員の割合<全体>

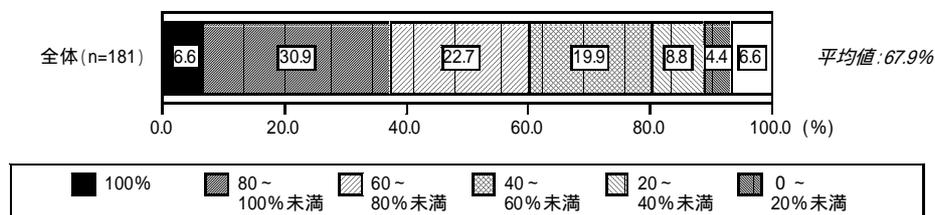
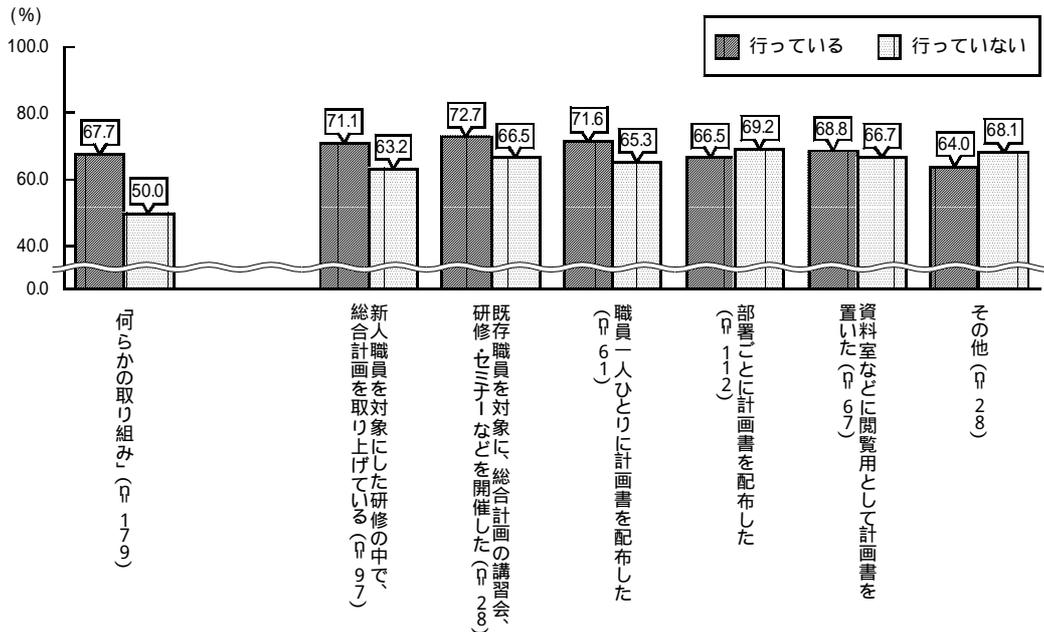
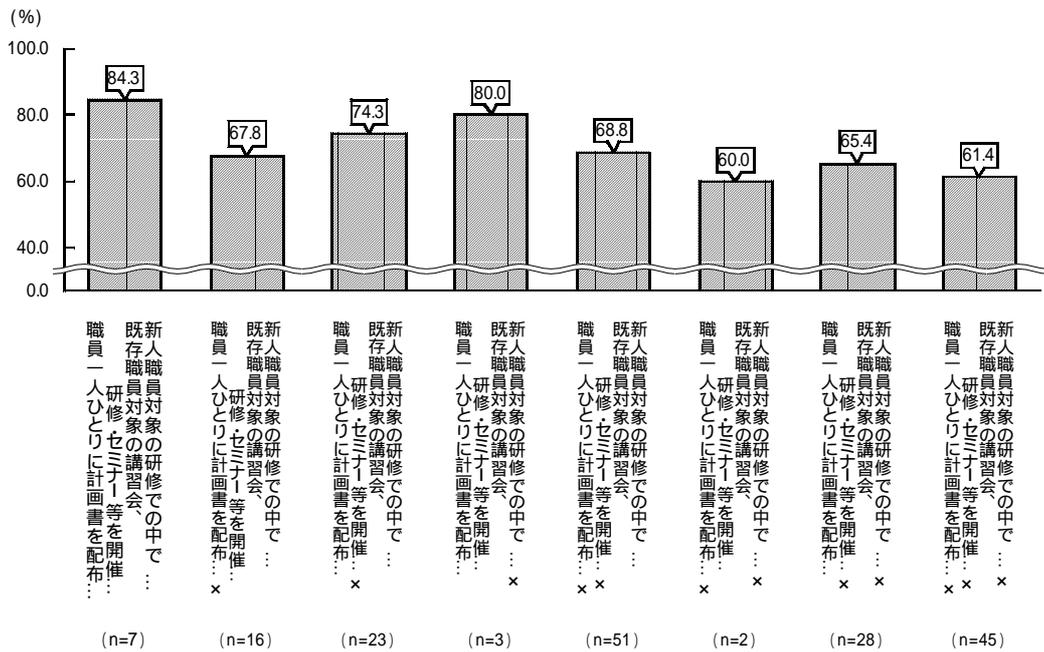


図 B - 26 . 基本理念や将来像を知っている職員の割合 ( 平均値 )  
 < 職員の理解と周知を徹底するための取り組み状況 ( 問13 ) 別 >



(注) 「n」は「行っている」という自治体の数。「行っていない」という自治体の数は、「181 - n」。



(注) 「 」は「行っている」を、「x」は「行っていない」を示す。

問14-1 そう思う理由は。(自由に)

## C . 貴自治体における総合計画の策定段階での取り組み等について

---

問15 貴自治体では、総合計画を策定するにあたり、住民の意見等を聞きましたか。  
(どちらかに)

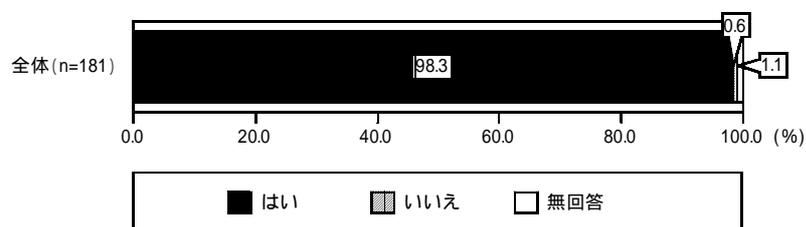
---

<全体>

「はい」が98.3%で、「いいえ」は0.6%（1自治体）である。

---

図C-1 . 住民の意見等の聴取状況 <全体>



『問15』で「はい」を選んだ人  
 問15-1 それは、どのような方法で行いましたか。(いくつでも)

<全体>

「住民アンケート調査」が93.8%で最も多く、「地域(地区)別懇談会」(42.1%)及び「計画策定委員会等における委員の住民公募」(38.8%)が4割前後で続き、次いで「住民活動団体等へのヒアリング」が32.0%で多い。「電子会議室」は1自治体のみである。また、「その他」も25.3%と4分の1強である。

<一般行政職員数別>

「住民アンケート調査」はいずれの職員規模においても8割以上であり、特に100~1,000人未満ではほとんどすべての自治体が行っている。「地域(地区)別懇談会」、「計画策定委員会等における委員の住民公募」、「その他」、「シンポジウム」及び「総合計画やまちづくりに関するセミナー・勉強会」は職員数が100人未満又は100~250人という職員規模の小さい自治体では少なく、1,000人以上という職員規模の特に大きい自治体では多くなる。また、「住民活動団体等へのヒアリング」は250~500人未満という中程度の職員規模の自治体で最も多く、職員規模が小さくなるほど(又は、大きくなるほど)少なくなる。

図C-2. 住民の意見等の聞き方<全体>

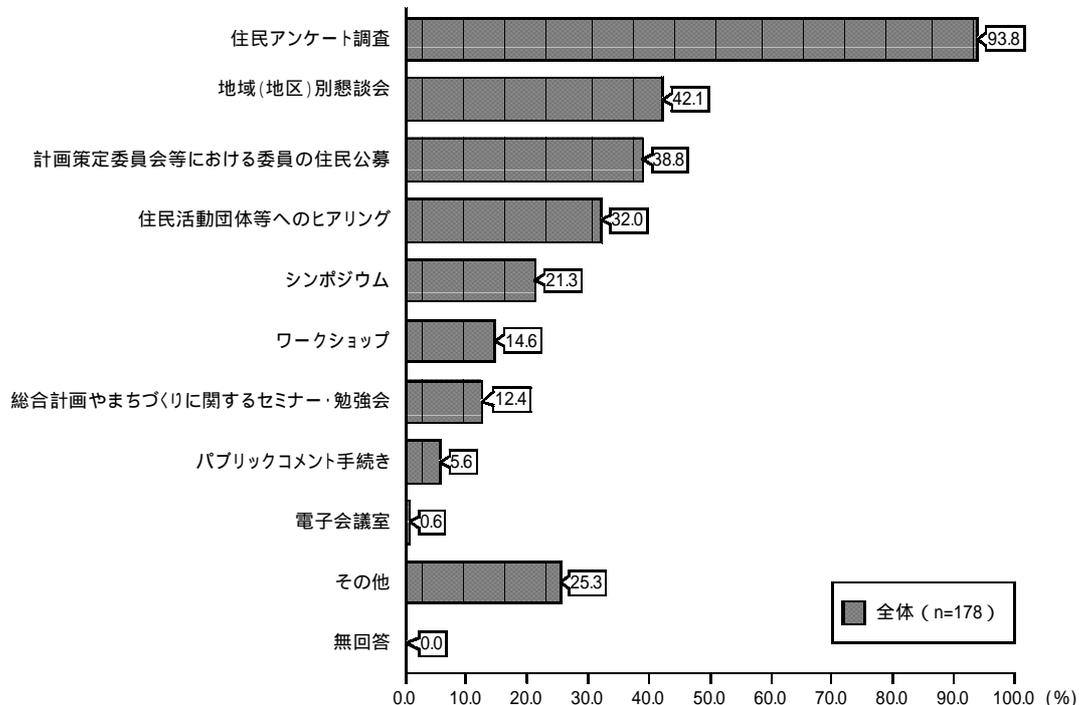
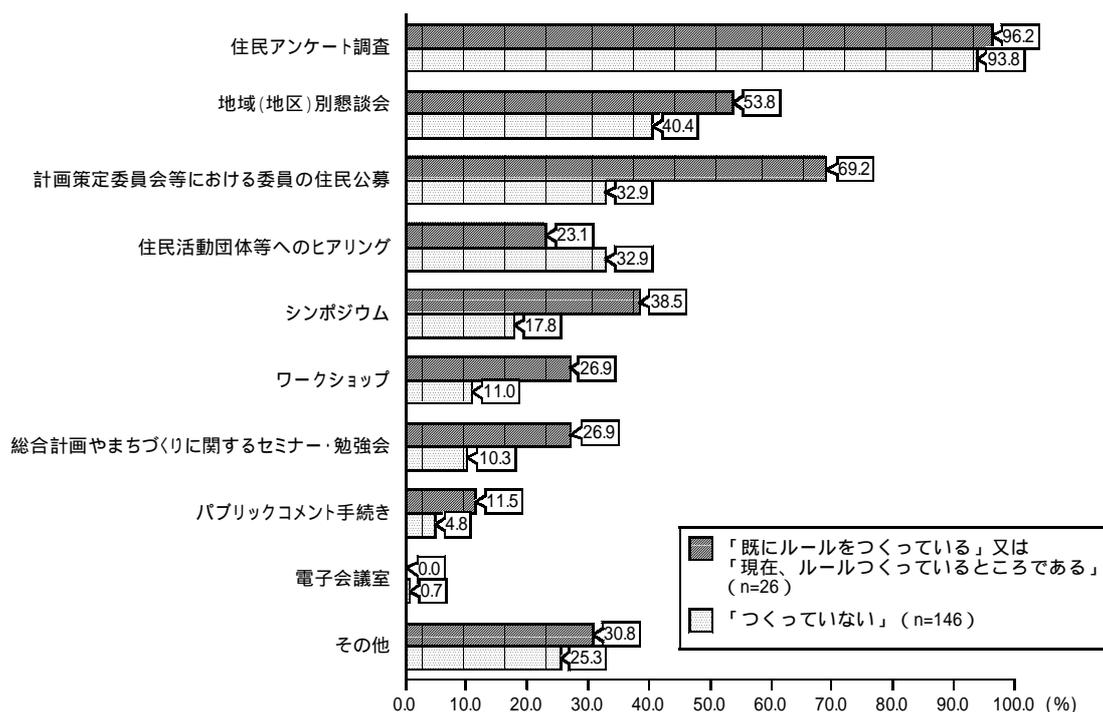


図 C -3 . 住民の意見等の聞き方 < 一般行政職員数別 >

	住民アンケート調査	住民活動団体等へのヒアリング	計画策定委員会等における委員の住民公募	地域(地区)別懇談会	総合計画やまちづくりに関するセミナー・勉強会	ワークショップ	シンポジウム	パブリックコメント手続き	電子会議室	その他
全体 (n=178)	93.8	32.0	38.8	42.1	12.4	14.6	21.3	5.6	0.6	25.3
100未満 (n=32)	86.1	30.6	27.8	33.3	2.8	11.1	5.6	0.0	0.0	11.1
100~250未満 (n=45)	97.8	33.3	26.7	31.1	15.6	20.0	15.6	2.2	0.0	20.0
250~500未満 (n=48)	97.9	41.7	43.8	50.0	8.3	12.5	22.9	6.3	0.0	29.2
500~1,000未満(n=24)	100.0	25.0	45.8	45.8	16.7	8.3	37.5	4.2	4.2	25.0
1,000以上 (n=25)	84.0	20.0	60.0	56.0	24.0	20.0	36.0	20.0	0.0	48.0

(注) 表中の網掛け部分は、全体値を10.0ポイント以上上回る。  
 表中の太文字部分は、全体値を10.0ポイント以上下回る。

図 C -4 . 住民の意見等の聞き方 < 住民参加(参画)のルールづくりの状況(問16)別 >



『問15』で「はい」を選んだ人  
 問15-2 住民から聞いた意見等を、総合計画に反映することができましたか。(1つだけ)

<全体>

「どちらかといえば、反映することができた」が57.3%と過半数を占め、「ほぼ反映することができた」(23.0%)を合わせた『反映できた』は80.3%と8割強を占める。一方、「どちらかといえば、反映することができなかった」及び「ほとんど反映することができなかった」を回答した自治体はない。

<「住民の意見等の聞き方」(問15-1)の実施状況別>

住民の意見等の聞き方(問15-1)の個々の選択肢について「行っている」という自治体と「行っていない」という自治体を、下記注釈の基準に基づく平均値(但し、「無回答」は除いて算出している。)で比較すると、「総合計画やまちづくりに関するセミナー・勉強会」及び「ワークショップ」はどちらも「行っている」という自治体が1.38で、「行っていない」という自治体の1.03を0.35上回り、「シンポジウム」も「行っている」という自治体(1.28)が「行っていない」という自治体(1.02)を0.26上回る。逆に、「住民アンケート調査」は「行っている」という自治体(1.07)が「行っていない」という自治体(1.20)を0.13下回る。なお、「電子会議室」は「行っている」という自治体が0.00であるが、当該自治体の数は1つだけである。

さらに、0.25以上の差が認められた3項目、即ち「総合計画やまちづくりに関するセミナー・勉強会」、「ワークショップ」及び「シンポジウム」について、「行っている・行っていない」による組み合わせ別に平均値を比較すると、意見等反映度が最も高い組み合わせは3項目全てを「行っている」という自治体で2.00である。次いで、3項目のうち「総合計画やまちづくりに関するセミナー・勉強会」のみ「行っていない」という自治体が1.50で高い。逆に、3項目のいずれも「行っていない」という自治体は0.97と1.00(=どちらかといえば、反映することができた)を下回る。

(注)

「ほぼ反映することができた」=+2.00、「どちらかといえば、反映することができた」=+1.00、「どちらとも言えない」=±0、「どちらかといえば、反映することができなかった」=1.00、「ほとんど反映することができなかった」=-2.00

図 C-5 . 総合計画への住民の意見等の反映状況 <全体>

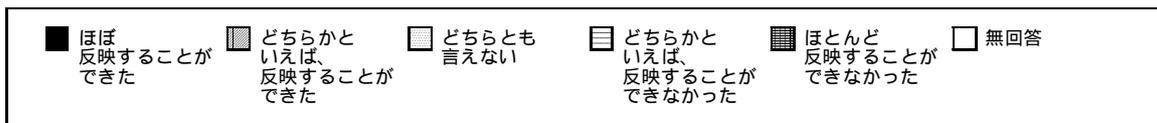
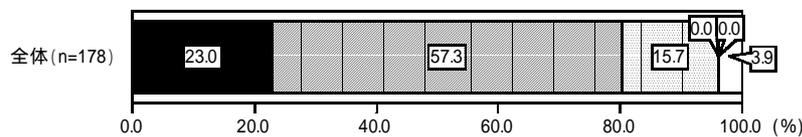
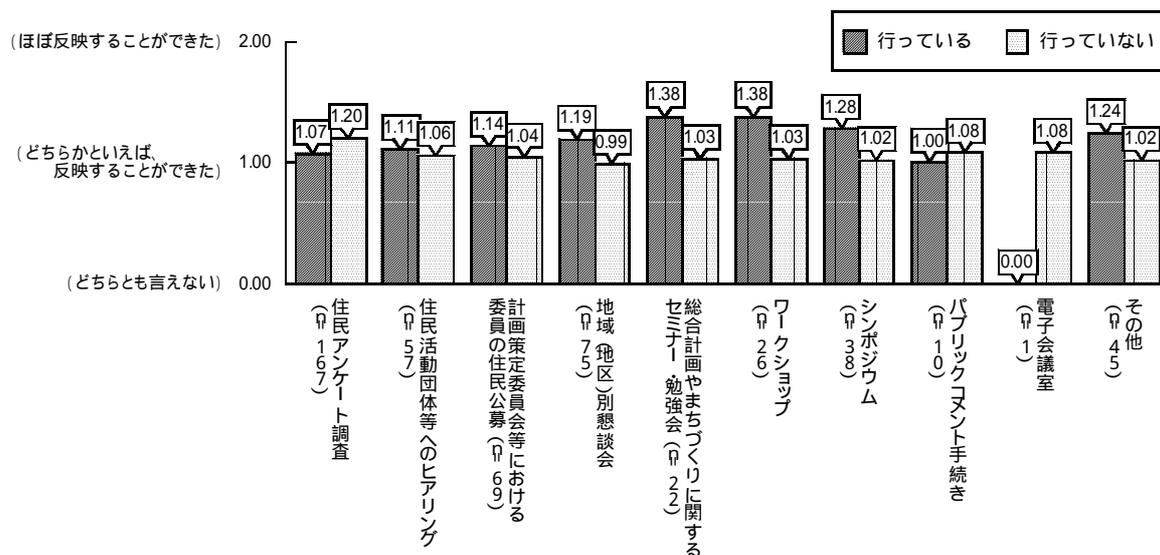
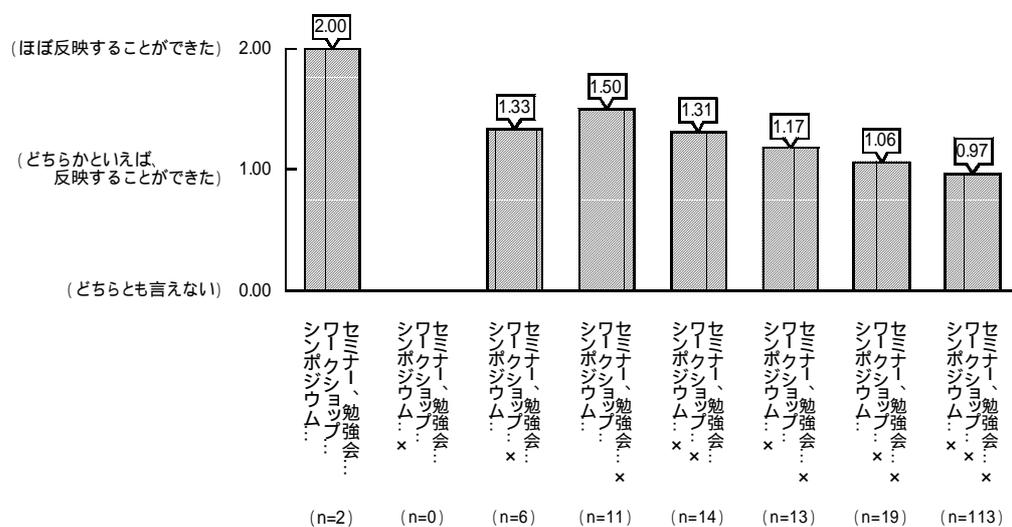


図 C - 6 . 総合計画への住民の意見等の反映度  
 < 「住民の意見等の聞き方」(問15-1) の実施状況別 >



(注) 「n」は「行っている」という自治体の数。「行っていない」という自治体の数は、「178 - n」。

図 C - 7 . 総合計画への住民の意見等の反映度  
 < 「セミナー、勉強会」、ワークショップ」及び「シンポジウム」(問15-1) の実施状況別 >



(注) 「」は「行っている」を、「x」は「行っていない」を示す。

『問15-2』で「どちらかといえば、反映することができなかつた」、「ほとんど反映することができなかつた」を選んだ人  
 問15-2-1 「反映することができなかつた」要因は、どこにあると思いますか。(自由に)

問16 貴自治体では、まちづくりへの住民参加（参画）に関するルールづくり（例：条例、ガイドライン、など）を行っていますか。（1つだけ）

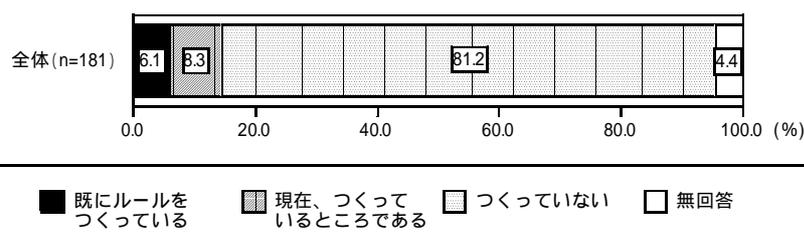
<全体>

「つくっていない」が81.2%と8割強を占める。「既にルールをつくっている」は6.1%、「現在、つくっているところである」は8.3%であり、これらを合わせた『ルールづくりを行っている』という自治体は14.4%である。

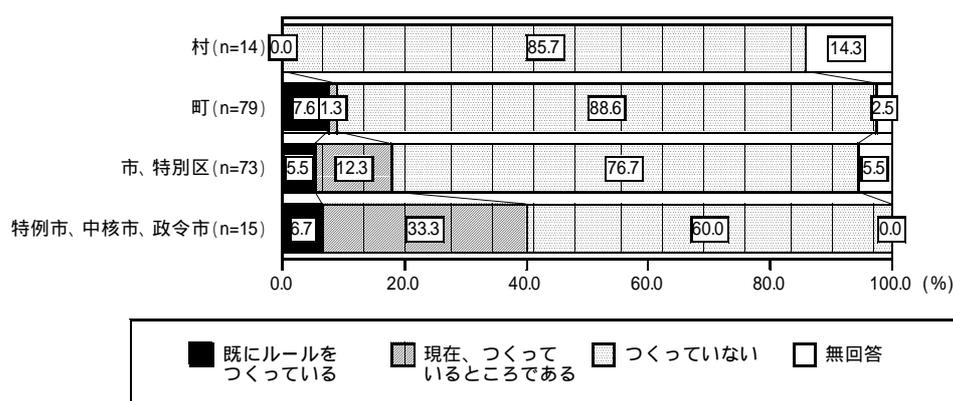
<市区・町・村別>

「既にルールをつくっている」についてみると、「村」では回答した自治体はないが、「町」、「市、特別区」及び「特例市、中核市、政令市」ではそれぞれ数%台である。また、「現在、つくっているところである」についてみると、「村」では回答した自治体はなく、「町」では1.3%、「市、特別区」では12.3%、「特例市、中核市、政令市」では33.3%と、規模が大きくなるほど多くなる。

図C-8．住民参加(参画)に関するルールづくりの状況<全体>



図C-9．住民参加(参画)に関するルールづくりの状況<市区・町・村別>



『問16』で「既にルールをつくっている」、「現在、つくっているところである」を選んだ人  
問16-1 どのようなものですか。（自由に）

問17 貴自治体では、総合計画の素案（首長や議会等に提出するための案）に関する意思決定（判断等）は、だれが行いましたか。（1つだけ）

<全体>

「全庁的（部局横断的）な組織において意思決定した」が83.4%を占める。「事務局において意思決定した」は3.3%、「首長の方針に基づいて素案づくりを行ったため、職員レベルでの意思決定はなかった」は1.7%である。

<「素案に関する全庁的な意思決定組織の設置状況」（問18）×「市区・町・村」別>

素案に関する意思決定等を主な任務とする全庁的な庁内組織を「設けた」という自治体をみると、「村」も「町」も「市、特別区」も「全庁的（部局横断的）な組織において意思決定した」が9割以上を占め、「特例市、中核市、政令市」では100.0%を占める。

一方、素案に関する意思決定等を主な任務とする全庁的な庁内組織を「設けていない」という自治体をみると、「村」では「全庁的（部局横断的）な組織において意思決定した」が100.0%を占めるが、「町」や「市、特別区」ではそれぞれ60.0%、58.3%と約6割である。また、「特例市、中核市、政令市」では「全庁的（部局横断的）な組織において意思決定した」に回答した自治体はなく、「事務局において意思決定した」が100.0%を占める。

図 C - 10 . 総合計画の素案に関する意思決定機関 <全体>

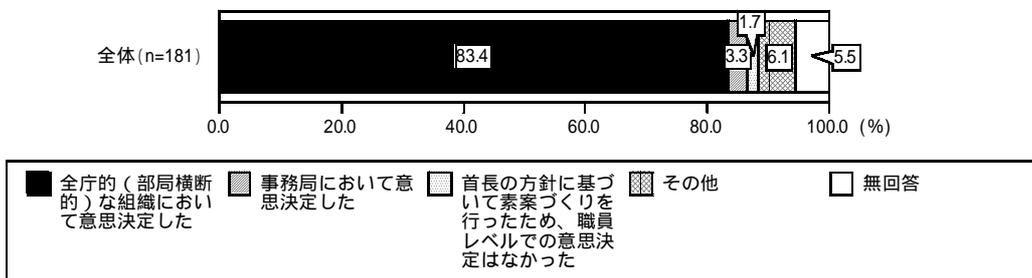
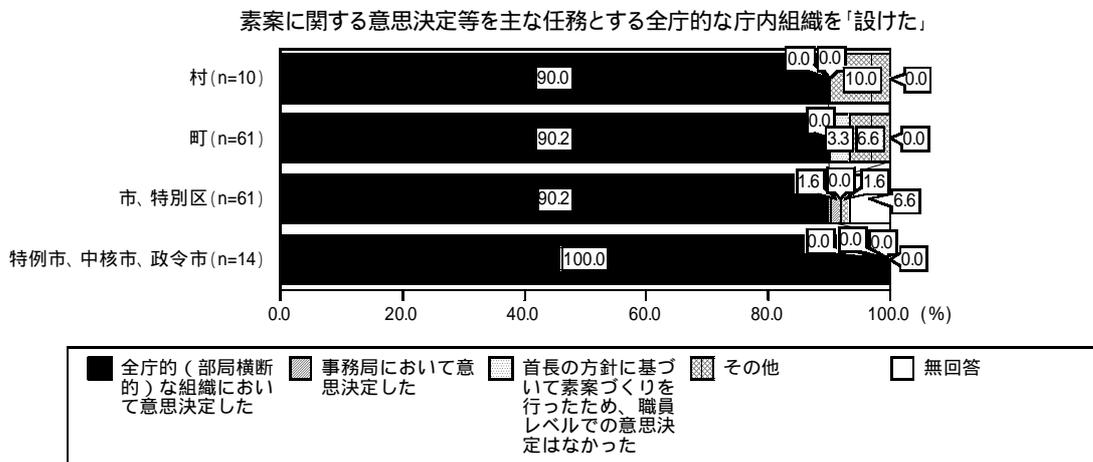
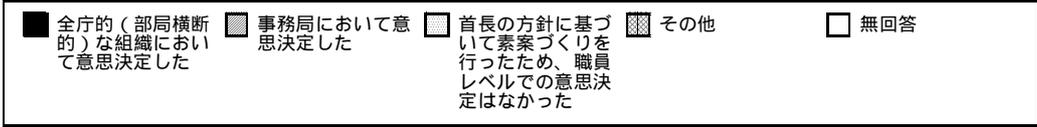
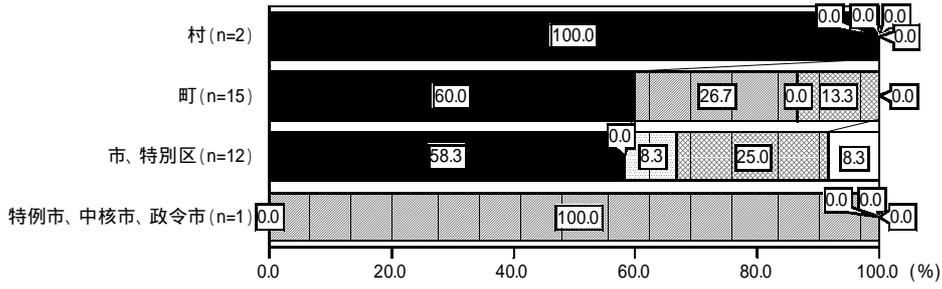


図 C - 11 . 総合計画の素案に関する意思決定機関 <市区・町・村別>



素案に関する意思決定等を主な任務とする全庁的な庁内組織を「設けていない」



問18 貴自治体では、総合計画の策定体制として、次のような組織は設けましたか。素案に関する意思決定等を主な任務とする、全庁的（部局横断的）な庁内組織（どちらかに）

<全体>

「設けた」が80.7%を占める。「設けていない」は16.6%である。

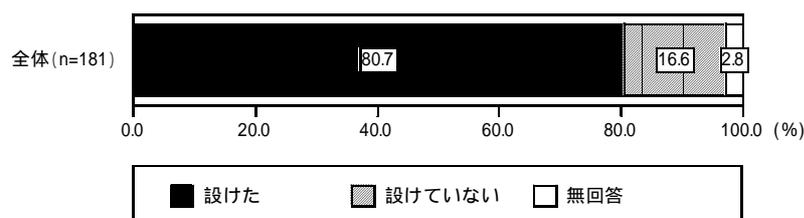
<市区・町・村別>

「設けた」をみると、「村」では71.4%、「町」では77.2%、「市、特別区」では83.6%、「特別市、中核市、政令市」では93.3%と、規模が大きくなるほど多くなる。

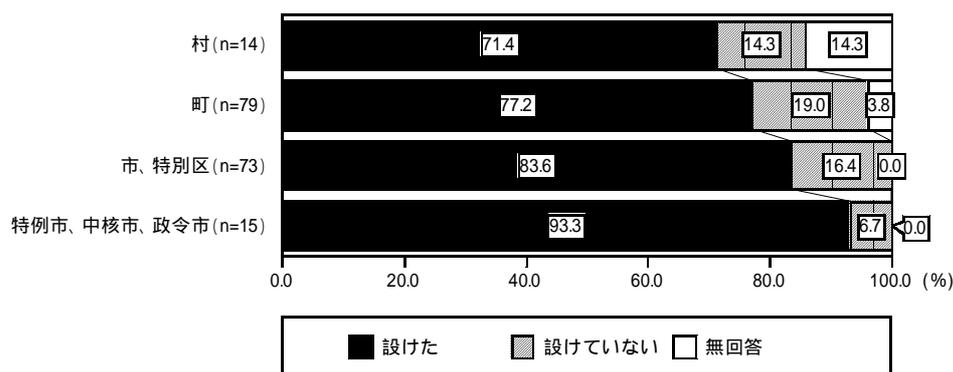
<一般行政職員数別>

「設けた」をみると、「250～500人未満」の89.6%をピークにしており、「100人未満」では68.4%と7割弱であり、「1,000人以上」では76.0%と4分の3強である。

図C-12. 素案に関する意思決定等を主な任務とする全庁的な庁内組織の設定状況<全体>

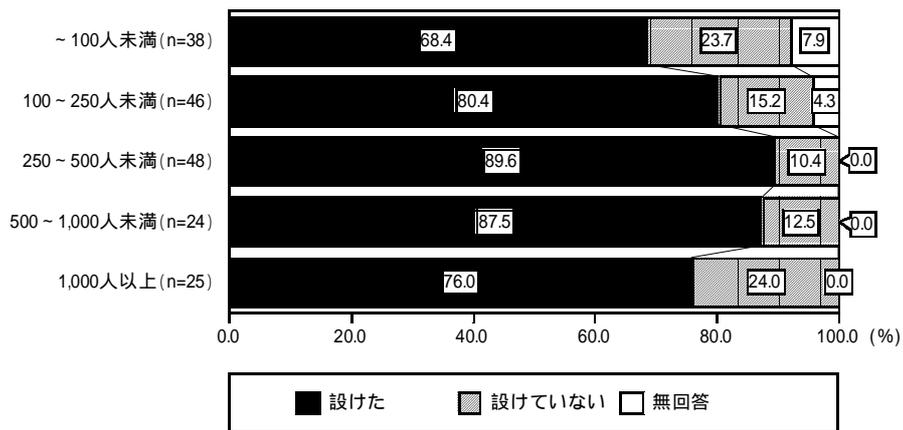


図C-13. 素案に関する意思決定等を主な任務とする全庁的な庁内組織の設定状況<市区・町・村別>



問18 -1 「組織の名称」及び「メンバー構成」は。（自由に）

図 C -14 . 素案に関する意思決定等を主な任務とする全庁的な庁内組織の設定状況 < 一般行政職員数別 >



問18 貴自治体では、総合計画の策定体制として、次のような組織は設けましたか。  
 素案づくりを主な任務とする、全庁的（部局横断的）な庁内組織（どちらかに）

<全体>

「設けた」が78.5%を占める。「設けていない」は17.7%と2割弱である。

<市区・町・村別>

「設けた」をみると、「村」では64.3%、「町」では77.2%、「市、特別区」では79.5%、「特別市、中核市、政令市」では93.3%と、規模が大きくなるほど多くなる。

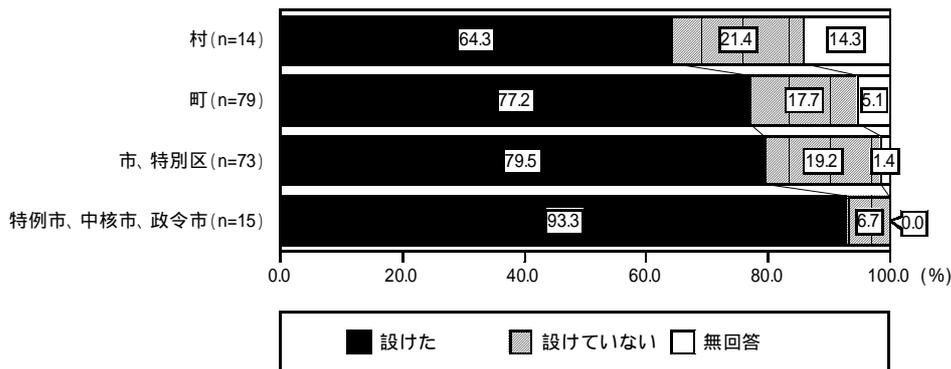
<素案に関する意思決定等を主な任務とする全庁的な庁内組織の設定状況（問18）別>

「設けた」をみると、素案に関する意思決定等を主な任務とする全庁的な庁内組織を「設けた」という自治体では87.7%と9割弱を占めるが、「設けていない」という自治体では43.3%と4割台である。

図C-15. 素案づくりを主な任務とする全庁的な庁内組織の設定状況<全体>

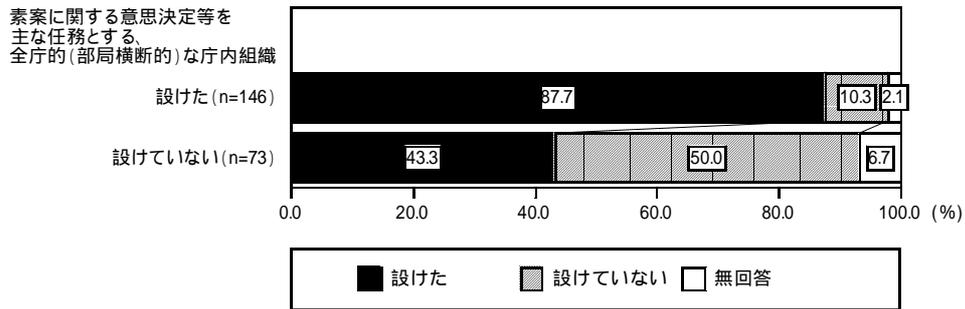


図C-16. 素案づくりを主な任務とする全庁的な庁内組織の設定状況<市区・町・村別>



問18 -1 「組織の名称」、「メンバー構成」及び「メンバーの募集方法」は。(自由に)

図C-17. 素案づくりを主な任務とする全庁的な庁内組織の設定状況  
 < 素案に関する意思決定等を主な任務とする全庁的な庁内組織の設定状況(問18) 別 >



問18 貴自治体では、総合計画の策定体制として、次の ~ のような組織は設けましたか。素案づくりを主な任務とする、職員と住民等による委員会など（但し、首長の諮問に対する答申をとりまとめる「計画策定審議会」は除く）(どちらかに)

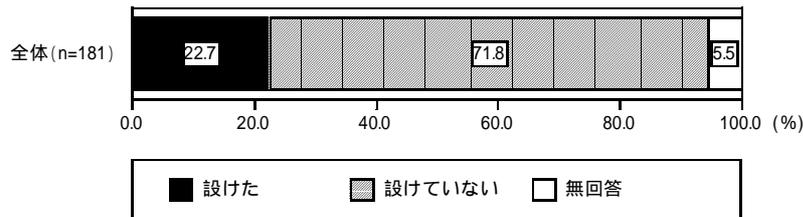
<全体>

「設けていない」が71.8%と7割強を占め、「設けた」は22.7%と2割強である。

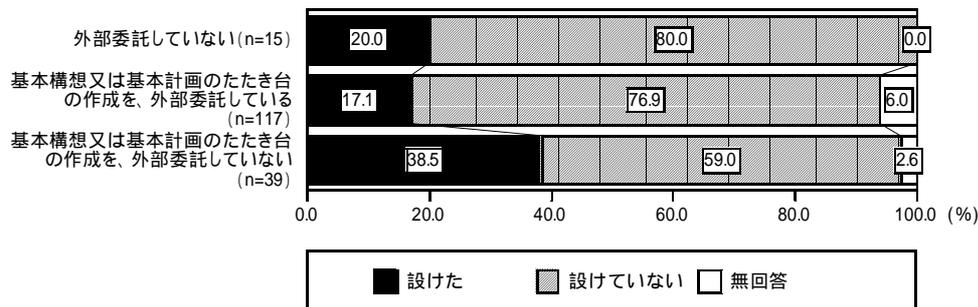
<外部委託の状況（問20、問20-1）別>

後述する問20及び問20-1により、「外部委託していない」、「外部委託をした（基本構想又は基本計画のたたき台の作成を委託している）」及び「外部委託をしている（基本構想又は基本計画のたたき台の作成を委託していない）」別に比較すると、「外部委託していない」では「設けた」は20.0%を占める。一方、「外部委託をした」の中では、「基本構想又は基本計画のたたき台の作成を委託している」という自治体では「設けた」は17.1%であるが、「基本構想又は基本計画のたたき台の作成を委託していない」という自治体では38.5%と4割弱を占める。

図C-18．素案づくりを主な任務とする、職員と住民等による委員会などの設定状況<全体>



図C-19．素案づくりを主な任務とする、職員と住民等による委員会などの設定状況<外部委託の状況（問20、問20-1）別>



問18 -1 「組織の名称」、「メンバー構成」及び「メンバーの募集方法」は。(自由に)

問19 基本理念や将来像など将来のまちづくりの考え方や方向性等を検討する際に、個々の職員の意見等（それぞれが所属している部署の施策・事業等に関する意見等ではなく）を把握する取り組みを行いましたか。（いくつでも）

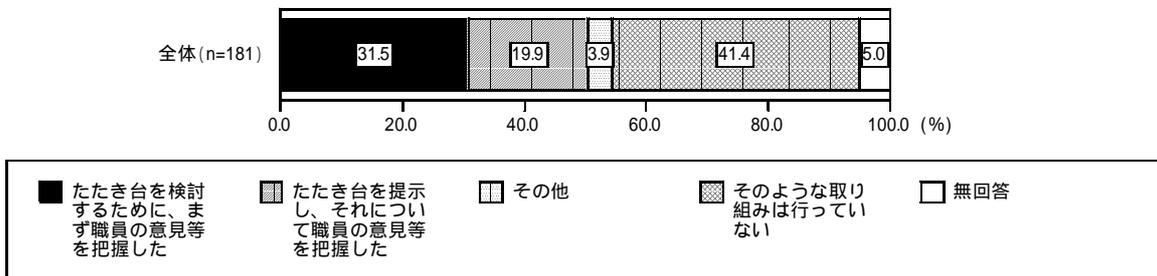
<全体>

「そのような取り組みは行っていない」が41.4%で最も多い。次いで「たたき台を検討するために、まず職員の意見等を把握した」が31.5%と3割強を占め、「たたき台を提示し、それについて職員の意見等を把握した」の19.9%を上回る。

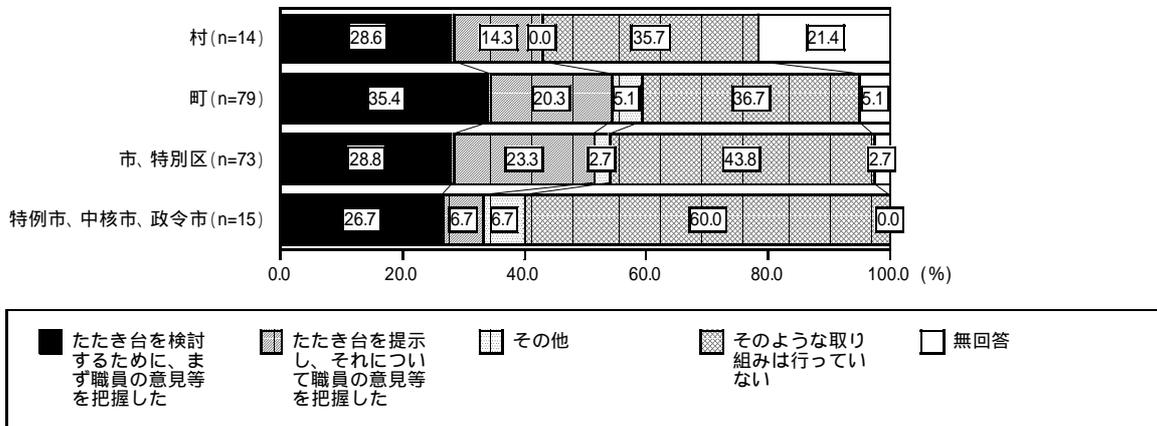
<市区・町・村別>

「そのような取り組みは行っていない」は規模が大きくなるほど多くなり、「村」では35.7%であるが、「特例市、中核市、政令市」では60.0%を占める。また、「たたき台を検討するために、まず職員の意見等を把握した」と「たたき台を提示し、それについて職員の意見等を把握した」を比較すると、いずれも「たたき台を検討するために、まず職員の意見等を把握した」が上回るが、特に「特例市、中核市、政令市」では「たたき台を検討するために、まず職員の意見等を把握した」の26.7%に対し、「たたき台を提示し、それについて職員の意見等を把握した」は6.7%と1割未満である。

図C-20 . 個々の職員の意見等を把握する取り組み<全体>



図C-21 . 個々の職員の意見等を把握する取り組み<市区・町・村別>



『問19』で「たたき台を検討するために、まず職員の見解等を把握した」を選んだ人  
問19-1 具体的な取り組みの内容は。(自由に)

『問19』で「たたき台を提示し、それについて職員の見解等を把握した」を選んだ人  
問19-2 職員の見解等は総合計画にどのように反映しましたか。また、職員にはどのようにフィードバックしましたか。(自由に)

問20 総合計画の策定に際して、シンクタンクやコンサルタント等への外部委託（部分的な委託も含めて）を行いましたか。（どちらかに）

<全体>

「はい」が89.0%を占める。「いいえ」は8.3%と1割未満である。

<市区・町・村別>

「はい」についてみると、「村」では71.4%と7割強であるが、「町」では86.1%、「市、特別区」及び「特例市、中核市、政令市」ではそれぞれ94.5%、93.3%と9割台を占める。

<一般行政職員数別>

「はい」についてみると、「250人未満」では83.3%であるが、「250～500人未満」では91.7%と9割強を占め、「500～1000人未満」及び「1000人以上」ではそれぞれ95.8%、96.0%を占める。

図 C -22 . 外部委託の状況 <全体>

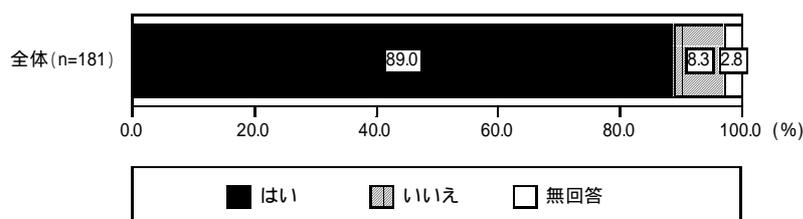


図 C -23 . 外部委託の状況 <市区・町・村別>

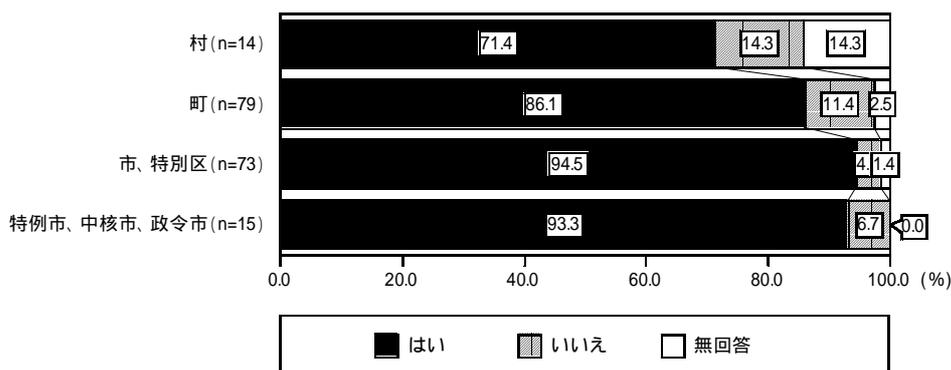
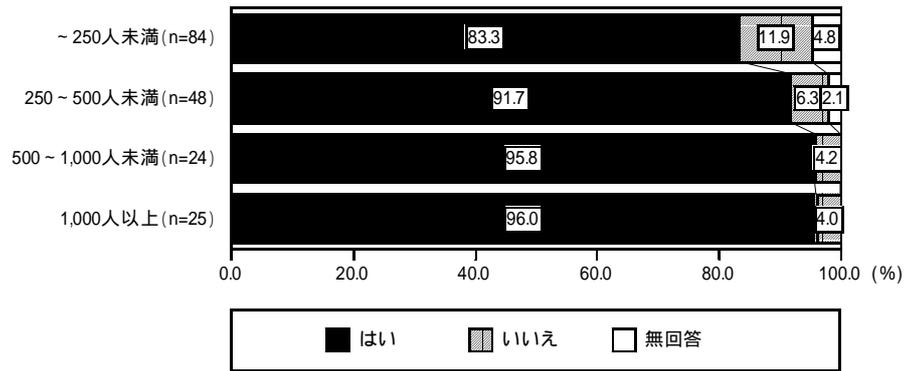


図 C -24 . 外部委託の状況 < 一般行政職員数別 >



『問20』で「はい」を選んだ人  
問20-1 計画策定過程の中で、外部委託を行った部分はどこですか。(いくつでも)

<全体>

「人口フレーム、土地利用フレーム等のたたき台の作成」が79.5%と8割弱で最も多いが、次いで多い「アンケート調査」も77.6%である。以下、「基本構想のたたき台の作成」(68.3%)、「基本計画のたたき台の作成」(63.4%)、「委員会、審議会等の資料作成、記録」(49.7%)などの順である。

<一般行政職員数別>

「基本構想のたたき台の作成」、「基本計画のたたき台の作成」及び「ヒアリング」は職員数が少ないほど多くなり、「アンケート調査」も「1,000人以上」では66.7%、「500～1,000人未満」では73.9%、「250人未満」や「250～500人未満」ではそれぞれ8割強と、概ね職員数が少ないほど多くなる。

一方、「人口フレーム、土地利用フレーム等のたたき台の作成」は「1,000人以上」では83.3%、「500～1,000人未満」では91.3%、「250人未満」や「250～500人未満」ではそれぞれ7割台と、特に職員数が少ない自治体で少なくなる。また、「委員会、審議会等の資料作成、記録」も「1,000人以上」では54.2%、「500～1,000人未満」では60.9%、「250人未満」では52.3%、「250～500人未満」では42.9%と、「1,000人以上」を除いて職員数が少なくなるほど少なくなる。

図 C - 25 . 外部委託を行った部分 <全体>

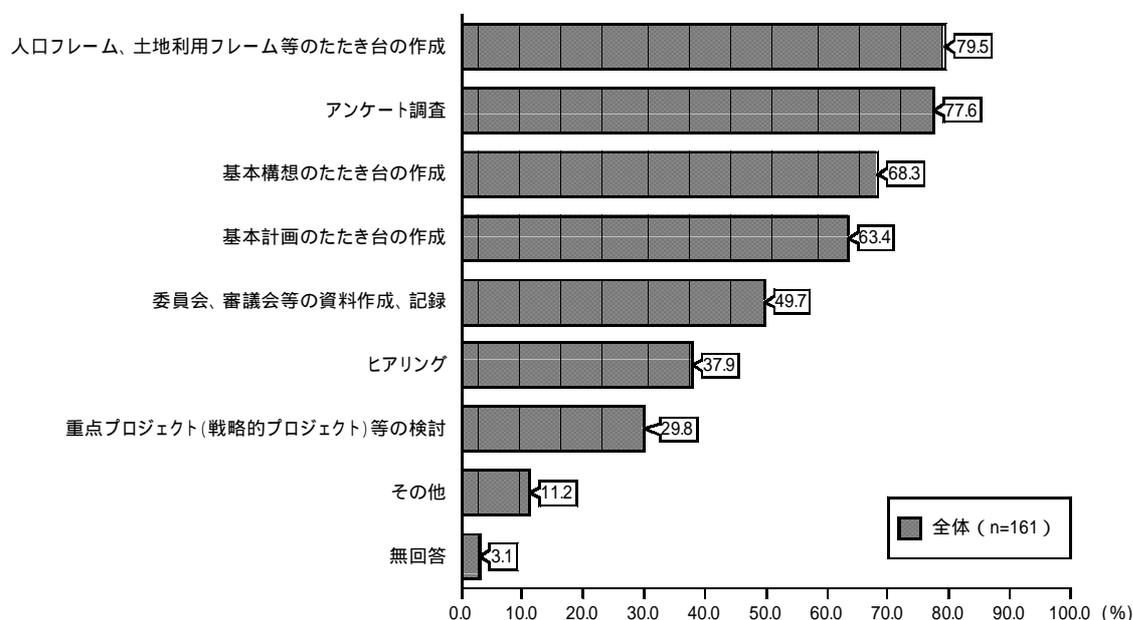


図 C -26 . 外部委託を行った部分 < 一般行政職員数別 >

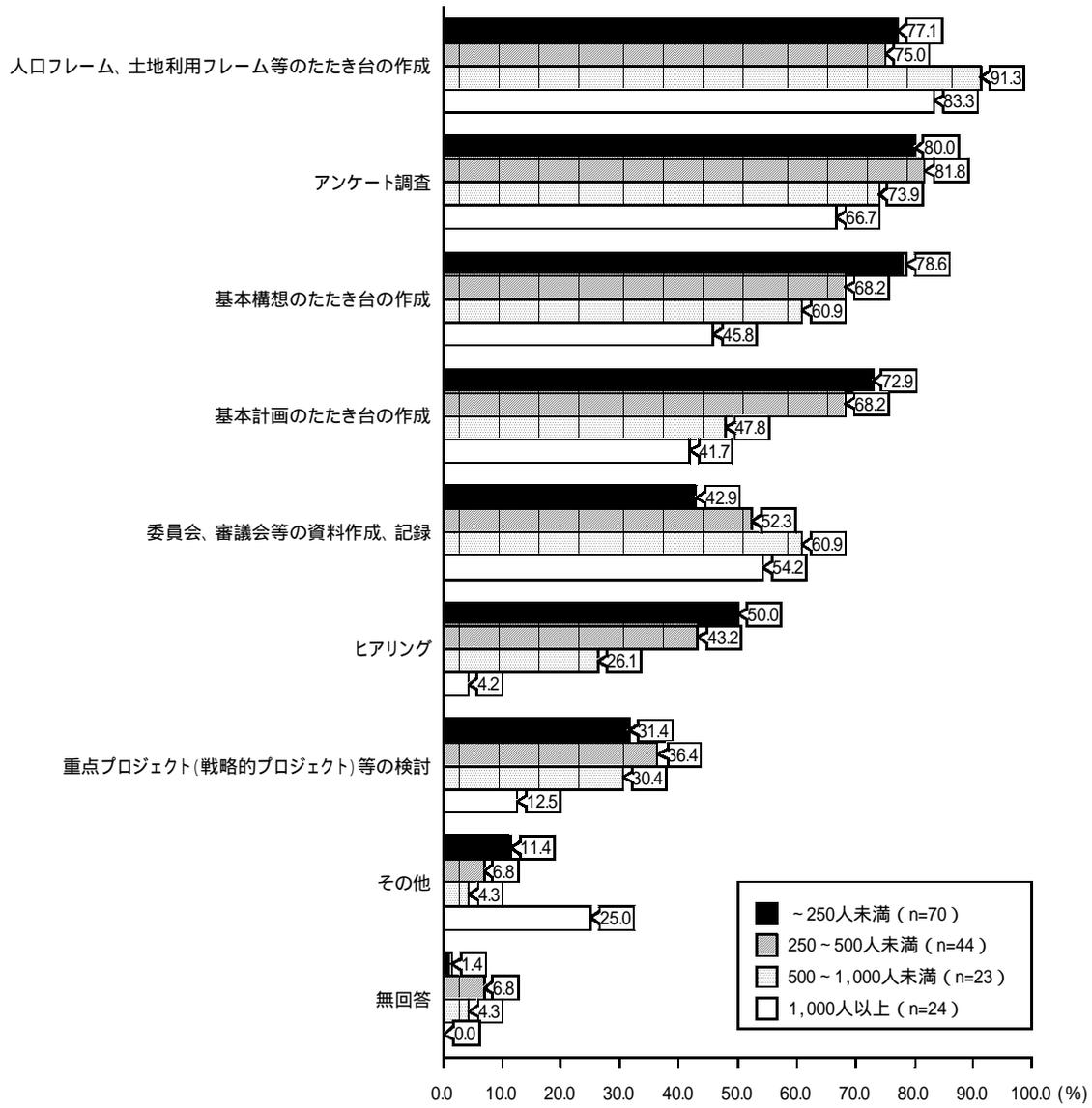
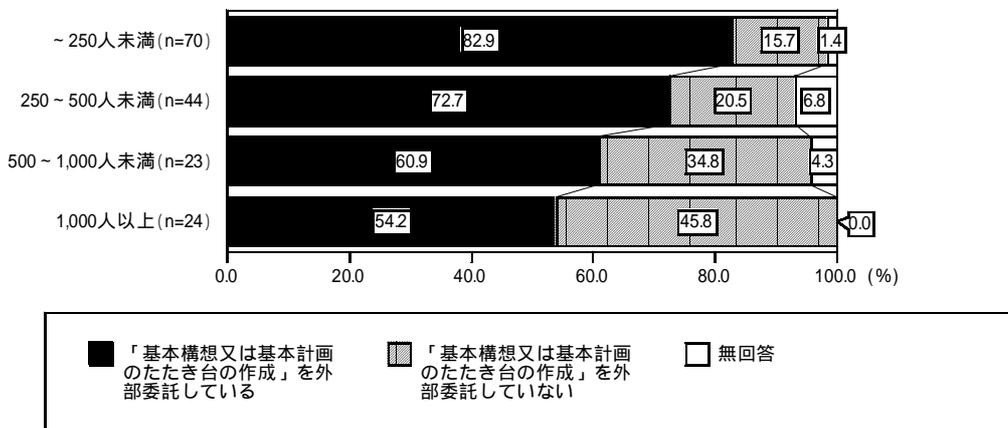


図 C -27 . 外部委託を行った部分 < 一般行政職員数別 >



問21 総合計画を策定する際、「住民の参画」、「全庁的な取り組み」、「学識経験者等有識者の参画」、「自前の計画づくり(外部のコンサルタント等に委託しない)」の4項目について、どの程度重要であるか、判定してください。(必ず ~ のすべてにご回答ください)

<全体>

AHPという手法(pp.57~60を参照)を用いて、総合計画を策定する際の4つの方針、即ち、「住民の参画」、「全庁的な取り組み」、「学識経験者等有識者の参画」及び「自前の計画づくり(外部のコンサルタント等に委託しない)」のウェイト付けを行った結果、整合性が認められた117の自治体について、下記のとおり、タイプ分けを行った。

「超・平均型」は25.6%と4分の1強を占め、「平均型」も27.4%と4分の1強を占める。これら平均的なタイプ以外をみると、「住民参画重視型」は16.2%、「全庁的取組重視型」は9.4%、「自前策定重視型」は10.3%を占める。また、「逆・住民参画型」と「逆・全庁的取組」はそれぞれ2.6%である。

図 C -28 . AHPによる、総合計画の策定方針のウェイト付け<全体>

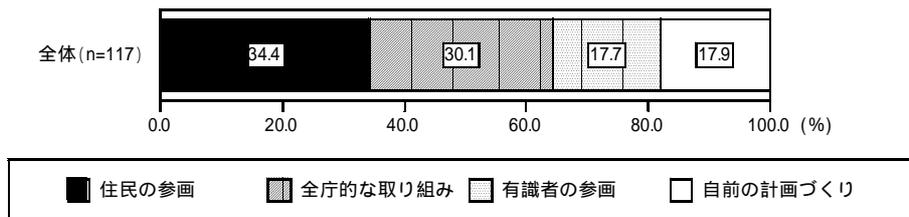


図 C -28 . AHPによる、総合計画の策定方針のウェイト付け<市区・町・村別>

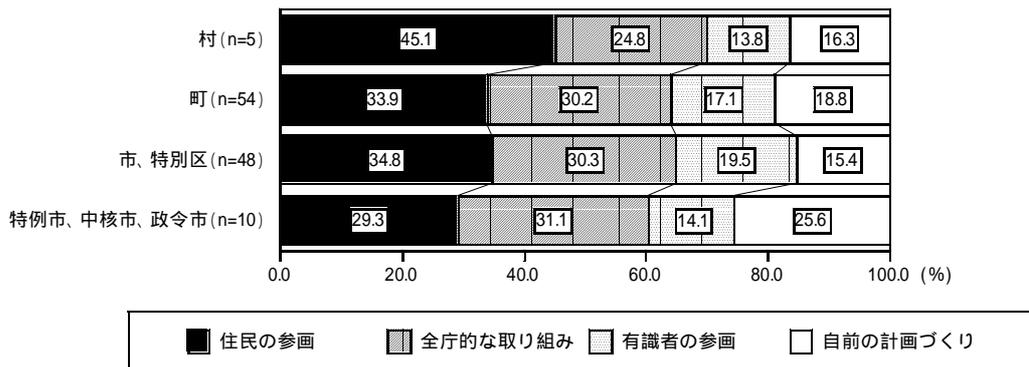


図 C - 28 . A H P による、総合計画の策定方針のウエイト付け < 財政力指数別 >

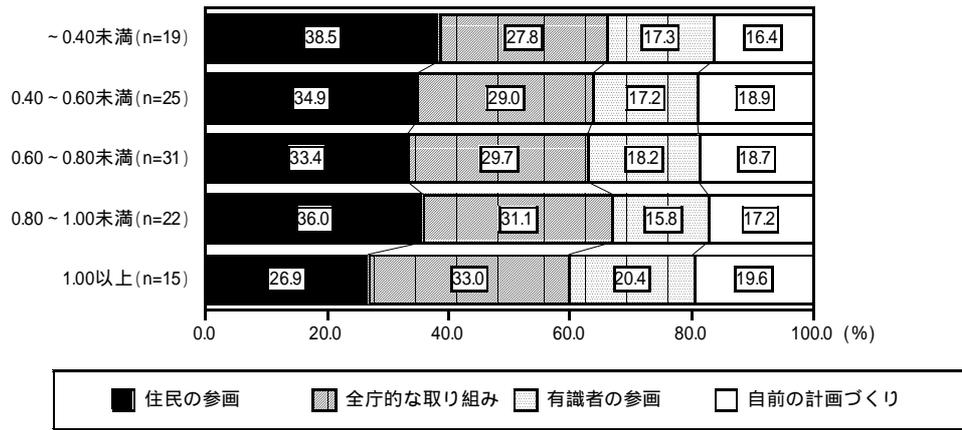
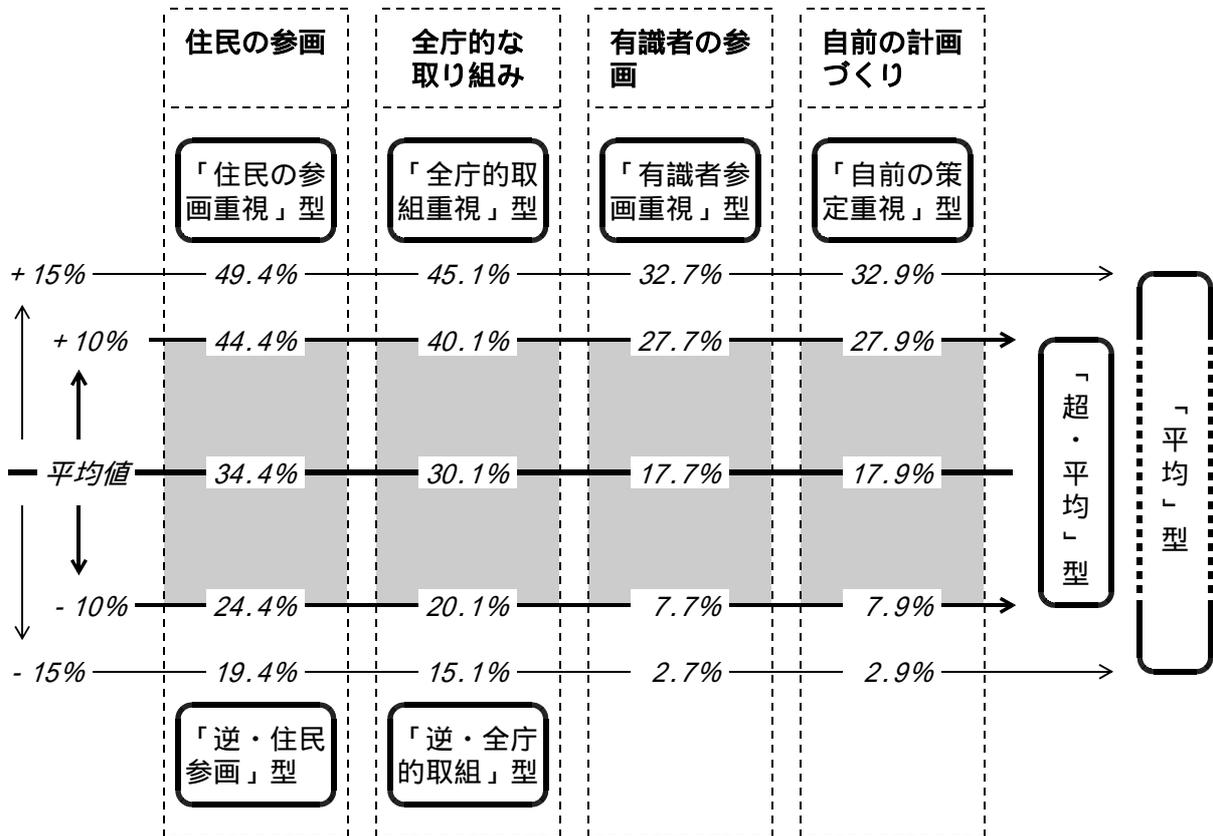


図 C - 28 . A H P による、総合計画の策定方針のウエイト付けからみたタイプ分け < 全体 >



<タイプ分けの考え方>

タイプ	考え方	
「超・平均」型	「住民の参画」、「全庁的な取り組み」、「有識者の参画」、「自前の計画づくり」の4基準すべてのウェイトが「(平均値) ± 10%」の範囲に入っている自治体	30自治体(25.6%)
「平均」型	「住民の参画」、「全庁的な取り組み」、「有識者の参画」及び「自前の計画づくり」の4基準すべてのウェイトが「(平均値) ± 15%」の範囲に入っている自治体	32自治体(27.4%)
「住民の参画重視」型	「住民の参画」のウェイトが「平均値(34.4%) + 15%」を超える自治体	19自治体(16.2%)
「全庁的取組重視」型	「全庁的な取り組み」のウェイトが「平均値(30.1%) + 15%」を超える自治体	11自治体(9.4%)
「自前の策定重視」型	「自前の計画づくり」のウェイトが「平均値(17.9%) + 15%」を超える自治体	12自治体(10.3%)
「有識者参画重視」型	「有識者の参画」のウェイトが「平均値(17.7%) + 15%」を超える自治体	7自治体(6.0%)
「逆・住民参画」型	「住民の参画」のウェイトが「平均値(34.4%) - 15%」を下回る自治体	3自治体(2.6%)
「逆・全庁的取組」型	「住民の参画」のウェイトが「平均値(30.1%) - 15%」を下回る自治体	3自治体(2.6%)

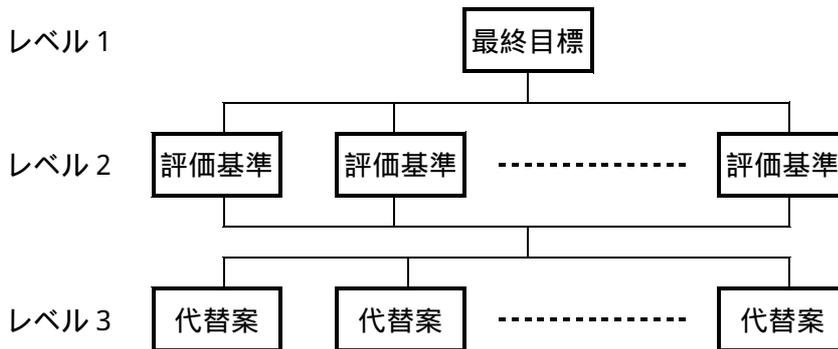
# AHP (階層分析法) について

AHP (階層分析法) とは...

最終目標に向けて、複数の代替案の中から、幾つかの評価基準に基づいて、最適な1つ(あるいは複数の代替案)を選択するための意思決定手法。

主観的な判断と統計的なアプローチをミックスした意思決定手法であり、勘、直観、フィーリングなど計量化が難しい、あいまいな状況下等で活用することができる。

直面している問題を、レベル1(最終目標)、レベル2(評価基準)、レベル3(代替案)の階層に分け、各評価基準、及び各代替案の一対比較(主観的な判断)を基本としている。



今回の調査の場合...

(階層構造)

最終目標：総合計画を策定する際の取り組みとして重視すべきこと
評価基準：4基準(住民の参画、全庁的な取り組み、有識者の参画、自前の計画づくり)
代替案：(今回の調査では、レベル3の評価は行っていない。(レベル2まで))

(主観評価によるウェイト付け)

AHP理論におけるウェイト付け		今回のアンケート調査(問21)		
尺度	定義	選択肢	選択肢の表現	一対比較による重要度
1	X、Yが同じくらい重要	5	同じくらい	XとYの重要度は同じ(=1倍重要)
3	XがYより、ちょっと重要	4 or 6	(Xのほうが)ちょっと重要	XはYより3倍重要。YはXの1/3倍重要。
5	XがYより、重要	3 or 7	(Xのほうが)重要	XはYより5倍重要。YはXの1/5倍重要。
7	XがYより、かなり重要	2 or 8	(Xのほうが)かなり重要	XはYより7倍重要。YはXの1/7倍重要。
9	XがYより、絶対的に重要	1 or 9	(Xのほうが)絶対的に重要	XはYより9倍重要。YはXの1/9倍重要。

(注) なお、2、4、6、8は、評価が基数の中間になるときに用いる。

実際に計算してみると...

アンケート結果をもとに、ある自治体の一対比較表を作成する。(例えば、下表のとおり。)

X \ Y	住民の参画	全庁的な取り組み	有識者の参画	自前の計画づくり
住民の参画	1	5	9	1
全庁的な取り組み	$\frac{1}{5}$	1	7	1
有識者の参画	$\frac{1}{9}$	$\frac{1}{7}$	1	$\frac{1}{9}$
自前の計画づくり	1	1	9	1

求めようとする重要度をそれぞれ、「住民の参画」は $w_1$ 、「全庁的な取り組み」は $w_2$ 、「有識者の参画」は $w_3$ 、「自前の計画づくり」は $w_4$ とすると、上記の一対比較表は下表のとおりになる。

X \ Y	住民の参画	全庁的な取り組み	有識者の参画	自前の計画づくり
住民の参画	$\frac{w_1}{w_1}$	$\frac{w_1}{w_2}$	$\frac{w_1}{w_3}$	$\frac{w_1}{w_4}$
全庁的な取り組み	$\frac{w_2}{w_1}$	$\frac{w_2}{w_2}$	$\frac{w_2}{w_3}$	$\frac{w_2}{w_4}$
有識者の参画	$\frac{w_3}{w_1}$	$\frac{w_3}{w_2}$	$\frac{w_3}{w_3}$	$\frac{w_3}{w_4}$
自前の計画づくり	$\frac{w_4}{w_1}$	$\frac{w_4}{w_2}$	$\frac{w_4}{w_3}$	$\frac{w_4}{w_4}$

表の「住民の参画」の横計の幾何平均を $Q_1$ とする。つまり、下式のとおり。

$$Q_1 = \sqrt[4]{\frac{w_1}{w_1} \times \frac{w_1}{w_2} \times \frac{w_1}{w_3} \times \frac{w_1}{w_4}} = \frac{w_1}{\sqrt[4]{w_1 \times w_2 \times w_3 \times w_4}}$$

$$w_1 = Q_1 \times \sqrt[4]{w_1 \times w_2 \times w_3 \times w_4} \dots\dots\dots (式1)$$

同様に、「全庁的な取り組み」の横計の幾何平均を $Q_2$ とすると、 $w_2$ は、下式のとおり。

$$w_2 = Q_2 \times \sqrt[4]{w_1 \times w_2 \times w_3 \times w_4} \dots\dots\dots (式2)$$

同様に、「有識者の参画」の横計の幾何平均を $Q_3$ とすると、 $w_3$ は、下式のとおり。

$$w_3 = Q_3 \times \sqrt[4]{w_1 \times w_2 \times w_3 \times w_4} \dots\dots\dots (式3)$$

同様に、「自前の計画づくり」の横計の幾何平均を $Q_4$ とすると、 $w_4$ は、下式のとおり。

$$w_4 = Q_4 \times \sqrt[4]{w_1 \times w_2 \times w_3 \times w_4} \dots\dots\dots (式4)$$

$w_1 + w_2 + w_3 + w_4 = 1$ と仮定する(%で言うなら、4基準の重要度の合計を100%にする)と、下式が成り立つ。

$$1 = w_1 + w_2 + w_3 + w_4 = (Q_1 + Q_2 + Q_3 + Q_4) \times \sqrt[4]{w_1 \times w_2 \times w_3 \times w_4}$$

$$\sqrt[4]{w_1 \times w_2 \times w_3 \times w_4} = \frac{1}{Q_1 + Q_2 + Q_3 + Q_4} \dots\dots\dots (式5)$$

式5を、式1、式2、式3、式4に代入すると、 $w_1$ 、 $w_2$ 、 $w_3$ 、 $w_4$ は、下式のとおり。

$$w_1 = \frac{Q_1}{Q_1 + Q_2 + Q_3 + Q_4}$$

$$w_2 = \frac{Q_2}{Q_1 + Q_2 + Q_3 + Q_4}$$

$$w_3 = \frac{Q_3}{Q_1 + Q_2 + Q_3 + Q_4}$$

$$w_4 = \frac{Q_4}{Q_1 + Q_2 + Q_3 + Q_4}$$

表を 表に合わせて、住民の参画、全庁的な取り組み、有識者の参画、自前の計画づくりの横計の幾何平均(つまり、 $Q_1$ 、 $Q_2$ 、 $Q_3$ 、 $Q_4$ )を求める。

$$Q_1 = \sqrt[4]{1 \times 5 \times 9 \times 1} = 2.5900201$$

$$Q_2 = \sqrt[4]{\frac{1}{5} \times 1 \times 7 \times 1} = 1.0877573$$

$$Q_3 = \sqrt[4]{\frac{1}{9} \times \frac{1}{7} \times 1 \times \frac{1}{9}} = 0.2049294$$

$$Q_4 = \sqrt[4]{1 \times 1 \times 9 \times 1} = 1.7320508$$

$Q_1 + Q_2 + Q_3 + Q_4$ を求め、の各式により、 $w_1$ 、 $w_2$ 、 $w_3$ 、 $w_4$ を求める。

$$w_1 = \frac{2.5900201}{2.5900201 + 1.0877573 + 0.2049294 + 1.7320508} = 0.461 (46.1\%)$$

$$w_2 = \frac{1.0877573}{2.5900201 + 1.0877573 + 0.2049294 + 1.7320508} = 0.194 (19.4\%)$$

$$w_3 = \frac{0.2049294}{2.5900201 + 1.0877573 + 0.2049294 + 1.7320508} = 0.036 (3.6\%)$$

$$W_4 = \frac{1.7320508}{2.5900201 + 1.0877573 + 0.2049294 + 1.7320508} = 0.308 (30.8\%)$$

最後に、主観的評価に伴う不整合をチェックしてみると...

主観的な評価である以上、評価全体に一貫性がない場合（不整合が生じている場合）もありうる。AHPには、このような不整合をチェックする指標として、CI (Consistency Index)がある。通常、CIが0.15以下であれば整合性はある（0.10以下のほうが、より望ましい。）と考えられる。

の表を行列に置き換え、それと重要度の列ベクトルとの積を求める。

$$\begin{pmatrix} 1 & 5 & 9 & 1 \\ \frac{1}{5} & 1 & 7 & 1 \\ \frac{1}{9} & \frac{1}{7} & 1 & \frac{1}{9} \\ 1 & 1 & 9 & 1 \end{pmatrix} \times \begin{pmatrix} w_1 \\ w_2 \\ w_3 \\ w_4 \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} m_1 \\ m_2 \\ m_3 \\ m_4 \end{pmatrix}$$

で求めた $m_1$ 、 $m_2$ 、 $m_3$ 、 $m_4$ を、それぞれ重要度 $w_1$ 、 $w_2$ 、 $w_3$ 、 $w_4$ で割り、その平均値(L)を求める。

$$L = \left( \frac{m_1}{w_1} + \frac{m_2}{w_2} + \frac{m_3}{w_3} + \frac{m_4}{w_4} \right) \div n \text{ (評価基準の数、今回は4)}$$

CIは、下記の式で求めることができる。

$$CI = \frac{L - n}{n - 1}$$

上記の自治体の例では、 $CI = 0.0964941 (< 0.10)$ であり、整合性はあると考えられる。

問22 貴自治体において、総合計画を策定するうえでの問題点や課題は何ですか。  
(いくつでも)

<全体>

「住民ニーズの把握と、その施策への反映」が72.4%で最も多く、次いで「計画策定における住民の参加(参画)」が65.2%で続く。以下、「住民の関心の高揚」(53.6%)、「地域らしさの計画への反映」(51.9%)、「職員の関心の高揚」(49.2%)、「職員の政策等の形成に関する専門的ノウハウの蓄積」(42.5%)などの順である。「住民への働きかけ」、「地域らしさ」、「職員の関心やノウハウ」などが上位を占める。

<市区・町・村別>

市区・町・村別にみて差がみられる項目をみると、「職員の計画策定に関する専門的ノウハウの蓄積」や「職員の政策等の形成に関する専門的ノウハウの蓄積」は「村」ではそれぞれ50.0%、57.1%と5割以上であるが、「特例市、中核市、政令市」ではそれぞれ6.7%、20.0%と全体値を15ポイント以上下回る。逆に、職員に関する問題点や課題でも「職員の関心の高揚」は「村」では28.6%と全体値を15ポイント以上下回るが、「特例市、中核市、政令市」では66.7%と全体値を15ポイント以上上回る。

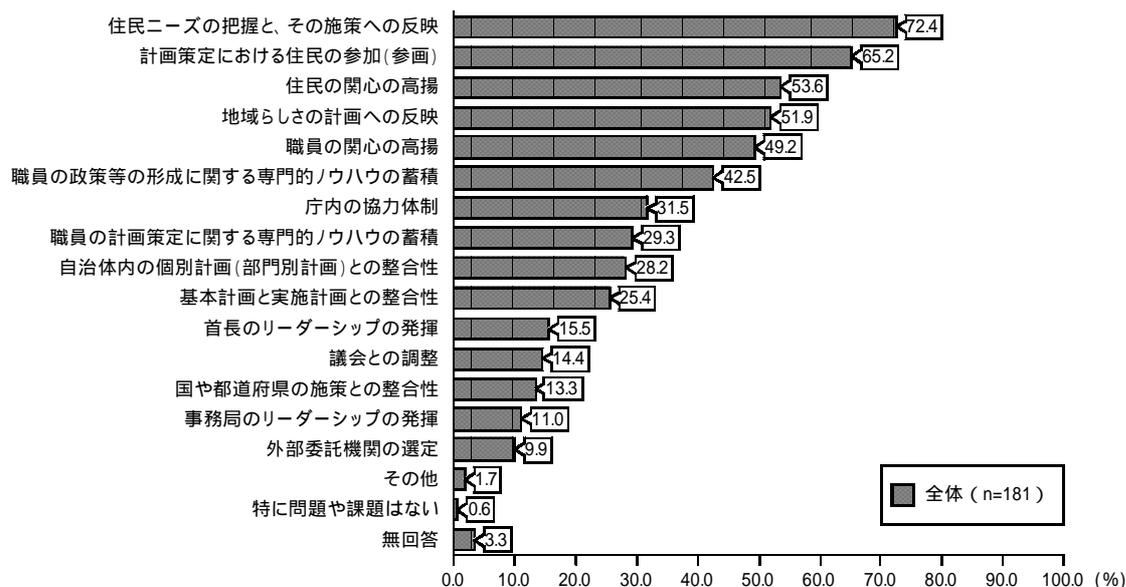
一方、住民との関わりに関する問題点や課題では「住民ニーズの把握と、その施策への反映」や「計画策定における住民の参加(参画)」が「村」でそれぞれ57.1%、35.7%と全体値を15ポイント以上下回る。

さらに、「地域らしさの計画への反映」も「村」では21.4%と全体値を15ポイント下回る。

<総合計画の策定方針のウエイト付けからみたタイプ別>

タイプごとに、全体値に比べて15ポイント以上上回る(又は、下回る)問題点や課題をみると、『住民参画重視型』では「住民ニーズの把握と、その施策への反映」(89.5%)が上回り、逆に「庁内の協力体制」(15.8%)が下回る。『全庁的取組重視型』では「職員の計画策定に関する専門的ノウハウの蓄積」(72.7%)、「職員の政策等の形成に関する専門的ノウハウの蓄積」(81.8%)、「外部委託機関の選定」(36.4%)が上回り、「地域らしさの計画への反映」(18.2%)、「自治体内の個別計画(部門別計画)との整合性」(9.1%)は下回る。『自前策定重視型』では「職員の関心の高揚」(75.0%)は上回るが、「地域らしさの計画への反映」(33.3%)、「職員の政策等の形成に関する専門的ノウハウの蓄積」(25.0%)は下回る。『有識者参画重視型』では「住民ニーズの把握と、その施策への反映」、「地域らしさの計画への反映」、「国や都道府県の施策との整合性」、「事務局のリーダーシップの発揮」、「外部委託機関の選定」が上回り、「庁内の協力体制」が下回る。

図 C -30 . 総合計画を策定するうえでの問題点や課題 <全体>



図C-31. 総合計画を策定する上での問題点や課題<市区・町・村別>

単位: %	住民ニーズの把握とその施策への反映	地域らしさの計画への反映	庁内の協力体制	計画策定における住民の参加(参画)	国や都道府県の施策との整合性	基本計画と実施計画との整合性	自治体内の個別計画・部門別計画との整合性	職員の関心の高揚	職員の計画策定に関する専門的ノウハウの蓄積	職員の政策等の形成に関する専門的ノウハウの蓄積	首長のリーダーシップの発揮	事務局のリーダーシップの発揮	外部委託機関の選定	議会との調整	住民の関心の高揚
全体 (n=181)	72.4	51.9	31.5	65.2	13.3	25.4	28.2	49.2	29.3	42.5	15.5	11.0	9.9	14.4	53.6
村 (n=14)	<b>57.1</b>	<b>21.4</b>	35.7	<b>35.7</b>	14.3	21.4	14.3	<b>28.6</b>	<b>50.0</b>	57.1	7.1	7.1	7.1	7.1	57.1
町 (n=79)	69.6	48.1	30.4	59.5	11.4	27.8	22.8	53.2	38.0	43.0	17.7	11.4	15.2	11.4	51.9
市、特別区 (n=73)	79.5	60.3	32.9	76.7	16.4	26.0	37.0	45.2	20.5	43.8	15.1	11.0	5.5	19.2	54.8
特別市、中核市、政令市 (n=15)	66.7	60.0	26.7	66.7	6.7	13.3	26.7	<b>66.7</b>	<b>6.7</b>	<b>20.0</b>	13.3	13.3	6.7	13.3	53.3

(注) 表中の網掛け部分は、全体値を15.0ポイント以上上回る。  
 表中の太文字部分は、全体値を15.0ポイント以上下回る。

図C-32. 総合計画を策定する上での問題点や課題  
 < 総合計画の策定方針のウエイト付けからみたタイプ別 >

単位：%	住民ニ ーズの 把握と その施 策への 反映	地域ら しさの 計画へ の反映	庁内の 協力体 制	計画策 定にお ける住 民の参 加(参 画)	国や都 道府県 の施策 との整 合性	基本計 画と実 施計画 との整 合性	自治体 内の個 別計画 ・部門 別計画 との整 合性	職員の 関心の 高揚	職員の 計画策 定に関 する専 門的力 の蓄積	職員の 政策等 の形成 に関する 専門的 力の蓄 積	首長の リーダー シップの 発揮	事務局 のリー ダーシ ップの 発揮	外部委 託機関 の選定	議会と の調整	住民の 関心の 高揚
全 体 (n=181)	72.4	51.9	31.5	65.2	13.3	25.4	28.2	49.2	29.3	42.5	15.5	11.0	9.9	14.4	53.6
超・平均型 (n=30)	76.7	63.3	36.7	60.0	16.7	36.7	40.0	46.7	30.0	43.3	20.0	10.0	10.0	16.7	46.7
平均型 (n=32)	75.0	68.8	46.9	65.6	12.5	21.9	31.3	37.5	18.8	40.6	12.5	12.5	3.1	12.5	62.5
住民参画重視 型 (n=19)	89.5	47.4	15.8	63.2	5.3	21.1	21.1	42.1	26.3	42.1	10.5	0.0	5.3	15.8	52.6
全庁的取組重 視型 (n=11)	72.7	18.2	27.3	72.7	9.1	36.4	9.1	63.6	72.7	81.8	18.2	18.2	36.4	9.1	45.5
自前策定重視 型 (n=12)	66.7	33.3	25.0	58.3	0.0	25.0	16.7	75.0	25.0	25.0	16.7	0.0	8.3	8.3	58.3
有識者参画重 視型 (n=7)	100.0	85.7	14.3	71.4	28.6	28.6	28.6	42.9	42.9	57.1	28.6	28.6	28.6	14.3	42.9

(注) 表中の網掛け部分は、全体値を15.0ポイント以上上回る。  
 表中の太文字部分は、全体値を15.0ポイント以上下回る。

## D. 貴自治体における総合計画と、行政評価や予算編成との連携について

---

問23 貴自治体では、行政評価（試行実施も含めて）を行っていますか。  
政策評価（1つだけ） 施策評価（1つだけ） 事務事業評価（1つだけ）

### <全体>

#### 政策評価

「今のところ予定はない」が53.6%と過半数を占め、「今年度から行う（予定）」（6.1%）、「来年度以降に行う予定」（33.7%）を合わせた『行っていない』は93.4%を占める。一方、「昨年度以前から行っている」は3.9%である。

#### 施策評価

「今のところ予定はない」が46.4%を占めて最も多く、「今年度から行う（予定）」（8.8%）、「来年度以降に行う予定」（35.9%）を合わせた『行っていない』は91.1%を占める。一方、「昨年度以前から行っている」は5.5%であり、上記の政策評価と比べてもほとんど差は見られない。

#### 事務事業評価

「今のところ予定はない」が32.0%と3分の1弱であり、「今年度から行う（予定）」（17.7%）、「来年度以降に行う予定」（23.2%）を合わせた『行っていない』は72.9%を占める。一方、「昨年度以前から行っている」は24.3%と4分の1弱を占める。

### <市区・町・村別>

#### 政策評価

「昨年度以前から行っている」をみると、「村」では回答した自治体はなく、「町」（3.8%）、「市、特別区」（4.1%）、「特例市、中核市、政令市」（6.7%）とほとんど差は見られない。一方、「今のところ予定はない」についてみると、「村」（71.4%）、「町」（62.0%）、「市、特別区」（42.5%）、「特例市、中核市、政令市」（46.7%）と、ほぼ規模が大きくなるほど少なくなる。

#### 施策評価

「昨年度以前から行っている」をみると、「村」では回答した自治体はなく、「町」（3.8%）、「市、特別区」（8.2%）、「特例市、中核市、政令市」（6.7%）とほとんど差は見られない。一方、「今のところ予定はない」についてみると、「村」（64.3%）、「町」（60.8%）、「市、特別区」（32.9%）、「特例市、中核市、政令市」（20.0%）と、規模が大きくなるほど少なくなる。

#### 事務事業評価

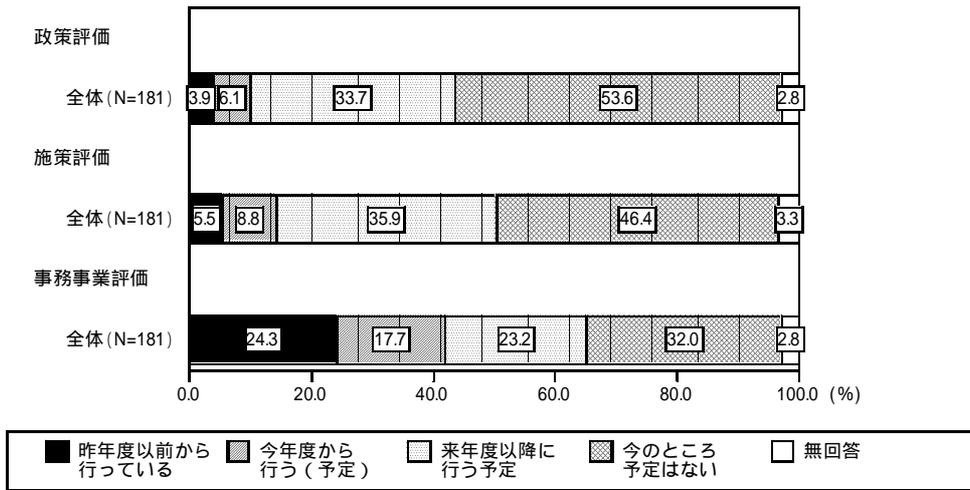
「昨年度以前から行っている」をみると、「村」（14.3%）及び「町」（11.4%）と、町村ではどちらも1割台であるが、「市、特別区」では34.2%と3分の1強を占め、「特例市、中核市、政令市」では53.3%と過半数を占める。一方、「今のところ予定はない」についてみると、「村」（57.1%）、「町」（51.9%）、「市、特別区」（11.0%）、「特例市、中核市、政令市」（6.7%）と、「町・村」と「市（特例市、中核市、政令市を含む）・特別区」で大きな差が見られる。

### <財政力指数別>

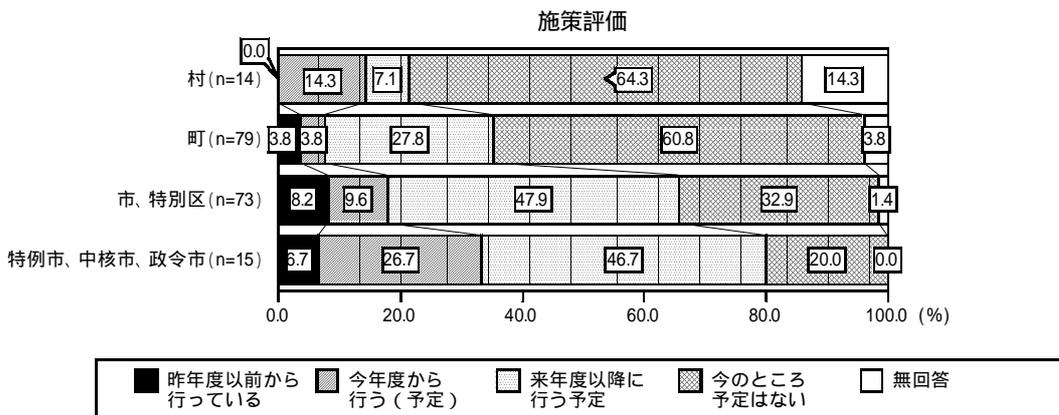
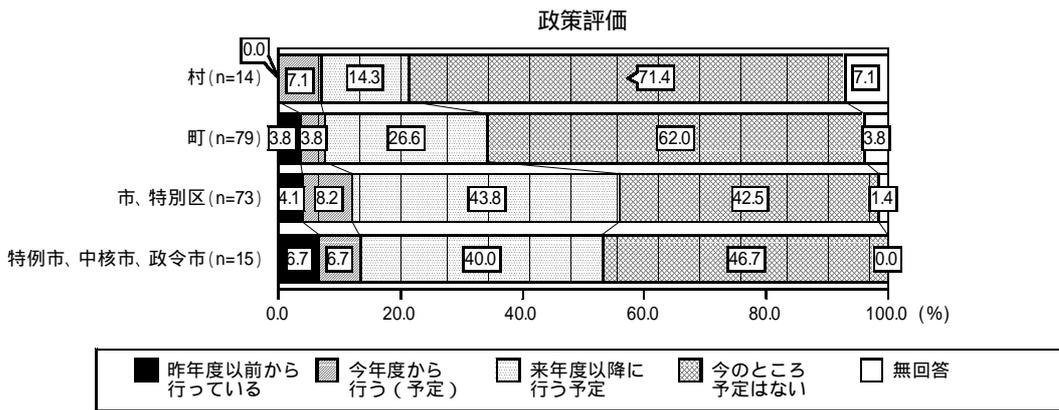
3つの評価について「今のところ予定はない」をみると、0.00～1.00未満ではいずれも指数が高くなるほど少なくなる（「行っている」又は「行う予定がある」が多くなる）。一方、1.00以上の普通交付税の不交付団体ではいずれも「今のところ予定はない」がやや多くなり、特に政策評価では0.80～1.00未満の28.6%に対して、1.00以上では42.9%と約14ポイント増加する。

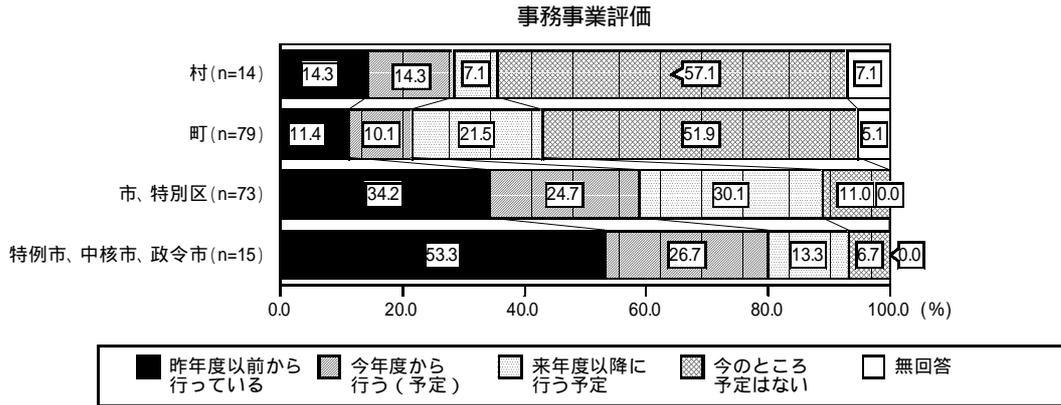
---

図D-1. 行政評価の実施状況 < 全体 >

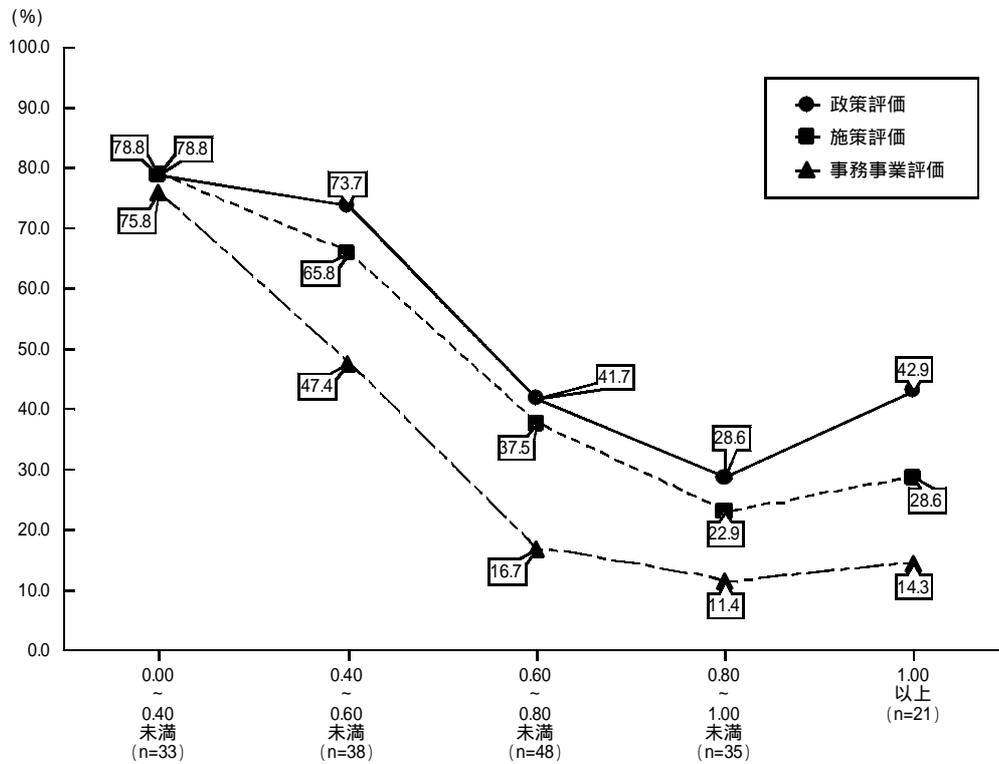


図D-2. 行政評価の実施状況 < 市区・町・村別 >





図D-3. 行政評価の実施状況(「今のところ予定はない」について) <財政力指数別>



『問23』で「昨年度以前から行っている」を選んだ人  
問23 -1 貴自治体において、事務事業評価を行っている理由、きっかけは何ですか。  
(いくつでも)

<全体>

「行政活動の効率性の向上や住民サービスの充実を図るため」が86.4%で最も多く、以下、「職員の意識改革を図るため」(72.7%)、「行政活動の目標や成果を住民にわかりやすく示すため」(63.6%)、「予算編成に活用するため」(45.5%)、「実施計画のローリングに活用するため」(34.1%)、「実施計画の進行管理に活用するため」(31.8%)などの順である。実施計画、予算編成への活用という理由よりも、住民へのサービス向上、職員の意識改革といった理由が上回る。

<近畿圏・首都圏別>

近畿圏も首都圏も「行政活動の効率性の向上や住民サービスの充実を図るため」がそれぞれ91.7%、80.0%で最も多い。近畿圏と首都圏で差の見られる項目をみると、「予算編成に活用するため」は近畿圏が54.2%と、首都圏の35.0%を約19ポイント上回る。「行政活動の効率性の向上や住民サービスの充実を図るため」及び「職員の意識改革を図るため」も近畿圏が首都圏を12~14ポイント程度上回る。一方、「行政活動の目標や成果を住民にわかりやすく示すため」は首都圏が近畿圏を約12ポイント上回る。

【実施計画及び予算編成への活用の有無別の分析】

<全体>

「実施計画の進行管理に活用するため」又は「実施計画のローリングに活用するため」を『実施計画に活用するため』とし、『実施計画に活用するため』の回答の有無と、「予算編成に活用するため」の回答の有無の組み合わせにより、「実施計画に活用する」、「実施計画及び予算編成の両方に活用する」、「予算編成に活用する」、「実施計画や予算編成に活用しない」の4タイプに分類すると、「実施計画や予算編成に活用しない」が34.1%と3分の1強を占めて最も多く、以下、「実施計画及び予算編成の両方に活用する」(25.0%)、「実施計画に活用する」及び「予算編成に活用する」(それぞれ20.5%)の順である。

<近畿圏・首都圏別>

近畿圏と首都圏で差の見られる項目をみると、「予算編成に活用する」は近畿圏では29.2%と、首都圏の10.0%を約19ポイント上回り、「実施計画や予算編成に活用しない」は首都圏では40.0%と、近畿圏の29.2%を約11ポイント上回る。

図 D-4 . 事務事業評価を行っている理由 < 全体 >

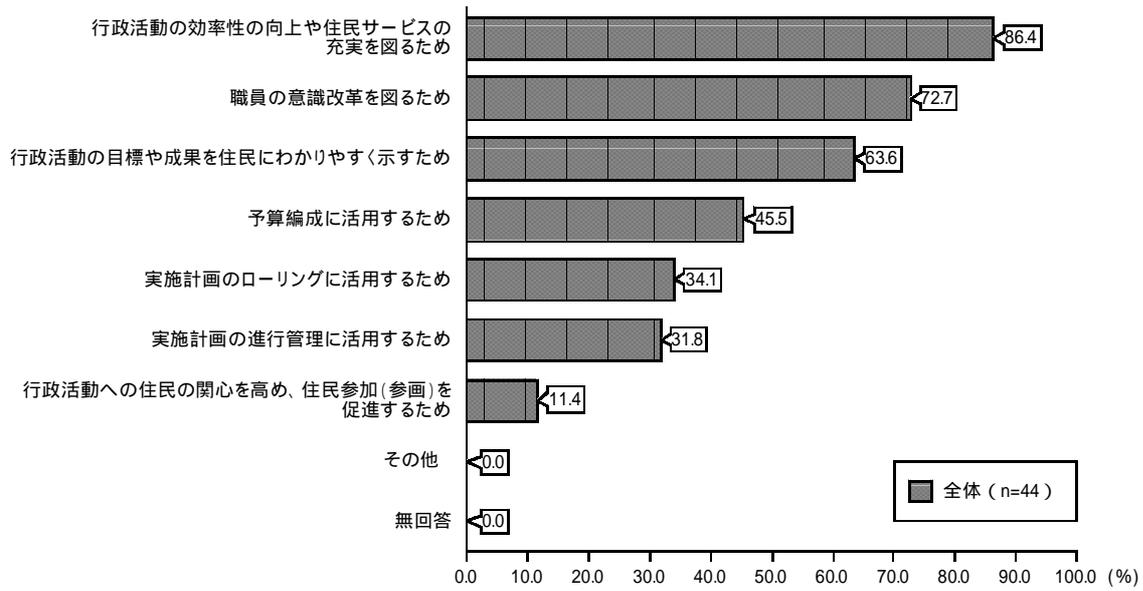


図 D-5 . 事務事業評価を行っている理由 < 近畿圏・首都圏別 >

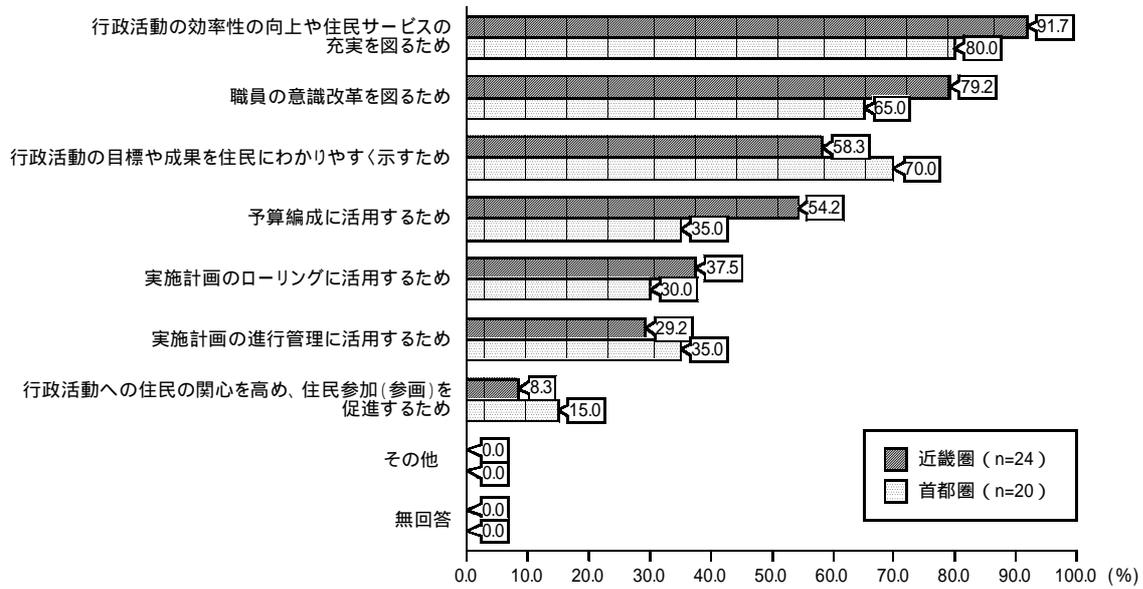
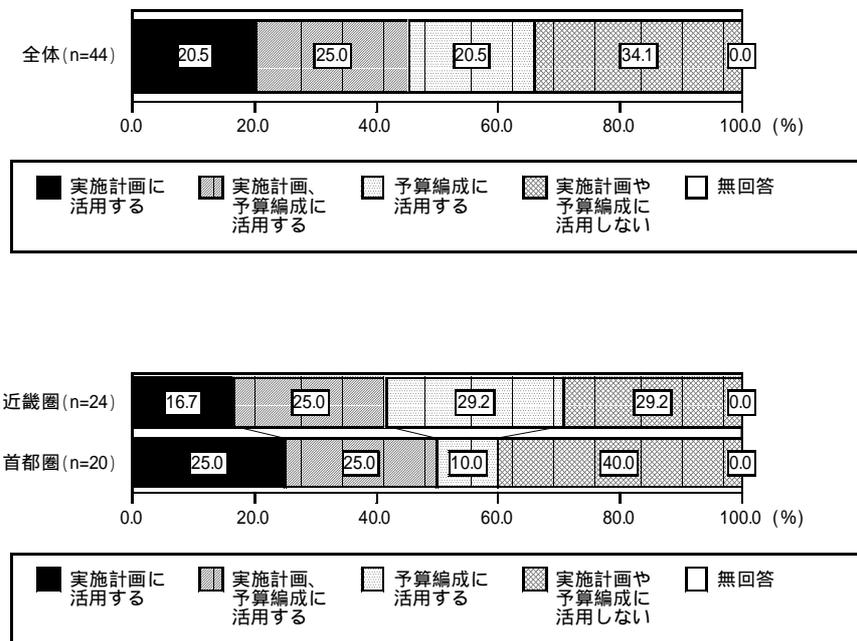


図 D-6 . 事務事業評価を行っている理由（実施計画又は予算編成への活用の有無に集約）  
 < 全体、近畿圏 / 首都圏別 >



『問23』で「昨年度以前から行っている」を選んだ人  
 問23 -2 事務事業評価で対象としている事業と、実施計画で対象としている事業（実施計画事業）との関係はどのようになっていますか。（1つだけ）

<全体>

「事務事業評価では、実施計画事業のほぼ全てを対象としている」が54.5%と過半数を占め、以下、「事務事業評価では、実施計画事業の中からいくつかの事業を抽出し、それを対象としている」（20.5%）、「事務事業評価では、実施計画事業以外に、いくつかの事業を追加し、それを対象としている」（11.4%）、「事務事業評価と実施計画事業との関連性は特に配慮していない」（6.8%）などの順である。

「事務事業評価では、実施計画事業のほぼ全てを対象としている」と「事務事業評価では、実施計画事業の中からいくつかの事業を抽出し、それを対象としている」を合わせた『事務事業評価では、実施計画事業の全て（又は、一部）を対象としている』は75.0%と4分の3を占める。

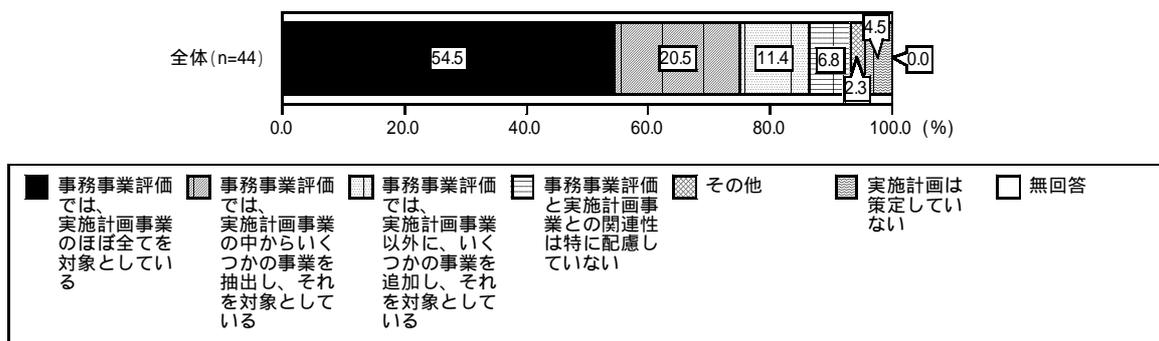
また、「実施計画は策定していない」は2自治体である。

<事務事業評価を行っている理由（実施計画又は予算編成への活用の有無）（問23 -1）別>

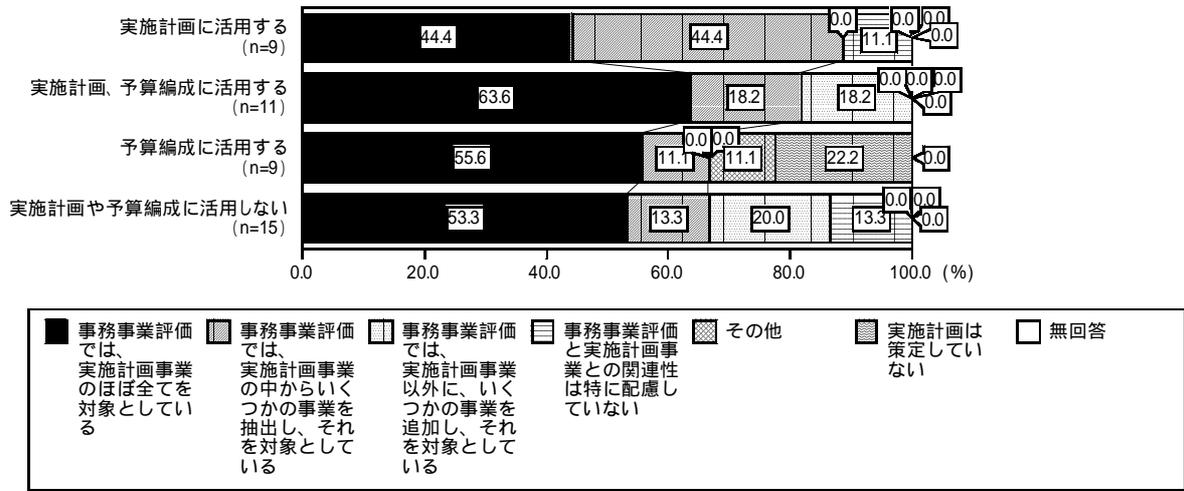
「事務事業評価では、実施計画事業のほぼ全てを対象としている」についてみると、最も多いのが「実施計画、予算編成に活用する」という自治体の63.6%で、逆に最も少ないのが「実施計画に活用する」という自治体の44.4%である。

「事務事業評価では、実施計画事業のほぼ全てを対象としている」と「事務事業評価では、実施計画事業の中からいくつかの事業を抽出し、それを対象としている」を合わせた『事務事業評価では、実施計画事業の全て（又は、一部）を対象としている』についてみると、「実施計画に活用する」という自治体では88.8%と9割弱を占め、「実施計画、予算編成に活用する」という自治体でも81.8%と8割強を占めるが、「予算編成に活用する」という自治体及び「実施計画や予算編成に活用しない」という自治体ではどちらも66.6%と3分の2である。

図D-7. 事務事業評価との対象事業と実施計画の対象事業との関係<全体>



図D-8. 事務事業評価との対象事業と実施計画の対象事業との関係 <全体>  
 <事務事業評価を行っている理由(実施計画又は予算編成への活用の有無)(問23 -1) 別>



『問23』で「昨年度以前から行っている」を選んだ人  
 問23 -3 事務事業評価における評価指標や目標値等の設定は、どこで行っていますか。(1  
 つだけ)

<全体>

「事務事業評価の中で設定している」が70.5%と7割強を占める。「実施計画の中で設定している」は9.1%と1割弱であり、「評価指標や目標値は設定していない」は11.4%と1割強である。

<事務事業評価を行っている理由(実施計画又は予算編成への活用の有無)(問23 -1)別>

「実施計画の中で設定している」をみると、「実施計画に活用する」という自治体では33.3%と3分の1を占めるが、「実施計画、予算編成に活用する」という自治体では9.1%、「予算編成に活用する」という自治体及び「実施計画や予算編成に活用しない」という自治体では回答した自治体はない。

「事務事業評価の中で設定している」をみると、最も多いのが「実施計画や予算編成に活用しない」という自治体の80.0%で、以下、「予算編成に活用する」という自治体(77.8%)、「実施計画、予算編成に活用する」という自治体(63.6%)、「実施計画に活用する」という自治体(55.6%)の順である。

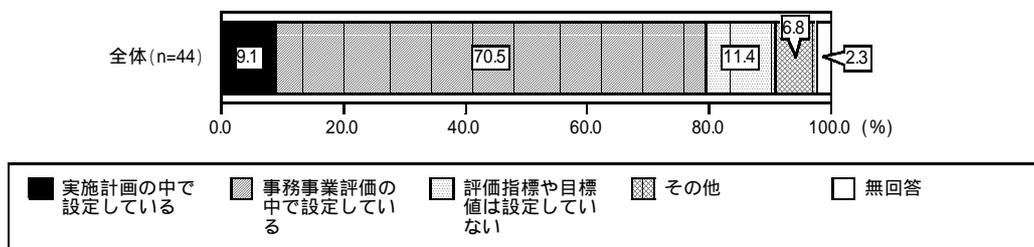
【事務事業評価の取り組み内容からみた、実施計画との関係の強さによるタイプ別の分析】

全体では、タイプ2(関係はやや強い)が48.8%と半数弱を占め、タイプ4(関係はほとんど考慮されていない)が25.6%と4分の1強を占める。以下、タイプ3(関係はあまり考慮されていない)が16.3%、タイプ1(関係はかなり強い)が9.3%の順である。

近畿圏・首都圏別に差がみられるタイプをみると、タイプ1(関係はかなり強い)は近畿圏では16.7%であるが、首都圏では該当する自治体はない。また、タイプ4(関係はほとんど考慮されていない)は近畿圏では20.8%であるが、首都圏では31.6%である。

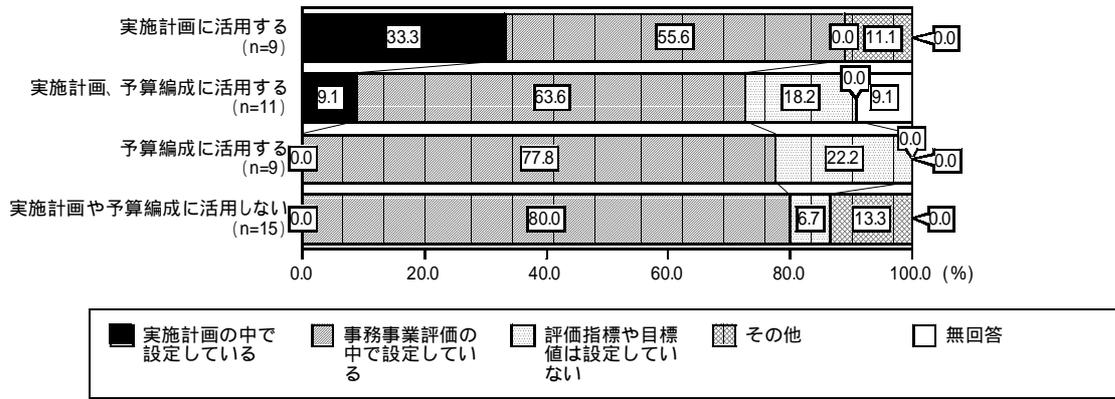
事務事業評価を行っている理由(実施計画、予算編成への活用の有無)別にみると、「実施計画に活用する」という自治体ではタイプ1(関係はかなり強い)は33.3%と3分の1を占め、「実施計画、予算編成の両方に活用する」という自治体では9.1%を占めるが、「予算編成に活用する」という自治体、「実施計画や予算編成に活用しない」という自治体では回答した自治体はない。

図D-9. 事務事業評価における評価目標や目標値の設定場所<全体>



図D-10. 事務事業評価における評価目標や目標値の設定場所

<事務事業評価を行っている理由(実施計画又は予算編成への活用の有無)(問23 -1)別>



表D-11. 事務事業評価の取り組み内容からみた、実施計画との関係の強さによるタイプ分け

		問23 -3			
		実施計画の中で設定している	事務事業評価の中で設定している	評価指標や目標値は設定していない	その他
問23	事務事業評価では、実施計画事業のほぼ全てを対象としている	タイプ1	タイプ2	タイプ3	
	事務事業評価では、実施計画事業の中からいくつかの事業を抽出し、それを対象としている				
-2	事務事業評価では、実施計画事業以外に、いくつかの事業を追加し、それを対象としている	タイプ4			
	事務事業評価と実施計画事業との関連性は特に配慮していない				
	その他				

(タイプ分けの考え方)

問23 -2の「対象事業」に関しては、「Plan-Do-Check-Action」のPDCAサイクルをもとに、“計画があって、評価がある”という考え方立つと、事務事業評価では、実施計画の対象事業の全て(又は、一部)を対象とするのが一般的と考える。

問23 -3の「評価指標や目標値等の設定場所」に関しては、実施計画と事務事業評価の連携という視点でみると、事務事業評価で用いる評価指標や目標値等は実施計画において規定されているほうが一般的と考えられる。また、事務事業評価の有効性という視点でみると、評価指標や目標値等を設定しているほうが一般的と考えられる。

以上により、上表のとおり、事務事業評価を実施している自治体を、下記の4タイプに分類することとする。

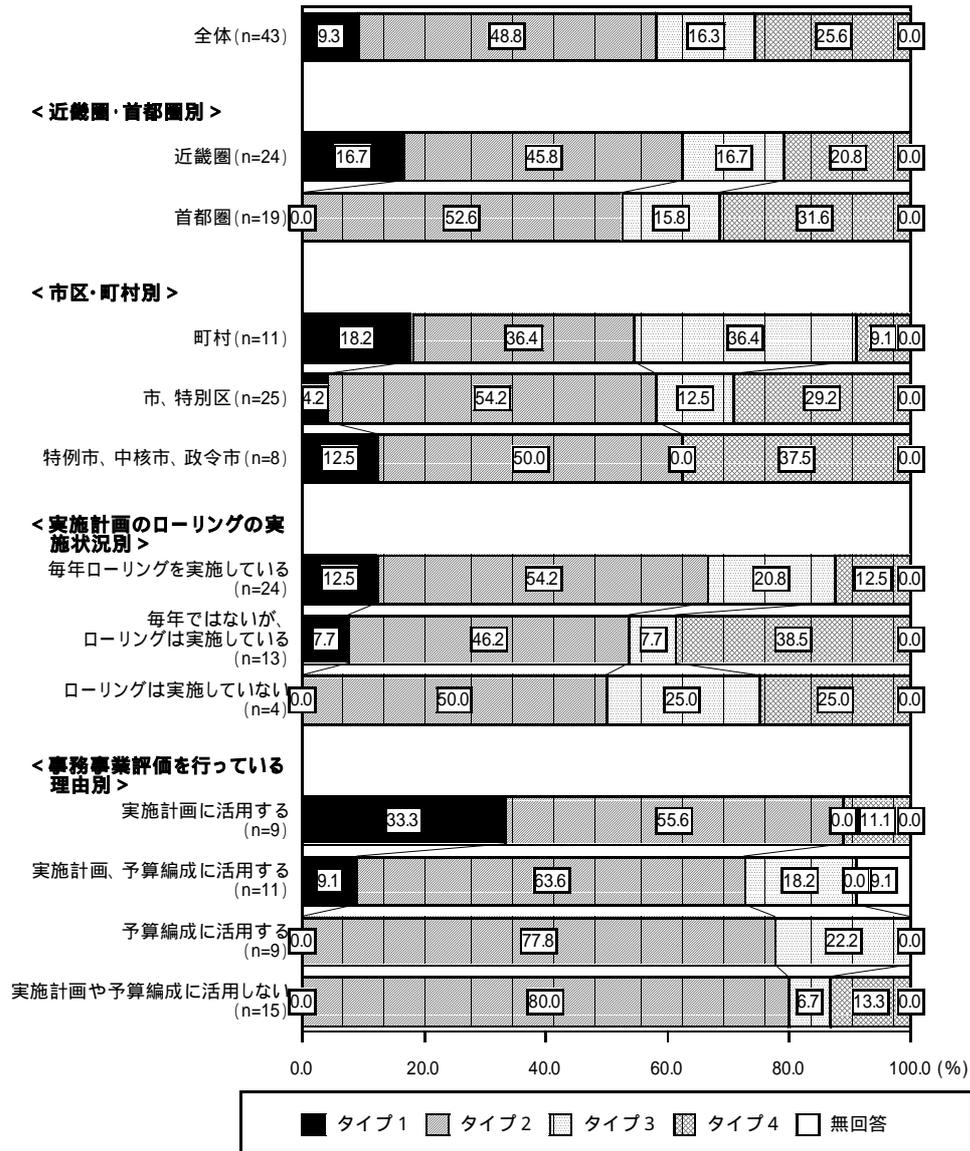
タイプ1: 事務事業評価では実施計画事業の全て(又は、一部)を対象とし、評価指標や目標値等は実施計画の中で設定している自治体 【関係がかなり強いタイプ】

タイプ2: 事務事業評価では実施計画事業の全て(又は、一部)を対象とし、評価指標や目標値等は事務事業評価の中で設定している自治体 【関係がやや強いタイプ】

タイプ3: 事務事業評価では実施計画事業の全て(又は、一部)を対象とし、評価指標や目標値等は設定していないか、上記以外の方法である自治体 【関係があまり強くないタイプ】

タイプ4: 上記3タイプに含まれない自治体 【関係がほとんど考慮されていないタイプ】

図 D - 1 . 事務事業評価における評価目標や目標値の設定場所 < 全体 >



『問23』で「昨年度以前から行っている」を選んだ人  
 問23 -4 事務事業評価の統轄部署はどこですか。(自由に)

『問23』で「昨年度以前から行っている」を選んだ人  
 問23 -5 実施計画の統轄部署との関係は。(1つだけ)

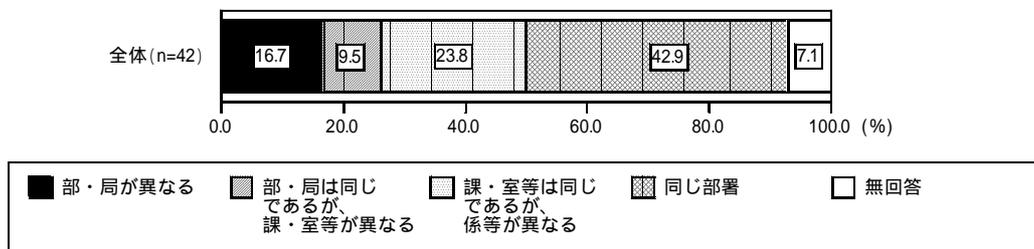
<全体>

「実施計画は策定している」という42の自治体の中では、『同じ部署』(当該選択肢は設けていないが、「その他」及び問23 -4の回答内容等から『同じ部署』と考えられる)が42.9%を占めて最も多い。また、「部・局が異なる」(16.7%)、「部・局は同じであるが、課・室等が異なる」(9.5%)及び「課・室等は同じであるが、係等が異なる」(23.8%)を合わせた『異なる部署』は50.0%と半数を占める。

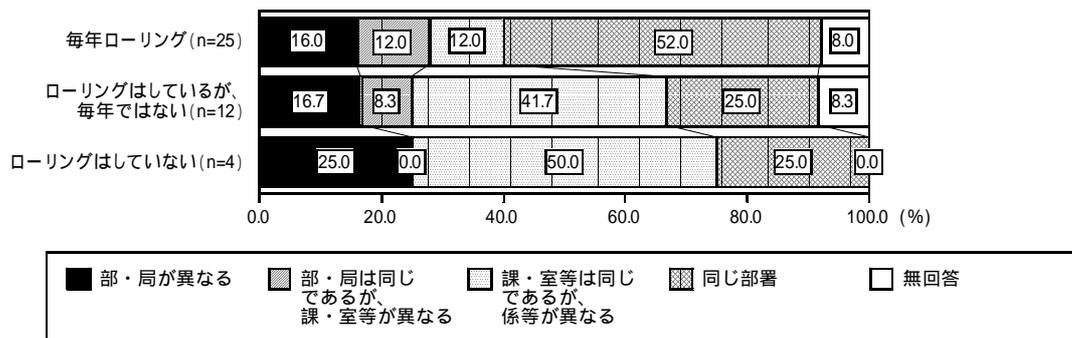
<実施計画の実施状況(問25、問25-1)別>

『同じ部署』は「毎年ローリングを実施している」という自治体では52.0%と過半数を占める。一方、「ローリングはしているが、毎年ではない」という自治体、「ローリングはしていない」という自治体では『同じ部署』は25.0%と4分の1であり、「課・室等は同じであるが、係等が異なる」がそれぞれ41.7%、50.0%を占めて最も多い。

図D-1. 事務事業評価の統轄部署と実施計画の統轄部署との関係<全体>



図D-1. 事務事業評価の統轄部署と実施計画の統轄部署との関係  
 <実施計画の実施(問25、問25-1)別>



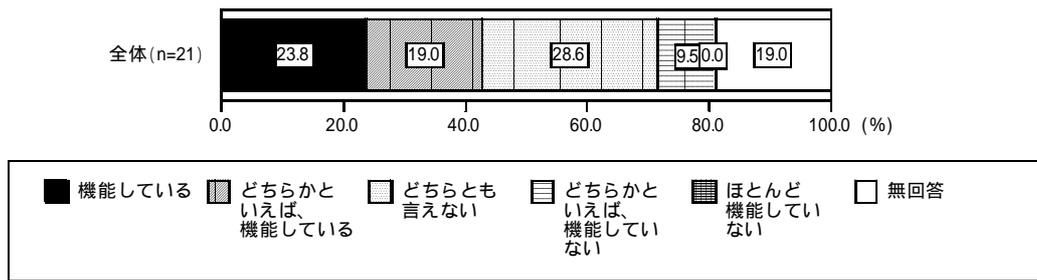
『問23』で「昨年度以前から行っている」を選んだ人  
 問23 -6 事務事業評価、実施計画に関して、それぞれの統轄部署間では、どのような連携が図られていますか。(自由に)

『問23』で「昨年度以前から行っている」を選んだ人  
 問23 -7 問23 -6の連携は、機能していますか。(1つだけ)

<全体>

「実施計画は策定している」という自治体では、事務事業評価と実施計画の統轄部署が『異なる』という21自治体の中では、「どちらとも言えない」が28.6%で最も多い。また、「機能している」も23.8%と2割台を占め、「どちらかといえば、機能している」(19.0%)を合わせると、42.8%を占める。

図D-15. 事務事業評価の統轄部署と実施計画の統轄部署との連携の状況<全体>



問24 貴自治体では、事務事業評価の内容は、実施計画に十分に反映されていると思いますか。  
あなたの主観に基づく意見で結構です。(1つだけ)

<全体>

「どちらかといえば、反映されている」が33.3%と3分の1を占めて最も多く、「十分に反映されている」(16.7%)を合わせた『反映されている』は50.0%を占める。一方、「どちらかといえば、反映されていない」(11.9%)と「ほとんど反映されていない」(4.8%)を合わせた『反映されていない』は16.7%と、『反映されている』を約33ポイント下回る。

<事務事業評価と実施計画の統轄部署間の連携状況(問23 -7)別>

「統轄部署は同じ」という自治体では「十分に反映されている」と「どちらかといえば、反映されている」がそれぞれ22.2%で、『反映されている』は44.4%を占める。「統括部署は異なり、両者の連携は機能しているほうだ」という自治体では「十分に反映されている」が22.2%、「どちらかといえば、反映されている」が66.7%で、『反映されている』は88.9%を占める。一方、「統括部署は異なり、両者の連携は機能していないほうだ」という自治体では「十分に反映されている」に回答した自治体はなく、「どちらかといえば、反映されている」は12.5%である。

<事務事業評価の取り組み内容からみた、事務事業評価と実施計画の関係の強さ別>

タイプ1(関係はかなり強い)に該当する2つの自治体では「どちらかといえば、反映されている」と「どちらかといえば、反映されていない」に意見が分かれる。タイプ2(関係はやや強い)に該当する自治体では「十分に反映されている」が28.6%を占め、タイプ3(関係はあまり強くない)に該当する自治体でも「十分に反映されている」が14.3%を占める。一方、タイプ4(関係はほとんど考慮されていない)に該当する自治体では「十分に反映されている」に回答した自治体はない。

図D-16. 事務事業評価内容の実施計画への反映状況<全体>

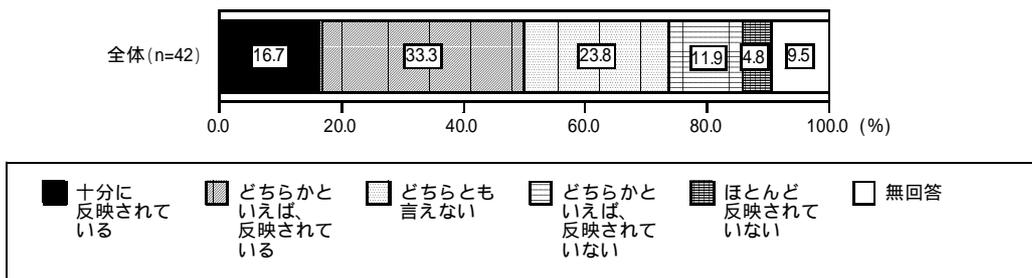


図 D-17 . 事務事業評価内容の実施計画への反映状況  
 < 事務事業評価の統轄部署と実施計画の統轄部署との連携状況 (問23 -7) 別 >

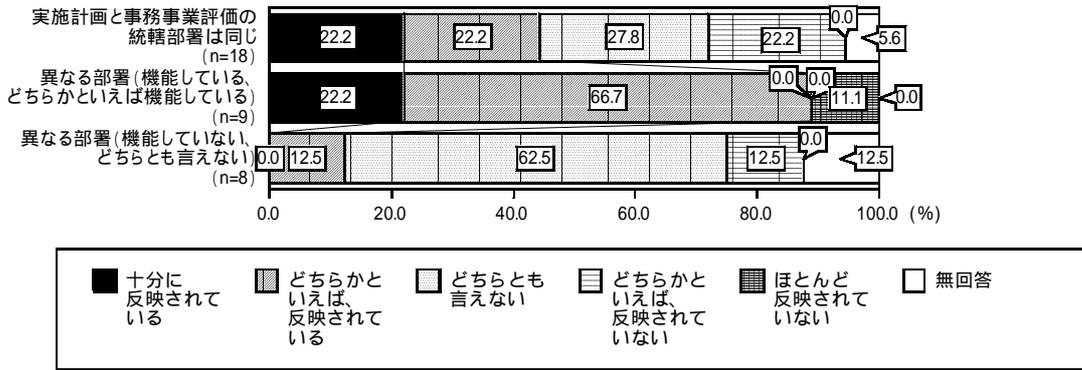
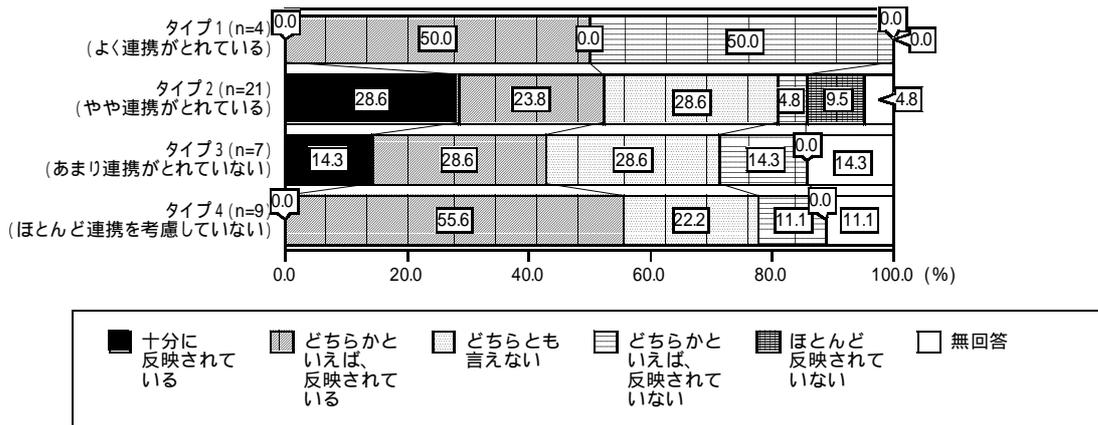


図 D-18 . 事務事業評価内容の実施計画への反映状況  
 < 事務事業評価の取り組み内容からみた、事務事業評価と実施計画の関係の強さ別 >



問25 貴自治体では、実施計画のローリングを行っていますか。(1つだけ)

<全体>

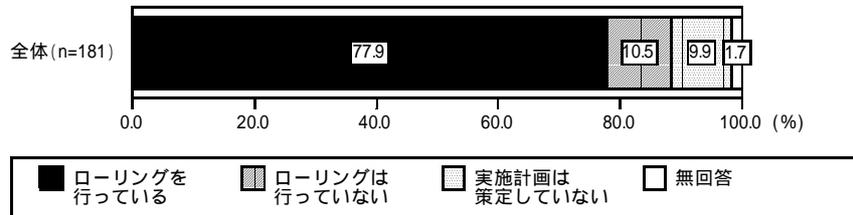
「ローリングを行っている」が77.9%と8割弱を占め、「ローリングは行っていない」(10.5%)を大きく上回る。また、「実施計画は策定していない」は9.9%と約1割である。

<市区・町・村別>

「村」では「ローリングを行っている」が57.1%と6割弱で、次いで「ローリングは行っていない」が21.4%を占めるが、「町」、「市、特別区」及び「特例市、中核市、政令市」では「ローリングを行っている」がそれぞれ78.5%、80.8%及び80.0%と8割前後を占める。また、「特例市、中核市、政令市」では「実施計画は策定していない」が20.0%を占める。

「町村」、「市、特別区」及び「特例市、中核市、政令市」ごとに、近畿圏と首都圏で比較すると、「町村」では、「ローリングを行っている」は近畿圏の60.5%に対して、首都圏では88.0%と近畿圏を上回り、近畿圏では「ローリングは行っていない」(18.6%)及び「実施計画は策定していない」がいずれも1割台を占める。「市、特別区」では、「ローリングを行っている」は近畿圏も首都圏もそれぞれ79.4%及び82.1%と差はみられないが、「ローリングは行っていない」は首都圏の15.4%に対し近畿圏では5.9%とやや下回り、逆に「実施計画は策定していない」は首都圏の2.6%に対し近畿圏では14.7%とやや上回る。一方、「特例市、中核市、政令市」をみると、首都圏ではすべての自治体が「ローリングを行っている」であるのに対し近畿圏では76.9%と4分の3強にとどまり、「実施計画は策定していない」が23.1%と4分の1弱を占める。

図D-19. 実施計画のローリングの実施状況<全体>



図D-20. 実施計画のローリングの実施状況<市区・町・村別>

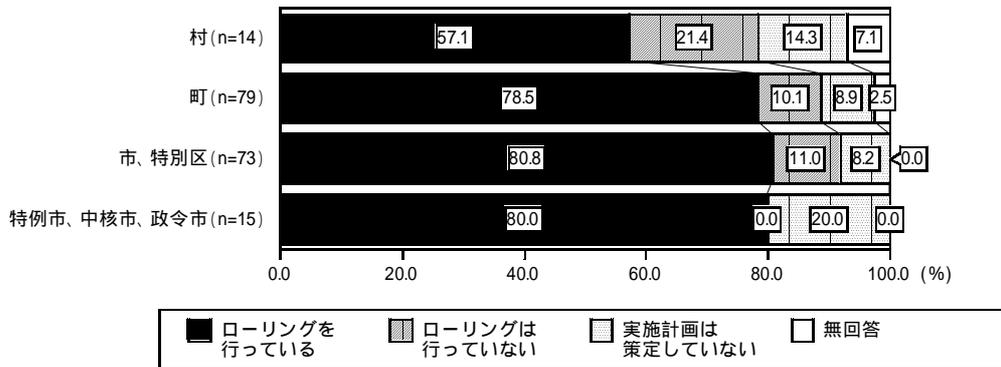
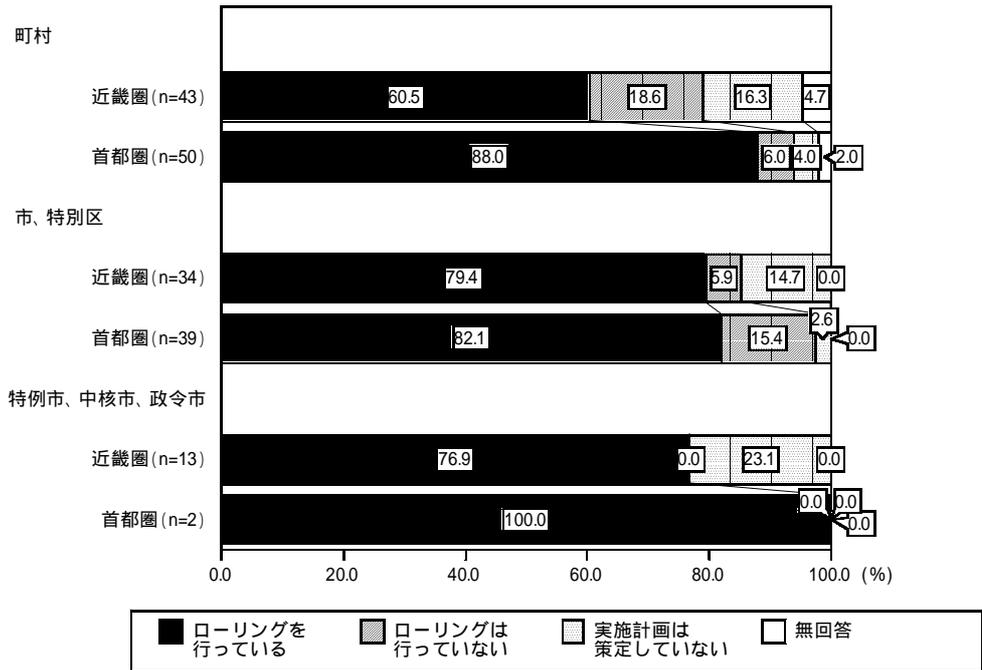


図 D -21 . 実施計画のローリングの実施状況 < 近畿圏・首都圏別、市区・町・村別 >



『問25』で「ローリングを行っている」を選んだ人  
問25-1 ローリングの期間は。(1つだけ)

<全体>

実施計画のローリングを行っているという141の自治体の中では、「毎年」が71.6%を占め、以下、「3年ごと」(16.3%)、「2年ごと」(3.5%)などの順である。

<事務事業評価と実施計画の毎年ローリングとの関係 - 市区・町・村別 - >

事務事業評価や実施計画を行っていない自治体を含めた中でみると、「村」では事務事業評価を実施している自治体、実施計画の毎年ローリングを実施している自治体のいずれも少ない。「町」及び「市、特別区」では事務事業評価を実施している自治体は少ないが、実施計画の毎年ローリングを実施している自治体は「村」や「特例市、中核市、政令市」よりも多い。一方、「特例市、中核市、政令市」は過半数の自治体で事務事業評価を実施しているが、実施計画の毎年ローリングを実施している自治体は少ない。

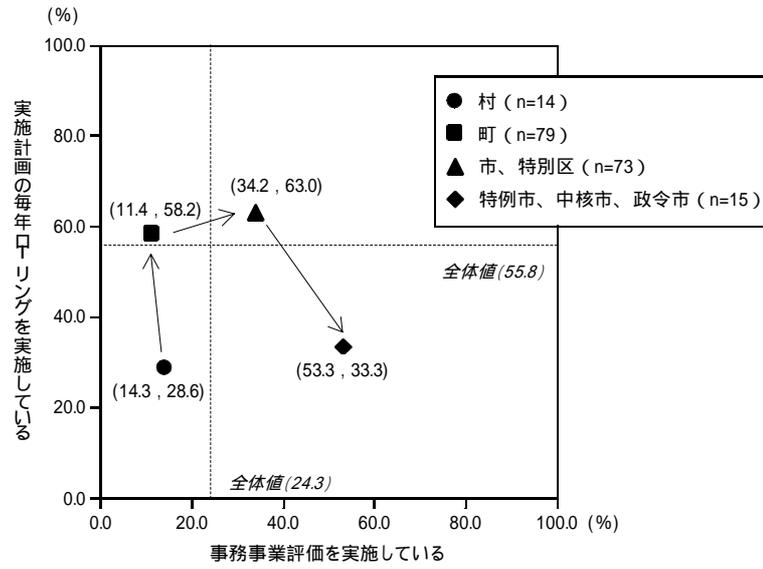
<事務事業評価と実施計画の毎年ローリングとの関係 - 財政力指数別 - >

事務事業評価や実施計画を行っていない自治体を含めた中でみると、財政力指数が0.00~0.80未満の間では、財政指数が高くなる(財政力が強くなる)ほど、事務事業評価を実施している自治体、実施計画の毎年ローリングを実施している自治体のいずれも多くなる。財政力指数が0.80~1.00未満では、事務事業評価を実施している自治体はさらに多くなるが、実施計画の毎年ローリングを実施している自治体の割合は少なくなる。しかし、財政力指数が1.00を超える「普通交付税の不交付団体」になると、一転して、事務事業評価を実施している自治体、実施計画の毎年ローリングを実施している自治体のいずれも多くなる。

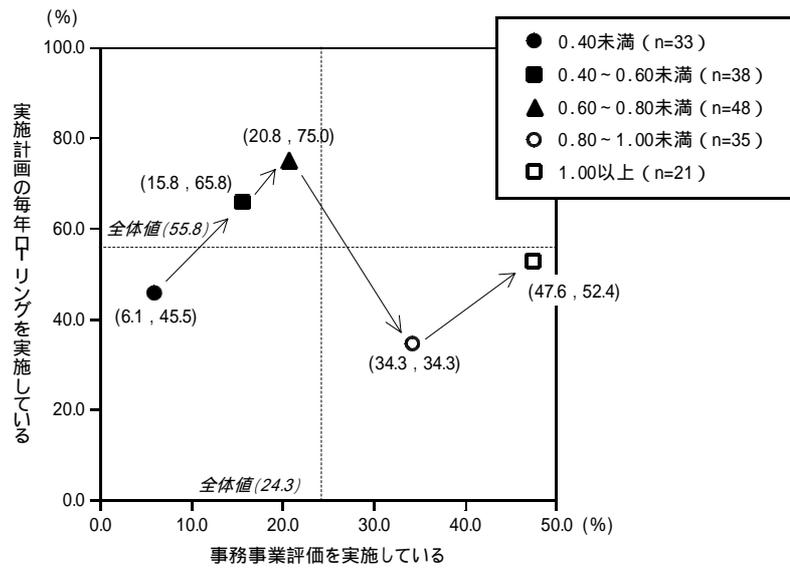
図D-22. 実施計画のローリングの期間<全体>



図D-23．事務事業評価と実施計画の毎年ローリングの関係＜市区・町・村別＞



図D-24．事務事業評価と実施計画の毎年ローリングの関係＜財政指数別＞



『問25-1』で「毎年」を選んだ人  
 問25-1-1 実施計画のローリングを、毎年行っている理由は何ですか。(いくつでも)

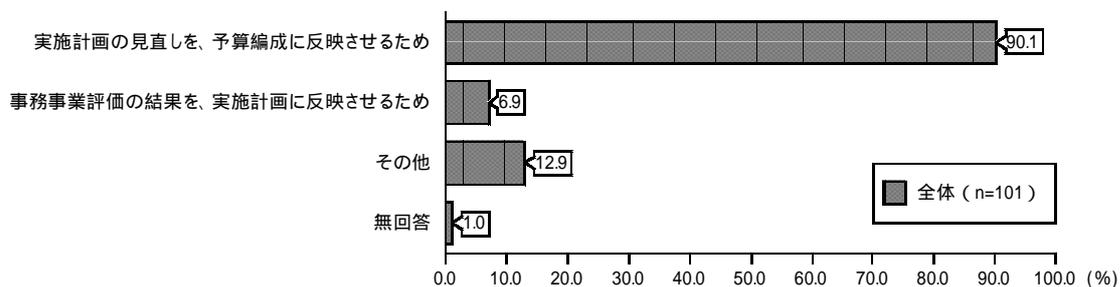
<全体>

「実施計画の見直しを、予算編成に反映させるため」が90.1%で、「事務事業評価の結果を、実施計画に反映させるため」(6.9%)を大きく上回る。

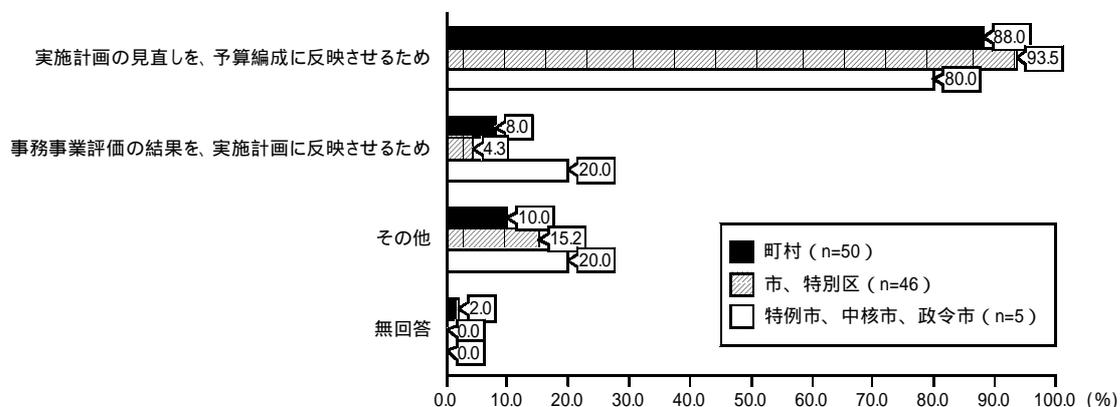
<市区・町・村別>

「町村」、「市、特別区」及び「特例市、中核市、政令市」のいずれも「実施計画の見直しを、予算編成に反映させるため」が「事務事業評価の結果を、実施計画に反映させるため」を大きく上回るが、「町村」及び「市、特別区」では「実施計画の見直しを、予算編成に反映させるため」がそれぞれ88.0%、93.5%と9割前後であるのに対し、「特例市、中核市、政令市」では80.0%とわずかながら下回る。また、「事務事業評価の結果を、実施計画に反映させるため」は「町村」及び「市、特別区」ではそれぞれ8.0%、4.3%と1割に満たないが、「特例市、中核市、政令市」では20.0%とやや上回る。

図D-25. 実施計画の毎年ローリングを行っている理由<全体>



図D-26. 実施計画の毎年ローリングを行っている理由<市区・町・村別>



『問25-1』で「毎年」を選んだ人  
 問25-1-2 実施計画のローリングの時期は、事務事業評価の時期及び予算編成の時期と、どのような関係にありますか。

事務事業評価の時期との関係

<全体>

事務事業評価を実施しているという25の自治体の中では、「事務事業評価と実施計画のローリングはほぼ同時に行っている」が40.0%を占めて最も多く、以下、「事務事業評価の後に、実施計画のローリングを行っている」(32.0%)、「事務事業評価と実施計画のローリングは、関係なく行われている」(16.0%)などの順である。

予算編成の時期との関係

<全体>

「予算編成」の前に、「実施計画のローリング」を行っている」が67.3%と3分の2強を占め、次いで「予算編成」と「実施計画のローリング」はほぼ同時に行っている」(19.8%)が多い。「予算編成」と「実施計画のローリング」はほぼ同時に行っている」は7.9%、「予算編成」の後に、「実施計画のローリング」を行っている」は1.0%である。

<市区・町・村別>

「予算編成」の前に、「実施計画のローリング」を行っている」は規模が大きくなるほど多くなり、「町村」では64.0%であるが、「特例市、中核市、政令市」では80.0%を占める。また、「予算編成」と「実施計画のローリング」はほぼ同時に行っている」は「町村」及び「市・特別区」ではそれぞれ18.0%、23.9%と2割前後であるが、「特例市、中核市、政令市」では回答した自治体はない。

図D-27. 実施計画の毎年ローリングの時期と事務事業評価の時期との関係(全体)

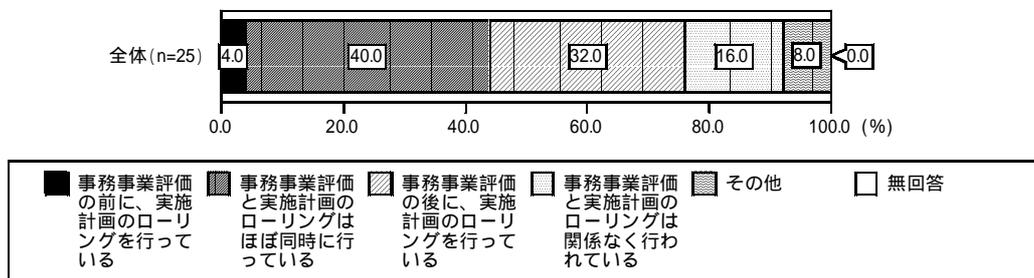


図 D - 28 . 実施計画の毎年ローリングの時期と予算編成の時期との関係 (全体)

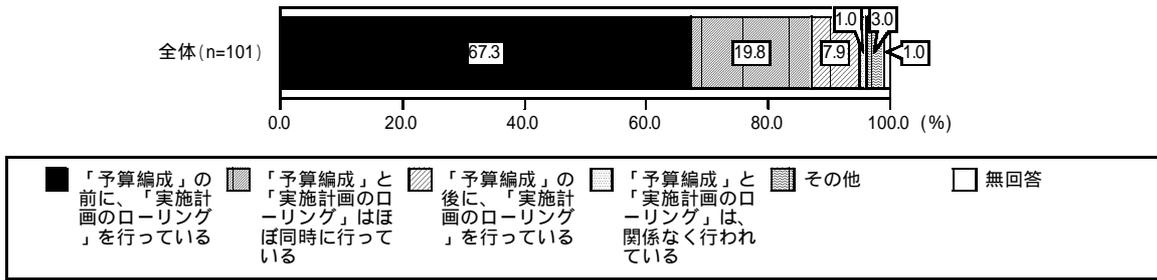
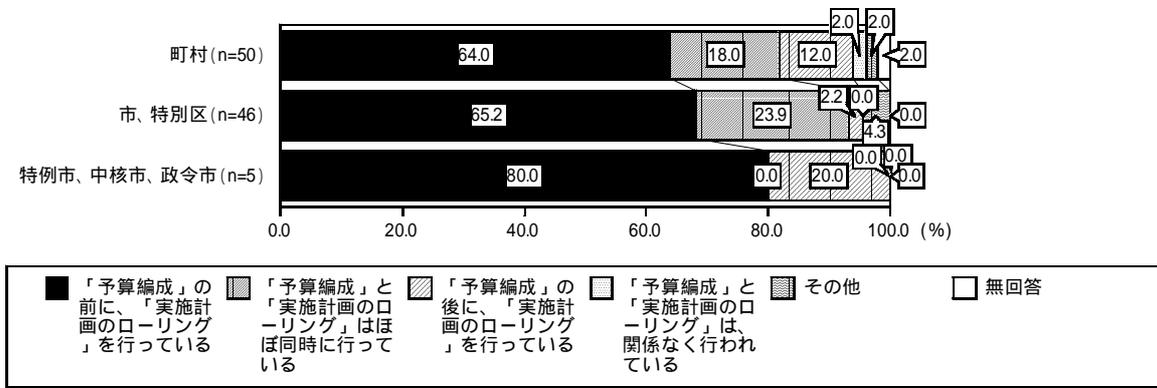


図 D - 29 . 実施計画の毎年ローリングの時期と予算編成の時期との関係 (市区・町・村別)



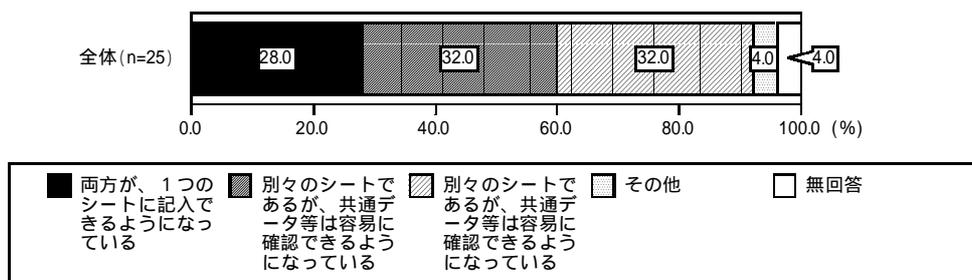
『問25-1』で「毎年」を選んだ人

問25-1-3 事務事業評価で担当課が記入するシート（例：評価シート等）と、実施計画のローリングで担当課が記入するシート（例：フォローアップシート等）は、どのような関係になっていますか。（1つだけ）

<全体>

事務事業評価を実施しているという25の自治体の中では、「別々のシートであるが、共通データ等は容易に確認できるようになっている」及び「別々のシートであり、もう一方のシートの記入内容等を確認することは難しい」がそれぞれ32.0%で最も多く、これらを合わせた『記入シートは別々』が64.0%を占める。一方、「両方が、1つのシートに記入できるようになっている」も28.0%と3割弱である。

図D-30. 事務事業評価の記入シートと実施計画の毎年ローリングの記入シートとの関係  
<全体>



問26 その他、実施計画と予算編成とを連動させるために、貴自治体では何らかの取り組みを行っていますか。(どちらかに)

<全体>

実施計画を策定しているという160の自治体の中では、「はい」が50.0%と半数を占め、「いいえ」(33.1%)を上回る。

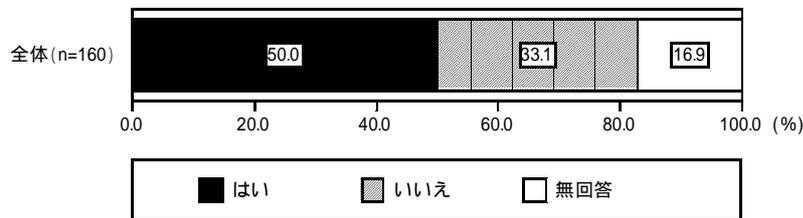
<実施計画のローリングの実施状況別>

「はい」についてみると、毎年ローリングを行っているという自治体では54.5%と半数強であるが、毎年ではないが、ローリングを行っているという自治体では69.7%と7割弱を占める。なお、ローリングを行っていないという自治体は、すべて「無回答」である。

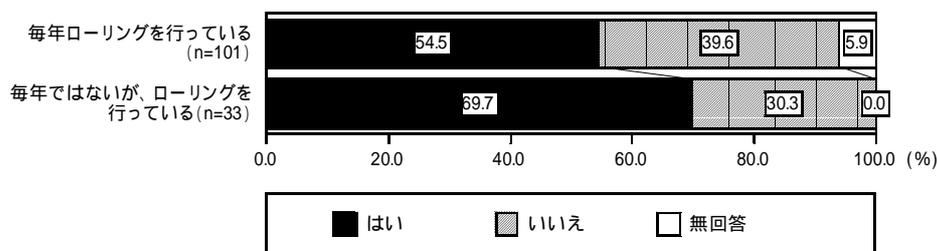
<「実施計画の毎年ローリング」と「実施計画と予算編成を連動させる取り組み」の関係-市区・町・村別>

「村」では実施計画の毎年ローリングを実施している自治体は少なく、実施計画と予算編成を連動させる取り組みを行っている自治体も少ない。「町」や「市、特別区」では実施計画の毎年ローリングを実施している自治体は比較的多いが、実施計画と予算編成を連動させる取り組みを行っている自治体は「町」よりも「市、特別区」のほうが多い。一方、「特例市、中核市、政令市」では実施計画の毎年ローリングを実施している自治体は少ないが、ほとんどの自治体で実施計画と予算編成を連動させる取り組みを行っている。

図D-31. 実施計画と予算編成を連動させる取り組みの有無<全体>

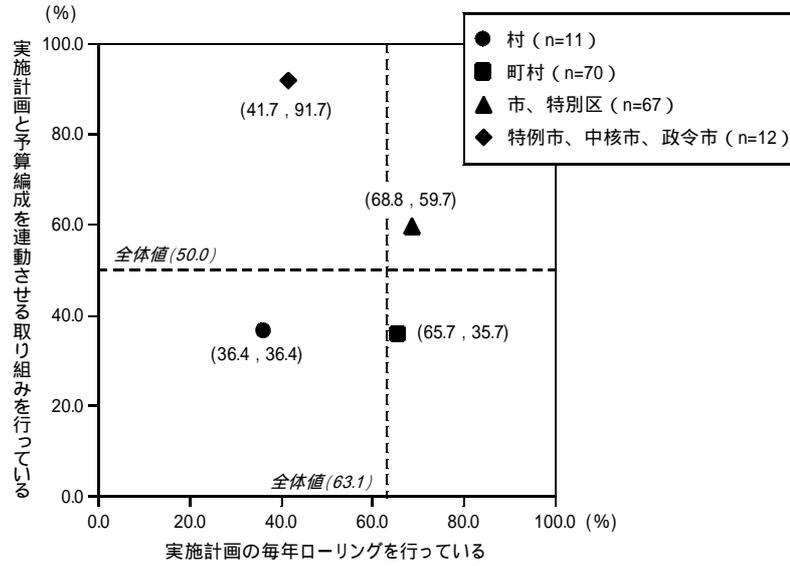


図D-32. 実施計画と予算編成を連動させる取り組みの有無<実施計画のローリングの実施状況別>



なお、「ローリングを行っていない」という19の自治体では、すべてが「無回答」であったため、グラフには記載していない。

図D-33.「実施計画の毎年ローリング」と「実施計画と予算編成を連動させる取り組み」の関係  
 <市区・町・村別>



『問26』で「実施計画と予算編成とを連動させているために取り組みを行っている」を選んだ人

問26-1 具体的に。(自由に)

問27 貴自治体では、実施計画の内容は予算編成に反映されていると思いますか。あなたの主観に基づく意見で結構です。(1つだけ)

<全体>

実施計画を策定しているという160の自治体の中では、「どちらかといえば、反映されている」が56.9%と過半数を占め、「十分に反映されている」(17.5%)を合わせた『反映されている』は74.4%と4分の3弱を占める。一方、「どちらかといえば、反映されていない」(5.6%)と「ほとんど反映されていない」(1.3%)を合わせた『反映されていない』は6.9%と1割未満である。

<実施計画と予算編成を連動させる取り組みの有無別>

「連動させる取り組みを行っている」に「はい」の自治体では、「どちらかといえば、反映されている」が62.5%で、「十分に反映されている」(26.3%)を合わせた『反映されている』は88.8%を占めるが、「いいえ」の自治体では「どちらかといえば、反映されている」は50.9%と半数強で、「十分に反映されている」(9.4%)を合わせた『反映されている』は60.3%と6割強である。

<「実施計画の毎年ローリング」の時期と「予算編成」の時期との関係(問25-2-2)別>

実施計画の毎年ローリングを実施しているという101の自治体の中で、「予算編成」の前に、「実施計画のローリング」を行っている」という自治体では、「どちらかといえば、反映されている」が63.2%で、「十分に反映されている」(22.1%)を合わせた『反映されている』は85.3%を占める。また、「予算編成」と「実施計画のローリング」はほぼ同時に行っている」という自治体では、「どちらかといえば、反映されている」が40.0%で、「十分に反映されている」(15.0%)を合わせた『反映されている』は55.0%と、「予算編成」の前に、「実施計画のローリング」を行っている」という自治体よりもやや下回る。一方、「予算編成」と「実施計画のローリング」はほぼ同時に行っている」という自治体では「どちらかといえば、反映されている」が62.5%を占めるが、「十分に反映されている」に回答した自治体はない。

<「事務事業評価」と「実施計画の毎年ローリング」の実施状況別>

「事務事業評価も実施計画の毎年ローリングも行っている」という自治体では、「十分に反映されている」が28.0%と3割弱を占め、「どちらかといえば、反映されている」を合わせた『反映されている』は84.0%を占める。「事務事業評価は行っているが、実施計画の毎年ローリングは行っていない」という自治体では「十分に反映されている」は23.5%と4分の弱を占め、『反映されている』は76.4%と4分の3強を占める。一方、「事務事業評価は行っていないが、実施計画の毎年ローリングは行っている」という自治体、「事務事業評価も実施計画の毎年ローリングも行っていない」という自治体では「十分に反映されている」は14~15%程度で、『反映されている』は72~75%程度である。

図 D -34 . 実施計画の内容の予算編成への反映状況 < 全体 >

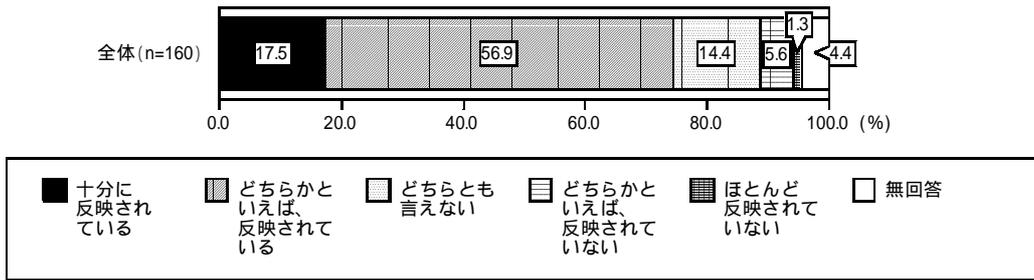


図 D -35 . 実施計画の内容の予算編成への反映状況  
 < 実施計画と予算編成を連動させる取り組みの有無 (問26) 別 >

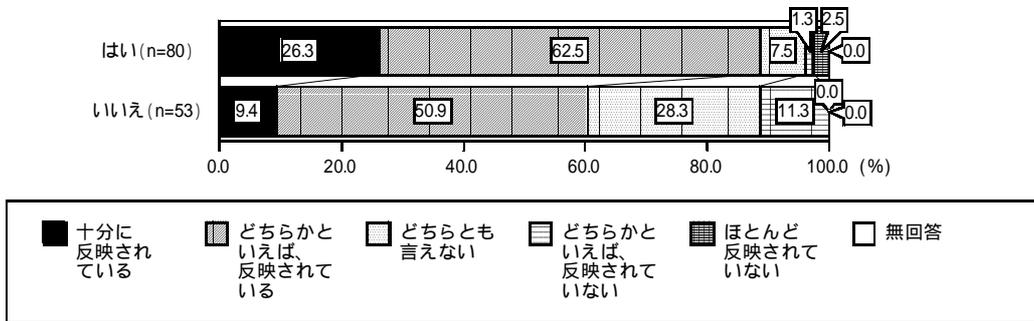
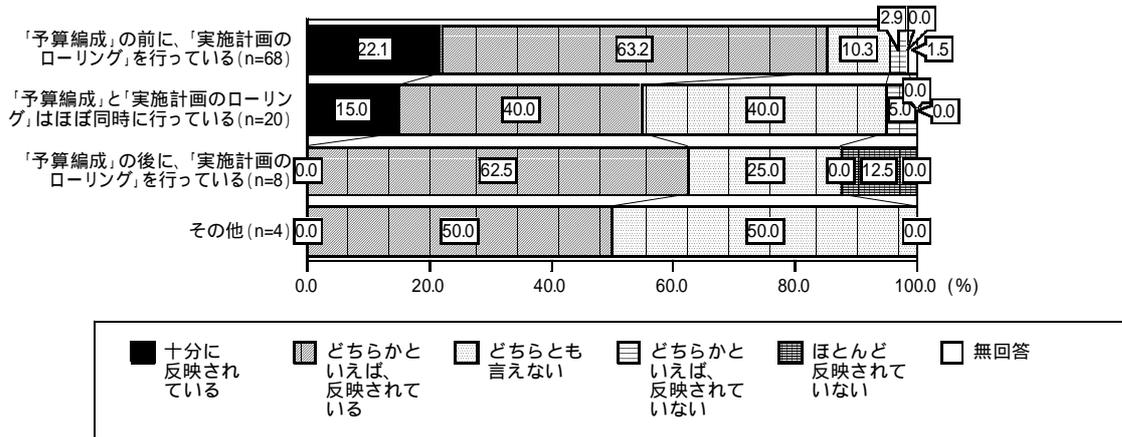
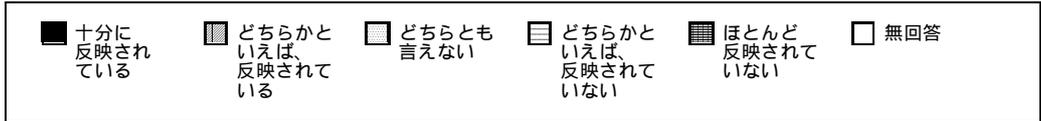
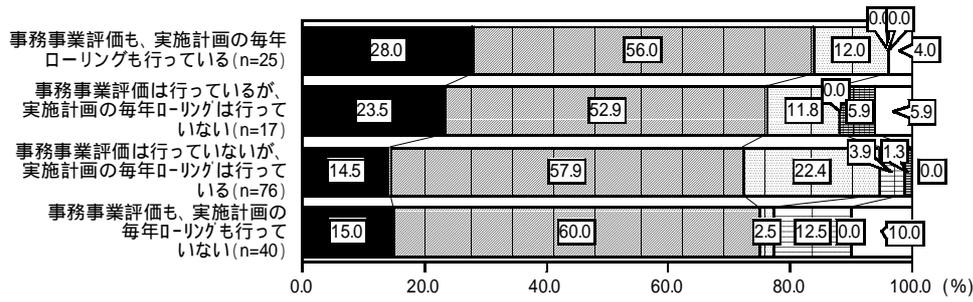


図 D -36 . 実施計画の内容の予算編成への反映状況  
 < 「実施計画の毎年ローリング」の時期と「予算編成」の時期との関係 (問25-1-2) 別 >



図D-37. 実施計画の内容の予算編成への反映状況  
 < 「事務事業評価」と「実施計画の毎年ローリング」の実施状況別 >



## E . 今後の総合計画・実施計画のあり方について

問28 今後、総合計画・実施計画と、自治体における他の諸計画とは、どのような位置づけになるのが望ましいと思いますか。(1つだけ)

### <全体>

「総合計画・実施計画は、当該自治体において、最も中心となる計画として位置づけていくべきである」が71.3%と7割強を占める。次いで「総合計画・実施計画は、行財政に関する諸計画等とともに、当該自治体において、中心となる計画の一つとして位置づけていくべきである」が22.7%で続くが、「総合計画・実施計画は必要であるが、当該自治体において、中心となる計画として位置づけるべきではない」や「地方自治法上の規定はあるものの、総合計画・実施計画は必要ではない」を回答した自治体はない。

### <市区・町・村別>

「総合計画・実施計画は、当該自治体において、最も中心となる計画として位置づけていくべきである」は規模が大きくなるほど多くなり、「村」では35.7%と3分の1強であるが、「特例市、中核市、政令市」では86.7%を占める。逆に、「総合計画・実施計画は、行財政に関する諸計画等とともに、当該自治体において、中心となる計画の一つとして位置づけていくべきである」は規模が小さくなるほど多くなり、「特例市、中核市、政令市」では回答した自治体はないが、「村」では42.9%と4割強を占める。

### <財政力指数別>

「総合計画・実施計画は、当該自治体において、最も中心となる計画として位置づけていくべきである」は財政力指数が高い(財政力が強い)ほど多くなり、「0.40未満」では57.6%であるが、「1.00以上(普通交付税の不交付団体)」では81.0%を占める。逆に、「総合計画・実施計画は、行財政に関する諸計画等とともに、当該自治体において、中心となる計画の一つとして位置づけていくべきである」は財政力指数が低いほど多くなり、「1.00以上(普通交付税の不交付団体)」では14.3%であるが、「0.40未満」では30.3%と3割強を占める。

図 E - 1 . 総合計画・実施計画と他計画との位置づけ<全体>

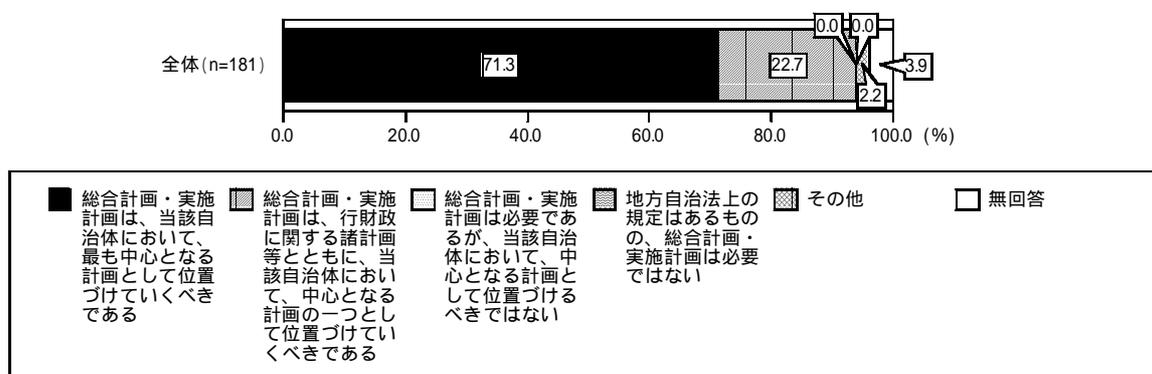


図 E -2 . 総合計画・実施計画と他計画との位置づけ < 市区・町・村別 >

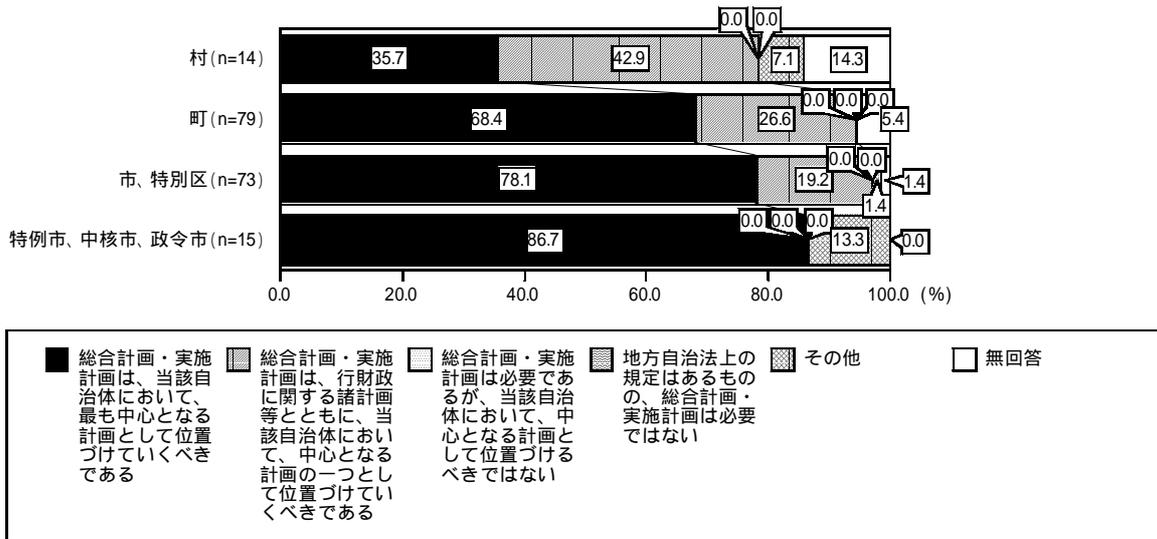
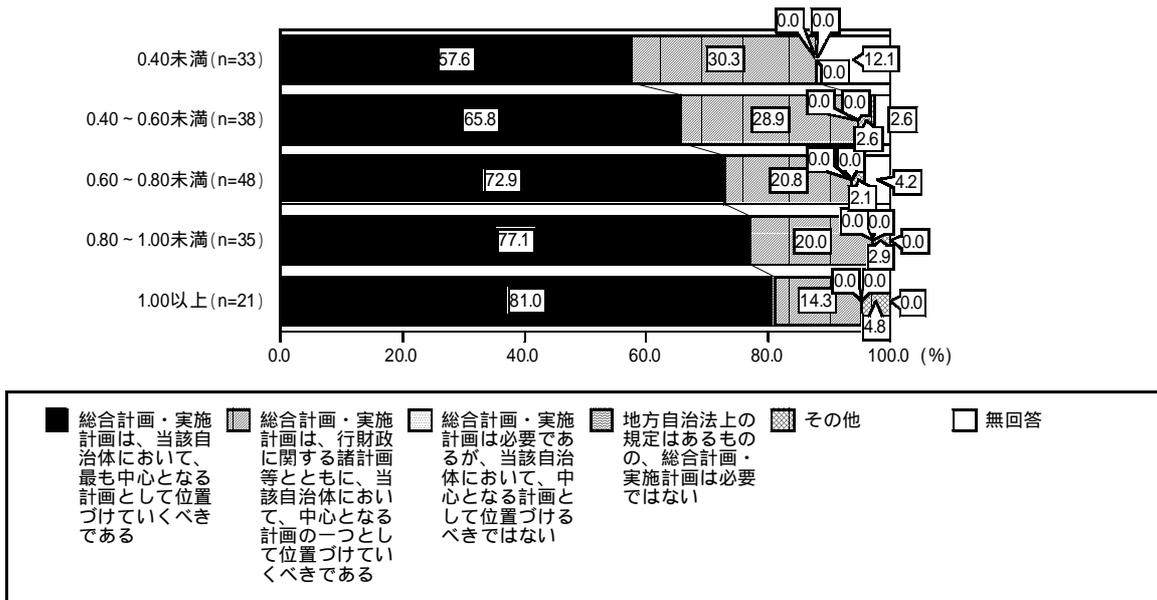


図 E -2 . 総合計画・実施計画と他計画との位置づけ < 財政力指数別 >



問29 基本構想の期間は、どのくらいが望ましいとお考えですか。(1つだけ)

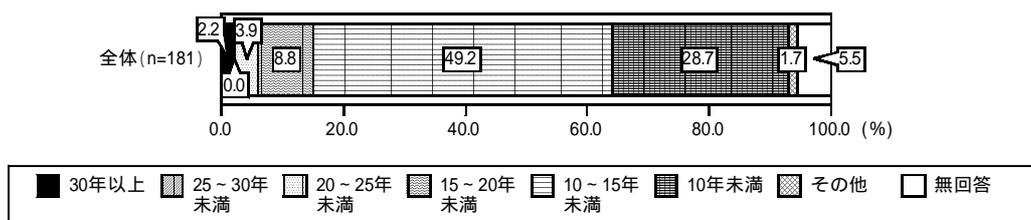
<全体>

「10～15年未満」が49.2%と半数弱を占めて最も多く、以下、「10年未満」(28.7%)、「15～20年未満」(8.8%)などの順である。

<現行の構想期間別>

「現行の構想期間」と「望ましい構想期間」が同じと推定される自治体(表中の網掛け部分)をみると、全体で86自治体(47.5%)を占める。一方、「現行の構想期間」より「望ましい構想期間」のほうが短い自治体(表中の網掛け部分よりも右側で、「その他」及び無回答を除く)をみると、全体で67自治体(37.0%)である。逆に、「現行の構想期間」より「望ましい構想期間」のほうが長い自治体(表中の網掛け部分よりも左側)をみると、全体で12自治体(6.6%)である。

図E-4. 基本構想の望ましい期間<全体>



図E-5. 基本構想の望ましい期間<現行の構想期間別>

単位:自治体数(%)	問29							
	30年以上	25～30年未満	20～25年未満	15～20年未満	10～15年未満	10年未満	その他	無回答
全体 (n=181)	4(2.2)	0(0.0)	7(3.9)	16(8.8)	89(49.2)	52(28.7)	3(1.7)	10(5.5)
100年未満 (n=2)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(50.0)	0(0.0)	1(50.0)
10～15年未満 (n=145)	1(0.7)	0(0.0)	4(2.8)	6(4.1)	78(53.8)	49(33.8)	2(1.4)	5(3.4)
15～20年未満 (n=15)	1(6.7)	0(0.0)	0(0.0)	2(5.0)	7(46.7)	2(13.3)	1(6.7)	2(13.3)
20～25年未満 (n=13)	0(0.0)	0(0.0)	4(30.8)	5(38.5)	4(30.8)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
25～30年未満 (n=0)	—	—	—	—	—	—	—	—
30年以上 (n=2)	1(50.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(50.0)

(注) 表中の網掛け部分は、「現行の構想期間」と「望ましい構想期間」が同じと推定される自治体を示す。

問29-1 そう思う理由は何ですか。(自由に)

問30 最後に、現在の総合計画・実施計画が抱えている問題点や課題、その解決策等について、ご意見・ご提案などがありましたら、ご自由にお書きください。また、本調査に対する感想等もお書き添えいただければ幸いです。(自由に)

---

# < 調查票 >

---

# 総合計画に関する自治体アンケート

アンケートにご協力をお願いします

拝啓 盛夏の候 貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

私達は、おおさか市町村職員研修研究センターで、地方分権ゼミナール「政策形成基礎調査研究」を受講している研修生です。

当ゼミナールでは、アンケート調査の進め方や分析方法等について、講義と実習による研修を行っていますが、このたびその一環として、近畿及び関東の市区町村の中から無作為抽出した自治体を対象に、総合計画に関するアンケート調査を実施することにしました。

本調査では、各市区町村の総合計画の策定状況、総合計画と行政評価や予算編成との連携等について把握することで、実効性のある総合計画の策定・執行・評価のあり方について検討するための基礎資料にしたいと考えています。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、調査へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

平成14年（2002年）7月

地方分権ゼミナール「政策形成基礎調査研究」  
研修生一同

## 【ご記入にあたってのお願い】

- 1 本調査では、総合計画の策定・見直し等を統轄している部署の方にご回答をお願いします。
- 2 回答は、ほとんどが選択式または記入式になっています。それぞれの質問にしたがって、あてはまる番号に 印をつけてください。また、空欄には該当する内容を記入してください。
- 3 調査の結果はすべて統計的に処理しますので、調査目的以外に使われることはありません。
- 4 ご記入後は、7月31日（水）までに返送してください。

この調査に関するお問い合わせは、平日の午前9時から午後5時までの間で、  
下記のところへお願いします。

財団法人 大阪府市町村振興協会

おおさか市町村職員研修研究センター研究課 電話06-6920-4565（直通）

まず、下表へのご記入をお願いします。

都府県・自治体名	( )都・府・県	( )市・区・町・村
ご回答者 について	部署名	お役職名( )
	お名前	
	連絡先	TEL番号( ) - FAX番号( ) - メールアドレス

## 調 査 票

ご注意!!

以下の調査票において「総合計画」と記述する場合は、原則として、基本構想と基本計画で構成される計画（実施計画を含まないもの）を示しているものとします。したがって、実施計画については、文字どおり「実施計画」という言葉で表現することにします。

以下の調査票における「住民」とは、それぞれの自治体における市民、区民、町民又は村民のことです。

### A. 貴自治体における現行の総合計画の概要についてお尋ねします。

問1 現行の総合計画の名称（例：第 次 市総合計画など）は何ですか。（自由に）

（名称）

問2 現行の総合計画には、サブタイトル、愛称、キャッチコピーなどを設けていますか。（どちらかに）

1 はい

2 いいえ

→ 問3へ。

→ 問2-1 それは、どのようなものですか。（自由に）

→ 問2-2 問2-1は、だれからの提案によるものですか。（1つだけ）

1 事務局内部からの提案

2 住民からの提案

3 職員からの提案

4 シンクタンクやコンサルタントからの提案

5 その他（

）

問3 現行の基本構想の期間は、いつからいつまでですか。（数字で）

平成  年度（又は、平成  年  月）～平成  年度（又は平成  年  月）

問4 貴自治体では、基本計画を策定していますか。（どちらかに）

1 はい

2 いいえ

→ 問5へ。

↓  
次頁の問4-1へ。

↳ 問4-1 現行の基本計画の期間は、いつからいつまでですか。(数字で)

平成  年度(又は、平成  年  月) ~ 平成  年度(又は平成  年  月)

問5 総合計画の策定に要した期間は、どれくらいですか。(1つだけ)

- |       |   |
|-------|---|
| 1 1年  | 4 2年半                                   |
| 2 1年半 | 5 3年                                    |
| 3 2年  | 6 3年を超える (具体的に: <input type="text"/> 年) |

問6 現行の総合計画には、地域(地区)別計画を策定していますか。(1つだけ)

- 1 策定している      2 策定していない → 問7へ。

→ 問6-1 それは、どのような内容(例:地域・地区の単位、計画期間、全体計画との整合性など)ですか。(自由に)

→ 問6-2 地域(地区)別計画の策定に際して、住民の参加(参画)をどのように進めましたか。(自由に)

## B. 貴自治体における総合計画の広報、PR等についてお尋ねします。

---

問7 製本印刷された計画書〔本編〕(概要版ではない)の規格はどのようになっていますか。  
大きさ(1つだけ)

- |       |       |  |
|-------|-------|--|
| 1 A4版 | 2 B5版 | 3 その他(縦: <input type="text"/> mm × 横: <input type="text"/> mm) |
|-------|-------|--|

本文の色(1つだけ)

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 1 フルカラー、4色刷り       | 3 二色刷り(一部フルカラーも含む) |
| 2 三色刷り(一部フルカラーも含む) | 4 一色刷り(一部多色刷りも含む)  |

問8 貴自治体では、計画書〔本編〕のほかに、概要版を作成していますか。(どちらかに)

1 はい	2 いいえ
------	-------

→ 問9へ。

→ 問8-1 概要版の規格はどのようになっていますか。

大きさ(1つだけ)

1 A4版	2 B5版	3 その他(縦: ___mm × 横: ___mm)
-------	-------	----------------------------

本文の色(1つだけ)

1 フルカラー、4色刷り	3 二色刷り(一部フルカラーも含む)
2 三色刷り(一部フルカラーも含む)	4 一色刷り(一部多色刷りも含む)

総ページ数(数字で)

表紙、裏表紙等も含めて、 ページ

問9 貴自治体では、製本印刷した計画書〔本編、概要版〕を住民に配布していますか。

計画書〔本編〕(いくつでも)

1 役所・役場のほうから一斉に配布した	→ 問9 -1 無料ですか、販売 ですか。(どちらかに)
2 「入手したい」という住民に配布した	
3 窓口等に置いて、自由に持ち帰りできるようにした	
4 その他( )	
5 原則として、計画書〔本編〕は配布していない	

1 無料
2 販売
(単価: ___円)

計画書〔概要版〕(いくつでも)

1 役所・役場のほうから一斉に配布した	→ 問9 -1 無料ですか、販売 ですか。(どちらかに)
2 「入手したい」という住民に配布した	
3 窓口等に置いて、自由に持ち帰りできるようにした	
4 その他( )	
5 原則として、計画書〔概要版〕は配布していない	
6 概要版は作成していない	

1 無料
2 販売
(単価: ___円)

問10 貴自治体では、インターネットのホームページに、総合計画の内容を掲載していますか。  
(1つだけ)

- 1 掲載している
- 2 以前、掲載していたが、現在は掲載していない
- 3 掲載していない → 問11へ。
- 4 ホームページを開設していない

問10-1 ホームページでは、どの程度の内容を掲載していますか。(掲載していましたか。)  
(1つだけ)

- 1 計画書〔本編〕を全部
- 2 計画書〔概要版〕を全部
- 3 基本構想のみ
- 4 基本計画のみ
- 5 その他( )

問11 その他、総合計画の周知を図るために、取り組んでいること(取り組んだこと)がありましたら、ご記入ください。(自由に)

問12 貴自治体では、総合計画が策定されていることを知っている住民は、全住民(概ね20歳以上)の何%ぐらいだと思いますか。また、そう思うのはなぜですか。あなたの主観に基づく意見で結構です。(1つだけ)

- 1 100%
- 2 80~100%未満
- 3 60~80%未満
- 4 40~60%未満
- 5 20~40%未満
- 6 0~20%未満

問12-1  
→ そう思う理由は。  
(自由に)

問13 貴自治体では、職員に向けて、総合計画への理解と周知を徹底するため、何らかの取り組みを行っていますか。(いくつでも)

- 1 新人職員を対象にした研修の中で、総合計画を取り上げている
- 2 既存職員を対象に、総合計画の講習会、研修・セミナーなどを開催した
- 3 職員一人ひとりに計画書を配布した
- 4 部署ごとに計画書を配布した
- 5 資料室などに関覧用として計画書を置いた
- 6 その他( )
- 7 特に何もしていない

問14 貴自治体では、総合計画の基本構想に掲げた基本理念や将来像を知っている職員は、全職員のうち何%ぐらいだと思いますか。また、そう思うのはなぜですか。あなたの主観に基づく意見で結構です。(1つだけ)

- 1 100%
- 2 80～100%未満
- 3 60～80%未満
- 4 40～60%未満
- 5 20～40%未満
- 6 0～20%未満

問14-1  
 ➡ そう思う理由は。  
 (自由に)

**C. 貴自治体における総合計画の策定段階での取り組み等についてお尋ねします。**

問15 貴自治体では、総合計画を策定するにあたり、住民の意見等を聞きましたか。(どちらかに)

- 1 はい
  - 2 いいえ
- ➡ 次頁の問16へ。

➡ 問15-1 それは、どのような方法で行いましたか。(いくつでも)

- 1 住民アンケート調査
- 2 住民活動団体等へのヒアリング
- 3 計画策定委員会等における委員の住民公募
- 4 地域(地区)別懇談会
- 【 気軽に参加でき、うちとけた雰囲気の中で行われる話し合いの場 】
- 5 総合計画やまちづくりに関するセミナー・勉強会
- 6 ワークショップ  
 [ 関係する多様な人々が参加し、お互いに協力し、協働作業を通じて、課題の解決や計画づくりを行う取り組み ]
- 7 シンポジウム  
 [ 通常、基調講演とパネルディスカッション等で構成され、後者ではコーディネータのもと、複数のパネリストが意見を述べたり、聴衆からの質問に答えたりする形式の討論会 ]
- 8 パブリックコメント手続き  
 [ 策定しようとする政策等の案の趣旨、目的、内容など必要事項を公表し、住民からの意見等の提出を受け、その概要及びそれに対する行政の考え方等を公表する一連の手続 ]
- 9 電子会議室
- 10 その他 ( )

↓ 次頁の問15-2へ。

↳ 問15-2 住民から聞いた意見等を、総合計画に反映することができましたか。(1つだけ)

- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| 1 ほぼ反映することができた           | → 問16へ。 |
| 2 どちらかといえば、反映することができた    | →       |
| 3 どちらとも言えない              | →       |
| 4 どちらかといえば、反映することができなかった | →       |
| 5 ほとんど反映することができなかった      | →       |

↳ 問15-2-1 「反映することができなかった」要因は、どこにあると思いますか。(自由に)

問16 貴自治体では、まちづくりへの住民参加(参画)に関するルールづくり(例: 条例、ガイドライン、など)を行っていますか。(1つだけ)

- |                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| 1 既にルールをつくっている    | → 問16-1 どのようなものですか。(自由に) |
| 2 現在、つくっているところである | →                        |
| 3 つくっていない         | →                        |

⇓  
可能であれば、本票のご返送の際に、  
1部、同封していただければ幸いです。

問17 貴自治体では、総合計画の素案(首長や議会等に提出するための案)に関する意思決定(判断等)は、だれが行いましたか。(1つだけ)

- |  |
|--|
| 1 全庁的(部局横断的)な組織において意思決定した                |
| 2 事務局において意思決定した                          |
| 3 首長の方針に基づいて素案づくりを行ったため、職員レベルでの意思決定はなかった |
| 4 その他( )                                 |

問18 貴自治体では、総合計画の策定体制として、次の ~ のような組織は設けましたか。

素案に関する意思決定等を主な任務とする、全庁的(部局横断的)な庁内組織(どちらかに)

- |       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 1 設けた | 2 設けていない | → 次頁のへ。 |
|-------|----------|---------|

↓  
次頁の問18 -1へ。

↳ 問18 -1 「組織の名称」及び「メンバー構成」は。(自由に)

(組織の名称)
(メンバー構成)

素案づくりを主な任務とする、全庁的(部局横断的)な庁内組織(どちらかに)

1 設けた	2 設けていない	→	へ。
-------	----------	---	----

↳ 問18 -1 「組織の名称」、「メンバー構成」及び「メンバーの募集方法」は。(自由に)

(組織の名称)
(メンバー構成)
(メンバーの募集方法)

素案づくりを主な任務とする、職員と住民等による委員会など(但し、首長の諮問に対する答申をとりまとめる「計画策定審議会」は除く)(どちらかに)

1 設けた	2 設けていない	→	次頁の問19へ。
-------	----------	---	----------

↳ 問18 -1 「組織の名称」、「メンバー構成」及び「メンバーの募集方法」は。(自由に)

(組織の名称)
(メンバー構成)
(メンバーの募集方法)







D. 貴自治体における総合計画と、行政評価や予算編成との連携についてお尋ねします。

問23 貴自治体では、行政評価（試行実施も含めて）を行っていますか。

政策評価（1つだけ）

- |                |              |
|----------------|--------------|
| 1 昨年度以前から行っている | 3 来年度以降に行う予定 |
| 2 今年度から行う（予定）  | 4 今のところ予定はない |

施策評価（1つだけ）

- |                |              |
|----------------|--------------|
| 1 昨年度以前から行っている | 3 来年度以降に行う予定 |
| 2 今年度から行う（予定）  | 4 今のところ予定はない |

事務事業評価（1つだけ）

- |                |             |
|----------------|-------------|
| 1 昨年度以前から行っている | → 次々頁の問25へ。 |
| 2 今年度から行う（予定）  |             |
| 3 来年度以降に行う予定   |             |
| 4 今のところ予定はない   |             |

→ 問23 -1 貴自治体において、事務事業評価を行っている理由、きっかけは何ですか。（いくつでも）

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1 行政活動の効率性の向上や住民サービスの充実を図るため     |
| 2 職員の意識改革を図るため                   |
| 3 行政活動の目標や成果を住民にわかりやすく示すため       |
| 4 行政活動への住民の関心を高め、住民参加（参画）を促進するため |
| 5 実施計画の進行管理に活用するため               |
| 6 実施計画のローリングに活用するため              |
| 7 予算編成に活用するため                    |
| 8 その他（ ）                         |

→ 問23 -2 事務事業評価で対象としている事業と、実施計画で対象としている事業（実施計画事業）との関係はどのようになっていますか。（1つだけ）

- |   |
|---|
| 1 事務事業評価では、実施計画事業のほぼ全てを対象としている              |
| 2 事務事業評価では、実施計画事業の中からいくつかの事業を抽出し、それを対象としている |
| 3 事務事業評価では、実施計画事業以外に、いくつかの事業を追加し、それを対象としている |
| 4 事務事業評価と実施計画事業との関連性は特に配慮していない              |
| 5 その他（ ）                                    |
| 6 実施計画は策定していない                              |

↓ 次頁の問23 -3へ。

➤ 問23 -3 事務事業評価における評価指標や目標値等の設定は、どこで行っていますか。(1つだけ)

- 1 実施計画の中で設定している
- 2 事務事業評価の中で設定している
- 3 評価指標や目標値は設定していない
- 4 その他( )

➤ 問23 -4 事務事業評価の統轄部署はどこですか。(自由に)

(部署名)

➤ 問23 -5 実施計画の統括部署との関係は。(1つだけ)

- 1 部・局がことなる
- 2 部・局は同じであるが、課・室等が異なる
- 3 課・室等は同じであるが、係等が異なる
- 4 その他( )
- 5 実施計画は策定していない

↓  
次頁の問25へ。

➤ 問23 -6 事務事業評価、実施計画に関して、それぞれの統轄部署間では、どのような連携が図られていますか。(自由に)

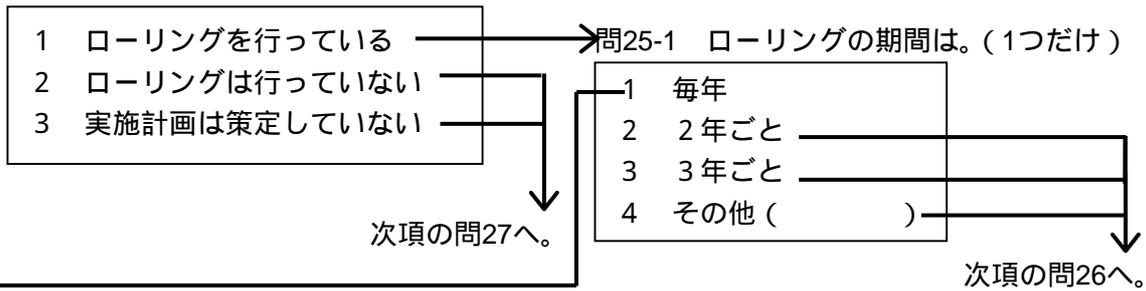
問23 -7 問23 -6の連携は、機能していますか。(1つだけ)

- 1 機能している
- 2 どちらかといえば、機能している
- 3 どちらとも言えない
- 4 どちらかといえば、機能していない
- 5 ほとんど機能していない

問24 貴自治体では、事務事業評価の内容は、実施計画に十分に反映されていると思いますか。あなたの主観に基づく意見で結構です。(1つだけ)

- 1 十分に反映されている
- 2 どちらかといえば、反映されている
- 3 どちらとも言えない
- 4 どちらかといえば、反映されていない
- 5 ほとんど反映されていない

問25 貴自治体では、実施計画のローリングを行っていますか。(1つだけ)



→問25-1-1 実施計画のローリングを、毎年行っている理由は何ですか。(いくつでも)

- 1 事務事業評価の結果を、実施計画に反映させるため
- 2 実施計画の見直しを、予算編成に反映させるため
- 3 その他( )

→問25-1-2 実施計画のローリングの時期は、事務事業評価の時期及び予算編成の時期と、どのような関係にありますか。

事務事業評価の時期との関係(1つだけ)

- 1 「事務事業評価」の前に、「実施計画のローリング」を行っている
- 2 「事務事業評価」と「実施計画のローリング」はほぼ同時に行っている
- 3 「事務事業評価」の後に、「実施計画のローリング」を行っている
- 4 「事務事業評価」と「実施計画のローリング」は、関係なく行われている
- 5 その他( )
- 6 事務事業評価は行っていない

予算編成の時期との関係(1つだけ)

- 1 「予算編成」の前に、「実施計画のローリング」を行っている
- 2 「予算編成」と「実施計画のローリング」はほぼ同時に行っている
- 3 「予算編成」の後に、「実施計画のローリング」を行っている
- 4 「予算編成」と「実施計画のローリング」は、関係なく行われている
- 5 その他( )

→問25-1-3 事務事業評価で担当課が記入するシート(例:評価シート等)と、実施計画のローリングで担当課が記入するシート(例:フォローアップシート等)は、どのような関係になっていますか。(1つだけ)

- 1 両方が、1つのシートに記入できるようになっている
- 2 別々のシートであるが、共通データ等は容易に確認できるようになっている
- 3 別々のシートであり、もう一方のシートの記入内容を確認することは難しい
- 4 その他( )
- 5 事務事業評価は行っていない

問26 その他、実施計画と予算編成とを連動させるために、貴自治体では何らかの取り組みを行っていますか。(どちらかに)

- 1 はい
- 2 いいえ

→ 問26-1  
具体的に。  
(自由に)

問27 貴自治体では、実施計画の内容は予算編成に反映されていると思いますか。あなたの主観に基づく意見で結構です。(1つだけ)

- 1 十分に反映されている
- 2 どちらかといえば、反映されている
- 3 どちらとも言えない
- 4 どちらかといえば、反映されていない
- 5 ほとんど反映されていない
- 6 実施計画は策定していない

### E. 今後の総合計画・実施計画のあり方についてお尋ねします。

---

問28 今後、総合計画・実施計画と、自治体における他の諸計画とは、どのような位置づけになるのが望ましいと思いますか。(1つだけ)

- 1 総合計画・実施計画は、当該自治体において、最も中心となる計画として位置づけていくべきである
- 2 総合計画・実施計画は、行財政に関する諸計画等とともに、当該自治体において、中心となる計画の一つとして位置づけていくべきである
- 3 総合計画・実施計画は必要であるが、当該自治体において、中心となる計画として位置づけるべきではない
- 4 地方自治法上の規定はあるものの、総合計画・実施計画は必要ではない
- 5 その他( )

問29 基本構想の期間は、どのくらいが望ましいとお考えですか。(1つだけ)

- 1 30年以上
- 2 25～30年未満
- 3 20～25年未満
- 4 15～20年未満
- 5 10～15年未満
- 6 10年未満
- 7 その他( )



問29-1 そう思う理由は何ですか。(自由に)

問30 最後に、現在の総合計画・実施計画が抱えている問題点や課題、その解決策等について、ご意見・ご提案などがありましたら、ご自由にお書きください。また、本調査に対する感想等もお書き添えいただければ幸いです。(自由に)

(総合計画・実施計画について)

---

---

---

---

---

---

---

---

(本調査について)

---

---

---

---

---

---

---

---

(その他)

---

---

---

---

---

---

ご協力ありがとうございました。





# 3部

## ゼミナールを終えて

3部は、ゼミナールを終えての参加者からの意見をもとに構成しています。



# 1. 総合計画に関する 自治体アンケート調査について

交野市企画部企画調整課 山 埜 勝 哉

## 1. はじめに

総合計画に関する自治体アンケート調査の実施にあたって、調査票の作成から分析までの一連の流れを研修生みんなで体験する地方分権ゼミナール「政策形成基礎調査研究」を受講し、総合計画に関する問題点の解決の方向性を示すまでには至りませんが、アンケート結果から考えられることや、自分自身が学んだことを述べます。本調査票の質問項目は、多岐にわたりましたが、その中から①総合計画策定への市民のかかわり ②実施計画、予算編成及び行政評価の連携 この2つの視点を切り口にしたいと思います。

## 2. 総合計画策定への市民参加の状況

総合計画策定時における住民の意見等の聞き方は、自治体の人口規模や地域区分（大阪府内・近畿圏・首都圏）によって多少異なるものの、基本的には①住民アンケート調査 ②地域別懇談会 ③計画策定委員会等における委員の住民公募 ④シンポジウムなどの手法を用いながら住民の意向を把握して計画に反映しようとする取り組みが行われている。より多くのこれらの手法を重ねて実施した自治体ほど、「住民からの意見等を反映できた」とする傾向が明らかとなっている。また総合計画を策定する上での問題点や課題についての質問、「住民の参画」「全庁的な取り組み」「有識者の参画」「自前の計画づくり」の4項目に関して重要度を尋ねる質問においても、住民の参加（参画）が最も課題であり重要事項であることが伺えた。地方分権が進展する中、地域の都市像の実現をめざし、住民との協働による計画策定と実行が欠かせないものとなっており、将来について住民とともに考える場や機会を、できる限り確保することが求められている。

## 3. 総合計画実施計画、予算編成及び行政評価の連携の状況

行政評価を導入する目的やきっかけは、①行財政改革の推進 ②実施計画の策定 ③予算編成への活用 ④行政の説明責任など、各自治体の特性を踏まえ様々な視点から進められているが、全団体の約3分の1が「実施計画や予算編成に活用しない」と回答しており、実施計画、予算及び行政評価の関係が強い団体から弱い団体までに分けられた。それぞれの性格や役割はもちろん異なるが、住民サービスを提供する行政システムの主要な柱として、それぞれが機能することが求められている。

サンプル数は少ないが、「うまく機能している」と回答した理由や手法を見てみると、①対象事業や評価指標の統一 ②同じ統括部署の設置 ③同時ヒアリングの実施 ④統一シートの作成 ⑤事業別

予算の採用などがある。厳しい財政状況の下、今後においても総合計画に掲げる施策を効率的に実現するため、いわゆるPDCAの経営サイクルを確立するとともに、行政のあらゆる分野での予算志向から目的、成果志向へのシフトが重要であると考えている。

#### 4. おわりに

特に、このゼミナールで学んだAHP手法は、住民アンケート調査の実施などに携わる機会があれば、市政全般や各行政部門での施策の優先順位をウエイト付けする手法として活用してみたいと思いました。

## 2. 地方分権ゼミナール 「政策形成基礎調査研究」に参加して

高槻市総務部行財政改革推進室 橋爪浩樹

結果報告書を見ての私のサマリー？です。興味を持った部分を記述します。

『行政評価の実施状況について』ですが、「実施している（実施する予定である）」が、＜全体＞では、「政策評価」の43.7%に対し、「事務事業評価」は65.2%と、やはり「事務事業評価」の方が取り組みやすいのでしょうか。確かに「政策評価」そのものの定義も難しい（わたしも彷徨っています・・・）ですし、本市でも「事務事業評価」から取り組みました。

＜市区町村別＞で見ると、「3つの評価（政策・施策・事務事業）」とも市町村規模が大きくなればなるほど、「実施している（実施する予定である）」という回答が多かったです。

また、「行政評価」と「財政事情」は関係すると思われれます。「実施する予定がない」という回答を＜財政力指数別＞で見ると、「3つの評価」とも「財政力指数1.00以上の普通交付税の不交付団体」に多いようです。不交付団体という「財政」の裕福な自治体に「実施する予定がない」という回答が多かったことを考えると、「行政評価」を実施する理由の一つとして「財政事情」が厳しいという要因があることを表しています。

『行政評価（事務事業評価）の実施の目的について（複数回答）』ですが、＜全体＞では、「行政活動の効率性の向上や住民サービスの充実を図る（86.4%）」が最も多く、＜近畿圏・首都圏別＞で見ても、同じ結果でした。しかし、＜近畿圏＞では、「職員の意識改革」、「予算編成に活用する」といったどちらかという内部管理のツールとして活用することを主たる目的としているのに対し、＜首都圏＞では、「行政活動の目標や成果を住民にわかりやすく示す」という外部へ情報を公開し、行政の透明性を確保することを主たる目的としているといった違いが見られました。

『行政評価（事務事業評価）と総合計画（実施計画）の統括部署について』は、＜全体＞では、「同一部署」という回答が42.9%と最も多いという結果が出ています。やはり企画部門が「行政評価（事務事業評価）」を担当する自治体が多いということでしょう。（ちなみに本市は「行革部門」が担当しているので、この回答には正直ちょっと意外でしたが・・・）しかし、驚いたことに、『行政評価（事務事業評価）と総合計画（実施計画）との連携・反映について』、「同一部署」かつ「連携が十分機能している」と回答した自治体のうち、「行政評価（事務事業評価）」の内容が「総合計画（実施計画）」に反映されていると回答した自治体は44.4%と意外と少なかったことです。なぜ、連携が十分に保たれていながら、反映できないのかという疑問が残りました。

以上、極めて部分的な記述になってしまいました・・・。

というのも、今回の研修ですが、私自身、「行政評価に関するアンケート調査とその手法」というテ

ーマを勝手に設定して研修に臨んでいたためです。(何を今更・・・)

わたしが今回この研修に参加しようと思ったきっかけは、「行政評価」を担当しているからです。「行政評価」で設定している成果指標に対して目標値を設定するにあたって、その現状値が把握できていないものが多く見受けられます。業務上、あるいは統計書等でも把握できないものについては、アンケート調査を実施して把握に努めるように促していかなくてはならないと考えています。そして、その働きかけをするからには、何かアドバイスできるように、その手法を身に付けておきたいと思い、参加させていただきました。

今回のゼミナールでは、その手法については、実務的でわかりやすいテキストをご用意いただきました。わたしの宝物として常にそばに（枕もととは言いませんが・・・）置いておき、機会があれば、存分に活用していきたいと思います。また、親切、丁寧にお話いただけだったので（一部、専門的で頭が痒くなる時もありましたが・・・）、全体的にはよく理解できました。

ゼミナールの冒頭、先生からのお願いにもありました。今回の研修で培った(?)知識や経験を実務の中で活かして欲しいと。もし、アンケート調査について（行政評価に関してだけでなく）、相談等を受けた時には、是非とも何かアドバイスしていきたいと思います。

### 3. 地方分権ゼミナール 「政策形成基礎調査研究」を受講して

茨木市企画財政部企画調整課 神谷邦夫

本市では、今年度から次期総合計画の策定作業を始めています。私は、その担当者として、今回のゼミナールのテーマがアンケート調査の手法であることから、総計策定作業において実施が予定されている住民アンケートの設計と分析に有益ではないかと思い、受講を希望しました。住民アンケートについては、多数の市民を対象に同一内容で調査できることから、行政ニーズを把握する方法としては、最も直接的であり、有効なものであるとは思っていたものの、どこまで正確にアンケート用紙からニーズの把握をできるのかという疑念も、一方では持っていました。

というのも、私はこれまで、システム開発業務を通じて、担当課からのヒヤリングやシステム要求書を使った調査などで、現行作業の問題点の発掘やシステム要求をまとめる作業を経験したことがありますが、この際に、例えば問題点として挙げられていることが実は問題点ではなく、別の事柄が問題点であるということが度々発見されたからです。その事務を一番よく知っているはずの担当者であっても、自らの知識や問題意識、あるいは視点の置き方によって、正確な問題提起ができないことがあるわけで、住民アンケートにおいても同様に、調査票から正確な問題点や要求を把握することは、非常に困難であろうと予想されたからです。このような問題を回避するポイントとなるのは、調査項目の設計方法と回答から課題あるいはニーズを抽出する手法であると考えられるので、これらの点を、このゼミナールにおいて理解、吸収したいと思いました。

3時間×6回という短い受講で、ほんの一面からの見方ではありますが、調査票の設計とデータ分析についての考え方に触れることが出来ました。私の感じたところを端的に述べれば次のようになります。すなわち、データ分析の基本は、まず、標本から母集団の属性や特徴を推測することで、母集団の平均値の推定などは、その典型例です。次に、データから得られた結論をどこまで一般化して解釈する（推測する）のか、さらに、一般化（推測）した場合に、どの程度の誤差を考慮に入れておけば良いのかについて考える思考作業もデータ分析であり、このデータ分析のストーリーをあらかじめ描いておくとともに、調査後に正確に辿れるよう（もちろん結果は予想通りにはならないにしても）、調査票を構成しておくことが調査票設計の上でのポイントとなるということです。また、設計や分析をする際には、幾つかの手法がありますが、これらを適切に用いることで、正確なデータ解釈を行うことが可能であることが分かり、受講前に抱いていた疑念は、一部解けたようでした。

ところで、このゼミナールは「政策形成基礎調査研究」と銘打っていましたが、政策形成とアンケート調査の手法との関わりはどのあたりにあるのでしょうか。よく政策形成過程は、プラン（P）・ドゥー（D）・スィー（S）のサイクルモデルで示されます。もっともらしいモデルではありますが、

もちろん現実にこのような循環サイクルで政策が形成され、実施されるわけではなく、特に、評価（S）によって政策が合理的に導き出されているわけではありません。しかしながら、所与の環境（評価、資源、制約）から論理的に施策を導こうとする手法、科学的政策形成というのは、企画部門にとってえもいわれぬ魅力があります。行政が政策形成において現実的に重視するのは、客観的に正当だと思われる政策選考ではなく、むしろ手続き上の正当性であるのですが、客観的な評価に耐えうる手法を採れるものなら採りたいというのが、説明責任をもつ側にとっての本音だと思えるからです。

今回実施したアンケートの結果を見ても、問22において、総合計画を策定する上での問題点や課題を尋ねていますが、最も回答数の多かったのは、「住民ニーズの把握とその施策への反映」でした。尤も、この回答では、住民ニーズを把握する手法に悩んでいるのか、それを反映する仕組みで困難があるのか、どちらに重心が置かれているのかは判然としませんが、どちらにしても総合計画の根拠を住民ニーズに求めようとしたときに、この根拠と計画内容とに因果関係を持たせることに苦勞している様子が伺えます。

やはり政策形成には、合理性が求められているようです。先に循環モデルを示しましたが、より詳細に見てみると、政策形成の出発点は問題発見であり、これを助けるものは「情報」です。その次は問題分析です。問題分析の成果が政策の立案に生かされるようにすべきではないでしょうか。問題分析が的確に行われ、その急所とも言うべきポイントに適合する政策手段が選択されれば、問題の解決は大きく前進することと思います。この意味において、調査分析手法は、政策の立案段階で、あるいはその直前の工程で、正確な情報を得ると同時に、政策形成プロセスを明らかにするための有効な手段の1つになると思えます。今回学んだような調査手法が、単に統計上の手法といった偏狭な扱いをされずに、行政担当者の必須の知識として受け入れられなければならないのではないかと強く感じました。

最後に、このような有意義な企画に参加する機会を与えていただいた、おおさか市町村職員研修研究センターをはじめ関係の方々、そしてなによりも楽しい講座にいただいた講師と受講生の皆さんに深く感謝いたします。非常に楽しく、有意義なゼミナールでした。

## 4. 地方分権ゼミナール 「政策形成基礎調査研究」を終了して

堺市西支所地域振興課 米村 かおる

### (はじめに)

現在、堺市では市域を6区域に別け、支所行政を行なっています。各支所で地域の特色を生かした独自の「魅力ある地域づくり推進事業」を展開しています。西支所ではその一つとして「西区域まちづくり探検隊」を行なっています。

この「西区域まちづくり探検隊」は、この地域にお住まい・お勤め・通学されている方の中から、公募により集まったメンバーで構成されています。自分たちの“まち”をより良く発展させていくために、まず自分たちの“まち”の魅力や財産を発見することから始め、自分たちのできる、これからの“まちづくり”を考え、実践しようと試みています。

平成12年に結成され、3年目となる今年度は探検隊員以外の地域の人たちにも“まちづくり”に関する意見を聞きたいと「まちづくりアンケート調査」を行なうことになりました。

今回の地方分権ゼミナールは実務に役立つアンケートの技法を学ぶということで、この「まちづくりアンケート調査」に必要なスキル（アンケート調査の必要性の検討から、最終報告書の作成まで）の習得を目標に参加しました。

### (アンケート調査の実習をおこなって)

まず、講義を受けてアンケートの基礎について学びました。

一口にアンケート調査を行なうと言っても、調査目的・対象者等によって様々なパターンがあるため、目的の明確化が非常に重要であり、その中でどの方法が一番有効なのかを検討しなければなりません。また、せっかくおこなった「アンケート調査」が使い物にならないようでは何にもならないため、回収数（率）を確保することが重要であることも学びました。

そして、研修生による「アンケート票」の設計をおこないましたが、この部分がかなり重要な作業であったように思われます。みんなの意見を取り入れて全30問（枝番を入れると70問を超え、A4-11枚もの）のボリュームのものになってしまいました。

これからの地方自治にとって「住民参画」が何よりも重要であることは間違いありません。住民の意見を聞く方法としてパブリックコメントやアンケート調査などがあります。

また、「総合計画」は、地方自治体の行政運営全般の指針となる重要な計画であり、この2つがどのように絡み合っ、各自治体の「総合計画」の中で住民の意見が、どれほど生かされているか、今回の実務アンケート調査を通して知ることは、非常に興味深いものでした。

各自治体で創意工夫をされて作成されている総合計画について（A. 貴自治体における現行の総合計画の概要、B. 貴自治体における総合計画の広報、PR等、C. 貴自治体における総合計画の策定段階での取り組みについて、D. 貴自治体における総合計画と、行政評価や予算編成との連携、E. 今後の総合計画・実施計画のあり方）の内容で大阪府の44の市町村（悉皆調査）と近畿圏の77、首都圏の129の市町村（標本調査：層化無作為抽出法）の項目についてアンケート調査をおこない、大阪府の38の市町村、近畿圏の52、首都圏の91の市町村から回答をいただきました。

かなりのボリュームがあるにも関わらず、72.4%の自治体より回答をいただき、担当者の方々のご協力に感謝します。大きな反響があったことに、このアンケート調査の意義を感じます。このような生のデータを基に様々な角度からの分析が可能と思われませんが、私自身の仕事と最も関係のある「住民参画」ということについて考えてみたいと思います。

### （各自治体における総合計画の策定段階での取り組みについて）

全体の98.3%の自治体では「総合計画」を策定するにあたり、住民の意見を聞いており、その中身として「住民アンケート調査」が93.8%と最も多く、次に「地域（地区）別懇談会」42.1%「計画策定委員会等における委員の住民公募」38.8%と続いています。この結果と一般行政職員数との比較では、職員数が多いほど特に1000人以上の自治体では「計画策定委員会等における委員の住民公募」「総合計画やまちづくりに関するセミナー・勉強会」「シンポジウム」「パブリックコメント等手続き」等がおこなわれています。職員数が多いということは住民数も多いと考えられ、大都市で住民の意見を何らかの形で聞いていることが考えられます。

そして8割の自治体は住民の意見を反映できていると考えているようです。住民の意見を聞く中身を見ますと「総合計画やまちづくりに関するセミナー・勉強会」「ワークショップ」等が、他のものよりポイントが高くなっています。

しかし、実際の素案づくりの段階になると、「全庁的（部局横断的）な組織において決定をした」と行政主導となり、総合計画の最終的意思決定の段階まで続いていきます。これは仕方のないことかもしれない。住民に素案を作成してもらうということはかなり難しいであろうし、最終的意思決定においても同じことが言えるでしょう。

住民には住民の得意な分野で、自治体には自治体の得意な分野で協働していくことが重要となります。ただ、策定段階において住民の意見を充分に聞いておくことが必要となります。

「住民の参画」「全庁的な取り組み」「学識経験者等有識者の参画」「自前の計画づくり」との関係ではAHPという手法で分析をおこない、おもしろい結果が出ました。それぞれの関係で、「住民の参画」にウェイトをおいているところがやはり多く見受けられましたが、市区・町・村別で見ると、特例市・中核市・政令市においては、「住民参画」より「全庁的な取り組み」にウェイトが高なくなりました。人口が増えるほど「住民参画」がより難しくなる状況を表していると思います。

次に問題点や課題は何ですかの設問に対し、「住民ニーズの把握とその施策への反映」「計画設計における住民の参加（参画）」が多く、多様化する住民ニーズの把握や住民参画がこれからのまちづくり

に重要であることを認識している証であると思われます。

### (アンケート調査をおこなってみて)

先日11月9日、「西区域まちづくり探検隊」の隊員が、地域の人たちが一同に集う「西区域ふれあいまつり」の会場において、地域の人たちに、「まちづくりに関するアンケート調査」をおこないました。また、一週間後の11月16日には区域内にある羽衣国際大学の学生も加わり、6ヶ所の駅とスーパーの店先で街頭アンケートを行ないました。

このアンケート調査は、隊員がこの2年間自分たちで“まち”を見て、自分たちの“まち”がこうなればいいなと感じていることと、隊員以外の地域の人たちが普段自分たちの住んでいる“まち”について思っていることが同じなのか、それとも違うのかを検証し、これからの地域の“まちづくり”のあり方を検討する目的でおこないました。

設問も隊員が自ら考え、積極的に地域の人々にアンケート調査をおこないました。

地域のまつりである“西区域ふれあいまつり”の会場では625の方にアンケートに答えていただき、駅では510部配布し、320部回収することができました。

現在、調査結果について分析をおこなっています。隊員たちの一人一人が意欲を持ち、地域の核となってくれる人材の大きく成長してくれたことに喜びを感じ、住民自身が自分たちの“まち”の人たちに「住民アンケート」をおこなったことの意義を強く感じます。このエネルギーや隊員の輪がこれからの地域づくりに繋がっていくことを希望しています。

### (終わりに)

今回の地方分権ゼミナール「政策形成基礎調査研究」に参加して、アンケート調査の技法だけでなく、多くのことを学ばさせていただきました。このゼミに参加してみると、研修生はほとんどが企画部門の方々に、私だけが場違いのところにきたようでしたが、仕事の内容や考え方をお聞きして、今まで経験したことのない仕事やものの見方など興味深く、非常に刺激になりました。アンケートの技法についてもすべてを習得できたとは言えませんが、早速自分の仕事の中に生かせるのではないかと思います。この住民アンケート調査の結果はまだ出ていませんが、今年度中には探検隊の活動記録と一緒に報告書としてまとめていきます。また、今後展開していく「区域計画」の中では貴重な資料となっていくことでしょう。

最後になりましたが、根気良く指導いただいた講師の拾井さんをはじめ、いろいろな情報の提供をいただきお世話になった地方分権ゼミナール担当職員の皆様に厚く感謝申し上げます。

## 5. 自治体と総合計画について

吹田市企画部政策推進室 池田立夏

### 1. はじめに

今回、このゼミナールに参加するきっかけは、ちょうどゼミナール実施期間中に、我が市で次期総合計画の策定にむけ市民意識調査の実施を控え、その参考にと考えたことでした。ゼミに参加する時点では、アンケート調査についてどのような手法があるのか、分析に際しての留意点は何かという、おもに調査・分析方法について関心が高かったのですが、実際ゼミに参加して、自治体を対象に総合計画に関するアンケートを作成する過程で、総合計画そのものの捉え方について自分の中で整理がつかないことに気づかされました。そこで、今回のゼミを通して考えた、自治体における総合計画のあり方について述べたいと思います。

### 2. 総合計画の意義

市町村において総合計画を策定する理由は、地方自治法第2条第4項の「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」という条文に基づいている。つまり、市町村は日々の仕事を場当たりにこなすのではなく、長期的な視野をもって策定された「総合計画」に沿って、計画的に行政運営をなささい、ということであり、ゆえに総合計画は市町村における計画の上位を占めるということになっている。

しかし総合計画の実態を見ると、その文章は総花的であり具体性にかける。結果、実際の業務は各担当課において処理され、「総合計画」と書かれた冊子は各課の本棚に並べられておしまい、という光景が見受けられるのである。なぜそのようなことが起きてしまうのであろうか。

### 3. 総合計画の課題

総合計画を実効性のあるものにするためには、何が原因で総合計画が機能していないのか、その理由を洗い出す必要がある。ゼミナールの中で、総合計画について自治体に対して聞きたい項目を挙げていくうちに、現在の総合計画の問題点が浮かんできたように思う。ゼミで実施したアンケート調査では、「総合計画の策定段階での取り組み等について」と「行政評価や予算編成との連携について」という2点に重点を置いて調査項目を組み立てた。

まず「総合計画の策定段階での取り組み等について」は、主に総合計画の策定主体がどこにあるか、市民が参加しているかについてたずねている。従来の総合計画の策定方法は、企画部門で原案が作ら

れ、それについての意見を求めるというのが主流であった。しかし、このような方法で策定された計画では、職員も住民も計画策定にかかわったという実感がわかず、結果として出来上がった計画に興味を持たないという現象がおきたのではないかと思う。アンケートの結果を見ると、多くの市町村が計画策定のために全庁的な組織を作っており、また計画策定の素案作りの段階で、委員に市民を含めている自治体も出てきている。このように策定段階から多くの人に参加を呼びかけることは、計画への関心を高めるきっかけになるであろう。ただし、計画の策定にのみ関わり、その後の進行管理には携わらないというのでは、せっかく策定した計画も無意味に終わる可能性もある。

次に「行政評価や予算編成との連携について」では、総合計画と行政評価、予算編成が体系的に実施されているかについて聞いた。近年、行政の効率的な運営を図るために注目されている行政評価だが、総合計画の理念の実現を図るためにも、非常に有用なツールである。現在の総合計画は、PDCAサイクルのような進行管理のシステムを持たないことが多いが、行政評価を組み合わせることによって、計画の進捗状況を常にチェックすることができる。また、予算編成とも連携をとることによって、計画的・効率的な予算配分を行うことができるであろう。しかしながら、総合計画・行政評価・予算編成を連動させている自治体でも、うまく連動していると感じている自治体の割合はまだ低く、これからシステムを構築していく必要があるだろう。

「市民参加のまちづくり」、「行政評価による施策の進行管理」は、現在の行政の大きな流れとして各自治体に取り組んでいるところだと思われるが、これらは導入することの意味を考えた上で実施しなければ、ただの事務量が増加したという結果になりかねない。世の流れだから住民に参加してもらい、行政評価を実施する、というのではなく、なんのために実施するのか、どのような実施方法が最も導入する意義を最大限に引き出せるのかを常に考えながら実施していく必要があると感じている。

#### 4. 最後に

今回、このゼミナールに参加することができ、アンケートの分析方法などを学ぶだけでなく、行政に関わる人間として自身を考えるよい機会となりました。このような機会を下さった、講師の拾井様、各自治体、マッセOSAKAの皆様に、最後になりますがお礼を申し上げます。



等、当然のことながら比較的明るく、響きのよい言葉の使用頻度が順不同で高いものとなっています。

ただし、『総合計画・実施計画について』の自由意見に見られるように、

「総合計画は、市民に夢を与えるものであるべきと考えるが、昨今の経済事情や財政状況を顧みると実現可能な夢が描きにくい。また、夢を与えようとすればするほど現実と乖離していく。」(D 市)と、現実の重さが夢の大きさを圧縮してしまい、創造そのものをも困難にしている様子が窺えます。

また、余談ながら最近耳にしたところでは、ある自治体において高齢者対象に“いきいき健康で豊かな暮らし方”を提案した際、「職員の方がよほど元気がなく、いきいきとしていない」と激励の意を込め一喝されたという笑えない話もあります。

結果として、総合計画の内容はサブタイトル等の理念を具体化できず、

「財政状況の悪化もあり、総合計画のなかで具体的な事業計画に言及できない部分もあり、市民から計画を見た場合、総論的でわかりにくいという指摘もある」(E 市)

と、ならざるを得ないジレンマが生じているようです。

住民参加の推進を図るために、策定段階から住民の意見等を聴取した自治体は全体の98.3%に上り、「住民アンケート調査」(93.8%)を筆頭に「地域(地区)別懇談会」、「計画策定委員会等における委員の住民公募」、「住民活動団体等へのヒアリング」とさまざまな取組みが実施されています。実施した8割強の自治体において、おおむね住民の意見を「総合計画」に反映することができた、という回答を得ています。

しかし、一方で住民参画のルールが確立している自治体は現在立案中も含め全体の14.4%に止まり、研修生間の雑談の中では、質的量的な意味において、どのような条件が整い、且つ、内容が確認されれば客観的に「民意を計画に反映することができた」と判断されるのか、という現実的な疑問も発言され、切実な課題として残りました。

また、総合計画に対する住民の周知度は、各自治体において工夫をされているものの、あくまで予測の範疇で全体の平均が42.1%と半数を下回り、根拠として

「選挙の投票率」(F 市)

と、関心の低さを嘆かざるを得ない状況にあります。

『総合計画を策定するうえでの問題点や課題は何ですか』との設問に対する回答として、“住民ニーズの把握とその施策への反映”(72.4%)、“計画策定における住民の参加(参画)”(65.2%)、“住民の関心の高揚”(53.6%)が上位を占めた結果に前述した現状を考え併せると、住民と自治体の関係形成になお一層の取組みが求められているといえます。

このことは、厳しさを増す経済状況や少子高齢社会に対する将来不安とともに、責任の所在を明確にすることなく、まるで自然現象でこうなったかのごとく、すでに過去のものとして封印してしまった「失われた10年」の総括が行政側の責務として果たされていないことが住民との信頼関係に微妙な影響を与えているのでは、と懸念されます。

住民がある意味での“あきらめ”を、行政がある種の“祈り”に近い心情を持った関係において、

山積する難題の解決は期待できない、と考えざるを得ません。

地方分権へのプログラムも国主導で“金融ビッグバン”と同様の手順で進行しており、

「市町合併が決まった場合、現在の総合計画の位置付けがどうなるのか、合併後再び総合計画を作り直さないといけないのか、わからないことが多い」(G 町)

と、新たな苦悩も生まれています。

『基本構想の期間』についての設問においては、「現行の構想期間」より「望ましい構想期間」のほうが短い自治体が「望ましい構想期間」のほうが長い自治体を上回っており、構想期間の縮減傾向にあるといえます。

理由として、

「社会における様々なサイクルが短くなっていること、また高齢化の進展による社会の変化が予測しづらいため」(H 市)

「社会情勢の変化のスピードに長期間の計画では対応できない」(I 町)

との声が多数を形成している印象を受けました。

確かに、このゼミナールが始まった当時は日韓共催のW杯サッカーに国内も沸きかえっていましたが、研修の最終日前日には日朝首脳会談が実現し、未確認ではあるものの衝撃の事実関係が明らかになりました。

ただし、問題や課題に対する施策は、内容や性質によって、また、効果の面からも適切な期間で講ぜられるべきで、一律に短期間での解決を目指す構想は、結果的に時代に翻弄され問題を増嵩する恐れがあることも、歴史の反省の中から学ぶべきことかもしれません。

したがって、個人的には

「総合計画が基本構想、基本計画、実施計画の三層で構成されとした場合、実効性は基本計画と実施計画に負わせるとして、基本構想は目標像の掲示をその存在意義とするため。また、物事の遷り変わりのテンポが速い今日、これに対応しようとする、基本計画の期間と限りなく接近してしまう可能性があるが、こんな時代だからこそ敢えて時間に流されない構想を設定することに意義……」

(J 市)

との回答に最も共感を覚え、

「10年程度とし、5年後に一部見直しをする程度がよいと思われる（5年で状況は一変することもあるから）」(K 市)

との意見にあるように、年数は別として、適時必要箇所の改訂を重ねるスタンスが好ましい、と考えております。

「総合計画」と「行政評価」「予算編成」との連携については、各自治体共通して最も関心の高いところではありますが、サンプルが少ないことと分析者の能力不足が重なって現段階での評価は難しく、たとえば住民と自治体間の信頼関係の構築等、単純な費用対効果で測定できない見えざる財産形成について、どのような評価を実施していくべきものか、今後の命題として残りました。

×××

このゼミナールも終わりに近づいた頃、倉本聰氏のテレビドラマ「北の国から2002遺言」を観る機会に恵まれました。

主人公の青年は故郷富良野の長老に事業の失敗で背負うことになった1,500万円の無利子の借金があり、道内の羅臼で漁業関連の職に就いている。毎月3万円の返済であったが、やがて滞りがちとなり返済を止めてしまう。完済までの長い歳月にアホらしくなったからである。毎月3万円の返済は、決して無理なものではなかった。携帯電話の出会い系サイトに興じ、毎月の通話料がそれ以上の額になることも珍しくなかった。貸主に申し訳ないという気持ちもあったが、やはり返す気になれなかった。

その後、起こった出来事がきっかけとなり、青年は故郷に帰り、寝たきりとなった長老に不義理を詫げる。長老は、借金が原因で富良野に帰り辛かったのでは、と心を痛めていたことを青年に伝える。この地で新しい家族を迎えることになった青年は、長老の介護の世話を始めるとともに毎月の返済を再開することを決意する。

このドラマにおいて、青年のエピソード以外にも携帯電話がある象徴として、大切な役割を演じています。ドラマを観ながら、私は以前読んだ作者のインタビュー記事を思い出していました。記事の内容は、『無人島に何かひとつ持っていくことができるとしたら、何を持っていくか』とのアンケート調査に、都会の若者が回答した第一位は他を引き離し“携帯電話”であり、偶然調査結果を知った氏が富良野で共同生活をしている塾生に同じ質問をしたところ、“ひと（人間）”と返事をした、というものであり、この記憶がドラマの重要なコンセプトのひとつになっている、と推測されます。

この十年で急速に普及した“携帯電話”を「現代文明の享楽主義」の象徴として用い、また、我が国の抱える気の遠くなるような数字の負債を青年の借金に見立て、やや理想主義、美談に過ぎるところはあるものの、このドラマは自然と人間の共生、すなわち、その摂理に畏敬の念を抱き、その流れと相談しながら、“ひと（人間）”は、できる範囲で自身ができることに誠意を込めて生涯つとめなければならない、とメッセージを発信しています。

×××

私事で恐縮ですが、今春病院から教育委員会へ異動になりました。

双方を経験することで、少子高齢社会の暮らしに与える負荷は想像以上に大きいものとなるであろうことを覚りました。

病院においては、“ひと（人間）”にはさまざまな顔があることを学びました。本当に悲しいとき、“ひと（人間）”は悲しい顔すらすることができないことを教えられました。

自らの運命<sup>さだめ</sup>を悟り、自然にそれを受け入れ、もっとも穏やかな気持ちで静かにそのときを迎える過程の実現が高齢社会の本格化に伴い、昔とは違い容易でない状況になりました。何かに急かされるように慌しく、病室は常に満床で、後には入院予約の患者が溢れんばかりに控えておられ、それが何か

の合図であるかのごとく、相室から個室に移され、やがてそのときが訪れます。

いわゆる“団塊の世代”に当たる先輩職員は、

「我々の世代は産まれてくる時も競争、亡くなる時もベッドを争い、競争」と笑っておられたが、私は咄嗟に表情を造ることもできず、言葉を失っていました。

教育委員会は“未来への希望”に満ち溢れてほしいとの期待を抱いておりましたが、現実には厳しく、教育の現場から、こどもの成長とともに保護者も親として成長していく過程（課程？）が失われつつあるのかな、と心配になることも時々あります。

直接の担当ではないものの、経済不況の影響か、たくさんの保護者が学用品代や給食費等の援助の申請に来られます。駐車券を片手に申請中も友人からの着信があったりと、マイカーも携帯電話も必需品となっていますが、ごく一部の保護者で援助を受けられていても学校に納めるべき諸費用が納められていないとの話を聞くと、残念に思います。

今日もテレビのニュースでは、

「〇〇国は、外交上世界の常識が通用しない国」

と、評論家の辛辣なコメントが放送されていますが、自家用車の維持費や携帯電話の高額な通話料を払うことができても、教育費は援助に頼らざるを得ない、また、こどもの給食費は滞りがちとなってしまいう実態のある我が国が世界の中でどれくらい常識のある国なのか、自信が持てず、若い保護者の価値観（優先順位）に違和感すら覚えます。

働くと援助金の支給が受けられなくなる、と堂々とおっしゃる保護者もおられて、高齢社会を支えるどころか、親となっても若い世代が自立できない状況も深刻さを増していると感じています。

×××

我が国の諸制度も成立した時代時代において、必然のものであり、また、効果的なものであったと確認しつつも、やはり、大きな転換期を迎えていると思われれます。

最近、“ひと（人間）”“もの（物）”“システム（制度）”各々の沸点が近づいているような予感がします。一度、すべてをリセットすることが必要であると考えております。最新の精密情報機器であっても大半のトラブルは再起動（再稼動）で解決します。同様に、楽観的と批判を受けるかもしれませんが、各自治体の抱える難題もリセットすることにより、案外簡単に不具合が解消するかもしれません。その際に、とりわけ重要になるのは三つの要素の中で、“ひと（人間）”のリセットにあると考えています。既成概念を取り払い、一度冷静に考えてみることで意外な問題の解決策を発見できるかもしれません。拾井先生が講義の最後に説かれた、住民ニーズの新たな発掘のため、なお一層の規制緩和を実現することもこの過程の中で可能となり、地域の活性化を図ることができると考えております。

一方で、かかる対処をしても不調に終わった問題については、早急に部品交換等手を加え原因分析をし、再構築せざるを得ないものと覚悟しております。

×××

以上がこのゼミナールの期間に起こった出来事と、ゼミナールを受講することで「これからの10年」についてとりとめもなく考えたことです。 と、記している間に年の瀬を迎えてしまいました。

よくよく考えてみると、テレビドラマをじっくり観賞する暇があるにもかかわらず、大した仕事もせず、ダラダラと要点の欠落した報告書を作成している私こそ取り急ぎリセットされなければならない、と猛省している今日この頃です。

最後になりましたが、専門書も少なく独学では修得がむずかしいテーマについて、失敗談も含めノウハウや考え方を解りやすく、惜しみなく御講義賜った拾井先生、たいへんお世話になったマッセ OSAKAのスタッフの皆様、示唆に富む指摘を頂戴した同学の研修生諸氏を初め、この機会を与えていただいたすべての方にこの場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

## 7. 地方分権ゼミナール 「政策形成基礎調査研究」に参加して

豊中市人権文化部文化国際課 高橋 明

地方分権ゼミナール「政策形成基礎調査研究」のメンバーは、意欲のある方々ばかりで、楽しくも緊張感のある時間を共に過ごすことができたのではと思っています。

私自身は、一般的にアンケート調査の手法を知ることができればという程度の気持ちで参加しました。過去に携わったアンケート調査では、手探り手作りで行いました。行きつ戻りつで調査票の検討を行いましたので、もう少し効率的にできればという思いがありました。

「テーマが総合計画に関する自治体アンケート調査」ということで、総合計画担当部署のメンバーの割合が多かったのは当然のことでしょう。しかし、私のようにアンケート調査のイロハを学びたいメンバー、これから総合計画に関する住民アンケートをする予定のメンバーなど、各人がいろいろな思惑で参加していることも、議論に多様性がありおもしろかったです。

第一線で活躍されている拾井先生の講義は、実質的でわかりやすいものでした。これからも、財政難の時代は暫く続くと考えられますが、同時に行政の透明性の確保や、住民参加は至極当然のこととして進まなければなりません。そんな状況の中で、住民アンケートも増えることはあれ、減ることはないと思われま

す。今はすぐ業務でアンケート調査をやる予定もありませんが、何かの機会にアンケート調査を手掛けることになれば、今回のゼミナール受講が役立ちそうなので心強く感じています。

ただ、調査票の作成や、集計作業、報告書の作成といった業務量の重い地道な作業については、拾井先生や事務局の方々をお願いすることになってしまい、申し訳なく感じるとともに、もっと時間があれば手掛けることができたのではと思っています。

何はともあれ、拾井先生と、このゼミナールの機会を作っていただきましたマッセO S A K Aの事務局の皆さんには感謝しています。どうもありがとうございました。

あと、「総合計画に関する自治体アンケート調査票 結果報告書」を見て感じたことや自分なりの問題点を申し述べたいと思います。

### 1. 総合計画で地域（地区）別計画を策定している自治体は11%

何らかの形で、地域（地区）別の行政課題を盛り込んでいる自治体があって、計画の中に地域性を盛り込もうとしているのか、特定の地域にその自治体としての大きな行政課題があるところで、地区別計画をもっているものと推察されます。中でも大阪府内では、26.3%の自治体が「策定している」と回答していますが、設問が極めて端的なので、実際はそれぞれどんなものを作っているのか興味深

いところでは。

## 2. 総合計画を策定するにあたり、98.3%の自治体が住民の意見を聞いたと回答

ほぼ全ての自治体が、住民の意見を聞いたという結果ですが、その中身は、住民アンケート調査、地域別懇談会、計画策定委員会等における委員の住民公募・・・と用意した選択肢だけでも10あるくらい多様な形態があります。

アンケート調査は8割以上の自治体で行っていますが、地域別懇談会、計画策定委員会等における委員の住民公募、シンポジウム、総合計画やまちづくりに関する勉強会セミナーは、職員規模が千人以上になると増えてくるということで、あの手この手で住民参加を取り込もうという工夫が感じられると思います。

総合計画を策定するうえでの問題点や課題として、72.4%の自治体が「住民ニーズの把握と、その施策への反映」、65.2%の自治体が「計画策定における住民の参画」と回答しており、総合計画への住民参加が最も大きな問題となっていることがわかります。

## 3. 総合計画と行政評価や予算編成との連携

政策評価、施策評価は90%以上の自治体が行っていません。事務事業評価になると、「これから実施予定」も入れると65.2%が実施もしくは実施予定と一気に多くなります。

そのような少ないサンプルの中からですが、財政力指数が0から1へポイントが上がるにつれて行政評価を実施もしくは実施予定が多くなります。行政評価を自立的かつ効率的な財政運営の一つとして考えている自治体が多いことがわかります。

しかし、行政評価を導入している自治体の理由としては、「行政活動の効率性の向上や住民サービスの充実を図るため」が86.4%、「職員の意識改革を図るため」が72.7%、「行政活動の目標や成果を住民にわかりやすく示すため」が63.6%と続き、予算編成や総合計画への活用は、さらにその次となっています。

## 4. 総合計画のローリングを行っている自治体は77.9%

中でも毎年ローリングを行うと回答した自治体は71.6%を占め、毎年ローリングを行う理由として、「実施計画の見直しを、予算編成に反映させるため」が90.1%と圧倒的多数となっています。

毎年ローリングを行っている自治体の中で、28%が「事務事業評価と実施計画のローリングを同じシートに記入できる」よう効率化が図られています。

また、実施計画と予算編成を連動させる何らかの取り組みを行っている自治体が50.0%あり、個別にどんな取り組みを行っているのか興味のあるところですが、アンケートでは捕捉していません。

ローリングを行っている自治体の中で、実施計画の内容は予算編成に反映されていると回答した自治体は、85.3%と成果があがっていることがわかります。

30問にわたる設問の中から、「総合計画への住民参加」、「総合計画（実施計画）と予算との連動」の今日的な二つの関心事に絞ってあげてみました。

この二つの流れは、総合計画に限ったことではなく、中位計画の策定と進行管理など、行政のあらゆる分野でも必要とされているのではと考えます。今回のゼミナール参加を日常業務の中で生かしていきたいと思います。

## 8. 「地方分権ゼミナール」を終えて

寝屋川市企画財政部企画政策室 岡本隆史

### はじめに

このたびのマッセOSAKA主催の研究活動「地方分権ゼミナール－政策形成基礎調査研究－」は、私にとって初めての『ゼミナール』形式による受講となりました。寝屋川市からは、公私様々な事情も交じり合い、総合計画関連の研修という意味合いで、なんと私に“白羽の矢!?”がたったのです。もちろん企画政策室に配属されて1年目の私は、当初、お断わりするつもりでした。しかし寝屋川市からマッセOSAKAへ出向している先輩職員もおられることもあり、援助を期待して参加する運びとなりました。ところが、後日、マッセの研究担当者より送られてきた講義内容をみて唖然としました。研究の趣旨は「総合計画の研究」ではなく、「アンケート調査」による手法等の講義及び全国の自治体に対して実際にアンケート調査を実施し、分析を行うことだったからです。

ほとんど皆無に近い知識、初めてのゼミ形式など、とにかく不安が一杯で迎えた初日でありました。ところが、参加者全員が丸く囲んだテーブルに座り、その席で私以外の8市町村の方々と自己紹介やゼミナールに参加する意気込み等をしばらく聞いていると、私自身も徐々に刺激されはじめ、意欲がみなぎってくるを感覚を味わいました。それから次第に全体がリラックスできた要因としては、今回、講師をしていただいた、日本システム開発研究所の拾井さんによる、アットホームな雰囲気率先して作り上げておられたのが大きかったように思います。

### 研修を受講するにあたり

今回のゼミナールに参加するにあたり、「アンケート調査」に対する失敗や反省また知りたい点をレポートにて提出するようにとの事前の課題がありました。私は、アンケート調査に関する実務に直接携わったことがないため、失敗や反省等について、経験上述べることができません。その代わりに窓口業務での経験を語ることにしました。とはいいつつも、寝屋川市で定期的実施している「市民サービスアンケート」に対する市民の意識は、あまり協力的でない程度のことしか理解しておらず、レポートと呼ぶにはあまりにも質素な内容でした。

私にとっては、今回のゼミナールでは、講義を通じておこなわれるアンケート調査の結果を参考にして、今、自分が業務上の立場と密接な関係にある総合計画の策定・管理を行っていくうえで、フィードバックできることを主眼に研究することにしました。総合計画を、「総合計画と市民」「総合計画と職員」という2つの観点で捉えなおしてみることにしました。よって、他の自治体がいかに住民ニーズを把握し、また総合計画に反映させるための努力をしているのか、さらには自治体の職員が総合

計画に対してどれほどの意識をもって、その事務に取り組んでいるのか、そこに私の問題意識を注ぐことにしました。

## 自治体と総合計画

自治体が住民ニーズをいかに把握できるかを考える上で、住民が考える問題の発見とこれからの課題の抽出をより効率的にスピードをもって捉えることが最大のテーマであると私は考えています。住民はサービスの拡充という点では、自治体に対して改善を求めてくることが多いように思いますが、一方では自治体の窓口業務以外のことに関しては無関心な傾向にあるように思います。先ほども述べましたが、窓口アンケート調査を実施しても、あまり積極的に回答をしてもらえないのも、その現れの一つではないでしょうか。

そこで、今回のアンケート調査には、「行政における総合計画との関わりとは何かについて、市民の方々に知ってもらうためにどのような手法を用いているのか」また「どの程度の職員が総合計画に対する意識をもっているのか」を質問に追加して実施することにしました。

## アンケート調査の実施・結果

全体で約30の質問を作成しましたが、その中には担当者が回答する上で、頭を悩ますのではないかとされる質問もいくつか見受けられました。しかしながら、回収してみると、意外と無回答を避けていただいている自治体が多く、大変協力的でした。また、回答の中には、担当者の主観では「回答できない」とはっきり断ってくる自治体もありましたが、反面、それだけどの自治体もこのアンケート調査が、当ゼミナールの研究材料のためでなく、総合計画に対する意識が高い証拠ではないかと、うれしく思いました。

様々な回答がありましたが、特に注目していた市民ニーズの把握の質問に関しては、9割以上もの自治体が住民アンケート調査を実施していることがわかり、そのうち8割程度の自治体が基本構想に反映できたという結果となりました。当初、私が予想していたとおり、どの自治体も地域住民とのコミュニケーションを図るひとつの方法として、アンケート調査を試みていたようです。それ以外にも、審議会・市民集会・公聴会といったものも採用し、多種多様な住民参加手法を用い努力をしていることがわかりました。このように、住民参加による総合計画策定は、自治体が住民への行政活動を説明する機会にもなっていることから、積極的に導入されているように思います。

近年、地方分権時代にあって、急速に行政主導から住民主導に自治体自身が変革していくことが重要な問題なのです。特に住民に身近な市町村が環境の変化に適切に対応することが求められます。そこで、自治体内部に目を向けてみると、総合計画の周知を職員に行っているかの質問に関しては、平均して6割程度が周知されているという結果がでています。この質問は、担当者の主観的な判断によるところがおおく、すべて鵜呑みにすることはできませんが、おそらく実際の割合は、良くて同程度と考えられるでしょう。この結果から、自治体職員の業務に対する意識自体が前例踏襲主義に侵され、変化を好まないことが、よく現れているように思います。また総合計画策定においては、各部門にお

ける部局の担当者以外の職員は、ほとんど総合計画に関心がなく、さらに総合計画を担当する職員においても自治体全体で計画を策定し、進行管理していくというトータルな視点が低いように感じられました。

## 終わりに

自治体と総合計画の関係は、総合的な観点から政策の体系化を図る上で、もっとも密接していなければならないでしょう。当然住民のニーズを把握したうえで、計画を策定すべきでしょうし、周りを取り囲む環境の変化に対応した計画づくりが求められています。まず、自治体がすべきことは、総合計画を作成するうえで、自治体の専門性を高めることが必要で、さらに組織的な問題として、その専門性を生かしたタテ割り部局と全体的な整合性を確保するためのヨコ割部局との政策連携が早急に確立し、これまでのような、悪循環を改善することが必要ではないでしょうか。

長いようで短かった6回のゼミナールで、総合計画に対する私自身の価値観が変わったような気がします。本来なら、アンケート手法について研究すべきでありましたが、問題意識が総合計画にのみ偏っていたためこのようなかたちで研究を終えることになり、講師の拾井さんには申し訳ない気はしますが、私自身大きな財産となりました。

これからは、この研究会を教訓に、時代の変化に対応できる柔軟な考え方・方針を展開できる新たな総合計画の作成に全力を注ぎたいと思っています。

# 9. 地方分権ゼミナール (政策形成基礎調査研究)の受講を終えて

岸和田市企画調整部企画課 田中 浩二

## I. はじめに

私が今回このゼミナールに参加した理由は2点ある。まず1点目は、「総合計画」というテーマでアンケート調査を行うということ。企画課に異動してきたばかりの私にとって、「計画行政」を他市区町村でどのように取り組んでいるのか、そもそも「総合計画」とは何ぞやという興味・関心があったからである。2点目として、ゼミナールの運営方法が、「アンケート調査」手法について、その設計・分析方法等を学んだ上で、実際に調査票を作成し、分析を試みるという方法であったこと。これまでアンケートと言っても、自分自身には何の知識もなく、漠然とつくるが多かったため、今回、基本的な事項を学べるということもあり魅力を感じたのである。

本来であれば、アンケート調査の結果から、分析を試みるべきであろうが、それは、『総合計画に関する自治体アンケート調査結果報告書』（以下、「結果報告書」とする）に委ね、あくまでアンケート調査結果等からの個人的な感想を主として書き進めて行きたい。

## II. 総合計画の構造 ～基本計画策定の有無～

地方自治法の昭和44年の改正により、市町村の場合には、「その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」（2条4項）こととなった。したがって、地方自治法の規定上、作らなければいけないのは、「基本構想」のみである。しかし、「基本構想」に加えて、「基本計画」・「実施計画」の3層構造をとる自治体が大部分であり、また、いわゆる「総合計画」と言った場合には、「基本構想」・「基本計画」をあわせて称することが多いのが実態のようである。

今回行った「総合計画に関する自治体アンケート」（以下、「自治体アンケート」とする。なお、調査の概要等については、下記表参照）調査において、基本計画策定の有無を尋ねた問4では、基本計画を策定している自治体は94.5%であった（結果報告書 p.62、図A-7参照）。

回答をいただいた自治体において、基本計画を策定していないのは、東京都の1区と無回答を除いては、すべて町村であった（結果報告書 p.62、図A-8参照）。特に策定していない割合の高かった奈良県において、「策定していない」もしくは「無回答」であった自治体では、そもそも「総合計画に該当するものがない」、または「策定していない」といったところが多かった。これはおそらく、「総合計画」と称するものがないということであって、基本構想に基づいて、計画行政はしっかりなされていることであろうと思われる。

住民に身近な行政サービスを継続的・計画的に提供していかなければならない基礎自治体である市区町村にとって、長期的な行政運営を行うための指針をもつことは極めて重要であると思う。

しかし、昨今のように経済情勢が不安定化、住民ニーズの多様化等、目まぐるしい社会状況の変化に対応しうるような、長期動向を正確に予測した現実的な計画を策定することは、とても難しくなってきた。だからと言って、策定すること自体が目標となってしまっているような、総花的な内容の、まさに「絵に描いた餅」状態の総合計画では計画行政を進めるという点で意味をなさない。ただ、現在の不況な時代を反映して、あまりに現実すぎるのもどうであろう。個人的に「まちづくり」には、やはり「夢」の部分も必要であると思う。それこそ、住民と行政がともに見ることのできる「夢」がなければ、「まちづくり」は行き詰ってしまう気がするのである。一步一步、少しずつでも計画を実現し、「夢」に近づいて行くということが大切であり、それを住民と行政がともに実感できる小さな達成感の積み重ねが、「まちづくり」のさらなる原動力へ、そして住民と行政を信頼関係で結びつけるきっかけになっていくのだと思う。

よって、策定するための計画から、実行・実現するための計画へと総合計画を変えていかなければいけない。そのためにも、評価や予算との連携をはかるとともに、進行管理を進めていく必要がある。

#### 「総合計画に関する自治体アンケート」調査の概要等

実施時期	2002年7月
調査方法	郵送配布・回収
調査対象	250自治体 首都圏129自治体 近畿圏121自治体
回収率	72.4% (181自治体) 首都圏70.54% (91自治体) 近畿圏74.38% (90自治体)

### Ⅲ. 事務事業評価・実施計画・予算の関係

自治体アンケートの間23③-1では、事務事業評価を「昨年度以前から行っている」44自治体に、「行っている理由、きっかけ」を複数回答により尋ねた（結果報告書、p.119、図D-4参照）。

「行政活動の効率性の向上や住民サービスの充実を図るため」が86.4%で最も多い。次いで「職員の意識改革を図るため」が72.7%、「行政活動の目標や成果を住民にわかりやすく示すため」が63.6%、「予算編成に活用するため」が45.5%、「実施計画のローリングに活用するため」が34.1%、「実施計画の進行管理に活用するため」が31.8%という順で続く。「行政活動への住民の関心を高め、住民参加を促進するため」は11.4%と最も少なかった。

これを近畿圏と首都圏とで比較（結果報告書、p.119、図D-5参照）してみると、「行政活動の効率性の向上や住民サービスの充実を図るため」、「職員の意識改革を図るため」は近畿圏、首都圏ともに高いが、近畿圏の方が10ポイント以上高い結果となった。「予算編成に活用するため」では、近畿圏（54.2%）が首都圏（35%）より19ポイントも高い。また、「実施計画のローリングに活用するため」

でも若干であるが、近畿圏の方が高い。それに比べ、「行政活動の目標や成果を住民にわかりやすく示すため」、「行政活動への住民の関心を高め、住民参加を促進するため」では、近畿圏よりも首都圏の方が高くなっている。このことから考えると、事務事業評価を行う理由としては、近畿圏では首都圏に比べて、より行政内部の改革等に目を向けていると思われ、逆に首都圏においては、住民への情報公開・情報提供等、より住民に目を向けているように思われる。

次に、問25-1-1では、実施計画のローリングを毎年行っている101自治体に、毎年行う理由を複数回答により尋ねた（結果報告書、p.134、図D-25参照）。

「実施計画の見直しを、予算編成に反映させるため」が90.1%、「事務事業評価の結果を、実施計画に反映させるため」が6.9%となっており、実施計画のローリングを毎年行う理由としては、圧倒的に「実施計画の見直しを、予算編成に反映させるため」が多い結果となっている。

また、問25-1-2で、実施計画のローリングの時期が事務事業評価の時期や予算編成の時期とどのような関係かを尋ねた（結果報告書、p.135~136、図D-27・28参照）。

「事務事業評価の後に、実施計画のローリングを行っている」が32.0%あるにもかかわらず、問25-1-1での「実施計画に反映させるため」との回答が6.9%にとどまっていることを考えると、実施計画と予算編成は密接に関係しているが、実施計画と事務事業評価は関係が希薄であることがわかる。ただし、事務事業評価自体導入して間もない自治体が多いと思われ、実施計画や予算との連携がまだ不十分であろうことも考えられる。先に見たように、事務事業評価を「行っている理由、きっかけ」の回答として、「予算編成に活用するため」が45.5%あったことから、今後、事務事業評価自体が定着してくれば、実施計画や予算との連携をはかって行く自治体が増えてくるであろう。

#### IV. おわりに

「総合計画」については、その捉え方や位置づけは、自治体毎に異なって当然であるが（結果報告書、p.155、問28参照）、今後、その位置づけを明確に定義していく必要が出てくるのではないかと思う。現在、北海道ニセコ町が制定した「ニセコ町まちづくり基本条例」を皮切りに、自治基本条例策定の動きが各地でおこっている。その自治基本条例に「総合計画」を位置づけ、評価や予算だけでなく、法務との関係の定めを設けることにより、「総合計画」の実行・実現をより実効性あるものにするのが可能になるであろう。このようなことも今後考えていかなければいけないのではないであろうか。

「総合計画」とは話がズレるが、私が他の自治体の方たちと話しをする中で一番思うことは、本来「総合計画」を策定し、進行管理する企画担当部門が、しだいに事業やイベントを抱え込み、現実的には事業部門化してしまっている、そのような自治体が多いのではないかということである。人員的な問題等もあろうが、企画担当部門が本来の「企画」という業務に専念できるよう、もう一度、組織なり業務なりを見直すことが、また欲を言えば、各事業部門（課単位で難しければ、部単位）に企画機能を担う部門なり職員を設置・配置し、企画担当部門は各事業部門の全庁的な企画機能を調整していくことができればと思うのである。

最後になったが、今回、この地方分権ゼミナールを受講するにあたり、大変お世話になった講師の拾井先生をはじめ、このような機会を設けていただいたマッセO S A K Aの皆様にも心よりお礼を申しあげたい。また、忙しい業務の中、こころよく研修に送り出してくれた職場の上司や先輩に感謝の意を表し、雑多な文章を終わりたい。

## 「ゼミナール概要・参加者名簿」

### ○ 「ゼミナール：政策形成基礎調査研究」の目的

市町村行政を遂行する中で、政策形成過程における基礎データ収集の重要性はますます大きくなる。本ゼミナールでは、基礎データ収集について研究し、市町村職員の政策形成能力向上を図ることを目的とする。

### ○ ゼミナールの運営方法

指導助言者による講義で、基礎データ収集手法について基本的な事項を学ぶ。今年度はその中から、特に「アンケート調査」手法について、その設計・分析方法などの基礎を学ぶ。さらに、実際にアンケート調査票を作成し、抽出した市町村に対し送付し、その回答の分析を試みる。なお、アンケートテーマは総合計画とし、調査内容は研究員の議論により決定する。

### ○ 指導助言者

財団法人 日本システム開発研究所調査役 拾井 雅人 さん

### ○ ゼミナール活動の経過

開催回数	日 程	検 討 内 容
第 1 回	平成 14 年 6 月 5 日	・アンケート調査の講義 ・アンケート調査についての意見交換
第 2 回	平成 14 年 6 月 19 日	・アンケート調査の講義 ・アンケート調査企画についての意見交換
第 3 回	平成 14 年 7 月 3 日	・アンケート調査の講義 ・アンケート調査票の作成
第 4 回	平成 14 年 7 月 10 日	・アンケート送付作業
	平成 14 年 7 月 31 日	・アンケート回収締め切り（入力作業開始）
第 5 回	平成 14 年 9 月 4 日	・アンケート調査の講義 ・アンケート調査結果についての意見交換
第 6 回	平成 14 年 9 月 18 日	・アンケート調査の講義 ・アンケート調査報告書についての意見交換

### ○参加者名簿

自治体名	所 属 名	氏 名
交 野 市	企 画 部 企 画 調 整 課	山 埜 勝 哉
高 槻 市	総 務 部 行 財 政 改 革 推 進 室	橋 爪 浩 樹
茨 木 市	企 画 財 政 部 企 画 調 整 課	神 谷 邦 夫
堺 市	西 支 所 地 域 振 興 課	米 村 かおる
吹 田 市	企 画 部 政 策 推 進 室	池 田 立 夏
豊 中 市	教 育 委 員 会 管 理 部 学 務 課	別 所 隆
豊 中 市	人 権 文 化 部 文 化 国 際 課	高 橋 明
寝 屋 川 市	企 画 財 政 部 企 画 政 策 室	岡 本 隆 史
岸 和 田 市	企 画 調 整 部 企 画 課	田 中 浩 二

**地方分権ゼミナール  
政策形成基礎調査研究報告書**

平成15年1月発行

編集・発行：財団法人 大阪府市町村振興協会  
おおさか市町村職員研修研究センター  
〒540-0008

大阪府中央区大手前3-1-43  
大阪府新別館南館内

TEL 06-6920-4565

FAX 06-6920-4561

E-mail center-tr@masse.opas.gr.jp.



古紙配合率100%再生紙を使用しています